

1 第198回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第198回国会(常会)は、1月28日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月26日までの150日間であった。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、懲罰委員長の辞任及び選挙、7特別委員会(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興)の設置等が行われた。また、5月15日の本会議で、賀詞案起草に関する特別委員会が設置された。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生)の設置等が行われたほか、5月9日の本会議で、天皇陛下御即位に当たり賀詞起草委員会が設置された。

(平成三十年度第2次補正予算)

1月28日、平成三十年度第2次補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、2月5日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、2月6日から予算委員会において質疑が行われ、同7日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(1)参照)。

(政府4演説)

1月28日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、河野外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び茂木国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で同30日及び31日、参議院で同31日及び2月1日にそれぞれ行われた。

(平成三十一年度総予算)

平成三十一年度総予算は、1月28日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月1日に予算委員会、同2日に本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月4日から予算委員会において審議が行われ、同27日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(2)参照)。

(大臣の辞任)

4月10日の会合において櫻田国務大臣が東日本大震災の復興に関連して不適切な発言をし、同11日辞任、後任として鈴木国務大臣が就任した。

(常任委員長解任決議案)

6月20日、立憲、民主、維希、共産及び沖縄から予算委員長金子原二郎君解任決議案が提出され、同21日の本会議で否決された。

(大臣問責決議案、戒告決議案)

6月20日、立憲、民主、共産及び沖縄

から財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案が提出され、同21日の本会議において否決された。また、同20日、維希から提出された財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君戒告決議案は、会期終了に伴い審議未了となった。

（内閣総理大臣問責決議案）

6月21日、立憲、民主、共産及び沖縄から、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案が提出され、同24日の本会議において否決された。

（内閣不信任決議案）

6月25日、衆議院において安倍内閣不信任決議案が提出され、同日の衆議院本会議において否決された。

（慶賀）

3月8日の本会議において、天皇陛下御即位三十年につき慶賀の意を表するため、天皇陛下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、賀詞は議長に一任することに決した後、議長は賀詞を朗読した。議長は同14日、皇居において天皇陛下にお目にかかり賀詞を奉呈し、同15日の本会議で賀詞を奉呈した旨報告した。

また、5月15日の本会議において、天皇陛下御即位につき慶賀の意を表するため、天皇陛下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、御即位につき天皇陛下に奉呈する賀詞案起草のため、賀詞案起草に関する特別委員会を設置することに決した。同日、休憩を挟み再開後の本会議

で、賀詞案起草に関する特別委員長から報告があった後、特別委員会起草の賀詞案は可決された。議長は、同16日、皇居において天皇陛下にお目にかかり賀詞を奉呈し、同17日の本会議で賀詞を奉呈した旨報告した。

（参議院規則一部改正等）

参議院議員の定数の改正に伴い、内閣委員会、法務委員会及び農林水産委員会の委員の数を20人から21人に改める「参議院規則の一部を改正する規則案」が6月19日提出され、同21日議決された。

また、会議録、委員会等の会議録、委員長等から議長に提出される報告書等、質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書並びに請願文書表について、経費の節減等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これらを各議員に提供することができるよう改める「参議院規則の一部を改正する規則案」、憲法審査会の会議録について、経費の節減等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供することができることとする「参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案」及び委員会等の会議録の各議員への提供の方法の変更に伴い、情報監視審査会の会議録の印刷及び配付に関する規定を整理する「参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案」が、6月26日提出され、同日議決された。

2 予算・決算

（1）平成三十年度第2次補正予算
平成三十年度第2次補正予算2案は、

1月28日、衆議院に提出された。
衆議院では、予算委員会において、2

月1日に趣旨説明を聴取し、同4日から質疑を行った。同5日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

2月5日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、2月6日に趣旨説明を聴取し、同日及び翌7日に総括質疑を行い、同7日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

2月7日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

(2) 平成三十一年度総予算

平成三十一年度総予算3案は、1月28日、衆議院に提出され、2月1日に衆議院予算委員会、同6日に参議院予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、2月8日から質疑を行った。3月1日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月1日の本会議において、総予算3案の討論に入ったが、午後11時49分に延会となり、翌2日午前0時12分開会の本会議で3月1日の議事を継続し、総予算3案の討論を行った後、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月4日及び同5日に基本的質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、その後、一般質疑を同7

日、8日、15日、22日及び26日に行った(財務大臣及び関係大臣出席)。

このほか、集中審議(安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席)を、3月6日(統計問題・内外の諸情勢)、13日及び14日(社会保障・内外の諸情勢)、18日(安全保障・内外の諸情勢)及び25日(安倍内閣の基本姿勢)に行った。

また、3月12日に公聴会を行ったほか、同19日及び20日(外交防衛委員会については委嘱する期間に同22日を追加)には、各委員会における委嘱審査を行った。

3月27日には、締めくくり質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

(3) 平成二十九年度決算

平成二十九年度決算外2件は、第197回国会の平成30年11月20日に提出された後、参議院では、今国会の平成31年1月29日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。

決算委員会では、4月4日、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った後、4月8日から令和元年5月22日まで6回にわたり省庁別審査を、6月3日に准総括質疑を行い、6月10日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成二十九年度決算は是認すべきものと、7項目について内閣に警告す

べきものと決定した。次いで平成二十九年
度決算審査を踏まえた措置要求決議を
行った。また、平成二十九年度の国有財
産関係 2 件は、いずれも是認すべきもの
と決定した。

6月14日の本会議において、討論を行
い、採決の結果、平成二十九年
度決算は委員長報告のとおり是認することとし、
内閣に対し警告することに決した。また、
平成二十九年
度国有財産関係 2 件はいず
れも委員長報告のとおり是認することに
決した。

なお、平成31年 4 月 8 日の決算委員会

では、平成二十八年度決算に関する本院
の議決等について政府の講じた措置の説
明を聴取した。

平成二十九年
度予備費 2 件は、令和元
年 6 月 3 日の決算委員会で概要説明を聴
取した後、平成二十九年
度決算外 2 件と
一括して質疑を行い、同日質疑を終局し
た後、討論を行い、採決の結果、いず
れも承諾を与えるべきものと議決した。

6月5日の本会議において、平成二十
九年
度予備費 2 件はいずれも承諾するこ
とに決した。

3 法律案・条約・決議等

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出57件、
継続 1 件のうち、55件が成立した (成立
率94.8%)。

参議院議員提出法律案は、今国会提出
34件のうち、4 件が成立した (成立率11.
8%)。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出
36件、継続33件のうち、11件が成立した
(成立率15.9%)。

条約は、今国会提出10件の全てが成立
した (成立率100%)。

議決案件は、今国会提出 1 件が成立し
た (成立率100%)。

決議案は、今国会提出 5 件のうち、 1
件が成立した (成立率20%)。

(1) 平成三十一年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」
(閣法第 3 号) は 2 月 5 日に、「地方税
法等の一部を改正する法律案」(閣法第

4 号) 「特別法人事業税及び特別法人事
業譲与税に関する法律案」(閣法第 5 号)
「森林環境税及び森林環境譲与税に関す
る法律案」(閣法第 6 号) 及び「地方交
付税法等の一部を改正する法律案」(閣
法第 7 号) は同 8 日に、それぞれ衆議院
に提出された。

衆議院では、閣法第 3 号について、 2
月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質
疑を行った。その後、同法律案が付託さ
れた財務金融委員会で、同19日に趣旨説
明を聴取し、同日より質疑を行った。 3
月 1 日に質疑を終局した後、討論を行い、
採決の結果、同法律案を可決すべきもの
と決定した。

また、閣法第 4 号から閣法第 7 号につ
いては、 2 月15日の本会議で趣旨説明を
聴取し、質疑を行った。その後、各法律
案が付託された総務委員会で、同19日に
趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行

った。3月1日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、各法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月2日の本会議において、閣法第4号から閣法第7号は、討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第3号が討論の後、可決され、上記5法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第3号について、3月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同12日に趣旨説明を聴取し、同14日より質疑を行った。同20日に質疑を終局し、同27日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第4号から閣法第7号については、3月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された総務委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同20日に質疑を終局し、同27日に討論を行い、採決の結果、各法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、閣法第4号から閣法第7号は、討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第3号が、討論の後、可決され、上記5法律案は成立した。

(2) 特定防衛調達特措法改正案

防衛力の計画的な整備を引き続き実施していく必要性に鑑み、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の有効期限を5年延長し、平成36年3月31日までとするため、2月8日、「特定防衛調達に係る

国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案」(閣法第13号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された安全保障委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同8日に質疑を行った。同日に質疑を終局し、討論の後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月12日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された外交防衛委員会で、同19日に趣旨説明を聴取し、同日質疑を行った後、質疑を終局した。同27日に民主提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(3) 建築物省エネ法改正案

建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るため、建築士に対する小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及びその結果の建築主への説明の義務付け、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充等を主な内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の

一部を改正する法律案」(閣法第27号)が、2月15日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同12日に趣旨説明を聴取し、同17日に質疑を行った。同日、質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月23日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同25日に趣旨説明を聴取し、5月9日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(4) 大学等修学支援法案

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講じるため、2月12日、「大学等における修学の支援に関する法律案」(閣法第21号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、

同法律案が付託された文部科学委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。4月10日に国民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案に対し質疑を行い、質疑を終局した。その後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、原案及び両修正案について討論を行い、採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月11日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文部科学委員会で同23日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月9日に質疑を終局し、民主及び共産がそれぞれ提出した修正案について趣旨説明を聴取した後、原案及び両修正案について討論を行い、採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(5) 民事執行法等改正案

民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行うため、2月19日、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第28号)が衆議院に提出

された。

衆議院では、3月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で同26日に趣旨説明を聴取し、4月2日から質疑を行った。同10日に質疑を終局し、同12日、国民が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案に対し討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月16日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された法務委員会で、同23日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同25日から質疑を行った。5月9日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(6) 子ども・子育て支援法改正案

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じるため、2月12日、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」(閣法第15号)が、衆議院に提出された。

衆議院では、3月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同

13日に趣旨説明を聴取し、同15日より質疑を行った。同28日には、内閣委員会文部科学委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。4月3日に質疑を終局した後、立憲及び国民が共同提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案に対し討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月9日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月12日の本会議において、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同18日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。その後、同25日に内閣委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。5月9日に質疑を終局した後、民主提出の修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案に対し討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(7) 女性活躍推進法改正案

女性を始めとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、行動計画の策定等が義務付けられる事業主の範囲を拡大するほか、いわゆるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する国、事業主及び労働者の努力義務を定めるとともに、事業主に対してパワーハラスメント防止のための相談体制の整備その他の雇用管理上の措置

を義務付ける等の措置を講じるため、3月8日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第38号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月12日の本会議で、同法律案、「業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案」(衆第2号)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律案」(衆第3号)及び「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」(衆第4号)の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された厚生労働委員会において、同日趣旨説明をそれぞれ聴取し、同16日から質疑を行った。同19日に各法律案について質疑を終局し、同24日に閣法第38号に対する共産提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、各法律案及び修正案について討論を行い、順次採決の結果、衆第2号、衆第3号及び衆第4号を否決すべきものと決定し、次いで閣法第38号に対する修正案を否決し、閣法第38号を原案どおり可決すべきものと決定した。

4月25日の本会議において、討論の後、衆第2号、衆第3号及び衆第4号は否決、閣法第38号は可決され、閣法第38号は参議院に送付された。

参議院では、5月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会において、同14日に趣旨説明を聴取し、同16日から質疑を行った。同23日に質疑を終局し、同28日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定し

た。

5月29日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(8) 中小企業等経営強化法改正案

自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を講じるため、2月15日、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」(閣法第26号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同17日に趣旨説明を聴取し、同24日から質疑を行った。5月15日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同23日から質疑を行った。同28日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月29日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(9) 国有林野管理経営法改正案

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講じるため、2月26日、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第31号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月25日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、5月8日趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行い、同16日質疑を終局し、立憲提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、修正案及び原案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月21日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、同23日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月4日に質疑を終局し、討論の後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(10) 障害者雇用促進法改正案

障害者の雇用を一層促進するため、事

業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じるため、3月19日、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第53号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月23日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同24日趣旨説明を聴取し、同26日から質疑を行った。5月10日に質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同30日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月6日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月7日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(11) 国会議員歳費法改正案

国会議員又は参議院議員の歳費について、減額又は一部返納の措置を講じようとする「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」を改正する法律案は、4本の参法が議院運営委員会に付託された。

自民、公明及び無ク案(参第1号)は2月8日に提出、維希案(参第3号)は同14日に提出され、両法律案は4月19日

に付託された。その後、参第1号が5月28日に撤回、同日新たな自民、公明及び無党派（参第26号）が提出され、同29日に付託、同30日には立憲案（参第29号）が提出され、同31日に付託された。

参第3号及び参第26号については5月29日に、参第29号については5月31日にそれぞれ趣旨説明を聴取し、各法律案につき6月3日に質疑を行い、同日質疑を終局し、討論を行い、順次採決の結果、参第3号を否決すべきもの、参第26号を可決すべきもの、参第29号を否決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、各法律案につき討論の後、採決の結果、参第3号は否決、参第26号は可決、参第29号は否決され、参第26号は衆議院に送付された。

衆議院では、参第26号が付託された議院運営委員会で、6月17日に趣旨説明を聴取し、同日に質疑を行った。同日、質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、参第26号を可決すべきものと決定した。

6月18日の本会議において、参第26号は、討論の後、可決され、成立した。

（12）児童福祉法等改正案

児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき関係機関の明確化等の措置を講じるため、3月19日、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」（閣法第55号）が衆議院に提出された。

衆議院では、5月10日の本会議で、「児

童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」（衆第7号）とともに趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された厚生労働委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同17日から質疑を行った。同24日、衆第7号の撤回を許可し、閣法第55号について、質疑を終局した後、自民、立憲、国民、公明、共産、維新及び社保の共同提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案に対し討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、閣法第55号を修正議決すべきものと決定した。

5月28日の本会議において、同法律案は、討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、6月5日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同6日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同11日から質疑を行った。同18日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

（13）日本国憲法第八条の規定による議決案

皇室が、即位の礼を機に、本年10月11日から11月29日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けられることとする「日本国憲法第八条の規定による議決案」（閣議第1号）が、6月7日、衆議院に提出され

た。

衆議院では、付託された内閣委員会で6月12日に趣旨説明を聴取し、直ちに採決の結果、可決すべきものと決定した。

6月13日の本会議において、同議決案は可決され、参議院へ送付された。

参議院では、付託された内閣委員会で6月20日に趣旨説明を聴取し、直ちに採

決の結果、可決すべきものと決定した。

6月21日の本会議において、同議決案は可決された。

(14) 決議案

参議院では、6月26日の本会議において、国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案が可決された。

4 調査会

第192回国会に設置された「国際経済・外交に関する調査会」、「国民生活・経済に関する調査会」は、それぞれ5月22日にこれまでの調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、同24日に本会議で口頭報告を行った。

また、同じく第192回国会に設置された「資源エネルギーに関する調査会」は、5月31日にこれまでの調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、6月5日に本会議で口頭報告を行った。

（国際経済・外交に関する調査会）

国際経済・外交に関する調査会は、「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、3年目に行われた「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」についての調査を中心に議論の概要を取りまとめるとともに、8

項目の提言を行っている。

（国民生活・経済に関する調査会）

国民生活・経済に関する調査会は、3年間を通じ「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」について調査を行った。最終報告では、調査の内容を踏まえ、「経済・生活環境をめぐる課題の解決」、「子どもの貧困の解消」、「住まいの確保」及び「地域コミュニティの活性化」について提言を行っている。

（資源エネルギーに関する調査会）

資源エネルギーに関する調査会は、「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」について3年間にわたり調査を行った。最終報告においては、3年目に行われた「我が国資源エネルギーの展望」についての調査を中心に議論の概要を取りまとめるとともに、政府及び関係者に要請を行うものとして、技術革新の実現に向けて強化すべき研究開発に関する提言を行っている。

5 その他

(1) 国会同意人事案件

今国会に提出された27機関97名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(2) 党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が6月19日に開会され、枝野幸男立憲民主党代表、玉木雄一郎国民民主党代表、志位和夫日本共産党中央委員会幹部会委員長及び片山虎之助日本維新の会共同代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(3) 情報監視審査会

情報監視審査会は6回開催された。1月31日、3月1日及び5月31日は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、特定秘密の指定の状況について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。

1月31日及び5月31日には特定秘密の提示を求めることを決定し、2月14日に内閣官房及び警察庁から、6月19日に公安調査庁及び海上保安庁から、それぞれ提示された特定秘密について政府から説明を聴取し、質疑を行った。6月26日には、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、宮腰国務大臣に対し質疑を行い、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、政府に対し質疑を行った。

2 参議院役員等一覽

役員名		召集日(31. 1.28)	会期中選任
議長		伊達 忠一(無)	
副議長		郡司 彰(無)	
常任委員長	内閣 総務 法務 外交防衛 財政金融 文教科学 厚生労働 農林水産 経済産業 国土交通 環境 基本政策 予算 決算 行政監視 議院運営 懲罰	石井 正弘(自民) 秋野 公造(公明) 横山 信一(公明) 渡邊 美樹(自民) 中西 健治(自民) 上野 通子(自民) 石田 昌宏(自民) 堂故 茂(自民) 浜野 喜史(民主) 羽田 雄一郎(民主) 那谷屋 正義(立憲) 鉢呂 吉雄(立憲) 金子 原二郎(自民) 石井 みどり(自民) 中川 雅治(自民) 末松 信介(自民) 室井 邦彦(維希)	
特別委員長	災害対策 沖縄・北方 倫理選挙 拉致問題 ODA 消費者問題 震災復興 賀詞案起草	山本 博司(公明) 石橋 通宏(立憲) 渡辺 猛之(自民) 山谷 えり子(自民) 松山 政司(自民) 宮沢 洋一(自民) 徳永 工リ(民主)	末松 信介(自民) 元. 5.15
調査会長	国際経済 国民生活 資源	水落 敏栄(自民) 増子 輝彦(民主) 鶴保 庸介(自民)	
	憲法審査会会長	柳本 卓治(自民)	
	情報監視審査会会長	中曽根 弘文(自民)	
	政治倫理審査会会長	吉田 博美(自民)	
	事務総長	郷原 悟	

召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	元.7.28 任期満了			4.7.25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・国民の声	122 (19)	19 (5)	46 (4)	65 (9)	20 (5)	37 (5)	57 (10)
立憲民主党・民友会・希望の会	28 (7)	5 (3)	6 (1)	11 (4)	7 (1)	10 (2)	17 (3)
国民民主党・新緑風会	27 (7)	5	5	10	5 (2)	12 (5)	17 (7)
公 明 党	25 (5)	7 (1)	4 (1)	11 (2)	7	7 (3)	14 (3)
日本維新の会・希望の党	15 (4)	5 (1)	4 (1)	9 (2)	3 (1)	3 (1)	6 (2)
日 本 共 産 党	14 (5)	5 (1)	3 (2)	8 (3)	5 (2)	1	6 (2)
無 所 属 ク ラ ブ	2 (2)	0	1 (1)	1 (1)	0	1 (1)	1 (1)
沖 縄 の 風	2 (1)	0	1 (1)	1 (1)	0	1	1
各派に属しない議員	3	0	1	1	1	1	2
合 計	238 (50)	46 (11)	71 (11)	117 (22)	48 (11)	73 (17)	121 (28)
欠 員	4	2	2	4	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

()内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は令和元年7月28日任期満了、○印の議員は令和4年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 自由民主党・国民の声 】

(1 2 5 名)

○足立 敏之 (比 例)	○阿達 雅志 (比 例)	愛知 治郎 (宮 城)
○青木 一彦 (鳥取・島根)	○青山 繁晴 (比 例)	赤池 誠章 (比 例)
○朝日 健太郎 (東 京)	有村 治子 (比 例)	井上 義行 (比 例)
井原 巧 (愛 媛)	石井 準一 (千 葉)	○石井 浩郎 (秋 田)
石井 正弘 (岡 山)	石井 みどり (比 例)	石田 昌宏 (比 例)
○磯崎 仁彦 (香 川)	磯崎 陽輔 (大 分)	○猪口 邦子 (千 葉)
○今井 絵理子 (比 例)	○岩井 茂樹 (静 岡)	○宇都 隆史 (比 例)
○上野 通子 (栃 木)	○江島 潔 (山 口)	衛藤 晟一 (比 例)
○小川 克巳 (比 例)	○小野田 紀美 (岡 山)	尾辻 秀久 (鹿児島)
○大家 敏志 (福 岡)	大沼 みずほ (山 形)	大野 泰正 (岐 阜)
太田 房江 (比 例)	○岡田 直樹 (石 川)	○岡田 広 (茨 城)
○片山 さつき (比 例)	○金子 原二郎 (長 崎)	木村 義雄 (比 例)
北村 経夫 (比 例)	○こやり 隆史 (滋 賀)	古賀 友一郎 (長 崎)
上月 良祐 (茨 城)	○佐藤 啓 (奈 良)	佐藤 信秋 (比 例)
佐藤 正久 (比 例)	酒井 庸行 (愛 知)	山東 昭子 (比 例)
○自見 はなこ (比 例)	島田 三郎 (島 根)	島村 大 (神奈川)
○進藤 金日子 (比 例)	○末松 信介 (兵 庫)	世耕 弘成 (和歌山)
○関口 昌一 (埼 玉)	○そのだ 修光 (比 例)	○高階 恵美子 (比 例)
高野 光二郎 (高 知)	高橋 克法 (栃 木)	滝沢 求 (青 森)
滝波 宏文 (福 井)	武見 敬三 (東 京)	柘植 芳文 (比 例)
塚田 一郎 (新 潟)	○鶴保 庸介 (和歌山)	堂故 茂 (富 山)
○徳茂 雅之 (比 例)	豊田 俊郎 (千 葉)	中泉 松司 (秋 田)
○中川 雅治 (東 京)	○中曽根 弘文 (群 馬)	○中西 健治 (神奈川)
○中西 哲 (比 例)	○中西 祐介 (徳島・高知)	中野 正志 (比 例)
長峯 誠 (宮 崎)	○二之湯 智 (京 都)	二之湯 武史 (滋 賀)
西田 昌司 (京 都)	○野上 浩太郎 (富 山)	○野村 哲郎 (鹿児島)
羽生田 俊 (比 例)	○長谷川 岳 (北海道)	馬場 成志 (熊 本)
橋本 聖子 (比 例)	林 芳正 (山 口)	平野 達男 (岩 手)
○福岡 資麿 (佐 賀)	○藤井 基之 (比 例)	○藤川 政人 (愛 知)
○藤木 真也 (比 例)	○藤末 健三 (比 例)	古川 俊治 (埼 玉)
堀井 巖 (奈 良)	舞立 昇治 (鳥 取)	牧野 たかお (静 岡)
○松川 るい (大 阪)	○松下 新平 (宮 崎)	○松村 祥史 (熊 本)
松山 政司 (福 岡)	丸川 珠代 (東 京)	丸山 和也 (比 例)
三木 亨 (徳 島)	○三原じゅん子 (神奈川)	三宅 伸吾 (香 川)
○水落 敏栄 (比 例)	溝手 顕正 (広 島)	○宮沢 洋一 (広 島)
○宮島 喜文 (比 例)	宮本 周司 (比 例)	○元榮 太一郎 (千 葉)
森 まさこ (福 島)	森屋 宏 (山 梨)	柳本 卓治 (大 阪)

○山崎 正昭(福井)	山下 雄平(佐賀)	山田 修路(石川)
山田 俊男(比例)	○山田 宏(比例)	○山谷 えり子(比例)
山本 一太(群馬)	○山本 順三(愛媛)	吉川 ゆうみ(三重)
吉田 博美(長野)	和田 政宗(宮城)	○渡辺 猛之(岐阜)
渡辺美知太郎(比例)	渡邊 美樹(比例)	

【 国民民主党・新緑風会 】

(27名)

○足立 信也(大分)	○青木 愛(比例)	○伊藤 孝恵(愛知)
石上 俊雄(比例)	磯崎 哲史(比例)	大島 九州男(比例)
大塚 耕平(愛知)	○大野 元裕(埼玉)	○川合 孝典(比例)
○木戸口 英司(岩手)	○小林 正夫(比例)	○古賀 之士(福岡)
○櫻井 充(宮城)	榛葉 賀津也(静岡)	○田名部 匡代(青森)
○徳永 エリ(北海道)	羽田 雄一郎(長野)	○浜口 誠(比例)
浜野 喜史(比例)	藤田 幸久(茨城)	○舟山 康江(山形)
○増子 輝彦(福島)	○森 ゆうこ(新潟)	森本 真治(広島)
○矢田 わか子(比例)	○柳田 稔(広島)	山本 太郎(東京)

【 立憲民主党・民友会・希望の会 】

(27名)

相原 久美子(比例)	○有田 芳生(比例)	○石橋 通宏(比例)
○江崎 孝(比例)	小川 勝也(北海道)	○小川 敏夫(東京)
風間 直樹(新潟)	神本 美恵子(比例)	川田 龍平(比例)
○小西 洋之(千葉)	○斎藤 嘉隆(愛知)	○芝 博一(三重)
○杉尾 秀哉(長野)	○那谷屋 正義(比例)	長浜 博行(千葉)
○難波 奨二(比例)	野田 国義(福岡)	○白 眞勲(比例)
○鉢呂 吉雄(北海道)	○福島 みずほ(比例)	○福山 哲郎(京都)
○真山 勇一(神奈川)	牧山 ひろえ(神奈川)	又市 征治(比例)
○宮沢 由佳(山梨)	吉川 沙織(比例)	○蓮 舫(東京)

【 公 明 党 】

(25名)

○秋野 公造(比例)	○伊藤 孝江(兵庫)	○石川 博崇(大阪)
魚住 裕一郎(比例)	河野 義博(比例)	○熊野 正士(比例)
佐々木さやか(神奈川)	○里見 隆治(愛知)	杉 久武(大阪)
○高瀬 弘美(福岡)	○竹内 真二(比例)	○竹谷 とし子(東京)
○谷合 正明(比例)	新妻 秀規(比例)	○西田 実仁(埼玉)
○浜田 昌良(比例)	平木 大作(比例)	○三浦 信祐(神奈川)
○宮崎 勝(比例)	矢倉 克夫(埼玉)	山口 那津男(東京)
山本 香苗(比例)	山本 博司(比例)	○横山 信一(比例)
若松 謙維(比例)		

【日本維新の会・希望の党】

(15名)

○浅田	均(大阪)	東	徹(大阪)	○石井	章(比例)
○石井	苗子(比例)	○片山	大介(兵庫)	○片山	虎之助(比例)
儀間	光男(比例)	行田	邦子(埼玉)	清水	貴之(兵庫)
○高木	かおり(大阪)	中山	恭子(比例)	藤巻	健史(比例)
松沢	成文(神奈川)	室井	邦彦(比例)	山口	和之(比例)

【日本共産党】

(14名)

井上	哲士(比例)	○市田	忠義(比例)	○岩淵	友(比例)
紙	智子(比例)	吉良	よし子(東京)	倉林	明子(京都)
小池	晃(比例)	○田村	智子(比例)	○大門	実紀史(比例)
○武田	良介(比例)	辰巳	孝太郎(大阪)	仁比	聡平(比例)
山下	芳生(比例)	○山添	拓(東京)		

【無所属クラブ】

(2名)

アントニオ猪木(比例) 薬師寺みちよ(愛知)

【沖縄の風】

(2名)

○伊波 洋一(沖縄) 系数 慶子(沖縄)

【各派に属しない議員】

(4名)

○郡司	彰(茨城)	伊達	忠一(北海道)	○平山	佐知子(静岡)
○渡辺	喜美(比例)				

5 議員の異動

第197回国会閉会後及び今国会（31. 1.28召集）中における議員の異動

逝去

鴻池 祥肇君（自民・兵庫）

30.12.25 逝去

島田 三郎君（自民・島根）

元. 5. 8 逝去

辞職

渡辺美知太郎君（自民・比例）

31. 4.12 辞職

井上 義行君（自民・比例）

元. 6.26 辞職

会派解散

「希望の党」

31. 1.23 解散

「希望の会」

31. 1.24 解散

会派名変更

「日本維新の会」

31. 1.23 「日本維新の会・希望の党」に変更

「希望の会(自由・社民)」

31. 1.24 「希望の会」に変更

「立憲民主党・民友会」

31. 1.24 「立憲民主党・民友会・希望の会」に変更

所属会派異動・会派所属

- 30.12.25 立憲民主党・民友会に入会 -

長浜 博行君

- 31. 1.15 日本維新の会に入会 -

山口 和之君

- 31. 1.23 日本維新の会・希望の党に入会 -

行田 邦子君 中山 恭子君 松沢 成文君

- 31. 1.24 希望の会(自由・社民)を退会 -

青木 愛君 木戸口 英司君 森 ゆうこ君

山本 太郎君

- 31. 1.24 国民民主党・新緑風会に入会 -

青木 愛君 木戸口 英司君 森 ゆうこ君
山本 太郎君

- 31. 1.24 立憲民主党・民友会・希望の会に入会 -

福島 みずほ君 又市 征治君

- 31. 2.25 無所属クラブに入会 -

平山 佐知子君

- 31. 2.25 無所属クラブを退会 -

アントニオ猪木君

- 31. 2.25 国民民主党・新緑風会に入会 -

アントニオ猪木君

- 31. 3. 7 国民民主党・新緑風会を退会 -

藤田 幸久君

- 31. 3. 7 立憲民主党・民友会・希望の会に入会 -

藤田 幸久君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出57件（本院先議4件を含む）のうち、児童福祉法等改正案等54件が成立し、残る3件については、衆議院において2件が継続審査、1件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた1件が成立した。

参法は、新規提出34件のうち、国会議員歳費法改正案等4件が成立し、残る30件については、本院において2件が否決、27件が審査未了、1件が撤回となった。

衆法は、新規提出36件のうち、強制不妊救済法案等10件が成立し、残る26件については、衆議院において4件が否決、21件が継続審査、1件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた33件のうち、1件が成立し、残る32件については、衆議院において30件が継続審査、2件が撤回となった。

予算は、5件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出10件が、いずれも承認された。

議決案件は、新規提出1件が成立した。

承認案件は、新規提出3件のうち、2件が承認され、残る1件は衆議院で継続審査となった。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた2件が、いずれも承諾された。また、新規提出2件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、平成二十九年度決算外2件（第197回国会提出）が是認され、平成二十九年度NHK決算（第197回国会提出）は、審査に入るに至らなかった。

決議案は、5件提出された。このうち、国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢

献に関する決議案が可決され、残る4件については、3件が否決、1件が審査未了となった。

このほか、参議院規則改正案2件、参議院憲法審査会規程改正案、参議院情報監視審査会規程改正案が可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	5 7	5 4	0	0	0	2	0	1	
	衆 継	1	1	0	0	0	0	0	0	
参 法	新 規	3 4	4	0	2	2 7	0	0	0	撤回 1
衆 法	新 規	3 6	1 0	0	0	0	2 1	4	0	撤回 1
	衆 継	3 3	1	0	0	0	3 0	0	0	撤回 2
予 算		5	5	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	1 0	1 0	0	0	0	0	0	0	
議 決	新 規	1	1	0	0	0	0	0	0	
承 認	新 規	3	2	0	0	0	1	0	0	
予備費等	新 規	2	0	0	0	0	2	0	0	
	衆 継	2	2	0	0	0	0	0	0	
決算その他	継 続	4	3	0	0	1				
決 議		5	1	0	3	1				他に賀詞案 1
規 則		2	2	0	0	0				
規 程		2	2	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

内閣提出法律案（58件）（継続1件を含む）

両院を通過したもの（55件）（継続1件を含む）

- 1 平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
- 2 警察法の一部を改正する法律案
- 3 所得税法等の一部を改正する法律案
- 4 地方税法等の一部を改正する法律案
- 5 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案
- 6 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案
- 7 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 8 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 10 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
- 12 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
- 13 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 14 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 15 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案
- 16 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 17 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案
- 18 電波法の一部を改正する法律案
- 19 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 20 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 21 大学等における修学の支援に関する法律案
- 22 学校教育法等の一部を改正する法律案
- 23 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案
- 24 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案
- 25 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案
- 26 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案
- 27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案
- 28 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 29 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案
- 30 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案

- 31 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 32 特許法等の一部を改正する法律案
 - 33 自然環境保全法の一部を改正する法律案
 - 34 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 35 電気通信事業法の一部を改正する法律案
 - 36 放送法の一部を改正する法律案
 - 37 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
 - 38 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 39 道路運送車両法の一部を改正する法律案
 - 40 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案
 - 41 道路交通法の一部を改正する法律案
 - 42 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
 - 43 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案
 - 44 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
 - 45 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 46 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
 - 47 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 49 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 50 戸籍法の一部を改正する法律案
 - 51 民法等の一部を改正する法律案
 - 52 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
 - 53 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 55 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（修）
 - 56 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- （第196回国会提出）
- 56 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（修）
- 衆議院において閉会中審査するに決したもの（2件）
- 48 地域再生法の一部を改正する法律案
 - 54 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 衆議院において審査未了のもの（1件）
- 57 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
- 本院議員提出法律案（34件）
- 両院を通過したもの（4件）
- 26 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

- 27 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案
- 28 死因究明等推進基本法案
- 32 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案
- 本院において審査未了のもの（2件）
 - 2 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 17 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 本院において否決したもの（2件）
 - 3 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 29 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 撤回されたもの（1件）
 - 1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 本院において委員会等に付託されなかったもの（25件）
 - 4 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 5 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 6 地方自治法の一部を改正する法律案
 - 7 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
 - 8 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 9 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
 - 10 国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案
 - 11 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案
 - 12 公職選挙法の一部を改正する法律案
 - 13 政治資金規正法の一部を改正する法律案
 - 14 租税特別措置法の一部を改正する法律案
 - 15 政治資金規正法の一部を改正する法律案
 - 16 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 18 自衛隊法等の一部を改正する法律案
 - 19 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案
 - 20 領域等の警備に関する法律案
 - 21 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案
 - 22 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案
 - 23 消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案
 - 24 航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案
 - 25 日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案
 - 30 我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案
 - 31 国会法の一部を改正する法律案
 - 33 国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案
 - 34 国家戦略特別区域等に関する制度の運用における公正性及び透明性の確保を図るための国家戦略特別区域法等の一部を改正する法律案

両院を通過したもの(11件)(継続1件を含む)

- 1 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案
- 8 食品ロスの削減の推進に関する法律案
- 10 日本語教育の推進に関する法律案
- 11 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案
- 16 浄化槽法の一部を改正する法律案
- 17 棚田地域振興法案
- 18 愛玩動物看護師法案

(第197回国会提出)

- 13 学校教育の情報化の推進に関する法律案

衆議院において閉会中審査するに決したもの(51件)(継続30件を含む)

- 6 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案
- 9 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 民法の一部を改正する法律案
- 19 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案
- 20 青少年自然体験活動等の推進に関する法律案
- 21 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
- 22 熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 23 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案
- 24 エネルギー協同組合法案
- 25 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案
- 26 手話言語法案
- 27 視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案
- 28 多文化共生社会基本法案
- 29 自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通安全のために講ずべき措置に関する法律案
- 30 認知症基本法案
- 31 行政監視院法案
- 32 国会法の一部を改正する法律案
- 33 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案
- 34 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
- 35 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
- 36 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(第195回国会提出)

- 4 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
- 8 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

(第196回国会提出)

- 2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 4 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案
- 5 東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案
- 6 対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案
- 7 原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案
- 13 主要農作物種子法案
- 18 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 21 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案
- 30 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 31 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 32 公務員庁設置法案
- 33 農業者戸別所得補償法案
- 35 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 37 民法の一部を改正する法律案
- 38 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
- 39 保育等従業者の確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
- 40 産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案
- 42 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案

(第197回国会提出)

- 2 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 3 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 11 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
- 12 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案

衆議院において否決したもの(4件)

- 2 業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案
- 3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 労働安全衛生法の一部を改正する法律案
- 5 司法試験法等の一部を改正する等の法律案

撤回されたもの(3件)(継続2件を含む)

- 7 児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案

(第196回国会提出)

- 3 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

41 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

予算（5件）

両院を通過したもの（5件）

- 1 平成三十年度一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成三十年度特別会計補正予算（特第2号）
- 3 平成三十一年度一般会計予算
- 4 平成三十一年度特別会計予算
- 5 平成三十一年度政府関係機関予算

条約（10件）

両院を通過したもの（10件）

- 1 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件
- 4 二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
- 5 二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件
- 6 投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 7 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 8 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 9 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 10 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

議決を求めるの件（1件）

両院を通過したもの（1件）

- 1 日本国憲法第八条の規定による議決案

承認を求めるの件（3件）

両院を通過したもの（2件）

- 1 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 2 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

衆議院において閉会中審査するに決したものの（1件）

- 3 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講

じたことについて承認を求めるの件

予備費等承認を求めるの件（４件）（継続２件を含む）

両院を通過したもの（継続２件）

（第196回国会提出）

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

衆議院において閉会中審査するに決したものの（２件）

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

決算その他（４件）

是認すると議決したもの（３件）

（第197回国会提出）

平成二十九年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年度政府関係機関決算書

平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

委員会に付託されなかったもの（１件）

（第197回国会提出）

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

決議案（５件）

可決したもの（１件）

3 国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案

否決したもの（３件）

1 予算委員長金子原二郎君解任決議案

2 財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案

5 内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案

未了のもの（１件）

4 財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君戒告決議案

賀詞案（１件）

可決したもの（１件）

賀詞案（御即位につき天皇陛下に奉呈する賀詞案）

規則案（２件）

可決したもの（２件）

1 参議院規則の一部を改正する規則案

2 参議院規則の一部を改正する規則案

規程案（２件）

可決したもの（２件）

- 1 参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案
- 2 参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第1号)
(衆議院 31.2.5可決 参議院 2.7総務委員会付託 2.7本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成30年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額(5,311億円)について、普通交付税の増額(396億円)及び特別交付税の増額(700億円)を行った上で、残余の額(4,215億円)を同年度内に交付しないで、平成31年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

警察法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 31.3.12可決 参議院 3.27内閣委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について、警備局に警備運用部を設置するとともに、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、警察庁警備局に新たに警備運用部を設置し、同部の所掌事務を定める。
- 二、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置するとともに、管区警察局に警察支局を置くことができることとする。
- 三、警察庁長官官房の所掌事務に「所管行政に係る統計に関する事務の総括に関すること。」を加えるとともに、情報通信局の所掌事務のうち「犯罪統計を除く警察統計に関すること。」を削る。
- 四、この法律は、平成31年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】(31.3.28内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 政令で定めることとされる警察支局の設置については、政府内における機構・定員に関する審査、国家公安委員会による適切な管理等により厳格な運用を期すること。
- 二 中国四国管区警察局が広島市に置かれ、四国地方に管区警察局が所在しなくなることを踏まえ、四国地方において四国管区警察局が担ってきた監察、広域調整等の機能が低下することのないよう、万全の体制を整備するとともに、本法の施行後の中国四国管区警察局の業務の実施状況について随時確認するなど、必要な措置を講ずること。
- 三 四国地方において南海トラフ地震による甚大な被害が想定されていることを踏まえ、各種災害対策が迅速かつ効果的に行われるよう、警察において広域にわたる対応能力の更なる向上に努めること。

右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.8財政金融委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、消費税率の引上げに伴う対応、デフレ脱却と経済再生の実現、国際的な租税回避への効果的な対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消費税率の引上げに伴う対応等

- 1 消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間（現行10年間）を3年延長し、11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定する。
- 2 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置（エコカー減税）について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化する。
- 3 自動車税（地方税）の引下げの財源として、揮発油税及び地方揮発油税の税率の変更を行う。

二、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための対応

1 研究開発税制の見直し

オープンイノベーション型について、質の高い研究開発へ支援を強化する観点から、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（現行5%）に引き上げる。

総額型について、増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%（現行25%）に引き上げる。

高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合する。

2 個人事業者の事業承継税制の創設

新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設し（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）、事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予する。

三、国際的な租税回避への効果的な対応

BEPSプロジェクトを踏まえ、海外への過大な利払いや無形資産の移転を通じた租税回避に対してより効果的に対応するため、過大支払利子税制及び移転価格税制について見直しを行う。

四、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約1,000億円である。

【附帯決議】（31.3.27財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大に加え、税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。
特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、法人事業税

地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の創設にあわせて、法人事業税の税率の引下げを行う。

二、車体課税

自動車税の税率の引下げを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等を行う。

三、個人住民税

地方公共団体に対する寄附に係る寄附金税額控除における指定制度の導入等を行う。

四、その他

- 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、平成31年4月1日から施行する。

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税を創設し、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別法人事業税の創設

- 1 特別法人事業税は、法人の事業税の納税義務者に対して課する国税とし、法人の事業税額を課税標準とする。
- 2 税率は、資本金1億円以下の普通法人等について37パーセントとする等とする。
- 3 申告及び納付、賦課徴収等については、法人の事業税と併せて行う。

二、特別法人事業譲与税の創設

特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として人口の基準等により都道府県に対して譲与する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成31年10月1日から施行する。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(閣法第6号)

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税を創設し、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、森林環境税の創設

- 1 森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とし、年額1,000円とする。
- 2 賦課徴収等については、個人の市町村民税と併せて行う。

二、森林環境譲与税の創設

森林環境譲与税は、森林環境税の収入額を、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として私有林人工林面積、林業就業者数及び人口の基準により市町村及び都道府県に対して譲与する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成31年4月1日から施行する。

【附帯決議】(31.3.27総務委員会議決)

政府は、森林環境税及び森林環境譲与税創設の趣旨にのっとり本法の施行が円滑に進むよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、市町村を核とした新たな森林管理システムの整備が本法施行の重要な柱であり、市町村が主体となった私有人工林の森林整備促進が求められる。市町村が行うべき業務は、森林経営管理の判断、森林所有者の確定、境界の明確化、森林の適正管理や巡視など多岐にわたる。本法の目的が早急に達成されるよう市町村業務を支援していくこと。
- 二、本法施行に併せ、かねてから課題であった、森林整備に重要な路網の整備、木材利用を拡大するための川上と川下の連携強化による安定的、効率的な供給体制の構築と木材新需要の創出、鳥獣被害対策、主伐後の植栽による再造林、保育の確実な実施など、国においても対策を強化すること。
- 三、前2項の目的を達成するために市町村が創意工夫をもって業務の遂行ができるよう森林環境譲与税の使途について分かりやすく例を示すとともに、その運用に当たっては市町村の主体性を尊重すること。
- 四、市町村が林業経営者を評価するに当たっては、生産性(生産量)だけでなく、作業の質、持続性、定着性、地域経済への貢献、労働安全、賃金等の労働条件などを基準として評価できるように市町村を支援するとともに、この評価の基準を満たす健全な林業経営者を育成するために、森林に関する高度な知識、技術、経営に関する研修計画を企画し、実施すること。
- 五、市町村が、これまでの森林施策では対応できなかった奥地等の森林の整備等を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者等の活用の充実、必要な支援及び体制整備を図ること。
- 六、森林の育成には、林業労働力の確保・育成は不可欠である。国においては、林業就業者の所得の向上、労働安全対策を始めとする就業条件改善に向けた種々の対策強化を図ること。
- 七、山村振興に向け、都市と山村自治体の連携強化を図るため、森林整備協定に基づく森林整備等を一層推進すること。
- 八、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林環境譲与税による措置も含め、我が国全体で必要な森林整備が着実に進められるよう、所要の予算を確保するとともに、森林環境税を活用した森林整備等への国民の理解と協力が一層得られるよう、国は、森林整備の効果等について分かりやすく公表するなどの取組を進めること。
- 九、私有人工林の荒廃が進み、保水力低下、土砂災害の発生、野生鳥獣の生息地の破壊、花粉症り患者の急増など深刻な問題が生じていることが我が国の森林における重要な課題であることを認識し、森林環境譲与税を活用して、豊かな森再生のために、地域の自然条件等に応じて放置人工林の広葉樹林化を進めること。
- 十、広葉樹林化の施策は、実践例が乏しく、森林環境譲与税の交付を受ける市町村にその技術がなく、人材も不足していることから、森林環境譲与税で放置人工林の広葉樹林化が進むように、具体的な指針を示し、必要な支援を行うこと。
- 十一、既存の森林整備に係る補助金等は、放置人工林の広葉樹林化に利用が難しく、自治体独自の補助事業もほとんどないことに鑑み、放置人工林の広葉樹林化が各地で進むよう、必要な取組を行うこと。
- 十二、森林環境税及び森林環境譲与税制度について、各自治体における使途及び豊かな森林の公益的機能増進への効果を検証しつつ、必要がある場合には、豊かな森林環境の再生のために、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、所要の見直しを行うこと。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成31年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆1,809億円とする。
- 2 平成31年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 3 平成31年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに3,250億円を確保することとし、総額4,049億円とする。

二、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を創設する。

三、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 31.3.14可決 参議院 3.27総務委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成田国際空港の周辺地域における道路、農地及び農業用施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長するとともに、農地及び農業用施設の整備に係る国の負担割合の特例等の対象となる事業を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を10年間延長し、平成41年3月31日までとする。
- 二、水資源開発施設の改築を国の負担割合の特例等の対象となる事業に追加する。
- 三、この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 31.3.14可決 参議院 3.27財政金融委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率等の見直し

- 1 ヘキサメチレンジアミン等の基本税率を無税とするとともに、海藻製品の分類変更に伴い、税細分を新設し現行関税率を維持する。
- 2 パイオポリエチレンについて暫定税率を設定し無税とする。

二、暫定税率等の適用期限の延長等

- 1 平成31年3月31日に適用期限が到来する暫定税率(411品目)並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を1年延長する。
- 2 乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイについて、関税割当制度の対象に追加する。
- 3 平成31年3月31日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置(選択課税制度)

について、適用期限を2年延長する。

三、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

【附帯決議】(31.3.28財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入を阻止する観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 一 最近におけるグローバル化の進展やTPP11、日EU・EPAの発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、G20大阪サミット等の重要な国際的行事を迎える中、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安心・安全を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 31.3.19可決 参議院 3.27財政金融委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際復興開発銀行の増資に伴い、日本が同銀行に対して追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国際復興開発銀行に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、34億4,410万協定ドルの範囲内において出資することができる。
- 二、政府は、国際復興開発銀行に対して出資する合衆国ドルの一部を、国債で出資することができる。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第11号)

(衆議院 31.3.26可決 参議院 4.10経済産業委員会付託 4.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成37年に開催される国際博覧会(以下「博覧会」という。)が国家的に特に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際博覧会推進本部
 - 1 博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、国際博覧会推進本部(以下「本部」という。)を置く。
 - 2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - イ 博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)の案の作成に関すること。
 - ロ 基本方針の実施を推進すること。

八 博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

3 本部の長は、国際博覧会推進本部長とし、内閣総理大臣をもって充てる。

4 本部に、国際博覧会推進副本部長を置き、内閣官房長官及び国際博覧会担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

5 本部に、国際博覧会推進本部員を置き、本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

6 本部は、平成38年3月31日まで置かれるものとする。

二 基本方針

内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

三 博覧会協会

1 経済産業大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、博覧会の準備及び運営等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて1個に限り、博覧会協会として指定することができる。

2 博覧会協会としての指定は、平成40年3月31日までの間に限り、その効力を有する。

3 博覧会協会は、経済産業大臣に対し、毎事業年度、事業計画書等を提出しなければならない。また、役員を選任し、又は解任したときは、その旨を届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、博覧会協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

四 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

1 国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

2 寄附金付郵便葉書等は、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。

3 博覧会協会の要請に応じて博覧会協会に国の職員を派遣できるものとし、国家公務員共済組合法等の特例等、国の職員の派遣に関し必要な規定を整備する。

五 附則

1 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一、二及び五の2の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 内閣法の一部を改正し、本部が置かれている間、国務大臣の数の上限を1名増員する。

【附帯決議】(31.4.16経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマの下に開催される大阪・関西万博について、ソサエティー5.0を鍵としたSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指すとの趣旨に鑑み、その理念が途上国を含めた多くの国等に共有され、海外からの積極的な参加が得られるよう取り組むとともに、中小・ベンチャー企業、NPO、NGO及び地域住民等の多様な主体の幅広い参加を促進すること。

二 第四次産業革命に続く時代を先取りする博覧会となるよう、世界のイノベーションを促進する場を提供するとともに、それが、我が国における産業の活性化や新たな産業・ビジネスの創出につながるよう取り組むこと。また、地域の持続的な発展に向けて、跡地利用を含め大阪・関西万博の理念が継承できるよう努めること。

三 仮想現実（VR）等の活用により、博覧会会場を訪れることのできない国内外の人々も広く参加できる取組を行うとともに、身体等に障害のある人も広く参加し体験できる博覧会を目指すこと。

四 大阪・関西万博の準備及び運営に当たっては、防災対策、テロ対策、サイバーセキュリティ対策、訪日外国人を含め来場者の円滑な受入れ体制の整備、環境への配慮等に万全の措置を講ず

るとともに、現下の厳しい財政事情を踏まえて、諸経費の節減、効率的な事業運営の推進に留意すること。

五 博覧会協会の財務、業務の状況について、積極的な情報開示を促すとともに、「ジェンダー平等」等を掲げているSDGsの理念に沿った組織運営となるよう指示・監督に努めること。

六 内閣総理大臣が作成する基本方針の案の検討に当たっては、関係者の意見・要望等が反映されるよう配慮すること。また、基本方針の閣議決定後においても、博覧会の円滑な準備及び運営の推進に係る施策等の進捗状況について、適時に公表を行うこと。

七 国際博覧会担当大臣については、経済産業大臣等との職務分担を明確にした上で、博覧会に関する重要施策の企画、立案、総合調整等において主導的な役割を果たせるよう万全を期すこと。

なお、専任の担当大臣を発令する必要がなくなった場合には、発令を早期に終了すること。

右決議する。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院 31.3.14可決 参議院 3.19国土交通委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ5年間延長し、平成36年3月31日までとすることとする。

二 この法律は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（31.3.28国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発基本方針の策定に当たっては、地元の創意工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。

二 奄美群島及び小笠原諸島における定住の促進に資するため、医療・介護を始めとする生活環境の改善について具体的かつ充実した施策の実施に努めるとともに、両地域における交流人口の増大や物価格差の是正等のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。

三 奄美群島振興交付金制度は、主にソフト面での支援施策として、地域が主体的に施策を実施するためのものである趣旨に鑑み、積極的な活用が図られるようきめ細かな配慮をすること。また、大島紬・黒糖焼酎等の地場産業のより一層の活性化、奄美群島の条件不利性を克服するための情報通信産業の振興等が図られるよう配慮すること。

四 奄美群島及び小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であることから、その振興開発に当たっては、自然環境の保護・保全に積極的に取り組むとともに、エコツーリズム等の自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光振興が図られるよう配慮すること。

五 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等に鑑み、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、本土・奄美群島間の航空の利便性向上や小笠原諸島における航空路の開設を含め、必要となる取組に努めること。

六 奄美群島及び小笠原諸島は、台風の常襲地帯に位置するとともに、南海トラフ地震に伴う津波被害も想定されるなど、災害を被りやすい地理的・自然的条件にあることから、必要な防災・減災対策をより一層推進すること。

右決議する。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 31.3.12可決 参議院 3.15外交防衛委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の有効期限を5年延長し、平成36年3月31日までとするものである。

【附帯決議】(31.3.27外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、本特別措置法によらない国庫債務負担行為での調達契約と比較し、本特別措置法の適用による長期契約により縮減される経費の推定額を含めた適正な調達価格算定能力の向上は、本特別措置法の適切な運用に当たり不可欠なものであることに鑑み、信頼性及び客観性を持った金額を主体的に算定できるよう、体制や制度の構築に向けた取組を行うこと。
- 二、本特別措置法第3条に基づき、契約の概要と本特別措置法によらない国庫債務負担行為で契約する場合と比較した経費の縮減見込みを明らかにするとともに、長期契約に基づく支払の終了時には、それまでの支払実績の詳細(支払総額、長期契約によって縮減された最終的な金額、未精算の金額が発生した場合はその金額及び理由等)を遅滞なく公表することについて検討を進めること。
- 三、米国との間のFMS契約については、契約及び条件の見直し、納期等を米国政府の判断により変更可能な契約であることに鑑み、安定的な調達に資することが確認されない限り、本特別措置法の適用を厳に慎むこと。
- 四、FMS契約については、前払が前提のところ、契約履行後の精算手続が迅速に行われるよう米国に働きかけるとともに、縮減額等の支払実績の詳細を遅滞なく公表すること。なお、同契約に基づき国内企業に初度費等を支払う場合には、これを支払実績に含めること。

右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 4.15外交防衛委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編並びに日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定及び日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、航空自衛隊の警戒航空隊を警戒航空団に改編することに伴う規定の整備を行う。
- 三、即応予備自衛官の員数を改める。
- 四、カナダ及びフランスとの各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備を行う。
- 五、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、カナダ及びフランスの各軍隊を追加する。
- 六、本法律は、平成32年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 31.4.9可決 参議院 4.12内閣委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基本理念の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準は、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない旨を基本理念に追加する。

二、子育てのための施設等利用給付の創設

1 施設等利用費の支給

子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。市町村は、2の認定に係る小学校就学前子どもが、3のイにより市町村長が確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、当該認定に係る保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

2 支給要件

次のいずれかに該当する小学校就学前子どもの保護者であって市町村の認定を受けたものを対象とする。

イ 3歳以上の小学校就学前子ども

ロ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の小学校就学前子どもであって、保育の必要性があるもの

3 特定子ども・子育て支援施設等

イ 特定子ども・子育て支援施設等の確認

施設等利用費の支給に係る子ども・子育て支援施設等（認定こども園（特定教育・保育施設であるものを除く。）幼稚園（特定教育・保育施設であるものを除く。）特別支援学校（幼稚園に限る。）認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出がされたものに限り、認定こども園であるもの等を除く。以下同じ。）のうち内閣府令で定める基準を満たすもの、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業）の確認は、施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

ロ 勧告、命令等

市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者が、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるとき等は、勧告、命令、確認の取消し等を行うことができる。

三、費用等

施設等利用費の支給に要する費用は、原則として、市町村の支弁とし、政令で定めるところにより算定した額の2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担する。なお、国は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行による地方公共団体の地方消費税等の増収見込額が平成31年度において過小であること等に対処するため、平成31年度に限り、都道府県及び市町村に対して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する。

四、施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行する。

2 二の子育てのための施設等利用給付については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過する日までの間は、認可外保育施設を子ども・子育て支援施設等とみなして、この法律による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新法」という。）の規定（一部を除く。）を適用する。

3 市町村は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、当該市町村の条例で定めるところにより、2により子ども・子育て支援施設等とみなされる施設に係る二の1による施設等利用費の支給について、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち当該市町村の条例

で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り行うものとすることができる。

- 4 政府は、この法律の施行後2年を目途として、2及び3の施行の状況について、また、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について、それぞれ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(元.5.9内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 潜在的待機児童を含む待機児童の早急な解消、保育士の負担を軽減する配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び子どもの安全確保に係る質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 二 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、短時間労働の非常勤職員を含めた保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。
- 三 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて就職相談や職業紹介を行う体制の整備及び充実、処遇の改善、労働負荷の軽減策等、教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて予算の確保を含め所要の措置を講ずるものとする。
- 四 保護者の負担が重く待機児童数が多い0歳から2歳までの保育については、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。特に待機児童問題が解消するまでの間については、必要な子育て支援策を講ずること。
- 五 認可外保育施設に対する国の指導監督基準に満たない認可外保育施設は、5年間にわたり無償化の対象となるが、子どもの安全確保のため、特にベビーホテルに重点を置いた定期的な巡回指導を確実に行うよう地方自治体を指導すること。
- 六 幼児教育の無償化措置に便乗して、質の向上を伴わない保育料の上げを計画している私立幼稚園が多くあることは、幼児を持つ世帯の負担を軽減するという本法の趣旨に反するものであり、関係団体を通じて便乗値上げをしないよう求めること。
- 七 企業主導型保育事業者については保育の需給調整が必要なことから、市町村との連携を強化する措置を講ずること。あわせて本年度の実施機関の公募・選定に当たっては、全国の個別の保育事業所を確実に監査指導できる機関を選定するとともに、業務の引継ぎ若しくは継続が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 八 本法の施行後5年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第4条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

右決議する。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 31.4.23可決 参議院 元.5.10財政金融委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、金融機能早期健全化業務の終了の日における国庫納付

預金保険機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日において、内閣総理大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を国庫に納付することができる。

二、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れ

預金保険機構は、金融再生業務の終了の日又は金融機能早期健全化業務の終了の日において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定に繰入れをすることができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 4.16政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 元.5.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、最近の選挙の実情に対応し、天災等の場合における安全かつ迅速な開票に向けた規定の整備などを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

- 1 最近における選挙等の執行状況を踏まえ、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定などを設ける。
- 2 最近における物価の変動などを踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費などの基準額を改定する。

二、公職選挙法の一部改正

- 1 悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例などを踏まえ、安全かつ迅速な開票の観点から、開票区の設置に係る規定の整備を行う。
- 2 投票所の円滑な設置及び運営のため、投票管理者及び投票立会人の選任要件を緩和する。
- 3 選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、公職選挙法の改正に係る部分については平成31年6月1日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 31.4.23可決 参議院 4.25総務委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料の料額の改定等

- 1 電波利用料について、料額の区分のうち周波数帯等の区分を見直すとともに、その金額の改定を行う。
- 2 電波利用料の用途として、電波の伝わり方の観測、予報及び調査研究等や大規模災害に備えるための放送用設備の整備に係る補助金の交付を追加する。

二、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備

電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画の記載事項に、その特定基地局の無線通信を確保するための機能を付加した既設の特定基地局に関する事項や開設計画の認定を受けた者が納付すべき特定基地局開設料の額を追加するとともに、特定基地局開設料の収入相当額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備等に要する費用に充てる等の規定を整

備する。

三、実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備

電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を使用する実験等無線局の開設及び運用について、あらかじめ総務大臣に届出をした場合には、一定の期間に限りその無線設備を同法に定める技術基準に適合する無線設備とみなすこととする等の規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、特定基地局の開設計画の認定に関する改正規定等は公布の日から、実験等無線局の開設及び運用に係る特例に関する改正規定等は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.9総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務に要する費用を受益者である免許人等が負担する、いわゆる特定財源である。したがって、今後の電波利用料の見直しに当たっては、電波の利用状況等の変化に対応しつつ、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、使途、予算規模及び料額について、議論の透明性を確保し、一層の公平性・適正性の向上を図ること。
- 二、前項のうち、電波利用料の料額の改定については、免許人等が負担の水準を予測できるよう、3年ごとに検討することを原則とし、安易な電波利用料額の引上げは慎むこと。検討結果に基づいて所要の措置を講ずる場合においても、料額が急激に増加することのないよう留意すること。
- 三、電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料の共益費用としての性格や特定財源としての位置付けを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用共益事務への積極的な活用を図ること。
- 四、特定基地局の開設指針の策定及び同指針に基づく審査に当たっては、公平性・透明性を確保すること。
また、特定基地局開設料の使途については、電波の公平かつ能率的な利用を確保する電波法の趣旨に鑑み、最大限効率的に活用されるよう適正化を図るとともに、電波利用料と同様に、その実施状況について公表するなどの透明化を図ること。
- 五、公共用無線の高度化については、当該高度化を促すための財政措置等に万全を期すとともに、新たに電波利用料を徴収する公共用無線局の範囲を政令で定めるに当たっては、各無線局の特性や財政措置等の状況を適切に反映すること。また、公共用周波数の割当て・用途の開示を進めること。
右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 31.3.26可決 参議院 4.15法務委員会付託 4.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官のうち、判事の員数を40人増加し、2,125人に、判事補の員数を25人減少し、927人に、それぞれ改める。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人減少し、2万1,835人に改める。
- 三 この法律は、平成31年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一

部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 31.3.19可決 参議院 3.27外交防衛委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在スワジランド日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名を改める。
- 二、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。
- 四、この法律は、平成31年4月1日から施行する。

大学等における修学の支援に関する法律案(閣法第21号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 4.19文教科学委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、大学等における修学の支援は、文部科学大臣等の確認を受けた大学、高等専門学校及び専門学校(以下「確認大学等」という。)に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。
- 二、学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構が学生等に対して行う学資支給金の支給とし、これに要する費用は消費税率引上げによる財源を活用して、政府が補助する。
- 三、授業料等減免は、確認大学等の設置者が学生等に対して行う授業料及び入学金の減免とし、これに要する費用は消費税率引上げによる財源を活用して、国及び地方公共団体が支弁する。
- 四、文部科学大臣等は、授業料等減免を行おうとする大学等の設置者から、確認を求められた場合において、当該求めに係る大学等が社会で自立し、活躍できる人材育成のための教育を継続的・安定的に実施することができる大学等であるとの要件を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。
- 五、確認大学等の設置者は、在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるものを授業料等減免対象者として認定するものとする。
- 六、確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が偽り其他不正の手段により授業料等減免を受けたとき、学業成績が著しく不良となったと認められるとき等は、五の認定を取り消すことができる。
- 七、文部科学大臣等は、確認大学等が四の要件を満たさなくなったとき等の場合には、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。その際、授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、確認を取り消された大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、消費税率引上げの施行日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する。
- 九、政府は、この法律の施行後4年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

【附帯決議】(元.5.9文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」における「無償教育の漸進的な導入」の実現に向け、政府は教育費の負担軽減策に取り組むこと。

- 二、政府は、本支援制度の安定的運用及び更なる高等教育における教育費の負担軽減策を講じることができるよう、安定的な財源の確保に努めること。
 - 三、大学等の確認要件を文部科学省令で定めるに当たっては、大学の自治等への過度な干渉とならないよう、十分配慮すること。
 - 四、各高等学校等において本人の学習意欲や進学目的等を確認するに当たっては、公平性・公正性が確保され、学校によって運用にばらつきが生じないよう、判断基準等についてガイドライン等により各学校へ示すこと。
 - 五、学生等に対する支援の継続を判断するに当たり、相対評価による学業成績の判定においては、必ずしも本人の努力不足による成績不振とは言えない場合があることを踏まえ、低所得世帯の者の修学の支援という本支援制度の趣旨を没却することがないよう、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を適切に講じること。
 - 六、学生等ができる限り安心して学業に専念できるよう、支援を打ち切る場合や学資支給金を返還させる場合については、その判断基準や具体的な実施方法をあらかじめ明確にするなど、慎重な運用を行うこと。
 - 七、本法附則第3条による施行後4年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定その他学生等への経済的支援制度全般の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。また、見直しに際しては、検討過程において関係者の意見の聴取や情報公開の充実を図るなど、できる限り学生等のニーズに応えた制度設計が図られるよう努めること。
 - 八、高等教育に係る費用は中間所得層にとっても重い負担となっていることに鑑み、あらゆる財源確保に向けて努力し、各大学等による授業料の適切な設定を可能にするための環境整備に努めること。また、消費税率引上げに伴う授業料の便乗値上げが行われることのないよう、大学等に対し本支援制度の趣旨の周知徹底に努めること。
 - 九、政府及び独立行政法人日本学生支援機構は、本支援制度の実施により、学生等への経済的支援制度が複雑化することを踏まえ、学生等、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行うなど、貸与型奨学金制度を含む支援制度全般の更なる周知徹底に努めること。
 - 十、独立行政法人日本学生支援機構が行っている貸与型奨学金について、所得連動返還方式の対象者の拡大、返還期限の猶予、延滞金の賦課率、返還負担軽減のための税制など、返還困難者の救済制度の在り方の検討に努めること。
 - 十一、教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、有利子奨学金が事業費・貸与人数とともに無利子奨学金を上回っている現状を速やかに改善し、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと。
 - 十二、貸与型奨学金における人的保証については、奨学生及び保証人の負担が大きく、保証能力にも限界があることを踏まえ、保証機関の健全性を前提としつつ保証料の引下げをはじめとした負担軽減策を講じることにより、機関保証制度の利用促進に努めること。
 - 十三、独立行政法人日本学生支援機構は、本法の施行に伴い業務量の増加が見込まれる中においても本支援制度が円滑に実施されるよう万全を期すとともに、国は、そのための人員の拡充を行うなど、同機構の体制強化に努めること。
 - 十四、低所得世帯の子供たちの学習意欲を高めるため、ロールモデルの提示や教科指導等の支援を行うとともに、大学等へ安心して進学できるようにするため、専門家等による教育相談体制の整備充実を図ること。
- 右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 元.5.13文教科学委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするとともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、学校教育法の一部改正

大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けるとともに、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めるものとする。

二、国立大学法人法の一部改正

- 1 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とする。
- 2 国立大学法人が2以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合に、当該国立大学法人に、その設置する国立大学に係る学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事を置くことができることとする等の規定を整備する。
- 3 理事の員数が4人以上である国立大学法人において、学長が理事を任命するに当たっては、学外者が2人以上含まれるようにしなければならない。
- 4 国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第2項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請するものとする。

三、私立学校法の一部改正

- 1 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。
- 2 学校法人の役員の職務及び責任並びに理事会及び評議員会の議事等に係る規定を整備する。
- 3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、認証評価の結果を踏まえ、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。
- 4 文部科学大臣が所轄庁である学校法人の財産目録等の公表等に係る規定を整備する。

四、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成32年4月1日から施行する。

【附帯決議】(元.5.16文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、大学が自ら改革を実践し、その役割と使命を果たすことができるよう、大学に関する制度的枠組みや国による支援の在り方について継続的に検討するとともに、我が国の大学の国際的な競争力・研究力を下支える基盤的経費の拡充に向けた今後の財政的支援の在り方について検討すること。
- 二、大学に対し学生や社会が適切な評価を行うことができるよう、大学における教育研究の内容やその成果、経営状況等に関する情報公開を一層促進するとともに、学校法人による不祥事や不正等について速やかに公表するための仕組みについて検討すること。
- 三、認証評価における、大学評価基準への適合が認定されなかった大学に対する文部科学大臣からの資料提出要求については、当該大学の学問の自由、大学の自治への干渉とならないよう十分に留意すること。
- 四、認証評価と国立大学法人評価など類似の複数の評価制度が大学等の負担となっている現状について、「評価疲れ」を指摘する意見があることを踏まえ、大学評価の仕組みをより効率的なもの

とするため、評価に係る事務の簡素化や類似制度の整理統合について速やかに検討すること。また、評価の在り方を検討するに当たっては、大学関係者の意見を幅広く聴取するとともに、基礎研究を含む研究の多様性が尊重されるよう、十分に留意すること。

五、国立大学における一法人複数大学制度の導入に当たっては、個々の国立大学における教育研究の多様性が損なわれることのないよう留意するとともに、法人全体の責任者である理事長による経営方針と各国立大学における教育研究への取組が相反することなく円滑な運営が図られるよう必要な措置を講ずること。

六、学校法人が、その設置する私立学校の教育の質の向上を図るに当たっては、学校の経営状況や教学上の方針について教職員と十分に情報を共有するなど、経営と教学の連携に努めるとともに、とりわけ文部科学省所轄学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究や運営に過度な干渉をすることがないように、特段の留意を払うこと。

七、学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

八、学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。

九、学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

右決議する。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 31.4.23可決 参議院 元.5.8農林水産委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構(以下「機構」という。)と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化、農用地利用改善事業等による担い手への農地の集約の加速化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

- 1 農地中間管理事業の実施地域を農業振興地域の区域内から市街化区域外に拡大することとする。
- 2 機構による担い手への農地貸付けについて、機構による利害関係人への意見聴取を義務付けた上で農用地利用配分計画(以下「配分計画」という。)の縦覧及び利害関係人からの都道府県知事への意見書の提出を廃止することとする。
- 3 機構が配分計画の案の提出等の協力を求めることができる対象として、市町村に加え、農用地の利用の促進を行う者であって農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するものを追加することとする。
- 4 機構による担い手への農用地等の貸付けについては、機構が借受けと貸付けを同時に行う場合には、1の農用地利用集積計画に基づき行うこともできることとする。
- 5 農業者等による地域協議の場において、市町村が農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成等の必要な情報を提供するように努めることとするとともに、農業委員会が農地所有者

の利用意向の提供、委員及び推進委員の当該協議への出席等の必要な協力を行うことを明確化することとする。

二、農業経営基盤強化促進法の一部改正

- 1 農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化することとする。
- 2 2以上の市町村の区域内において農業経営を営む農業者の農業経営改善計画について、農林水産大臣又は都道府県知事が認定事務の処理を行うこととする。
- 3 農業経営改善計画に農地所有適格法人に出資している会社の役員が出資先の農地所有適格法人の役員を兼務することを記載できることとし、当該農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合には、当該役員は農業の常時従事者たる役員とする措置を追加することとする。
- 4 青年等就農資金について、その償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長するとともに、政府が行う公庫に対する利子補給金の支給可能年限を「15年度以内」から「20年度以内」に延長することとする。
- 5 農用地利用改善団体が、農地の所有者等の3分の2の同意等を得て農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定する旨を定め、市町村の認定を受けた場合には、当該規程に定めた者又は機構以外に対して賃借権の設定又は所有権の移転等を行うことができないこととするとともに、市町村による農用地区域からの除外に制限を課すこととする。

三、農地法の一部改正

農用地の転用の不許可要件について、地域における担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加することとする。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の1並びに二の1及び2については、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 二の1の施行の際現に存する農地利用集積円滑化団体は、当該施行日から起算して3年を経過する日までの間において、機構に対して、農地売買等事業のために借り受け、現に貸し付けている農用地等に係る権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができることとし、機構が当該申出を承諾し、その旨を公告したときは、当該権利及び義務が承継されることとする。

【附帯決議】(元.5.16農林水産委員会議決)

農業者の減少及び高齢化、農地面積の減少が進む中、農業の生産性を向上し、持続可能なものとすることが不可欠である。そのため、担い手の育成・確保を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化を加速化させること等により、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進することが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 地域における農業者等による協議の場において作成する人・農地プランが、単に支援措置を活用するためのものではなく、地域の農業の将来像を見通すことのできるものとして実質化されるよう、地域の農業事情に精通した市町村、農業委員会等が、農業者等の協議において調整能力を発揮しうよう、その活動に対して十分な支援を行うこと。

また、農業者等による協議の場が適時適切に開催されるとともに、その協議の場に地域の農業者はもとより、新たに農業経営を営もうとする者等多様な農業者等が参画し、十分な議論を行い、関係者の合意が形成されるよう留意すること。その際、これらの取組に対して十分な支援を行うこと。

- 二 農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化に当たっては、これまで旧円滑化団体が実績を有している地域において混乱が生じないよう、旧円滑化団体の機能が存続し、効果を発揮していることを明確化した上で、本改正内容を丁寧に周知すること。

- 三 農地中間管理機構が、農用地利用配分計画案の提出等の協力を求めることができる対象として

- 追加される市町村が指定するものの基準については、各地域における農地の集積・集約化の取組等を踏まえ、旧円滑化団体を位置付ける等、地域の実情に即した実効ある体制を整備すること。
- 四 中山間地域等の条件不利地域においては、農地の受け手不足等、平坦地との格差により農地の集積・集約化を進めることが困難であることに鑑み、当該地域の実情を考慮した事業運用を図るとともに、関連施策との連携を図る等効果的な支援措置を講ずること。
 - 五 複数の市町村にわたる農業経営改善計画の認定等に当たっては、申請する農業者に混乱を生じさせず、円滑な認定等が行われるよう、農林水産省、都道府県及び市町村が相互に協力・連携する体制を整備すること。
 - 六 農用地利用改善団体が農用地利用規程に利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限定する旨を定めようとするため、農地の所有者等の同意を得るに当たっては、極力、全ての農地の所有者等の同意が得られるよう努めること。
 - 七 認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の利用等に当たっては、本法の施行に必要な限度を超えることのないよう十分に配慮すること。
 - 八 新規就農者の定着状況について把握・分析し、その結果と現場のニーズ等を踏まえながら、新規就農に係る支援措置を講ずること。
 - 九 農地転用の不許可要件として追加される、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合について、具体的な事項を早急に示し、転用期待の抑制につながる実効性あるものとする。
 - 十 この法律の施行後5年を目途として、施行状況等の勘案を行うに当たっては、施行直後より、農地及び農業経営をめぐる多様な状況、農地の集積・集約化によるコストの低減効果等について、常時、きめ細かく把握し、分析すること。
右決議する。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案(閣法第24号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 4.15国土交通委員会付託 4.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに資する環境の整備に関する施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的として、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを定めることとする。
- 二 基本理念として、次に掲げる事項について定めることとする。
 - 1 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならないものとする。
 - 2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならないものとする。
 - 3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、

アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならないものとする。

- 4 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとする。
- 三 国及び地方公共団体は、二に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。
- 四 政府は、アイヌ施策の意義及び目標に関する事項、政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項、アイヌ施策推進地域計画の認定に関する基本的な事項等を定めたアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を閣議決定により定めなければならないものとする。
- 五 国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理を、指定法人に委託するものとし、指定法人は、同施設の管理、アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務、アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発、アイヌ文化の振興等に資する調査研究、アイヌ文化の振興・アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対する助言・助成その他の援助等の業務を行うものとする。
- 六 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとし、同計画には、その目標、アイヌ文化の保存又は継承に資する事業、アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業、観光の振興その他の産業の振興に資する事業等に関する事項を記載するものとするとともに、国は、当該認定を受けた計画に基づく事業に関しては、国による交付金の交付等の特別の措置を講ずることができるものとする。
- 七 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部を設置することとし、基本方針の案の作成、基本方針の実施の推進、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどるものとする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 十 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律は、廃止するものとする。

【附帯決議】(31.4.18国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 過去の国会決議や本法等に基づくアイヌ施策を推進するに当たっては、我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。
- 二 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨を踏まえるとともに、我が国のアイヌ政策に係る国連人権条約監視機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意し、アイヌの人々に関する施策の更なる検討に努めること。
- 三 アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ること。
- 四 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実に向けた取組を推進すること。あわせて、本法第4条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。
- 五 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、

アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。

- 六 本法に基づく措置、とりわけ交付金制度については、本法の目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ること。あわせて、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成に当たり、アイヌの人々の要望等が十分に反映されるよう、適切な指導を行うこと。
- 七 本法において特例措置が設けられる認定アイヌ施策推進地域計画に係る地域団体商標の取得を契機に、アイヌ文化のブランド化の確立や販路拡大などの産業振興を図るため、交付金制度の活用や国等からのノウハウの提供等により、アイヌの人々の自立を最大限支援すること。
- 八 内水面におけるさけの採捕や国有林野における林産物の採取といった本法の特例措置に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関との緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努めること。
- 九 国内外においてアイヌの伝統等に関する理解が一層深まるよう、民族共生象徴空間への誘客促進に向けた広報活動やアクセスの改善等を図ること。また、民族共生象徴空間に関し、適切な運営が図られるよう、指定法人に対する指導監督に努めること。
- 十 本法の施行後、本法の施行状況について適時適切に検討を行い、その結果に基づき得られた課題に関し、必要な措置を講ずること。なお、その際にはアイヌの人々の意見を十分踏まえること。右決議する。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 31.4.16可決 参議院 4.24厚生労働委員会付託 元.5.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 療養の給付等を受けようとする者は、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該給付等を受けるものとする。また、厚生労働大臣等は、健康保険事業等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、被保険者番号等を告知することを求めてはならない。
- 二 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、医療情報化支援基金を設けるとともに、医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務等を行う。
- 三 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報、匿名介護保険等関連情報等を利用し、又は地方公共団体、研究機関、民間事業者等であって、当該情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務を行うものに提供することができる。また、当該情報の利用又は提供を行う場合には、匿名医療保険等関連情報、匿名介護保険等関連情報等を連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。
- 四 後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法の規定による国民健康保険保健事業及び介護保険法の規定による地域支援事業と一体的に実施するものとし、当該広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとする。
- 五 健康保険法等における被扶養者等の要件について、日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定めるものであること等を加える。
- 六 支払基金の業務に、診療報酬請求書等に関する記録に係る情報等の分析等に関する事務を加える。

七 支払基金の従たる事務所を廃止する。

八 この法律は、一部を除き、令和2年（平成32年）4月1日から施行する。

【附帯決議】（元.5.14厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、今回の医療保険制度の運営に関する改正に続き、2025年には団塊の世代が後期高齢者に移行することなどから、少子高齢社会の進展を見据えた取組を早期に開始し、医療保険制度の健全な運営に努めること。
- 二、保険医療機関等における個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されることを踏まえ、個人番号カードの更なる普及拡大に向けて、国民にとって利便性の高い利用機会の創出やセキュリティ対策の充実など、効果的な施策を検討するとともに、その広報・周知も含め、関係府省が連携して取り組むこと。
- 三、個人番号カードによるオンライン資格確認の導入に当たっては、過度な事務的、金銭的負担とならないよう保険医療機関等に対する支援を丁寧に行うとともに、保険者や保険医療機関等に対する負担軽減の観点から、システムの維持・運営に係る経費の縮減に向けた不断の見直しを行うこと。
- 四、レセプト情報・特定健診等情報データベース、介護保険総合データベース等の情報を民間企業等の第三者に提供するに当たっては、医療情報等の機微性に鑑み、国民の不安を招くことのないよう、透明性の高いルールの下で提供の可否を判断すること。また、提供された情報が適切に管理されるよう、十分な監督指導体制を整備するとともに、その利活用によって得られるメリットが広く国民に還元・享受されるシステムを確保すること。
- 五、介護分野において、医療分野と比べて進んでいないデータ集積・分析の一層の推進を図ることにより、科学的根拠に裏付けられた介護サービスの提供に係る方法論を確立するとともに、その普及を図ること。
- 六、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において、市町村が配置する保健師等の医療専門職については、適切な人数及び処遇が確保されるよう、必要な支援を行うこと。また、後期高齢者医療広域連合に交付される特別調整交付金を活用する際には、市町村において煩雑な事務手続を必要とせず、創意工夫を活かせる制度となるよう、関係者の意見を十分に踏まえた制度設計を行うこと。
- 七、我が国の医療保険制度は内外無差別の原則を採っていることを踏まえ、健康保険の被扶養者等の認定等に当たっては、国籍による差別的な取扱いとならないよう取扱いを明確にすること。
- 八、被扶養者の国内居住要件の例外規定については、国籍や在留資格等による差別的な取扱いとならないようにすること。また、保険者が被扶養認定を行うに当たり、被扶養者の身分関係、生計維持要件を適切に確認するよう指導すること。
- 九、年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養認定の具体的かつ明確な基準を策定すること。
- 十、社会保険診療報酬支払基金の組織見直しに当たっては、審査結果の不合理な差異の解消に向けて、適切に指導すること。また、社会保険診療報酬支払基金がレセプト事務点検作業の集約化を進めるに当たっては、職員の家庭の実情等に十分配慮すること。
- 十一、社会保険診療報酬支払基金の審査委員会及び審査事務局については、地域医療の特性を踏まえ、引き続き47都道府県に設置されるよう、必要な措置を講ずること。
- 十二、介護納付金算定に係る事務誤り事案を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金及び厚生労働省においては、関係者間における情報共有及びリスク管理を徹底するとともに、必要な専門性を確保する観点から人員及び人材育成の強化を行い、保険者等の関係団体とも緊密に連携しながら、再発防止に向けた取組を進めること。
- 十三、近年の後期高齢者支援金や介護納付金の総報酬割の導入等に伴い、健康保険組合等の財政負担が増加していることを踏まえ、財政状況が厳しい健康保険組合等に対する必要な支援を検討す

ること。

十四、高齢社会化が今後ますます進行し、医療保険制度の運営が更に重要性を増す一方、身体能力や健康状態は個人によって様々であることを踏まえ、高齢者を対象とする健診（検診）の対象や結果の基準範囲の考え方について、老年医学の見識も参考にしつつ、検討を加えること。

十五、市町村におけるデータ分析を実効的に機能させるため、あらかじめ厚生労働省や保険者の全国団体等による基礎的な分析を行ったり、実用性の高い分析ツールやフォーマットを整備したりすることにより、簡便で信頼性の高い分析や得られた知見の活用を市町村が無理なく行えるよう必要な支援を行うこと。

右決議する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.17経済産業委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 中小企業等経営強化法の一部改正

- 1 「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（自然災害等）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。
- 2 「社外高度人材活用新事業分野開拓」とは、新規中小企業者等が、新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者から投資及び指導を受け、社外高度人材（当該新規中小企業者等の役員及び使用人その他の従業者以外の者であって、新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者）を活用して、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。
- 3 主務大臣が中小企業等の経営強化に関する基本方針において定めるべき事項に、中小企業の事業継続力強化に関する事項及び社外高度人材活用新事業分野開拓に関する事項を追加する。
- 4 中小企業者は、事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣に提出して、認定を受けることができるものとするとともに、複数の中小企業者は、共同で、連携事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣に提出して、認定を受けることができるものとし、認定を受けた計画に従って行われる事業継続力強化について、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法の特例、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）による協力業務等を措置する。
- 5 国、地方公共団体、親事業者等は、中小企業者の事業継続力強化に資するため、助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 6 新規中小企業者等は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成し、主務大臣に提出して、認定を受けることができるものとし、認定を受けた計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓について、中小企業信用保険法の特例、課税の特例等を措置する。

二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正

商工会又は商工会議所は、管轄する市町村（特別区を含む。）と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての計画を作成し、都道府県知事に提出して、認定を受けることができるものとし、認定を受けた計画に従って行われる事業について、中小企業信用保険法の特例及び中小機構による協力業務を措置する。

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

1 「旧個人事業者」とは、一定期間以上継続して事業を行っていた個人である中小企業者であった者として経済産業省令で定める要件に該当する者であって、他の者に対して当該事業に係る事業用資産の全部の贈与をしたものをいい、「個人事業後継者」とは、旧個人事業者から事業用資産の全部の贈与を受けた個人である中小企業者（事業用資産受贈者）又はその者から当該事業用資産の全部を相続により取得した個人である中小企業者であって、当該事業用資産をその営む事業の用に供しているものをいう。

2 旧個人事業者の推定相続人（兄弟姉妹及びこれらの者の子を除く。）及び個人事業後継者は、その全員の合意をもって、書面により、個人事業後継者が旧個人事業者からの贈与又は事業用資産受贈者からの相続により取得した事業用資産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる等とする。

四 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

中小機構の行う業務に、一の4及び二の協力業務等を追加する。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（元.5.28経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業の防災・減災対策の高度化に向けて、認定事業継続力強化計画等が最大限活用されるよう、効果的なハンズオン支援を実施できる人材を育成するとともに、制度の普及啓発を含め十分な支援措置を講ずること。

特に、小規模事業者による活用を促すため、商工会・商工会議所と関係市町村の緊密な連携に向けて、商工会・商工会議所、小規模事業者に関する実情が市町村において十分に理解されるよう、政府が責任を持って対応するとともに、「基本方針」で分かりやすい認定基準を示すほか、申請手続をできる限り簡素化すること。

二 商工会・商工会議所の経営指導員については、マンパワー不足が確認されているため、地方交付税措置等を通じ、必要な財源措置を講ずるよう努めること。また、都道府県による設置定数基準の見直し等を促し、抜本的な体制整備に努めるとともに、こうした取組が着実に継続して実施されるよう、不断の検証を実施すること。さらに、支援能力向上のための研修を充実し、小規模事業者支援を十分に実施できる体制を構築すること。

三 サプライチェーンの強靱化に当たっては、親事業者が下請中小企業に対して過大な負担を一方的に押し付けることがないように、下請法の運用等について適切な対応を図ること。

四 喫緊の課題である中小企業の事業承継への対応を推進するため、事業承継税制等について広く周知に努めるとともに、事業引継ぎ支援データベースの抜本的な拡充を図る等の取組を加速すること。

五 プログラマーや弁護士等の社外高度人材をストックオプション税制の対象として認める課税特例については、社外高度人材活用新事業分野開拓計画に関する合理的かつ客観的な認定基準を定めた上で、適切な認定を行うこと。あわせて、認定後も計画の実施状況について継続的な確認に努めるとともに、税の公正の観点から、制度全体を通じて適切な運用を行うこと。

右決議する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 31.4.23可決 参議院 4.24国土交通委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るため、建築士に対し小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及びその結果の建築主への説明を義務付けるとともに、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲を中規模以上の非住宅建築物に拡大することとする。
- 二 中規模以上の住宅に課されるエネルギー消費性能確保のための計画の届出について、建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定める事項の結果を記載した書面を添付するときは、届出期限を延長することとする。
- 三 小規模建築物の新築等に係る設計を行う建築士は、当該建築物のエネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、建築士に対し、評価結果等について説明しなければならないこととする。
- 四 国土交通大臣は、一定数以上の注文戸建住宅等を建設する事業者に対し、その住宅のエネルギー消費性能の向上を図る必要があるときは、勧告等を行うことができることとする。
- 五 複数の建築物に対し優れたエネルギー消費性能を実現する取組について、所管行政庁の認定を受けたときは、容積率の特例として、当該取組のために設置する自他供給型熱源機器等の床面積のうち、他の建築物のエネルギー消費性能向上に資する部分に相当する床面積についても、容積率の算定基礎となる延べ面積に算入しないこととする。
- 六 地方公共団体は、その地方の自然的条件等の特殊性により、建築物エネルギー消費性能基準のみによってはエネルギー消費性能を確保することが困難であると認めるときは、条例で当該基準に必要な事項を付加することができることとする。
- 七 建築主は、建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(元.5.9国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 省エネ基準の適合義務制度の対象の拡大が市場の混乱につながることをないよう、関係政省令等の制定から施行までに十分な準備期間を置いた上で、制度を運用する地方公共団体等の関係機関、関係事業者等に対する制度の周知を徹底すること。
- 二 届出制度の審査手続の合理化を踏まえ、制度を運用する地方公共団体に指針を示すこと等により、省エネ基準不適合物件への指示・命令等がよりの確に行われるよう促すこと。
- 三 説明義務制度等が円滑に導入されるよう、省エネ基準の簡素化等を進めるとともに、省エネ基準や省エネ改修に関する技術等に係る中小工務店及び建築士等に向けた講習会等の実施を積極的に推進すること。
- 四 地域の気候風土に対応した伝統的構法による住宅・建築物の建設に支障を与えないよう、省エネ基準の適正化を検討するとともに、伝統的構法による木造住宅等の省エネ性能の向上を引き続き支援すること。
- 五 地方公共団体が条例により省エネ基準を付加するに当たり、円滑な実施に向け、多様なケースに対応できるよう指針を作成するなど、必要な支援を行うこと。
- 六 住宅・建築物単体の省エネ性能の向上に併せて、植栽等の建物周辺の緑化を進めることによる

省エネ効果に関する調査研究を推進すること。

- 七 地中熱を活用した冷暖房設備など、現行の省エネ基準では評価手法が確立されていない技術について、適切な評価手法を検討すること。
- 八 国民に対して、住宅・建築物の省エネ性能の向上の必要性、断熱性能の向上がヒートショックの防止など居住者の健康の維持等に資することの検証結果を含む効果や本法に盛り込まれた制度等の内容を分かりやすく説明し、本法が円滑に施行される環境を整備すること。
- 九 建築物における熱の放出及び流入は、その多くが開開口部を通じて行われることから、建築物の省エネ性能向上のため、木製サッシの活用推進を図るなど、窓枠に係る断熱性能の向上を進めること。
- 十 既存の住宅・建築物の省エネ改修を更に促進するため、住宅事業者による、省エネ性能に関する情報の積極的な提供を促すこと等により、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）等の更なる普及を促進し、省エネ性能に優れた住宅が市場において適切に評価される環境を整備するとともに、既存ストックの更なる性能向上に向け、新技術・工法の開発支援に係る措置及び財政・税制上の支援措置を講ずること。
- 十一 パリ協定を踏まえた温室効果ガス排出量に係る住宅・建築物分野の2030年度の目標達成に向けて、本法に盛り込まれた措置を的確に実施し、その効果等を丁寧にフォローアップすること。また、2050年までに80%の温室効果ガスの削減を目指すという長期的目標の達成に向けて、戸建住宅を含むすべての住宅・建築物の省エネ対策の充実に向けた検討に引き続き取り組むこと。
- 十二 省エネ施工等に係る不正が見逃されることのないよう、関係機関等と連携し、審査及び監督の充実に必要な対策を講ずること。
右決議する。

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 31.4.16修正議決 参議院 4.22法務委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民事執行法の一部改正

- 1 財産開示手続の申立権者の範囲を拡大し、手続違背に対する罰則を強化するとともに、債務者以外の第三者（登記所、市町村、金融機関等）から債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に係る情報を取得する手続を新設する。
- 2 不動産競売において最高価買受申出人が暴力団員であること等を売却不許可事由とし、その判断のための手続（買受けの申出をしようとする者による陳述、執行裁判所による警察への調査の嘱託）に関する規定を新設する。
- 3 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法によって強制執行を行う場合について、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を新設する。
- 4 執行裁判所の職権による債権差押命令の取消しに関する規定及び債務者に対する差押禁止債権の範囲の変更の申立ての教示に関する規定等を整備する。

二 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正

国際的な子の返還の強制執行について、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を、改正後の民事執行法に基づく国内の子の引渡しの強制執行に関する規定と同内容のものに改める。

- 三 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、法律の略称を「平成31年改正法」から「民事執行法等一部改正法」に改める修正が行われた。

【附帯決議】(元.5.9法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 第三者からの情報取得手続に関し、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する観点から、以下の事項について留意すること。
 - 1 近年における夫婦の離婚後の養育費の支払率が改善されていない現状を踏まえ、子の福祉に資するため、養育費が適切に支払われるよう、本法施行後における第三者からの情報取得手続に関する実務の運用状況を勘案し、第三者から情報の提供を求めることができる債務者財産の範囲やその申立ての要件などについて、申立人の制度の利用のしやすさを考慮し、必要に応じて検討するよう努めること。
 - 2 債務者の給与債権に係る情報の取得ができる「生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」について、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、その他の損害賠償請求権を含め債務者の給与債権に係る情報の取得ができる損害賠償請求権の範囲について、必要に応じてその見直しを検討するよう努めること。
- 二 不動産競売における暴力団員の買受け防止に関し、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、競売手続の円滑性を確保しつつその実効性を図るため、必要に応じて、刑事罰による虚偽陳述の抑止以外の更なる対策について検討するよう努めること。
- 三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。
 - 1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。
 - 2 執行裁判所や執行官の責務として、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮する義務規定を設けた趣旨を踏まえ、子の引渡しを実現するに当たり、執行補助者として児童心理学の専門家等を積極的に活用できるようにするため、当該専門家等の確保のための方策を講じるよう努めること。
 - 3 執行官に女性がいない現状を踏まえ、女性の登用の在り方などを検討するとともに、執行補助機関である執行官の負担が増大することを考慮し、執行官の適正な職務の環境整備や個々の執行官の質の更なる向上を図るための研修の充実など執行官制度の基盤の更なる整備を行うよう努めること。
- 四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。
 - 1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。
 - 2 給与債権の差押禁止の範囲の定めに関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、必要に応じて、我が国において給与債権の差押禁止の最低限度額の定めを設けることの是非を含め、我が国における法定の差押禁止の範囲についての見直しを検討するよう努めること。
- 五 国際的な子の返還の代替執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点から、本法施行後における国際的な子の返還の代替執行に関する実務の運用状況を注視し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。
- 六 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、我が国におけるそれらの制度の導入の是非について検討を行うよう努めること。

- 七 近年、面会交流、監護者の指定、婚姻費用の分担など家庭裁判所における離婚に関わる調停・審判などの家事事件の件数が増加傾向にある現状を踏まえ、家庭裁判所が丁寧な審理を行えるよう、その体制の整備について検討すること。
右決議する。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案(閣法第29号)

(衆議院 31.3.26可決 参議院 4.15農林水産委員会付託 4.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずることができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業用ため池の管理

- 1 農業用ため池の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、遅滞なく(既存農業用ため池の所有者又は管理者は、この法律の施行の日から起算して6月を経過する日までに)、農業用ため池の名称及び所在地等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- 2 農業用ため池の所有者(既存農業用ため池については所有者又は管理者)は、1により届けた事項に変更があったとき、又は当該農業用ため池を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- 3 都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備し、公表するものとする。
- 4 農業用ため池の所有者(管理者を含む。以下「所有者等」という。)は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該農業用ため池の適正な管理に努めなければならないこととする。
- 5 都道府県知事は、農業用ため池の所有者等が当該農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、当該農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができることとする。

二、特定農業用ため池の指定等

- 1 都道府県知事は、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、関係市町村長の意見を聴いて、特定農業用ため池として指定することができることとする。
- 2 特定農業用ため池について、土地の掘削等当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないこととする。
- 3 市町村長は、水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めるものとする。

三、特定農業用ため池に係る防災工事の施行

- 1 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならないものとし、都道府県知事は、当該計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき認めるときは、当該計画の変更を命ずることができることとする。
- 2 都道府県知事は、一の5の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなくて防災工事の施行をしないとき、又は1による届出のあった計画に従って防災工事を施行していないとき認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事について必要な命令をすることができることとする。
- 3 都道府県知事は、特定農業用ため池の所有者等が2による命令に係る防災工事を施行しない

とき、特定農業用ため池の所有者等を確認することができないため一の5の勧告をすることができないとき等に該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができることとする。

四、裁定による特定農業用ため池の管理

- 1 市町村長は、特定農業用ため池について、現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合であって、当該特定農業用ため池の所有者（数人の共有に属する特定農業用ため池にあっては、2分の1を超える持分を有する者）を確認することができないときは、都道府県知事に対し、当該特定農業用ため池の施設管理権の設定に関し裁定を申請することができることとする。
- 2 都道府県知事は、1による申請に係る特定農業用ため池について、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を当該申請をした市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。
- 3 2の裁定について公告があったときは、市町村長は、当該裁定の定めるところにより当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得することとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(31.4.18農林水産委員会議決)

農業用ため池は、農業用水を供給する施設として我が国農業の発展に重要な役割を果たしてきた。近年、台風等による豪雨や大規模な地震等により農業用ため池が被災する事例が発生している一方で、江戸時代以前に築造された古い施設や築造時期が明らかでない施設が多く、管理が適正に行われなくなることが懸念される状況にある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 都道府県及び市町村が農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるに当たって、農業用ため池に係る正確な情報が、都道府県の整備する農業用ため池に関するデータベースに蓄積されることが前提となる。このため、所有者等による届出が確実に行われるよう周知徹底を図るとともに、市町村が農業用ため池に係る情報を把握できるよう配慮すること。
- 二 決壊による水害等により周辺区域に被害を及ぼすおそれがあるため池の防災工事が迅速かつ確実に行われるよう、特定農業用ため池の指定の要件を適切に定めること。
- 三 農業用ため池の管理や廃止に当たっては、地域における水利用の在り方、農業用ため池の位置付け、必要な対策について、農業用ため池の所有者・管理者、農業用水の供給を受ける農業者及び地方公共団体の関係者が十分に話し合いを行うよう、ガイドラインの策定等による支援を行うこと。
- 四 地方公共団体又は農業用ため池の所有者等が施行する防災工事に対して、適切な財政上の支援を確保するとともに、農業用ため池の所有者等が行う適正な管理に対して、必要となる資金面及び技術面からの援助を実施すること。

右決議する。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案(閣法第30号)

(衆議院 元.5.10可決 参議院 5.13法務委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないものの登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部に登記すべき所有者の探索及び当該探索の結果に基づく登記並びに当該探索の結果表題部に登記すべき所有者の全部又は一部を特定することができなかつたものについての裁判所が選任する管理者によ

る管理等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 表題部所有者不明土地の所有者等の探索及び表題部所有者の登記に関する措置

- 1 所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないもの（以下「表題部所有者不明土地」という。）について、その登記の適正化を図るため、所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。以下「所有者等」という。）の探索に必要な登記官の調査権限に関する不動産登記法の特例を定める。
- 2 登記官による調査を補充するため、表題部所有者不明土地の所有者等の探索に必要な知識及び経験を有する者を所有者等探索委員に任命し、所有者等探索委員に必要な調査を行わせる不動産登記法の特例を定める。
- 3 表題部所有者不明土地について、所有者等の探索を行った結果を登記に反映させ、正常な表題部所有者の登記に改めるために必要となる登記に関する不動産登記法の特例を定める。

二 所有者等を特定することができなかつた表題部所有者不明土地の管理に関する措置

- 1 所有者等の探索を行った結果、所有者等を特定することができなかつた表題部所有者不明土地について、その適正な管理を図るため、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする措置を講ずる。
- 2 所有者等の探索を行った結果、法人でない社団又は財団に帰属していることが判明したものの、当該法人でない社団又は財団の全ての構成員を特定することができず、又はその所在が明らかでない表題部所有者不明土地について、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする措置を講ずる。

三 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（元.5.16法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 所有者等の探索を行う表題部所有者不明土地の選定については、選定過程の透明性及び公平性の確保に努めること。
- 二 表題部所有者不明土地に関する所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう、体制整備と要員確保に努めるとともに、効率的な予算の執行に努めること。
- 三 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理及び処分に関し、不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努めること。
- 四 所有者不明土地が、災害の復旧・復興事業の実施など様々な場面において国民経済に著しい損失を生じさせていることを踏まえ、所有者不明土地の発生・解消に向け、相続登記の在り方や土地所有権の放棄の在り方等に関する法制審議会における議論を見据えつつ、相続登記に係る相続人の過大な負担を積極的に軽減することを含め、政府が行っている所有者不明土地等対策の更なる推進を図るよう努めること。
- 五 所有者不明土地問題の解決のため、関係情報を有する各省庁の十分な連携を図ること。
右決議する。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 元.5.21可決 参議院 5.22農林水産委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講じようとするものであり、その主な内容

は次のとおりである。

一、国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

1 樹木採取権の設定

農林水産大臣は、民間事業者に2の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利(以下「樹木採取権」という。)を設定することができることとする。

2 樹木採取区の指定

農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であって、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の基準に該当するものを樹木採取区として指定することができることとする。

3 公募

農林水産大臣は、2による指定をしたときは、樹木採取区の所在地及び面積、樹木採取権の存続期間、権利設定料の額等をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

4 選定

農林水産大臣は、樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する旨の申請をした者(以下「申請者」という。)が、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有すると認められること、申請者が提示する樹木料(樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。)の算定の基礎となる額(以下「申請額」という。)が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること、木材の需要者との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること等の基準に適合しているかどうかを審査し、申請者がその基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

5 樹木採取権実施契約

樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、施業の計画、樹木料の算定及び納付に関する事項、木材の需要者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項等をその内容に含む契約(以下「樹木採取権実施契約」という。)を、5年ごとに、5年を1期として締結しなければならないこととする。

6 樹木採取権の取消し等

農林水産大臣は、樹木採取権者が不正の方法により樹木採取権者となったとき、事業を実施できなかったとき、樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき等に該当するとき又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、樹木採取権を取り消すことができることとする。

7 採取跡地の植栽

農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

二、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

木材安定供給確保事業に関する計画(以下「事業計画」という。)の認定を受けることができる者として、森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づいて公表されている民間事業者等及び木材を原材料とする製品を利用する事業を行う者等を追加することとする。

三、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

独立行政法人農林漁業信用基金の業務に、都道府県知事等の認定を受けた事業計画に必要な資

金の供給を円滑にすることを目的として、資金の貸付け及び債務の保証を行うことを追加することとする。

四、施行期日

この法律は、平成32年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(元.6.4農林水産委員会議決)

我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占める国有林野は、重要な国民共通の財産であり、国土の保全、水源の涵養、林産物の供給等、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。また、国有林野事業は、平成10年度の抜本的改革で「公益的機能の維持増進」を旨とする管理経営方針に大きく転換し、平成25年度には公益重視の管理経営を一層推進するとともに、一般会計で行う事業に移行している。昨今、頻発している自然災害への対応や、地球温暖化防止に対する国民の強い関心等も踏まえ、国有林野の有する公益的機能は、より一層十全に発揮されることが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 国民共通の財産である国有林野の管理経営は、国民の理解と協力を得ながら適切に行う必要があることを再認識し、今後とも、学識経験を有する者の意見も取り入れ、生物多様性の保全や災害防止等の森林の公益的機能を重視した管理経営を一層推進していくこと。また、多様な機能の発揮に対する国民の期待に応えるため、引き続き、国が責任を持って一元的に行うこと。
- 二 樹木採取権の設定及び樹木採取区の指定に当たっては、地域における継続的・安定的な雇用の拡大、産業の発展及び所得水準の向上等の地域における産業の振興に対する寄与の程度を重視して行うとともに住民の福祉の向上に寄与する取組を妨げないよう配慮すること。その際、地域の中小規模の林業経営者等の育成整備につながるよう配慮するとともに、地域産業に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。
- 三 樹木採取権実施契約に含むこととなる施業の計画は、国有林の公益的機能が維持増進されるよう、管理経営基本計画及び地域管理経営計画に適合したものとなるよう関係者に周知すること。
- 四 樹木採取区の指定に当たっては、地域の林業経営者等の育成整備に資する観点から、従来から国有林野事業が行っている立木販売事業や伐採請負事業はもとより、民有林の経営に悪影響を生じさせないようにすること。また、公益的機能の維持増進に悪影響を及ぼさないよう、森林の特性に応じたゾーニングを踏まえ、樹木採取区の指定を行うこと。その際、関係自治体及び学識経験を有する者の意見も聴くこと。
- 五 樹木採取区において皆伐を行う際には、斜面崩壊等による森林の裸地化を極力回避するため、森林の気候条件、斜度等を加味した上で、伐採面積が過大なものにならないよう配慮すること。
- 六 樹木採取権の存続期間は、制度の適正かつ安定的な運用と地域の実情を踏まえた林業経営者等の育成を図るとともに、適時適切にその検証を行い、10年を基本とすること。
- 七 公益的機能の維持増進及び資源の循環利用の観点から、樹木採取権者と樹木採取権実施契約を締結する際には、樹木の採取と採取跡地における植栽を一体的に行わなければならないことを、契約書において明確化すること。また、樹木採取権者が契約を履行しなかった場合は、国による確実な再造林を行うこと。
- 八 採取跡地における植栽を適切に行うことのできる技術と能力を有する者を早急に育成するとともに、技術開発による機械化を促進すること。
- 九 林業の担い手の育成・確保のため、森林に関する知識の普及・啓発を行うとともに、新規就業者やその希望者に対する林業の技術及び経営に関する研修を充実強化すること。また、林業経営者の経営改善、労働安全衛生の強化をはじめとする就業環境改善に向けた対策の強化を図ること。
- 十 木材の安定供給、造林・保育・間伐等の施業の効率化、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要不可欠な路網整備、鳥獣被害対策、立地条件等に応じた広葉樹林化及び針広混交林化等の多様な森林づくりを推進するとともに、所要の予算を確保すること。
- 十一 本法による措置が木材価格の下落につながることをないよう木材の需給動向を十分勘案し、万全の措置を講ずること。また、国産材の供給量の増加に見合った需要拡大のため、公共建築物

等の木造化・木質化、輸出力の強化、CLT等の新製品・技術の開発・普及・新規需要の創出等を加速化し、川上から川下までの安定的、効率的な供給体制が構築されるよう必要な措置を講ずること。

十二 公益重視の管理経営はもとより、地域の实情に即した林業経営の低コスト化等に向けた先駆的な技術の開発・普及と民有林との連携の更なる推進のため、森林管理局等の地方組織の職員の人材育成、適正配置など、国有林野事業の実施体制を強化すること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 31.4.16可決 参議院 4.24経済産業委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、知的財産を適切に保護し、その活用を図るため、特許権の侵害に係る訴訟について、当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が、立証されるべき侵害に係る事実の有無の判断に必要な証拠の収集を行うための査証を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設するとともに、損害賠償額の算定の基準となる特許権者等がその特許発明の実施等に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり考慮することができる事項を規定するほか、画像及び建築物を意匠権の保護対象に追加する等の意匠制度の拡充に係る措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特許法の一部改正

1 特許権の侵害行為により生じた損害の賠償額の算定方式の見直し

イ 侵害者が譲渡した物の数量に基づく損害額の算定について、特許権者若しくは専用実施権者の実施の能力を超える部分に係る数量又は特許権者若しくは専用実施権者が販売することができないとする事情に相当する数量があるときは、これらの数量に応じた特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額に加えることができるものとする。

ロ 特許権者又は専用実施権者がその特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、特許権又は専用実施権の侵害があったことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をすとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができるものとする。

2 査証制度の創設

特許権の侵害に係る訴訟における当事者の証拠収集手続を強化するため、当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が、立証されるべき侵害に係る事実の有無の判断に必要な証拠の収集を行うための査証を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設する。

なお、1の損害の賠償額の算定方式の見直しについては、実用新案法、意匠法及び商標法においても、同旨の一部改正を行う。

二 意匠法の一部改正

1 意匠法の保護対象の拡充等

意匠の定義を見直し、建築物及び画像を保護の対象とするとともに、意匠に係る画像の作成を実施の定義に追加する等、意匠の実施の定義の見直しを行う。

2 意匠登録出願

意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならないと規定する。

3 内装の意匠の導入

施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が、内装全体として統一的美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるものとする。

4 関連意匠制度の見直し

- イ 本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行の日前に出願された場合のみ登録が認められている関連意匠について、本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前に出願されれば、意匠登録を受けることができるものとする。
- ロ 関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠について、意匠登録を受けることができるものとする。

5 意匠権の存続期間の変更

意匠権の設定の登録の日から20年としている意匠権の存続期間について、意匠登録出願の日から25年に変更する。

三 商標法の一部改正

国、地方公共団体又は非営利の公益団体等有する自らを表示する著名な商標の商標権について、他人に通常使用権を許諾することができるものとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.9経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国産業の国際競争力強化やイノベーション創出等の重要性に鑑み、特許法等の知的財産制度が有効に機能し、その役割が十分に果たされるよう、諸外国における制度改革の進展に適切に対応しつつ、制度の不断の見直しを行うとともに、制度運用の実効性を注視していくこと。
- 二 新たに創設される査証制度については、営業秘密等の保護に留意しつつ、必要な査証が適切に実施され、実効的な権利保護が図られるよう、その運用について適宜検証し、必要な見直しの検討を行うこと。
- 三 いわゆる「懲罰的賠償制度」及び「二段階訴訟制度」の導入については、諸外国の動向も注視しつつ、引き続き検討すること。
- 四 意匠権の保護対象の拡充に当たっては、クリアランス負担の軽減や十分な審査体制の確保に努めること。
右決議する。

自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 31.4.9可決 参議院 4.15環境委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、沖合の海底の自然環境の保全を図るため、沖合海底自然環境保全地域の指定及び当該地域内における海底の形質を変更するおそれがある特定の行為に対する許可制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自然環境保全基本方針に沖合海底自然環境保全地域の指定等に関する事項を追加するものとする。
- 二、環境大臣は、自然環境保全地域以外の沖合の区域で、その区域の海底の地形若しくは地質又は海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認めるもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを、沖合海底自然環境保全地域として指定することができるものとする。
- 三、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画は、環境大臣が決定するものとする。
- 四、環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域内に、特に保全を図るべき区域(以下「沖合海底特別地区」という。)を指定することができ、当該地区内においては、海底の形質を変更するおそれがある特定の行為(以下「特定行為」という。)は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならないものとする。

- 五、沖合海底自然環境保全地域の区域のうち、沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、所要の事項を届け出なければならないものとする。
- 六、環境大臣は、船舶の船長その他の特定行為に関係があると認められる者に対し、特定行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、船舶その他の必要な場所に立ち入り、特定行為の実施状況の検査等をさせることができるものとする。
- 七、国は、沖合の区域の生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する科学的知見の充実に図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 八、環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料等の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。
- 九、外国船舶に係る担保金等の提供による積放等に関する規定を整備するものとする。
- 十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(31.4.23環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、沖合海底自然環境保全地域の指定に当たっては、愛知目標の達成にとどまらず、関係省庁等との連携、調整を十分に図ることにより、海山、熱水噴出域及び海溝等を中心として、可能な限り多様な生態系が含まれる区域が指定されることとなるよう配慮すること。また、絶滅のおそれがある種が存在する可能性がある場合における種の保存法に基づく科学委員会や多様な利害関係人など、幅広い意見を聴取した上で検討すること。
- 二、海洋環境の保全をより一層進めるため、外国船舶による活動も踏まえ、国内外への沖合海底自然環境保全地域の指定及びその規制内容等の周知徹底を図ること。
- 三、沖合海底自然環境保全地域の保全措置の実効性を確保するため、改正法第35条の6の規定に基づく立入調査等を機動的に行うなど、同地域の保全活動を関係者等と協力して行うよう努めること。また、当該地域で実施される特定行為の自然環境に及ぼす影響を把握し、当該地域の保全措置に適宜反映させるよう努めること。
- 四、沖合の区域の生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する科学的知見がまだ不十分な分野について、関係する省庁や調査研究機関等との連携を図ることにより、調査研究を推進させ、より充実した保全施策を実行すること。
- 五、我が国の生物多様性保全上重要な海域を後世に引き継ぐために、沿岸域を含めた我が国の周辺海域について、自然環境保全基礎調査による調査を充実させ、海洋保護区の指定の推進を図ること。また、的確な調査の実施のために十分な予算及び人員を確保するよう努めること。
- 六、海洋保護区の設定に当たっては、平成28年4月に環境省が公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を踏まえ、沖合域に限定することなく、幅広く海洋保護区化を推進するよう努めること。また、持続可能な漁業と生物多様性保全の両立を目指した保護区の創設など、我が国における海洋保護区の在り方について幅広く検討すること。
- 七、海域の生態系と密接なつながりを持つ陸域の生態系については、絶滅危惧種の多くが里地里山に生息・生育することから、人の手が入ることで保たれる自然環境の保全を目的とした保護区の在り方についても検討を進めること。
- 八、保護区の設定による生物多様性保全が有効であるかを検討した上で、改正法の施行5年後を目途に本改正内容の見直しを検討すること。

右決議する。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 31.4.16可決 参議院 元.5.13内閣委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正

防衛大臣が指定する対象防衛関係施設を、その周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に追加するとともに、自衛隊の施設を職務上警護する自衛官に、安全の確保のための措置を講ずる権限を付与する。また、これらに伴い、題名を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改めるほか、所要の規定の整備を行う。

二、平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

文部科学大臣が期間を定めて指定する対象大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定めて指定する対象空港を、その周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設とみなし、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の関係規定を適用するほか、所要の規定の整備を行う。

三、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正

二と同様の規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】(元.5.16内閣委員会議決)

最近のテロ情勢等を踏まえ、本法において対象施設の追加等の措置を講ずることは極めて重要である一方、必要な限度を超える規制が行われた場合には、取材・報道の自由や、国民の知る権利を始めとする国民の利益が損なわれるとともに、小型無人機等の普及・活用による社会の発展を妨げることとなるおそれがある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 対象防衛関係施設の指定に当たっては、本法の目的に照らし、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止する必要性について慎重に検討を行い、必要な限度を超える規制とならないようにすること。
- 二 対象大会関係施設の指定に当たっては、大会の円滑な運営を確保するために、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止する必要性について、施設ごとの特性に応じ、指定期間についても考慮しつつ、慎重に検討を行い、必要な限度を超える規制とならないようにすること。
- 三 対象防衛関係施設、対象大会関係施設及び対象空港の指定に当たっては、事前の合理的な期間の確保とともに、小型無人機等の飛行を行おうとする際の通報等の手続・窓口等について、分かりやすい広報・周知の徹底を図ること。
- 四 在日米軍施設区域に関する本法の適用については、在日米軍と関係機関との緊密な連携の下に、日本国民が有する諸権利に配慮した適切な運用が行われるよう、連絡体制の構築を図ること。
- 五 対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官による安全の確保のための措置については、その権限の行使が、当該施設の敷地・区域の外においては、警察官等がその場にいない場合に限定されている点などを踏まえ、当該職務の執行に関する本法の規定が厳格に遵守されるようにすること。
- 六 正当な取材目的の小型無人機等の飛行については、本法に定められた対象施設の管理者は、対象施設ごとの特性に応じ、国民の知る権利及び取材・報道の自由が確保されるよう、合理的な理由に基づき同意・不同意の判断を行うようにすること。
- 七 多様な分野における小型無人機等の安全な利活用が促進されるよう、技術開発の動向や国際的な議論を踏まえた適切な規制の在り方について、引き続き調査・検討を行うこと。

右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 31.4.23可決 参議院 4.25総務委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について当該移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等を禁止するとともに、電気通信事業者等について電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為として当該契約の締結の勧誘に先立って自己の名称等を告げずに勧誘する行為を追加するほか、当該契約の締結の媒介等の業務を行う者に届出義務を課す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、総務大臣は、電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして指定した移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該移動電気通信役務の利用者の総数に占めるその利用者の割合が一定の割合を超えないものを除く者を指定できることとし、指定された電気通信事業者は、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、利用者に対し、当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等をしてはならないこととする。
- 二、電気通信事業者は、総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立ってその相手方に対し自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為をしてはならないこととする。
- 三、電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならないとともに、一及び二の電気通信事業者がしてはならない行為について、この届出をした者も同様にしてはならないこととする。
- 四、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.9総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、携帯電話料金について、事業者による料金設定の動向や販売代理店を含めたわかりやすい料金プランの提示状況を注視し、必要に応じ関係事業者に対して適切な指導を行うこと。
- 二、利用者の自由な選択に基づく良質なモバイルサービスの提供が促進されるよう、モバイル市場における公正かつ自由な競争環境の確保に努めるとともに、事業者の経営判断及び健全な事業活動を阻害することのないよう十分に配慮すること。
- 三、通信料金と端末代金の分離の在り方や行き過ぎた顧客の囲い込みの内容を総務省令で定めるに当たっては、利用者の自由なサービス選択が阻害されることのないよう配慮するとともに、公正な競争の促進を目的とする電気通信事業法の趣旨に鑑み、具体的に規定すること。
また、本法施行によるサービスの提供条件等の急な変更により利用者が混乱しないよう、十分な周知期間を確保するなど、利用者保護に努めること。
- 四、通信料金と端末代金の分離等に係る事業者の指定除外について総務省令を定めるに当たっては、事業者間の公平性及び利用者の適切なサービス選択の確保に配慮し、慎重に行うこと。
- 五、事業者・販売代理店の勧誘等の禁止行為について総務省令を定めるに当たっては、事業者及び利用者に混乱を生じさせないよう内容を明確化するとともに、当該内容に関するわかりやすい情報を提供するなど周知徹底に努めること。
また、電気通信サービス等に対する苦情等については、利用者保護の観点に立って、消費者庁等関係各省庁とも連携し、必要に応じ関係事業者に対して十分な指導を行うこと。
- 六、本法施行までの期間、行き過ぎたキャッシュバックや顧客囲い込み等の本法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、事業

者に対して、必要な措置を講ずること。

七、5G時代に向けて、新たなサービスが進展し、創意工夫やイノベーションが阻害されることがないように、法の運用に努めるとともに、その社会的影響を多面的に考慮し、時代に合わせて見直しを図ること。

右決議する。

放送法の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.22総務委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における放送をめぐる視聴環境の変化及び日本放送協会(以下「協会」という。)に対する信頼確保の必要性に鑑み、協会のインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、協会の適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件を追加する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、協会のインターネット活用業務の対象を拡大し、国内テレビ基幹放送の全ての放送番組の常時同時配信を実施することを可能とするとともに、インターネット活用業務が協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するための規定を整備する。
- 二、協会の適正な経営を確保するため、協会及びそのグループの業務の適正を確保するための体制等に係る制度の充実を図るとともに、協会に関する基礎的な情報の提供等に係る制度を設けるほか、協会の中期経営計画に係る制度を設ける。
- 三、衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定要件に、周波数の使用に関する基準に適合することを追加する。
- 四、この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、衛星基幹放送に関する改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.28総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、協会は、本年3月28日の当委員会の附帯決議を踏まえ、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、放送法の原則を遵守することにより、国民・視聴者の信頼に応えること。
- 二、協会は、インターネット活用業務における常時同時配信の実施が、協会のみならず、民間放送事業者を含めた我が国の放送全体に与える影響に鑑み、常時同時配信を行うに際しては、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、公正性確保の観点から、会計上の透明性を確保しつつ、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。
- 三、前項に基づき、協会は、常時同時配信について、インターネット活用業務の実施基準の認可申請を行うに際し、その内容、実施方法、実施に要する費用等を明らかにするとともに、当該費用については、できる限り詳細にその内訳を示すこと。
さらに、協会は、常時同時配信を行うに当たっては、地域における情報の共有、発信及び提供が、地域の社会・文化の維持・発展や地方分権の推進に重要な役割を果たすことに鑑み、その充実を図るとともに、民間地方放送局の事業運営に十分に配慮すること。
また、サービスやインフラ等の面において、民間放送事業者と十分な連携・協力を行うこと。
- 四、政府は、インターネット活用業務の実施基準の認可に当たっては、国民・視聴者や利害関係者からの意見・苦情等について適切に対応すること。
- 五、協会は、外部監査の強化を含め、専門家等による経営委員会や監査委員会等のサポート体制の強化、事後チェック体制を充実させるとともに、意思決定プロセスやグループ全体の運営の透明性を確保するため、情報公開の一層の充実を図ること。
- 六、協会は、「公共メディア」としての役割と具体的な構想に関する協会の考え方について、広く国民・視聴者に示し、意見をよく聴くとともに、それを支える受信料体系の在り方について検討

を行うこと。

- 七、経営委員会は、本法により協会のインターネット活用業務が常時同時配信に拡大されることに鑑み、これまで以上に、放送法に規定する「役員の職務の執行の監督」の役割を徹底すること。右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第37号)

(衆議院 元.5.10可決 参議院 5.27内閣委員会付託 5.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、都道府県から中核市への事務・権限の移譲に関する事項

住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、介護保険法を改正し、全ての事業所が一の中核市に所在する介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限の都道府県から中核市への移譲を行うこととする。

二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等に関する事項

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、児童福祉法を改正し、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直すなど、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日等

- 1 この法律は、二の児童福祉法の改正に係る規定等一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、1の児童福祉法の改正に係る規定の施行後3年を目途として、二による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について、放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(元.5.30内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は、当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。
- 二 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査については、法令上に規定された基準等に基づく調査を行うとともに、実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。
- 三 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また、同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。
- 四 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告を求め、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。
- 五 地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあっては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、住民組織やNPOなどの運営参加の促進、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。特に、図書館、博物館等の公立社会教育施設が国民の知る権利、

思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。

- 六 公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。
- 七 本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後3年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。
- 八 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者による火薬類の無許可譲受けについては、同事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すこと。右決議する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第38号)

(衆議院 31.4.25可決 参議院 元.5.8厚生労働委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、女性を始めとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出るとともに、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 二 常時雇用する労働者の数が300人を超える一般事業主は、女性の職業選択に資するよう、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供実績及び労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備実績に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 三 厚生労働大臣は、認定一般事業主の申請に基づき、当該事業主について、女性活躍の推進に関する取組の実施状況が特に優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
- 四 国は、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実することについて、総合的に取り組まなければならない。
- 五 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 六 事業主は、労働者が五の相談並びに職場における性的な言動、妊娠、出産等に関する言動及び育児休業等に関する言動に起因する問題に関する相談を行ったこと等を理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 七 都道府県労働局長は、五及び六に関する紛争に関し、当事者に対し必要な助言等を行うことができる。
- 八 厚生労働大臣は五及び六に違反している事業主が勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。
- 九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、四は公布の日から、一は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.28厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、一般事業主行動計画の策定等や情報公表の義務の対象拡大に当たっては、新たにその対象とな

- る常用雇用者101人以上300人以下の中小事業主に対し、行動計画の策定支援、セミナー・コンサルティングの実施等、支援策を講ずること。また、その効果を具体的に検証しつつ、将来的な全事業主への適用拡大についても引き続き検討を進めること。
- 二、雇用の分野における男女平等の実現に向けては、事業主行動計画の策定や情報公表を全ての企業を対象とした恒常的な制度とするよう、男女雇用機会均等法の改正も視野に入れて検討すること。また、女性活躍施策やハラスメント対策など、本法が推進しようとする各種施策の実効性を確保する観点から、指針等の策定に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の参加・参画を促す方策について検討を行うこと。
- 三、事業主の情報公表項目については、女性にとってより働きやすい就職先を求める女性求職者の選択肢を広げる観点から、「セクシュアルハラスメント等対策の整備状況」、男女間格差の結果指標の一つである「男女間の賃金の差異」を加えることについて、「男女間の賃金の差異」を状況把握の基礎項目に加えることも含め、労働政策審議会で検討すること。
- 四、求職者の職業選択に資するため、平均残業時間や有給休暇取得率の情報公表を雇用管理区分ごとに行うことについて、労働政策審議会で検討すること。
- 五、特例認定制度の認定基準を定めるに当たっては、管理職に占める女性労働者の割合について全産業で統一化された基準を設ける等、真に女性が活躍している職場が認定されるように検討すること。また、特例認定後においても、認定時の一般事業主行動計画に定められた水準を維持・向上させることを認定事業者に促すとともに、制度の趣旨にそぐわない事態が生じた場合には、速やかにその認定を取り消すこと。
- 六、2020年までに指導的地位に占める女性割合30%の目標の達成に向けて、女性活躍推進の取組が進むよう、事業主に対する支援を強化するとともに、女性活躍推進法及び厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」を求職者を中心に国民に幅広く周知すること。
- 七、特に中小企業を対象とする女性活躍推進の取組を進めるに当たっては、中小企業における女性活躍推進の取組への需要を喚起するとともに、中小企業の動向を見つつ、女性活躍推進を支援する体制の強化及び拡充を図ること。
- 八、ハラスメントの根絶に向けて、損害賠償請求の根拠となり得るハラスメント行為そのものを禁止する規定の法制化の必要性について検討すること。
- 九、パワーハラスメント防止対策に係る指針の策定に当たり、包括的に行為類型を明記する等、職場におけるあらゆるハラスメントに対応できるよう検討するとともに、次の事項を明記すること。
- 1 パワーハラスメントの判断に際しては、「平均的な労働者の感じ方」を基準としつつ、「労働者の主観」にも配慮すること。
 - 2 自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメント及び自社の労働者が取引先、就職活動中の学生等に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められること。
 - 3 職場におけるあらゆる差別をなくすため、性的指向・性自認に関するハラスメント及び性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆるアウティングも雇用管理上の措置の対象になり得ること、そのためアウティングを念頭においたプライバシー保護を講ずること。
- 十、事業主に対し、パワーハラスメントの予防・防止等のための措置を義務付けるに当たっては、職場のパワーハラスメントの具体的な定義等を示す指針を策定し、周知徹底に努めること。
- 十一、パワーハラスメントの予防・防止等のための措置の周知に当たっては、同僚や部下からのハラスメント行為も対象であること、相手に関係なく決して加害者になってはいけないことなどについて理解促進を図ること。
- 十二、近年、従業員等に対する悪質クレーム等により就業環境が害される事案が多く発生していることに鑑み、悪質クレームを始めとした顧客からの迷惑行為等に関する実態も踏まえ、その防止に向けた必要な措置を講ずること。また、訪問介護、訪問看護等の介護現場や医療現場におけるハラスメントについても、その対応策について具体的に検討すること。
- 十三、セクシュアルハラスメントについて、他社の事業主から事実確認等の協力を求められた場合に、事業主が確実かつ誠実に対応するよう、必要な措置を検討すること。

- 十四、セクシュアルハラスメント等の防止措置の実施状況、被害者の救済状況、ハラスメントが起りやすい業種、業態、職務等について官民間問わず実態調査を行い、その結果に基づいて、効果的な防止対策を速やかに検討すること。その際、ハラスメントの被害を訴えたことで周囲から誹謗中傷されるいわゆる二次被害に対しても必要な対策を検討すること。
- 十五、フリーランス、就職活動中の学生、教育実習生等に対するハラスメントを防止するため、男女雇用機会均等法等に基づく指針等で必要な対策を講ずること。その際、都道府県労働局に設置された総合労働相談コーナー、ハローワークにおける相談の状況を分析した上で、効果的な対策となるよう留意すること。
- 十六、男女雇用機会均等法等の紛争解決援助の適用除外となっている公務員等を含めたハラスメント被害の救済状況を調査し、実効性ある救済手段の在り方について検討すること。
- 十七、紛争調整委員会の求めに応じて出頭し、意見聴取に応じた者に対し、事業主が不利益取扱いを行ってはならないことを明確化するため、必要な措置を検討すること。
- 十八、セクシュアルハラスメント防止や新たなパワーハラスメント防止等についての事業主の措置義務が十分に履行されるよう、指導を徹底すること。その際、都道府県労働局の雇用環境・均等部局による監視指導の強化、相談対応、周知活動等の充実に向けて、増員も含めた体制整備を図ること。その上で、なお指導に従わない場合の企業名公表の効果的な運用方法について検討を行うこと。
- 十九、国内外におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けて、第108回ILO総会において仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約・勧告が採択されるよう支持するとともに、条約成立後は批准に向けて検討を行うこと。
- 二十、セクシュアルハラスメント等の防止対策の一層の充実強化を求める意見が多くあることから、第108回ILO総会等の動向も踏まえつつ、更なる制度改正に向けて、本法附則のいわゆる検討規定における施行後5年を待たずに施行状況を把握し、必要に応じて検討を開始すること。
- 二十一、第三者からのハラスメント及び第三者に対するハラスメントに関わる対策の在り方について、検討を行うこと。
右決議する。

道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 元.5.10可決 参議院 5.13国土交通委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の自動車技術の進展に鑑み、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、一定の条件の下で自動車を自動的に運行させることができる装置を保安基準の対象装置として追加するとともに、当該装置に組み込まれたプログラム等の改変による自動車の改造に係る行為についての許可制度を創設するほか、自動車検査証の電子化、自動車の型式指定制度に係る是正命令の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、型式指定制度に係る国土交通省令の規定に違反している自動車製作者等に対し、是正命令又は型式指定の効力停止を行うことができることとする。
- 二 一の是正命令又は型式指定の効力停止を行うために国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査において、虚偽の報告をした者、検査を忌避した者等に対する罰則を強化することとする。
- 三 保安基準の対象装置に、一定の条件の下で自動車を自動的に運行させることができる「自動運行装置」を追加することとする。
- 四 「分解整備」の範囲について、原動機、動力伝達装置等の対象装置を取り外して行う自動車の整備等に限らず、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備等に拡大するとともに、名称を「特定整備」に改めることとするほか、自動車特定整備事業を営もうとする者は、当該事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならないことと

する。

- 五 自動車製作者等は、四の自動車特定整備事業の認証を受けた者等に対し、点検及び整備をするに当たって必要となる自動車の型式に固有の技術情報を提供しなければならないこととする。
- 六 自動車の電子的な検査の導入に伴い、当該検査に必要な技術情報の管理に関する事務を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせることとする。
- 七 自動運行装置等に組み込まれたプログラム等の改変による自動車の改造を電気通信回線の使用によりする行為等に係る許可制度を創設するとともに、許可に関する事務のうち技術的な審査を機構に行わせるものとする。
- 八 自動車検査証は、電子的方法等により記録されたカードとするとともに、特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等が、自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区別された部分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができることとするほか、国土交通大臣は、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務等を一定の要件を備える者に委託することができることとする。
- 九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の改正は公布の日から、二の改正は公布の日から起算して20日を経過した日から、七の改正は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、八の改正は公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行することとする。
- 十 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】（元.5.16国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 自動運転に対する社会受容性を高めるため、自動運転車に対する国民の理解・安心感の向上に資する取組を着実に推進すること。
- 二 自動運転技術に起因するこれまで予測し得なかった新たな事故の原因究明及び再発防止を迅速かつ適確に行うため、自動運行装置の作動状況、運転者の状況等の記録を収集し、有効に活用できるよう国において必要な措置を講ずるとともに、国際基準策定に係る動向を踏まえつつ、サイバーセキュリティの確保に向けた取組を進めること。
- 三 自動車事故の原因究明に資するため、ドライブレコーダー等の車外映像や運転者の操作状況の記録装置の設置率の向上に向けた取組を着実に推進すること。
- 四 高齢運転者等による自動車事故を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全技術を搭載した自動車について、技術の評価を適切に行い、その普及に一層努めるとともに、未搭載車への先進安全技術に係るシステムの後付けに関し、対応車種の拡大などその普及について検討すること。なお、従来からのマニュアル車のユーザーに係る利便性の確保にも留意して進めること。
- 五 自動車の検査に必要な技術情報の管理に関する事務を独立行政法人自動車技術総合機構に行わせるに当たっては、指定自動車整備事業者等において電子的な検査が確実に行われる環境が確保されるように指導すること。また、同機構が行う自動運行装置等の複雑なプログラムにより作動する電子制御装置及びサイバーセキュリティに関する基準適合性審査や、不具合情報に基づく技術的な検証を始め、急速に進化する世界最先端の自動車技術に後追いとならず迅速に対応した審査等を適確に実施するために必要な体制の整備に万全を期すこと。
- 六 分解整備の範囲拡大に当たっては、自動車整備士の養成、研修の充実を図り、自動車整備要員の確保と整備技術の向上に遺憾なきを期すこと。
- 七 自動車製作者等における完成検査の不適切な取扱いを根絶するため、本法により創設される是正命令措置等を必要に応じて実施することに加え、効果的な監査の実施等により、自動車の型式指定制度の適正な運用に努めること。

右決議する。

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.20国土交通委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(以下「燃料油条約」という。)及び2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約(以下「難破物除去条約」という。)の締結に伴い、船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害(以下「一般船舶等油濁損害」という。)及び難破物の除去等に要する費用の負担により生ずる損害(以下「難破物除去損害」という。)に関し、これらの損害の被害者の保護を図るため、保障契約の締結を義務付ける船舶の範囲の拡大、保険者等に対する被害者の直接請求に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改めることとする。
- 二 法律の目的を「船舶油濁等損害が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁等損害の賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資すること」に改めることとする。
- 三 一般船舶等油濁損害が生じたときは、船舶所有者等は、連帯してその損害を賠償する責任を負うこととし、難破物除去損害が生じたときは、船舶所有者は、その損害を賠償する責任を負うこととする。
- 四 燃料油条約の規定により管轄権を有する外国裁判所が一般船舶等油濁損害の賠償の請求の訴えについてした確定判決は、その効力を有することとする。
- 五 一般船舶等油濁損害賠償保障契約が締結されていない場合は航海に従事してはならない船舶の範囲を拡大することとするとともに、難破物除去損害賠償保障契約が締結されていない場合は航海に従事してはならない船舶の範囲を定めることとする。
- 六 一般船舶等油濁損害又は難破物除去損害の被害者は、当該賠償責任を有する者と保障契約を締結する保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができることとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、燃料油条約及び難破物除去条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第41号)(先議)

(参議院 31.4.8内閣委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 元.5.28可決)

【要旨】

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行うとともに、自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備
 - 1 自動運行装置の定義等に関する規定の整備
自動運行装置の定義を規定するとともに、同装置を使用して自動車をを用いる行為は運転に含まれる旨規定する。
 - 2 作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備
 - イ 自動車の使用者等は、自動運行装置を備えている自動車で、道路運送車両法に規定することとなる作動状態記録装置により作動状態の確認に必要な情報を正確に記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。
 - ロ 自動運行装置を備えている自動車の使用者は、作動状態記録装置により記録された記録を、内閣府令で定めるところにより保存しなければならない。

八 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両の運転者に対し、作動状態記録装置により記録された記録の提示を求めることができる。

3 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務に関する規定の整備

イ 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法に規定することとなる国土交通大臣が付する条件をいう。）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

ロ 自動運行装置を使用して自動車を運転する運転者が、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさなくなった場合等において、直ちに、そのことを認知するとともに当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあるなどのときは、当該運転者については、携帯電話使用等の禁止の規定は、適用しない。

二、携帯電話使用等対策の推進に関する規定の整備

1 携帯電話使用等に関する罰則及び反則金の限度額の引上げ

イ 自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転する場合において、携帯電話使用等の行為をした者に対する罰則及び同行為に対する反則金の限度額を引き上げる。

ロ 自動車等を運転する場合において、携帯電話使用等によって道路における交通の危険を生じさせる行為をした者に対する罰則を引き上げるとともに、同行為を交通反則通告制度の対象となる反則行為から除外する。

2 免許の効力の仮停止に関する規定の整備

1 ロの行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とする。

三、その他

1 自動車、原動機付自転車及び軽車両の定義に関する規定の整備

小児用の車及び軽車両のうち原動機を用いるものを自動車から除外する等、自動車、原動機付自転車及び軽車両の定義に関する規定を見直す。

2 運転免許証の再交付申請に関する規定の整備

運転免許を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合に、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等を加える。

3 運転経歴証明書に関する規定の整備

申請により運転免許を取り消された者が運転経歴証明書の交付を申請することができる公安委員会を、当該取消しを行った公安委員会からその者の住所地を管轄する公安委員会に改める。運転免許証の更新を受けなかった者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に運転経歴証明書の交付を申請することができる。

四、施行期日

この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行の日から施行する。ただし、二及び三については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（31.4.11内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合には、運転者に課せられる義務が一部異なること等に鑑み、自動運転中であること等が外形的に判別可能となるような、自動運転車の外観表示の要否や在り方等について速やかに検討すること。

二 自動運行装置を使用して自動車を運転する者が許容される運転操作以外の行為の判断の基準について、可能な限り明確化した上で周知徹底を図ること。

三 自動運行装置から運転者本人による運転に移行する必要が生じた場合に、円滑に運転操作を引き継ぐため、自動運転車を運転する者に対し、自動運転車特有の操作や挙動における留意点等について事前に十分な説明がなされるよう万全の措置を講ずること。

四 自動運転車に関する交通ルールについては、自動運転車の普及状況や交通事故・違反等の発生

状況、技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。
右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(先議)
(参議院 31.4.8農林水産委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 元.5.30可決)

【要旨】

本法律案は、農産加工品の輸入の増加等、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長しようとするものである。

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案(閣法第43号)(先議)
(参議院 31.4.9国土交通委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 元.6.13可決)

【要旨】

本法律案は、最近における航空機及び無人航空機をめぐる状況に鑑み、航空機及びその航行の安全並びに無人航空機の飛行の安全の一層の向上を図るため、航空機の耐空性の維持に関する制度の整備、無人航空機の飛行に係る規制の強化、運輸安全委員会の航空事故等に係る調査対象の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 国産航空機の製造者等に対して当該国産航空機の不具合情報の国への報告を義務付けるとともに、迅速かつ適切に修理改造ができるよう国による修理改造手順の承認制度を創設することとする。
- 2 航空機乗務員がアルコール等の影響により正常な運航ができないおそれがある間に航空機の操縦を行った場合の罰則を強化することとする。
- 3 無人航空機の飛行に当たっての遵守事項にアルコール等の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと等の規定を追加することとする。
- 4 耐空証明のある航空機の使用人は、航空機の安全性の確保のため重要な装備品について国土交通大臣による予備品証明を受けることができることとする制度を廃止するとともに、航空機の全ての装備品について国土交通大臣等が認定した事業場が耐空証明の基準に適合することを確認し、これにより確認された装備品等でなければ航空機に装備してはならないこととする。
- 5 国土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機(航空運送事業の用に供する航空機を除く。)の使用人により定められた整備規程が技術上の基準に適合することについて認定を行うこととし、当該認定を受けた整備規程により整備される航空機について、耐空証明の有効期間を延長することができることとする。

二 運輸安全委員会設置法の一部改正

- 1 航空機が航行していない状態で生じた航空事故の兆候についても調査対象とすることができることとする。
- 2 事故等の調査を終える前に原因関係者等への必要な勧告が行うことができる制度を創設することとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(31.4.11国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 今後の国産航空機の就航に当たっては、国際民間航空条約上の航空機的设计及び製造国政府と

しての役割・責任を確実に果たすとともに、新たな国際基準の策定等、世界的な航空機の安全性向上のために必要な活動に貢献すること。

- 二 航空機の安全確保を図るため、装備品等の設計・製造者、航空会社を始めとする航空機の使用者、航空機整備会社等の航空機の安全確保に関連する民間事業者等の認定に当たっては、厳格に実施するとともに、民間事業者等に対する監督等を適時適切に行うこと。また、産業競争力の源泉となる民間事業者の技術等の情報管理に係る措置の徹底を促すこと。
- 三 航空機整備検査認定制度の活用等に伴い、国による更新耐空証明検査を実施する機会の減少が見込まれることから、航空機検査官の育成及び技量維持に係る取組を進めること。
- 四 航空機乗組員の飲酒等による不適切事案については、その発生に至る背景について、十分な分析を行うとともに、航空運送事業者に対し、従来にも増して航空機乗組員の心身の健康状態を適切に把握・考慮できるような体制の確立に向け、必要な助言・指導を行うこと。
- 五 無人航空機の利活用の促進が求められている状況を踏まえ、事故やトラブル等を未然に防止することを目的とした飛行ルールの遵守事項の周知徹底が図られるよう、関係機関との連携に十分配慮すること。また、事故情報の分析等を行うことが事故等の再発防止に資することから、引き続き、事故等の情報の適切な把握に努めること。
- 六 運輸安全委員会において、事故調査の報告までに一定の時間を要している現状を踏まえ、組織としての独立性を確保しつつ、航空事故の再発防止を目的とした組織体制の充実を図ること。右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第44号)
(衆議院 元.5.30可決 参議院 6.7経済産業委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公正取引委員会の機能を強化し、不当な取引制限等の一層の抑止を図るため、新たに事業者が公正取引委員会との合意により事件の解明に資する資料の提出等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度を設けるとともに、課徴金の算定方法について算定基礎額の追加、算定期間の延長等を行うほか、検査妨害等の罪に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 課徴金適用対象等の見直し

- 1 納付を命ずる課徴金の額の計算において、違反事業者からの指示や情報に基づいて商品・役務を供給又は購入した完全子会社等の売上額又は購入額、違反行為の対象となる商品・役務に密接に関連する業務の対価相当額及び違反行為の対象となる商品・役務を供給しないこと又は購入しないことに関して得た財産上の利益相当額を算定基礎に加える。
- 2 課徴金の算定期間の始期について、公正取引委員会による調査開始日から最長10年前まで遡れるようにする。
- 3 違反事業者から課徴金の算定基礎となるべき事実の報告又は資料の提出が行われず、その事実を把握することができない算定期間については、公正取引委員会が算定基礎額を合理的な方法により推計することができるものとする。

二 課徴金算定率等の見直し

- 1 不当な取引制限等を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において、卸売業又は小売業に係るものである場合の業種別算定率及び違反行為を早期にやめた者に適用する軽減算定率を廃止するとともに、中小企業算定率の適用対象を実質的な中小企業に限定する。
- 2 割増算定率の適用対象について、他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に資料の隠蔽・仮装等を要求すること等を加える。

三 課徴金減免制度の見直し

- 1 公正取引委員会による調査開始日前又は以後に、単独で、違反行為に係る事実の報告等を行った事業者に対する減算率を見直す。

- 2 公正取引委員会は、事実の報告等を行った事業者から協議の申出があったときは協議を行うものとし、事業者が事件の真相解明に資する協力をを行い、かつ、公正取引委員会がその協力度合いに応じた減算率を適用することを内容とする合意をすることができることとする。
 - 3 減免失格事由として、他の事業者に対し事実の報告等を行うことを妨害していたこと、正当な理由なく事実の報告等を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと等を加える。
- 四 排除措置を命ずる手続、課徴金の納付を命ずる手続の整備
- 1 違反行為が既になくなっている場合において、排除措置や課徴金の納付を命ずることができる期間を当該違反行為がなくなった日から7年とする。
 - 2 違反事業者が子会社等に違反行為に係る事業の全部を譲渡等して消滅したときは、公正取引委員会の調査開始日前に事業の全部の譲渡等が行われた場合にも、当該子会社等に対し課徴金の納付を命じなければならないこととする。
- 五 延滞金の割合の見直し
- 課徴金をその納期限までに納付しない場合における延滞金の割合を、年14.5パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合とする。
- 六 罰則規定の見直し
- 1 調査における強制処分違反等の罪に係る罰金の上限額を300万円に引き上げるとともに、行為者を罰するほか、法人等に対しても罰金刑を科する。
 - 2 検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額を2億円に引き上げる。
- 七 犯則調査権限の整備
- 犯則事件を調査する場合において、記録命令付差押え等ができるようにする。
- 八 施行期日
- この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.6.18経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 公正取引委員会による実態解明と一般消費者の利益、及び減免申請を行う事業者の予見可能性を確保する観点から、新たな課徴金減免制度における事業者が自主的に提出する証拠等の評価方法について、ガイドラインにおいてその明確化を図ること。特に、カルテル・入札談合の対象商品・役務、受注調整の方法、参加事業者、実施時期、実施状況等の評価対象となる情報について、評価方法の考え方や具体例を分かりやすく明示すること。また、制度の運用状況を検証しつつ、適時適切にガイドラインの見直しを行うこと。
- 二 新たな課徴金減免制度において、事業者の調査協力度合いに応じた減算率を適用するに際しては、より高い減算率を得ること等を目的として事実を歪曲した資料の提出や供述調書の作成により迅速な実態解明が阻害されることがないよう留意すること。
また、調査協力や供述内容等により、従業員が事業者から不当に不利益な取扱いを受けることのないよう、企業コンプライアンスの向上に対する支援を充実するなど、適切な対応を行うこと。
- 三 いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に関して規則・ガイドライン等を整備するに当たっては、対象となる範囲、要件について、国際水準との整合性を可能な限り図るよう留意した内容とともに、新制度の運用を検証しつつ、その在り方の検討を継続すること。
- 四 秘匿特権について、事業者と弁護士との間の相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護できるよう、公正取引委員会における判別手続と審査手続を明確に遮断する等、適正手続を確保する制度を本法施行までに整備すること。
また、手続の透明性、信頼性及び事業者の予見可能性を確保するため、秘匿特権に関する運用事例を定期的に公表するよう努めること。
- 五 経済活動のグローバル化や多様化、複雑化の進展を踏まえ、競争政策や競争法の国際調和を更に進めるとともに、国際市場分割カルテルなど、日本国内で売上額が生じない事業者に対する課徴金の賦課等についても、引き続き検討を行うこと。

- 六 デジタル・プラットフォームをめぐる取引環境に関するルール整備に当たっては、寡占・独占による弊害が生じないように、イノベーションの促進と利用者の保護等に配慮しつつ、取引環境の透明性・公正性の確保、データの移転・開放等の在り方等に関する調査・検討を早急に進め、国際的にも整合性のある適切な競争環境を確立すること。
- 右決議する。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 元.5.10可決 参議院 5.21文教科学委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、法科大学院と法学部等との連携に関する制度の創設、法科大学院在学中に所定の要件を満たした者に対する司法試験受験資格の付与等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

- 1 大学は、法科大学院において、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力、弁論能力や法律に関する実務の基礎的素養等を涵(かん)養するための教育を段階的かつ体系的に実施するものとする。
- 2 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における成績評価、修了の認定及び三の1の法科大学院を設置する大学の学長の認定の基準及び実施状況等を公表するものとする。
- 3 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための「連携法曹基礎課程」を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。
- 4 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者選抜の実施方法等について、社会人、法学未修者、早期卒業や飛び入学により入学しようとする者に対する適切な配慮を行うものとする。
- 5 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めること等ができるものとする。

二、学校教育法の一部改正

大学院を置く大学は、飛び入学について、当該大学院を置く大学の定める単位の修得状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、認めることができるものとする。

三、司法試験法の一部改正

- 1 司法試験の受験資格を有する者に、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、司法試験が行われる年の4月1日から1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加する。
- 2 司法試験予備試験の論文式試験の試験科目について、一般教養科目を廃止し、専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する1科目を追加する。

四、裁判所法の一部改正

三の1の受験資格に基づいて司法試験を受け、これに合格した者については、司法試験の合格に加え、法科大学院の課程を修了したことを、司法修習生の採用に必要な要件とする。

五、施行期日

この法律は、平成32年4月1日から施行する。ただし、一の5等については公布の日から、三の2等については平成33年12月1日から、三の1及び四等については平成34年10月1日から施行する。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(閣法第46号) (先議)
(参議院 31.4.8法務委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 元.6.6可決)

【要旨】

本法律案は、近時の司法書士制度及び土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行うほか、社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 司法書士法の一部改正

- 1 司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とすることを明らかにする。
- 2 社員が一人の司法書士法人の設立等を許容する。
- 3 司法書士又は司法書士法人に対する懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める。
- 4 司法書士又は司法書士法人に対する懲戒処分について除斥期間を定める規定を設ける。

二 土地家屋調査士法の一部改正

- 1 土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とすることを明らかにする。
- 2 社員が一人の土地家屋調査士法人の設立等を許容する。
- 3 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対する懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める。
- 4 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対する懲戒処分について除斥期間を定める規定を設ける。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 元.5.10可決 参議院 5.20内閣委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び行政手続等を情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項等を定めるとともに、住民票及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大、電子証明書及び個人番号カードの利用者への国外転出者の追加、個人番号利用事務への罹(り)災証明書の交付に関する事務等の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正

- 1 題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。
- 2 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則を定める。
- 3 国の行政機関等は、閣議決定により定める情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。
- 4 申請等に係る手数料の納付について、情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定め

るものをもってすることができる。

- 5 他の法令において申請等に際して添付することが規定されている政令で定める書面等について、行政機関等が、政令で定める措置により当該書面等により確認すべき事項に係る情報入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。
- 6 情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策その他の情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 7 手続等密接関連業務を行う民間事業者は、民間手続を情報通信技術を利用する方法により行うとともに、行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない。国は、民間取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとし、当該施策の実施状況を踏まえ、支障がないと認めるときは、民間手続が情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

二、住民基本台帳法の一部改正

- 1 市町村長に対し住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存を義務付けるとともに、戸籍の附票の記載事項を追加する。
- 2 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、国の機関等から国外転出者に係る事務の処理に関し求めがあったとき等は、附票本人確認情報を提供等するものとする。

三、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正

- 1 国外転出者は、戸籍の附票を備える市町村の市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行を申請することができる。
- 2 利用者証明検証者は、総務大臣の認可を受けて、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を、当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であって総務省令で定めるものにより行うことができる。

四、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

- 1 市町村長は、個人番号の通知を通知カードによらずに行う。
- 2 市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている国外転出者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付するものとする。個人番号カードの交付を受けている者は、国外に転出をした後の当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を受けるため、国外転出届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。
- 3 罹災証明書の交付に関する事務等の個人番号利用事務の範囲の拡充、乳幼児に対する健康診査に関する事務等の情報連携の範囲の拡充を行う。

五、施行期日

この法律は、一部を除いて公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（元.5.23内閣委員会議決）

政府は、本法による行政のデジタル化の推進に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないうよう、技術革新に対応したセキュリティー対策及び個人情報の保護その他の個人の権利利益の保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性の確保を図ること。
- 二 経済的事情によりパソコン・スマートフォン等の情報通信機器を所有していない者も、情報通信技術の便益を享受できるよう、必要な施策を講ずること。
- 三 地方公共団体が、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正を図るため、当該能力等が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができる機会の確保、当該援助を行うために必要な資質を有する者の確保及び配置等の施策を講ずることができるよう、必要な支援を行うこと。

- 四 地方公共団体が、行政のデジタル化の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための施策を講ずるに当たり、必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 五 マイナポータルを使用する際に必要な個人番号カードの読み取りに対応したICカードリーダー又はスマートフォン等の普及に努めるとともに、多くの国民がその利便性を享受できるように、制度の周知徹底を図ること。
- 六 地方公共団体の業務において窓口における対面業務が市民と接する上で重要な機能を有していることに鑑み、このような機能が損なわれることがないように配慮すること。
- 七 行政運営の簡素化及び効率化により、行政機関等の職員の事務の負担が軽減されるよう配慮するとともに、行政のデジタル化の推進は、真に必要な行政分野にリソースを配分することにより、行政サービスの質の向上を図るものとなるよう十分留意すること。
- 八 情報システム整備計画の作成に当たり、国民が情報通信技術を利用する方法により申請、届出その他の手続を行うことを促進するため、当該方法による手続に係る手数料の費用効果分析の結果を踏まえた減額、当該方法による手続の処理に際しての優先的取扱いその他の優遇措置を講ずるよう必要な検討を行うこと。
- 九 情報通信技術を利用する方法による手続を促進するに当たっては、その利便性や留意点、具体的な申請方法等について、国民に丁寧かつ分かりやすい説明・広報を行うよう努めること。
- 十 国外に転出した者が、円滑に個人番号カード及び電子証明書を取得し、及び利用し続けることができるよう、在外公館において個人番号カード及び電子証明書の交付及び更新の事務を行うことについて検討を行い、関係府省が連携して体制の整備に取り組むこと。
- 十一 健康保険証としての活用等により個人番号カード及び電子証明書が必要となる場面が拡大することを踏まえ、これらの交付及び更新を無償で行うとともに、交付及び更新が円滑に進むよう地方公共団体等の体制強化や国民に対する十分な周知に關係府省が連携して取り組むこと。
右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加する等の措置を講じようとするものである。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 元.5.21可決 参議院 5.22財政金融委員会付託 5.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、資金決済に関する法律の一部改正

- 1 「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更するほか、暗号資産の定義から金融商品取引法で規定する「電子記録移転権利」を除くとともに、暗号資産交換業の定義に、暗号資産の交換等に関しない暗号資産の管理を業として行うことを追加する。

- 2 暗号資産交換業者は、利用者の金銭を信託し、利用者の暗号資産を原則、利用者の保護に欠けるおそれが少ない方法で分別管理するとともに、それ以外の方法で管理する利用者の暗号資産と同種同量の暗号資産を自己の財産として保有の上、利用者の保護に欠けるおそれが少ない方法で分別管理しなければならない。

二、金融商品取引法の一部改正

- 1 金融商品の定義に、暗号資産を追加し、暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とする。
- 2 収益分配を受ける権利等のうち、電子記録移転権利を、第一項有価証券とし、企業内容等の開示制度の対象とするとともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引業に係る規制の対象とする。

三、銀行法等の一部改正

銀行等の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務であって、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 近年における暗号資産及びＩＣＯ（イニシャル・コイン・オファリング）取引の実態等を踏まえ、利用者保護等の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。
その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。
- 二 暗号資産、電子記録移転権利及びそれらを支えるブロックチェーン技術は、デジタル化・ネットワーク化が進展する新しい時代の中において特に先進的かつ革新的な技術とその適用であることを踏まえ、本法により整備される各種規定の運用に際しては、民間部門が過度に萎縮することがないように法解釈の周知徹底に努めるとともに、基礎となるブロックチェーン技術の開発及び提供によるイノベーションにも十分留意すること。
- 三 暗号資産、電子記録移転権利についての政府令等を定めるに当たっては、規制対象事業の実態を考慮し、総合的かつ合理的に実施可能な制度を全体として構築するよう努めること。
- 四 暗号資産、電子記録移転権利については、特定の地方公共団体域内や企業内、専ら事業者間において利用されるものなど多様な利用場面が想定されるほか、暗号資産交換業者の業態やＩＣＯについても、広く一般人を対象とするものから適格機関投資家等一定の知識経験を有する者のみを対象とするものなど、多様なものが想定される。本法の運用に当たっては、こうした多様性に配慮して、暗号資産の利用目的や利用対象者の関係で過度な規制とならないよう注視し、必要に応じ適切に対応すること。
- 五 技術革新による金融サービスの急速な変化に対応し、適切な金融規制体系を構築する観点から、必要に応じて行政当局による監督権限の行使を可能とする法令に基づく規制と、環境変化に応じた柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制団体が策定する自主規制の連携を十分に図るよう努めること。
- 六 暗号資産、電子記録移転権利については、クロスボーダー取引が盛んに行われている実態に鑑み、G20各国の規制動向を十分に把握するとともに各国と連携し、国際的に調和のとれた規制体系となるよう適時に見直しを行うこと。
- 七 ＩＣＯの会計処理等は、発行されるトークンの性質に応じて異なるものと考えられるため、国際的な議論を勘案しつつ、会計処理等の考え方について整理のうえ、ガイドラインの策定等の必要な対策を講ずること。
- 八 附則第32条の検討を行うに当たっては、法的安定性の確保及び利用者保護の一層の確保のため

に、暗号資産、電子記録移転権利等の移転その他の権利義務関係といった私法上の取扱いの明確化も含めた検討を行うこと。

九 地方公共団体が暗号資産及び電子記録移転権利を資金調達的手段として適切に利用することができるようにするための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十 暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、暗号資産を用いたデリバティブ取引等に係る所得に対する所得税等の課税の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十一 金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集及び同条第4項に規定する有価証券の売出しに対する規制の在り方について、電子記録移転権利の取引の実態を踏まえた検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十二 他人のために暗号資産の管理のみを業として行う者に対する規制の在り方について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策という国際的要請に応えつつ、可能な限り暗号資産交換業の利用者の利便性の向上に資する観点から検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十三 八から十二までの各項の検討及び措置を行うに際しては、暗号資産及び電子記録移転権利並びにそれらの基礎となる技術が我が国の産業の高度化に資する可能性があることを踏まえ、法規制がこれらの技術の開発及び応用を過度に制限することがないように配慮すること。

十四 金融機関の顧客情報を第三者に提供する業務については、個人情報 の有用性に配慮しつつ、センシティブ情報を含む個人情報の保護が図られるよう万全を期すとともに、十分な検査・監督体制の整備に努めること。

十五 金融機関の顧客情報を第三者に提供する際の当該顧客の同意においては、提供先である第三者の範囲、当該第三者における利用目的及び提供される個人情報の内容について、当該顧客が理解した上で同意に関する判断を行うことができ、かつ、その意思を明確に反映できる方法により行われるようガイドライン等を適切に策定するとともに、検査・監督によりその実効性を確保し、当該顧客の利便が損なわれることがないようにすること。

右決議する。

戸籍法の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.20法務委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、本籍地の市町村長以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の制度を設けるとともに、法務大臣が、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用して親子関係の存否、婚姻関係の形成等に関する情報その他の戸籍関係情報を作成し、これを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者からの照会に応じて提供することができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法務大臣は、戸籍関係情報を作成するため、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができる。

二 戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、戸籍証明書等の交付の請求は、本籍地以外のいずれの市町村長に対してもすることができる。

三 二の戸籍証明書等の交付の請求は、戸籍電子証明書等についてもできるとともに、当該請求があったときは、市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行する。

四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2に掲げる所要の事務において戸籍関係情報の照会を可能とする。

五 戸籍の記載の正確性を担保するための措置として、市町村長及び管轄法務局長等による任意調

査権の明確化を行う。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、一の規定は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から、二から四の規定は公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行する。

民法等の一部を改正する法律案(閣法第51号)

(衆議院 元.5.28可決 参議院 5.29法務委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げる措置を講ずるとともに、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手續に参加することができる制度の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 特別養子縁組の成立の審判の申立時に15歳に達していない者は、養子となることができる。例外的に、15歳に達する前から引き続き養親となる者に養育されており、15歳に達するまでに申立てがされなかったことについてやむを得ない事由がある場合には、申立時に15歳以上であっても養子となることができる。特別養子縁組が成立するまでに18歳に達した者は、養子となることができない。
- 2 養子となる者が15歳に達している場合には、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

二 家事事件手続法の一部改正

- 1 特別養子縁組を2段階の審判によって成立させるものとし、父母による養子となるべき者の監護が著しく困難である等の要件がある場合に、第1段階の審判として、特別養子適格の確認の審判をすることができる。
- 2 特別養子適格の確認の審判の手續においてされた養子となるべき者の父母の同意は、その同意をした日から一定期間を経過した後は撤回することができない。
- 3 第2段階の審判である特別養子縁組の成立の審判における養子となるべき者は、特別養子適格の確認の審判を受けた者でなければならない。
- 4 養子となるべき者の父母は、特別養子縁組の成立の審判の手續に参加することができない。

三 児童福祉法の一部改正

児童相談所長は、自ら特別養子適格の確認の審判の申立てをすることができるとともに、養親となるべき者が同審判の申立てをした場合には、その審判の手續に参加することができる。

四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 元.5.28可決 参議院 5.29国土交通委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設業者の経営の向上及び建設工事の適正な施工の確保を図るため、建設業の許可基準のうち経営能力に関する基準の緩和、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結の禁止、建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等の制度の導入、公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項への工期の確保に関する事項の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 建設業法の一部改正

- 1 建設業の許可基準のうち、5年以上の経營業務管理責任者としての経験を有する者を置くこととする基準を、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することに改めることとする。
 - 2 建設業の譲渡等を行うとする場合において、あらかじめ国土交通大臣等の認可を受けたときは、譲受人等は、譲渡等の日をもって当該建設業の許可を受けた地位を承継するとともに、建設業者が死亡した場合において、国土交通大臣等の認可を受けたときは、相続人は、当該建設業の許可を受けた地位を承継することとする。
 - 3 注文者は、著しく短い工期による建設工事の請負契約を締結してはならないこととするとともに、発注者がこれに違反した場合において、国土交通大臣等は、当該発注者に対して勧告することができることとし、勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとする。
 - 4 元請負人は、自らの違反行為について、下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととする。
 - 5 工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者を補佐する者を置く場合においては、当該監理技術者は専任であることを要しないこととする。
 - 6 特定の専門工事につき、元請負人が工事現場に専任で置く主任技術者が、下請負人が置くべき主任技術者の職務を併せて行うことができることとし、この場合において、当該下請負人は、主任技術者の配置を要しないこととする。
 - 7 建設業者団体は、災害復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るため、建設業者及び関係機関との連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
 - 8 国土交通大臣等は、建設資材の不具合に起因して施工不良等の違反行為が生じた場合に、建設資材製造業者等に対して、違反行為の再発防止のための措置をとるべきことを勧告することができることとするとともに、勧告に従わないときは、その旨を公表し、又は措置を命ずることができることとする。
 - 9 請負契約書の記載事項への休日等に関する事項の追加、工期等に影響を及ぼす事象に関する注文者の情報提供義務、労務費の現金支払についての元請人の配慮義務、知識及び技術又は技能向上に向けた建設工事従事者の努力義務、技術検定制度の見直し、中央建設業審議会による工期に関する基準の作成、標識の掲示義務の緩和等に関して、所要の規定の整備を行うこととする。
- 二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正
- 1 各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が著しく短い工期で建設工事の下請契約を締結していると疑うに足る事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととする。
 - 2 公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項に、公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工時期の平準化を図るための方策に関する事項を追加することとする。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 【附帯決議】(元.6.4国土交通委員会議決)
- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。
- 一 令和6年度から適用される建設業における時間外労働の上限規制を視野に、長時間労働の是正や週休2日の確保が図られるような工期に関する基準を策定するとともに、この基準を踏まえ、国及び地方公共団体において、適正な工期の実現が図られるよう努めること。
 - 二 工期の適正化等のための措置が講じられるに当たっては、公共工事のみならず、民間発注の工事についても、その実現のため十分な取組が進められるよう努めること。また、週休2日を実現するための大手建設業者による人材確保等に併い、地域の中小建設業者・専門工事業者において

- 人材不足や追加費用の過度な負担等が生じることのないよう留意するとともに、必要な対策を講ずること。
- 三 債務負担行為や繰越明許費の活用により施工時期の平準化に取り組むべきことを、地方公共団体に対して要請するとともに、これらの円滑な実施のために必要な取組を進めること。
 - 四 元請負人と下請負人の間における請負代金の支払の適正化など建設工事の請負契約の適正化を図るとともに、重層下請構造の改善に向けた取組を進めること。
 - 五 公共工事設計労務単価の引上げを一次下請以下の全ての建設労働者の賃金上昇につなげていくとともに、下請代金のうち労務費相当分が着実に現金で支払われるようにすることで、建設労働者への賃金の着実な支払を確保すること。
 - 六 建設業の許可業者における社会保険加入を達成するとともに、下請負人への法定福利費の着実な支払及び一人親方を始めとした小規模な個人事業主やその労働者における適切な保険への加入を促進すること。また、建設技能者が加入する国民健康保険組合に対する十分な財政支援に努めること。
 - 七 建設業は、労働災害による死亡者数が全産業中最も多いことを踏まえ、墜落・転落、交通事故、熱中症等に係る安全対策とともに、メンタルヘルスにも留意した健康管理が適切に行われるよう、事業者等に対する指導を徹底し、好事例の収集、周知等を通じ、その取組を支援すること。
 - 八 技術検定制度の再編を契機として若年者の積極的な登用の促進などを図り、担い手の確保や適正な施工の確保に努めること。
- 右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.29厚生労働委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、障害者の雇を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一 国及び地方公共団体は、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならない。
 - 二 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならない。
 - 三 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した対象障害者の任免状況を公表しなければならない。
 - 四 厚生労働大臣は、特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者を特定短時間労働者として雇い入れる事業主等に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続の促進を図るための特例給付金を支給する業務を行うこととし、その支給に要する費用に障害者雇用納付金を充てる。
 - 五 厚生労働大臣は、その雇用する労働者の数が常時300人以下である事業主からの申請に基づき、当該事業主について、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組に関し、当該取組の実施状況が優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
 - 六 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者を選任し、厚生労働省令で定める数以上の障害者が勤務する事業所においては障害者職業生活相談員を選任しなければならない。
 - 七 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。
 - 八 国及び地方公共団体並びに民間事業主は、対象障害者の確認に関する書類を保存しなければならない。また、対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うもの

とする。

九 厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、国又は地方公共団体に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができる。

十 この法律は、令和2年(平成32年)4月1日から施行する。ただし、一及び九は公布の日から、三、六、七及び八は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.6.6厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、国及び地方公共団体は自ら率先して障害者の雇用に努めるという責務を規定することの意義を重く受け止め、障害者が自らの希望や障害の特性等に応じて、無理なく安心して、かつ働きがいをもち安定的に働くことができるよう、障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を着実に進めること。また、民間企業における先進的な取組事例などを参考にしつつ、障害者権利条約が求めるインクルーシブ雇用の推進も念頭に置きながら、公務部門における重度障害者の雇用の促進に努めること。

二、国及び地方公共団体における障害者活躍推進計画の作成に当たっては、障害者団体や当事者の参画を得て指針を策定するとともに、現に就労している障害者や地域の関係者等からの意見も踏まえつつ、その内容について、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を基準として、国及び地方公共団体における採用方法、採用後の労働環境等の実態の把握及び公表並びに実態を踏まえた改善策を当該計画に盛り込むこと。また、当該計画の実施に当たり、地方公共団体間で格差が生じないように、各地方公共団体の財政状況や地域事情に応じて、計画実現のための必要な支援を検討すること。

三、国及び地方公共団体による障害者の大量採用の影響を受けて法定雇用率が未達成となった民間企業については、その実態把握に努め、当該企業に対して集中的な支援を行うことを含め、必要な支援策を速やかに検討すること。

四、対象者の範囲を含む障害者雇用率制度の在り方及び助成金の支給を含む障害者雇用納付金制度の在り方について、障害者団体が参画する検討の場を設けること。その際、障害者雇用率制度の対象者の範囲については、障害者基本法及び障害者雇用促進法の障害者の定義を踏まえ、障害者手帳所持者以外も含めることを検討すること。

五、障害者雇用においては、障害者の能力を引き出して就労できるようにすることが重要であることを踏まえ、障害者手帳は取得できないが障害によって働きづらさを抱える者への就労支援と、そのために必要となる就労能力の判定の在り方について、専門家による検討の場を設け、速やかに検討を開始すること。

六、障害者雇用率制度において長期の雇用に対するインセンティブを付与することを検討する等、障害者の平均勤続年数の増加に向けた施策の実現に取り組むこと。

七、障害者雇用の促進等に関する取組が優良な中小事業主に対する認定制度の創設に当たっては、中小企業の障害者雇用や経営の実情等を踏まえ、評価項目等を検討すること。また、当該制度が広く普及するよう、国民に制度の周知啓発を行うとともに、認定制度の新たなメリットの付与について検討を進め、併せて、労働関係法令違反など、制度の趣旨にふさわしくない企業の不認定及び認定取消しについても基準を設けること。

八、除外率制度の廃止に向けて、除外率の段階的な引下げ等を労働政策審議会において遅滞なく検討すること。

九、在宅就業障害者支援制度について、民間企業を含む関係団体の意見を踏まえつつ、その充実に向け取り組むこと。また、障害者就労施設等への仕事の発注に関して、民間企業等からの発注促進策について検討すること。

十、国、地方公共団体及び民間企業における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供の実施状況について、その実態を幅広く把握し、個人情報保護に留意しつつ公表すること。また、実態把握に当たっては、事業主だけでなく雇用されている障害者及び障害者団体からの意見や情

報を十分に反映すること。

十一、障害者が働くための人的支援など合理的配慮を含む環境整備に関する支援策の充実強化に向けて検討すること。また、職場介助者や手話通訳者の派遣等の人的支援に関し、現行制度上の年限の撤廃及び制度利用の促進について検討すること。

十二、障害の種別・程度に応じた男女別、年齢層別の障害者の雇用・就労状況等の実態把握を丁寧に行い、障害のある女性や中高年齢層の複合的困難、また労働時間など働き方に特段の対応が必要な障害者等に配慮したきめ細かい支援策を具体的に検討し、講じていくこと。

十三、労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、現状の把握を行うとともに、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること。

十四、教育委員会における障害者の雇用の促進のため、障害を有する教職員の採用を進めるに当たっては、文部科学省と厚生労働省が連携して、共生社会の形成の理念のもと、必要な施策を進めること。

十五、障害を有する者の勤労意欲が増進し、また、減退しないことを主眼に置いた上で、雇用、年金、福祉等の諸制度間の連続性が確保されるよう、必要な検討を行うこと。

右決議する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、医薬品、医療機器等が安全かつ迅速に提供され、適正に使用される体制を構築するため、医療上特に必要性が高い医薬品及び医療機器について条件付きで承認申請資料の一部省略を認める仕組みの創設、虚偽・誇大広告による医薬品、医療機器等の販売に係る課徴金制度の創設、医薬品等行政評価・監視委員会の設置、薬剤師による継続的服薬指導の実施の義務化、承認等を受けない医薬品、医療機器等の輸入に係る確認制度の創設等の措置を講じようとするものである。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 元.5.28修正議決 参議院 6.5厚生労働委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、児童虐待防止対策の強化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 児童の親権を行う者、児童福祉施設の長等は、児童のしつけ等に際して体罰を加えることはできない。

二 都道府県の業務として、児童の権利の保護の観点から、児童の安全を確保することを規定する。

三 都道府県は、児童相談所が法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置等の措置を行うものとする。

四 都道府県は、保護者への指導を効果的に行うため、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

五 児童相談所において、心理に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。また、児童の健康等に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師がそれぞれ1人以上含

まれなければならない。

六 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

七 児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること等を明確化する。

八 この法律は、一部を除き、令和2年4月1日から施行する。

九 政府は、この法律の施行後2年を目途として、民法第822条の懲戒権の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十 政府は、この法律の施行後5年間を目途として、児童相談所等の整備の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

なお、衆議院において、児童虐待を受けた児童が移転した場合の児童相談所長による情報の提供、児童虐待を行った保護者に対する医学的又は心理学的知見に基づく指導等に係る規定の新設、児童福祉司の数の基準を定める際に勘案すべき条件及び連携強化すべき関係機関の明記、検討規定の追加等の修正が行われた。

【附帯決議】(元.6.18厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、深刻な児童虐待事件が後を絶たない事態に鑑み、児童虐待の根絶に向けて、本法及び関係閣僚会議等において定めた対応策を着実に実施するとともに、子どもの命を守ることを何よりも第一に据え、国・地方自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策の更なる強化を図るため、必要な取組を率先して進めること。

二、体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発に努めること。その際、子どもに体罰をしてしまった保護者を追い込むのではなく、その行為の非を自ら認知し、再発の防止が確保されるよう、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。また、本法施行後2年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、子どもの権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

三、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。あわせて、乳幼児健診、就学時健診、学校健診及び保育園健診の充実を検討するとともに、乳幼児・子どもの健診等の機会を活用して保護者、とりわけ母親に対する相談・支援の拡充について検討し、必要な施策を講ずること。さらに、虐待の未然防止を図るため、支援を必要とする保護者、特に妊産婦への産前・産後の支援を強化すること。

四、医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。さらに、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

五、子どもの適切な保護の実施及び一時保護等の解除の判定に当たっては、医療とのより密接な連携の強化が必要であることから、協同面接と医学的判断とを連携させたアセスメントの取組を参考とするなど、具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずること。

六、子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に努めること。

七、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講

ずること。また、児童福祉司1人当たりの相談対応件数が平均で40件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。

八、児童福祉司を始め、児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たっては、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることが必要不可欠であることから、当該職員の人事異動等に際し、地方自治体に対し配慮を求めるなど、必要な措置を講ずること。また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。

九、保護者を孤立させず、妊娠期からの切れ目のない支援を実施するため、市町村における相談支援体制の強化に向け、全市町村における子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置・運営や人材育成のため必要な支援の拡充を図るとともに、そのための財源の確保に努めること。

十、一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るため、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

十一、要保護児童対策地域協議会の実効性を向上させ、関係機関が有機的に連携しながら活動できるよう、調整担当者の研修内容の充実や参画することが望ましい構成機関、効果的な運営方法に関するガイドラインの作成などにより必要な支援を講ずること。

十二、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずるとともに、中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。また、不交付団体に対する支援について検討すること。

十三、学校の教職員、児童福祉施設の職員等子どもの福祉に職務上関係のある者の守秘義務については、職務に関して知り得た秘密の漏えいが深刻な事態を招きかねないことに鑑み、十分に徹底するとともに、関係機関間において必要な情報提供等を妨げることのないようにすること。

十四、児童虐待の対応に当たり、家庭が転居する際には、リスクが増加するため十分な注意を払いつつ、地方自治体間及び児童相談所間の引継ぎを徹底するとともに、児童相談所及び市区町村相互間の情報共有を効率的かつ効果的に行うことができるよう、全国統一ルールの作成を検討するほか、全都道府県において情報共有システムの構築を推進すること。あわせて、同一都道府県内だけでなく全国の都道府県間の情報共有システムの構築についても速やかに検討すること。

十五、児童相談所における援助方針会議の会議録には、事後に検証ができるよう、組織としての判断とその判断の理由を明確に記録するよう支援を行うこと。

十六、警察と児童相談所の合同研修の実施や、警察における虐待対応の専門部署の設置等を通じ、警察及び児童相談所双方の対応力の強化を図ること。また、児童相談所や警察等の関係機関間で要保護児童の情報を共有できる共通データベースシステムの整備について、必要な検討を進めること。

十七、虐待対応とDV対応の連携の実効性を確保するため、婦人相談員の配置促進や専門性確保、待遇改善など、必要となる体制整備等の措置を講ずること。そのために、また婦人相談所と一時保護所の環境改善に向け、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

十八、児童虐待の再発を防止するため、加害者、特に虐待を行ってしまった保護者への支援プログラムについて、既に支援を実施している民間団体等との協力・連携を進め、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、保護者の抱える複合的な問題に寄り添った継続的な支援を実施することを念頭に、個々の事情やニーズに応じた支援プログラムの開発及び実施を推進すること。

十九、一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて子ど

- もから意見を聴取するなど、養育状況等を把握するとともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。
- 二十、児童虐待が再発した状況等に関する調査、分析等を行い、必要な対策を講ずること。
- 二十一、新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、里親の開拓、研修及び養成のほか、フォスタリング機関の整備等の支援体制を拡充すること。
- 二十二、心理的困難や苦しみを抱えているなど、里親委託が難しい子どももいることから、心理的治療や相談援助を行う児童心理治療施設の整備が図られるよう、必要な支援を講ずること。
- 二十三、児童養護施設等の施設内における暴力、性暴力について、実態調査の結果等を踏まえ、子ども間に限らず、問題の発生を防止するための効果的な対策について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。また、被害に遭った子どもが、継続的に心身のケアを受けることができるために必要な措置を早急に講ずること。
- 二十四、子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用等に関し、府省間での情報共有を含む体制整備の在り方について速やかに検討し、虐待の再発防止に資するよう必要な措置を講ずること。
- 二十五、子どもが意見を述べることを支援するための制度を構築し、子どもの最善の利益を確保するため、いわゆるアドボケート制度の導入に向けた検討を早急に行うこと。
- 二十六、若い世代を始め、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。加えて、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めるとともに、専門性を有する対応者の育成・確保に努めること。
- 二十七、日本で暮らした経験が限られるために、日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族が一定程度存在していることから、そのような子ども・家族に対応する児童相談所等における対応の実態を調査し、適切な支援を行うこと。
- 二十八、過去の虐待により心の傷を負ったことで、社会生活を送る上での困難を抱えている成人に対する支援を充実させるよう、必要な検討を進めること。
- 二十九、児童虐待相談対応件数の急増に伴って児童相談所の業務量も大きく増加している中で、児童相談所の確実な業務遂行体制が確保されなくなる懸念が生じていることから、保健所、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター等への将来の業務移管を含め、児童相談所の業務内容を必要に応じて検証すること。
- 三十、児童相談所の設置目的について、子どもの命を第一に掲げるという理念を宣言する内容に改正することの検討を行うこと。また、職員一人一人に児童相談所の設置目的とその理念が浸透するよう、必要な研修等を行うこと。
- 三十一、オレンジリボン運動を国民運動として強力に推進するため、企業・団体・個人のサポーター会員の募集やポスターコンクールとその配布の活性化など、政府として積極的に関わること。
右決議する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 元.5.21可決 参議院 5.22環境委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、フロン類を冷媒として利用する業務用冷凍空調機器である第一種特定製品について、廃棄等に際してのフロン類の回収率が4割弱にとどまる状況等を踏まえ、フロン類の排出抑制を推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、第一種特定製品に充填されているフロン類を回収せずに当該第一種特定製品の廃棄等を行った者に係る直接罰の規定を設ける。
- 二、建築物又は工作物の解体工事に際して特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の有無の確

認及び書面での説明について、その書面の保存を義務付ける。

三、第一種特定製品の廃棄等に際して、フロン類の回収を証明する書面を第一種特定製品引取等実施者へ交付することを義務付けるとともに、当該書面が交付されない第一種特定製品の引取り等を禁止する。

四、都道府県知事による立入検査の対象に特定解体工事元請業者の事務所等を追加するなど、都道府県の監督権限を拡充する。

五、都道府県は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進するために必要な措置について協議するための協議会を組織できるものとする。

六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.28環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、業務用冷凍空調機器のフロン類の廃棄時回収率が長期にわたって低迷してきたことを深刻に受け止め、回収率を早急に向上させるため、フロン類の排出抑制の関係者による相互の連携強化を図るとともに、現場で指導監督を担う都道府県への支援に万全を期すること。

二、フロン類の大气中への排出を可能な限り抑制し、できうる限り早くフロン類を廃絶するとの目標の達成を確実にするため、指定製品の対象範囲の拡大や、指定製品の製造事業者等の判断の基準において長期的な削減目標の設定を率先して行い、フロン類の中長期的な廃絶に向けた具体的なロードマップを作成すること。

三、建築物の解体工事の際の事前確認制度に係る書面保存の義務付けや、廃棄機器の引取り時におけるフロン類回収済みを示す書面交付の義務付け等の規制強化については、そもそも廃棄等の際におけるフロン類の回収が実施されていなかった事例が多数あったことを踏まえての措置であることに鑑み、その遵守状況を的確に把握すること。

四、フロン類の排出抑制のためには、前回法改正により措置された使用時の漏えい対策も引き続き重要であり、施行状況を点検した上で、関連施策を強化するなど、追加的な措置の必要性について検討すること。

五、フロン類から代替物質へ転換を進めるに当たっては、環境に対する負荷がより少ない冷媒への転換を行うことを政策的に位置付け、その加速度的な導入を進めること。

六、フロン類の生産及び排出のさらなる抑制に向け、改正法の施行状況も踏まえつつ、我が国における経済的手法の在り方について、その導入による回収率向上等の効果、行政コスト及び負担の公平性等を総合的に勘案しつつ検討を進め、5年を目途に結論を得ること。

七、フロン類の回収における技術的課題等を早期に究明し、その結果に応じて、フロン類の回収が容易な機器等の開発の促進並びにフロン類の回収機の性能及び回収技術の向上のため、機器メーカー等に対する支援等、所要の措置を講ずること。

八、脱フロン化・低炭素化を推進するためには、環境に対する負荷がより少ない冷媒への転換を加速度的に進めていくことが必要とされることから、代替技術の確立していない分野の技術開発の促進、初期導入コストが割高なため普及が進まない機器の導入のための支援を充実・強化すること。

九、フロン類の使用量が増加している開発途上国において、フロン類の回収・破壊・再生処理等に関する取組、代替物質及び代替技術の普及等、フロン類のライフサイクル全体で排出量を低減するためのシステムの構築を支援し、世界の脱フロン化に向けて、我が国の経験・知見を活かした積極的な国際協力を行うこと。

右決議する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第57号)
(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等の特例措置の追加、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するために必要なデータの提供の求め及び先端的区域データ活用事業活動の実施又はその促進に必要な新たな規制の特例措置の求めに関する規定の整備等の措置を講ずるとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒税法（昭和28年法律第6号）の特例措置の追加等の措置を講じようとするものである。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第196回国会閣法第56号)

(衆議院 元.5.21修正議決 参議院 6.3内閣委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、成年被後見人又は被保佐人を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の規定を整備する。
- 二、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 三、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。
- 四、政府は、会社法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後1年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、建築基準法の改正規定の一部及び建築士法の改正規定の一部の施行期日を平成30年12月1日から令和元年12月1日に改めること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(元.6.6内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの整備等、同制度の利用者や親族後見人等を支援する体制を構築することにより、利用者の意思決定支援・権利擁護及び不正の発生未然防止を図るとともに、制度の運用上の課題の把握・開示、関係機関における情報共有など、制度の透明性を高めるよう努めること。
- 二 成年後見制度を、同制度の利用者がメリットを実感できるものとするため、高齢者及び障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方などを始めとした制度全般の運用等に係る検討において、高齢者及び障害者の意見が反映されるようにすること。
- 三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。
- 四 市区町村が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画の策定や、地域連携ネットワークの構築に資する中核機関の整備などの取組に対し、適切な支援を講ずること。
- 五 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を図ること。
- 六 障害者の権利に関する条約第39条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な

性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第4条第3項及び第33条第3項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。

八 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。

九 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。

十 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。

十一 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

右決議する。

本院議員提出法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 31.4.19議院運営委員会付託 元.5.28撤回)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成31年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が開始する日から平成28年に行われた通常選挙により選出された参議院議員の任期満限の日までの間(以下「特例期間」という。)においては、参議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費の月額については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「歳費法」という。)第1条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、議長にあっては12万9,000円を、副議長にあっては9万4,000円を、議員にあっては7万7,000円を、それぞれ減じて得た額とすること。
- 二、平成28年に行われた通常選挙により選出された参議院議員で特例期間の開始の日引き続き在職するものの当該月の歳費及び平成31年に行われる通常選挙により選出される参議院議員で特例期間の終了の日の翌日に引き続き在職するものの平成34年7月分の歳費の額については、それぞれ、その月のうち、特例期間に該当する期間について一により算定された額を基準としその月の現日数を基礎として日割りによって計算した額と、特例期間以外の期間について歳費法第1条に規定する額を基準としその月の現日数を基礎として日割りによって計算した額との合計額とすること。
- 三、この法律は、平成31年7月1日から施行すること。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 31.4.19政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を減少させるとともに、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 31.4.19議院運営委員会付託 元.6.5本会議否決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「歳費法」という。)第1条及び国会法第35条の規定にかかわらず、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、歳費法第11条の2第2項及び第11条の4の規定にかかわらず、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満了、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第6号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第9号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(参第10号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人件費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費削減推進本部を設置しようとするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 31.4.19政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院議員の選挙について、その期日を少なくとも14日前に公示し、又は告示しなければならないこととするものである。

自衛隊法等の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、自衛隊法等について、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律による改正前の状態に戻すため、存立危機事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置に係る規定を削る等について定めるものである。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止しようとするものである。

領域等の警備に関する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めることにより、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするものである。

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、周辺事態における後方地域支援の範囲を拡充し、対応措置に退避邦人等支援活動を追加するとともに、後方地域支援等に関し、国会の承認の対象を見直し、安全の確保等の規定を追加する等について定めるものである。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際的な行政機関等支援活動に対し我が国として協力することとするほか、国際平和協力業務に新たな業務を加え、その一部に関し自衛官の武器使用の権限を定めるとともに、国際平和協力隊の隊員の安全の確保に関し必要な規定を整備する等について定めるものである。

消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、消費者が苦情の申出等を行う機会を十分に確保すること等その利益を擁護することが重要である一方で、消費者対応業務関連特定行為が従業者等の業務の遂行に支障を生じさせ、及び従業者等の心身に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであること等に鑑み、消費者対応業務関

連特定行為対策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針の策定について定めるとともに、消費者対応業務関連特定行為対策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益が擁護されるよう配慮しつつ消費者対応業務関連特定行為対策を総合的に推進して、従業者等がその有する能力を有効に発揮するとともに健康で充実した生活を営むことができるようにしようとするものである。

航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(参第24号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年におけるテロリズムの発生の状況、我が国における航空機の利用者数の増加の傾向等を踏まえ航空機強取等防止措置の重要性が一層増大していることに鑑み、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めようとするものである。

日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(参第25号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府が日本たばこ産業株式会社とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の更なる引上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況にあるとともに、我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が同社の株式を保有する必要性及び同社を特殊法人として存続させる必要性が低下していることに鑑み、同社の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、あわせて、同社の完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する政府における検討等について定めるものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第26号)
(参議院 元.5.29議院運営委員会付託 6.5本会議可決 衆議院 6.18可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、参議院議員の歳費の国庫への返納

- 1 参議院議員が、令和4年7月31日までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2(公職の候補者等の寄附の禁止)の規定は、適用しないこと。
- 2 1により歳費の一部に相当する額を国庫に返納するに当たっては、1の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額7万7,000円を目安とするものとする。

二、施行期日等

- 1 この法律は、令和元年8月1日から施行すること。
- 2 一の1は、この法律の施行の日以後に支給を受ける歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合について適用すること。
- 3 一の1による参議院議員の歳費の一部に相当する額の国庫への返納が参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ認められるものであることに鑑み、参議院全体としてこれに取り組むよう努めるとともに、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案(参第27号)

(参議院 元.5.30厚生労働委員長提出 5.31本会議可決 衆議院 6.6可決)

【要旨】

本法律案は、自殺対策の一層の充実を図るため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、当該調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するために自殺対策基本法第15条第1項の規定により行われる調査研究及びその成果の活用等(以下「調査研究・成果の活用等」という。)は、生きることの包括的な支援を必要とする者が居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けることができるようになることを目指し、総合的かつ確実に推進されること、地域の実情を反映した実践的かつ効果的な自殺対策につながるものとなるようにすること、自殺対策と保健、医療、福祉、教育、労働等の関連施策との有機的な連携について十分な配慮がなされたものとなること等の基本方針に基づき、行われるものとする。
- 二 国は、一の基本方針に基づき調査研究・成果の活用等を行うため、その体制の整備に関し、三の指定調査研究等法人の業務が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備、関係者との連携協力体制の整備等の必要な措置を講ずるものとする。また、地方公共団体は、その体制の整備に関し、その地域の実情に応じ、地域における調査研究・成果の活用等を行うための拠点の整備等の必要な措置を講ずるものとする。
- 三 厚生労働大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、四の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、全国を通じて一個に限り、指定調査研究等法人として指定することができる。
- 四 指定調査研究等法人は、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証を行い、並びにその成果を提供し、及びその成果の活用を促進すること、自殺対策の策定及び実施について、地方公共団体に対し、援助を行うこと、関係者に対する研修を行うこと等の業務を行うものとする。
- 五 国は、予算の範囲内において、指定調査研究等法人に対し、四の業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。
- 六 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

死因究明等推進基本法案(参第28号)

(参議院 元.5.30厚生労働委員長提出 5.31本会議可決 衆議院 6.6可決)

【要旨】

本法律案は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 死因究明等の推進は、死因究明が生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること等の基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする等の基本理念を定める。
- 二 一の基本理念にのっとり、国は、死因究明等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を、地方公共団体は、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、そ

の地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務をそれぞれ有する。

- 三 国及び地方公共団体は、死因究明等に係る人材の育成等、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備、死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備、警察等における死因究明等の実施体制の充実、死体の検案及び解剖等の実施体制の充実、死因究明のための死体の科学調査の活用、身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備、死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進並びに情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。
- 四 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項等を定めた死因究明等推進計画を定めなければならない。厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 五 厚生労働省に、死因究明等推進計画の案の作成等の事務をつかさどる死因究明等推進本部を置く。
- 六 地方公共団体は、死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。
- 七 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。
- 八 この法律は、令和2年4月1日から施行する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(参第29号)
(参議院 元.5.31議院運営委員会付託 6.5本会議否決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正
各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を、議長にあつては12万9,000円引き下げて204万1,000円と、副議長にあつては9万4,000円引き下げて149万円と、議員にあつては7万7,000円引き下げて121万7,000円とすること。
- 二、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正
内閣総理大臣の俸給月額を12万円引き下げて189万円とすること。
- 三、裁判官の報酬等に関する法律の一部改正
最高裁判所長官の報酬月額を12万円引き下げて189万円とすること。
- 四、施行期日
この法律は、令和元年8月1日から施行すること。

我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(参第30号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するため、国会に経済財政等将来推計委員会を置こうとするものである。

国会法の一部を改正する法律案(参第31号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、国会に、経済及び財政等に関する将来の推計に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置こうとするものである。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案(参第32号)

(参議院 元.6.18文教科学委員長提出 6.19本会議可決 衆議院 6.21可決)

【要旨】

本法律案は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(録音図書・音声読上げ対応の電子書籍等)の普及が図られるとともに、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍(点字図書・拡大図書等)が提供されること、これらの書籍及び電子書籍等の量的拡充及び質の向上が図られること、視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされることを旨として行われなければならない。

二、国及び地方公共団体の責務等

国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。地方公共団体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、施策を策定し、実施する責務を有する。政府は、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

三、基本計画

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならない。地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における計画を定めるよう努めなければならない。

四、基本的施策

国及び地方公共団体は、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化、著作権法第37条の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍等の製作の支援、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等の必要な施策を講ずるものとする。

五、協議の場

国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、当事者である視覚障害者等も含めた関係者による協議の場を設ける。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案(参第33号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域法の適用を停止するとともに、国家戦略特別区域に関する制度の見直しについて定めようとするものである。

国家戦略特別区域等に関する制度の運用における公正性及び透明性の確保を図るための国家戦略特別区域法等の一部を改正する法律案(参第34号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域等に関する制度の運用における公正性及び透明性の確保を図るこ

とが喫緊の課題となっていることに鑑み、その運用に当たっての公正性及び透明性の確保、国家戦略特別区域諮問会議の有識者議員の議事参与の制限並びに学識経験者等の意見を聴く場合における公正性の確保のための体制の整備等について定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(衆第1号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 4.22厚生労働委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに鑑み、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法第3条第1項、第10条若しくは第13条第2項の規定により行われた優生手術を受けた者(母体の保護のみを理由として行われた優生手術を受けた者を除く。)又は当該間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術等を受けた者(母体の保護等の事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術等を受けた者であることが明らかである者を除く。)であって、この法律の施行の日において生存しているものをいう。
- 二 国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金320万円を支給する。
- 三 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求を受けたときは、請求者が一の優生手術を受けた者に該当する者であることを確認できる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金認定審査会(以下「審査会」という。)に通知し、その審査を求めなければならない。
- 四 厚生労働大臣は、三の審査を求めるときは、審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。
- 五 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- 六 国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

食品ロスの削減の推進に関する法律案(衆第8号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.21消費者問題に関する特別委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、総則

- 1 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。
- 2 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食

品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。

4 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。食品ロス削減月間は、10月とし、特に同月30日を食品ロス削減の日とする。

二、基本方針等

政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

三、基本的施策

1 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。）及び農林漁業者等の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとするとともに、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

5 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。国は、当該活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

四、内閣府に、特別の機関として、基本方針の案の作成等の事務をつかさどる食品ロス削減推進会議（以下「会議」という。）を置く。会議の会長は、内閣府設置法第11条の2の特命担当大臣（消費者及び食品安全）をもって充て、委員は、農林水産大臣等の関係大臣及び有識者をもって充てる。

五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

日本語教育の推進に関する法律案(衆第10号)

(衆議院 元.5.28可決 参議院 6.19文教科学委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与するため、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されること、日本語教育の水準の維持向上が図られること等を基本理念として行われなければならない。
- 二、国は、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。地方公共団体は、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。外国人等を雇用する事業主は、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努める。
- 三、政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。
- 四、政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならない。地方公共団体は、基本方針を参酌し、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。
- 五、国は、国内外における日本語教育の機会の拡充、日本語教育の水準の維持向上、日本語教育に関する調査研究等について、必要な施策を講ずる。地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。
- 六、政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設ける。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。
- 八、国は、日本語教育機関の類型及びその範囲、外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方等、日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第11号)

(衆議院 元.5.28可決 参議院 6.5国土交通委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備、適正な工期等による請負契約の締結、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等について定めるとともに、公共工事に関する調査等の位置付けを改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計(以下「調査等」という。)を、「公共工事に関する調査等」として定義に追加し、この法律の対象として位置付けることとする。
- 二 基本理念として、公共工事の品質の確保のため、地盤の状況に関する情報その他の工事及び調査等に必要な情報の的確な把握等、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の迅速かつ円滑な実施体制の整備、社会保険料等を的確に反映した適正な請負代金及び適正な工期等による請負契約の締結並びにその請負代金の速やかな支払、公共工事等従事者の労働条件、安全衛生その他の労働環境の整備についての配慮、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上についての配慮等を定めることとする。

三 公共工事等の発注者等の責務として、社会保険料・工期等を的確に反映した予定価格の設定、災害時における速やかな契約締結及び緊急性に応じた適切な入札契約方法の選択、施工時期の平準化のための翌年度にわたる工期等の設定及び中長期的な公共工事等の発注の見通しの公表等、公共工事等従事者の休日及び工事の準備期間等を考慮した適正な工期等の設定、工期等が翌年度にわたることとなった場合の繰越明許費の活用等、公共工事等の監督及び検査等における情報通信技術の活用、発注関係事務職員の育成及び確保、建設業者団体等との災害協定の締結、公共工事の目的物の維持管理に係る担い手の中長期的な育成・確保に配慮した点検・修繕等の実施について定めることとする。

四 公共工事等の受注者等の責務として、下請負人に使用される技能労働者等の労働条件、安全衛生その他の労働環境の整備のための適正な請負代金及び適正な工期等による下請契約の締結、情報通信技術を活用した公共工事等の生産性の向上並びに技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善について定めることとする。

五 国及び都道府県は、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進等に努めなければならないこととする。

六 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(元.6.6国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 災害時における復旧工事等において、緊急性に依りて随意契約等の入札契約方法を選択する場合には、入札契約における手続の透明性及び公正性が確保されるよう、国は、運用に関するガイドラインを周知するなど必要な措置を講ずること。また、国及び地方公共団体等は、災害対応に従事する地域の建設業者が将来にわたり活躍できるよう、平常時から発注者の予定価格の設定に当たっては、可能な限り最新の単価設定や見積りを活用するとともに、災害時には、見積りを積極的に活用し、その災害対応等に必要な費用を反映した適正な価格となるよう努め、地域における発注関係事務が円滑に推進されるよう発注者間の連携を強化すること。

二 国及び地方公共団体等は、建設現場で働く技術者・技能者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、週休2日の確保等を含む適正な工期設定を推進するとともに、国は、労務費、法定福利費等が適切に支払われるよう、その実態把握等に努め、必要な措置を講ずること。

三 国は、地域における公共工事の施工時期の平準化に当たっては、繰越明許費や債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期の設定等の取組について地域の実情等に応じた支援を行うとともに、好事例の収集・周知、発注者ごとの平準化の進捗状況を把握し公表するなど、その取組を強力に支援すること。また、国及び地方公共団体等は、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、各発注者が連携し、発注見通しを統合して公表する取組の更なる拡大を図るなど必要な措置を講ずること。

四 国及び地方公共団体等は、建設現場における生産性向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次元データの活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進するとともに、国は、地方公共団体や中小企業・小規模事業者を始めとした多くの企業等においても普及・活用されるよう支援すること。

五 国及び地方公共団体等は、公共工事の品質確保を図る上で、公共工事に関する調査等の品質が重要な役割を果たすことを踏まえ、公共工事に関する調査等においても、適正な予定価格の設定、ダンピング受注の防止、適正な履行期間の設定、履行期限の平準化、災害時の緊急対応の推進等に留意した発注がなされるよう必要な措置を講ずること。

六 社会インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組を推進するため、国及び地方公共団体等は、技術者の確保、育成を含む体制の強化を図ること。また、地方公共団体において財源や人材に不足が生じないよう、必要な支援を行うこと。

右決議する。

災害甲慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第12号)

(衆議院 元.5.28可決 参議院 5.28災害対策特別委員会付託 5.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができることとする。
- 二 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとする。
- 三 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができることとする。
- 四 市町村は、災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 五 国は、災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。
- 六 市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとし、免除した場合には、都道府県は、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとするとともに、国は、当該都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 七 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとするとともに、国は、当該都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 八 この法律は、令和元年8月1日から施行することとする。
- 九 その他所要の規定の整備を行うこととする。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第13号)

(衆議院 元.6.6可決 参議院 6.10内閣委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、目的規定の改正

目的に、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進すること等を追加する。

二、基本理念の見直し

1 基本理念として、次の事項を新設する。

(一) 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならないこと。

(二) 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならないこと。

2 基本理念に、各施策を「子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に」講ずることを追加する。

三、子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正

1 子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）に定める子どもの貧困に関する指標の例示として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を追加する。

2 大綱に定める事項として、子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項を追加する。

3 子どもの貧困対策会議は、大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

四、市町村における子どもの貧困対策についての計画

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

五、個別施策に関する規定の改正

1 教育の支援について、「教育の機会均等が図られるよう」、必要な施策を講ずることを明記する。

2 生活の支援について、「貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するため」に行われる旨を明記する。

3 保護者に対する就労の支援について、「保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するため」に行われる旨を明記する。

4 調査研究の例示として、「子どもの貧困に関する指標に関する研究」を追加する。

六、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（元.6.11内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法が、子どもの「将来」のみならず「現在」の貧困状態の改善を目的に加え、生活の支援については子どもへの直接的な支援以外の支援も含むことを強調したこと、保護者への就労支援は就労後の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための支援を含むことを明確にしたことを十分に踏まえ、大綱の変更等を適切に行うこと。

二 大綱案の作成及び変更の際には、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされた趣旨を踏まえ、都道府県計画、市町村計画の策定に当たってもこれらの者

の意見ができるだけ反映されるよう努めること。

- 三 貧困状態にある子どもがどこの地域に住んでいようと適切な取組の下での支援を受けられるよう、市町村計画が定められているか否かにかかわらず各市町村と十分な連携を行い、子どもの貧困対策に関する施策の充実を図ること。
- 四 本法による市町村計画の策定に係る規定は、市町村の個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村計画の策定に関しては、市町村の意思が十分に尊重されなければならないこと。
- 五 市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行うよう努めること。
- 六 子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。
右決議する。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 元.6.6可決 参議院 6.10環境委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、動物取扱業の更なる適正化や、動物の不適切な取扱いへの対応の強化を図るため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、動物の所有者又は占有者は、環境大臣が飼養及び保管に関しよるべき基準を定めているときは、当該基準を遵守しなければならないことを明確化するものとする。
- 二、都道府県知事が第一種動物取扱業の登録を拒否しなければならない事由を追加するものとする。
- 三、第一種動物取扱業者が遵守しなければならない基準を明確化するものとする。
- 四、第一種動物取扱業者のうち犬、猫等の動物の販売を業として営む者が動物を販売する場合において動物の状態を直接見せ、対面による情報提供を行う義務について、その行為を行う場所をその事業所に限定するものとする。
- 五、出生後56日を経過しない犬又は猫の販売等の制限について、激変緩和措置に係る規定を削除するとともに、天然記念物として指定された犬の繁殖を行う犬猫等販売業者が、犬猫等販売業者以外の者にその犬を販売する場合について、出生後56日を経過しない犬の販売等の制限の特例を設けるものとする。
- 六、都道府県知事は、不適正飼養に係る指導、助言、報告徴収及び立入検査等を行うことができるものとする。
- 七、特定動物の愛玩目的での飼養又は保管を禁止するものとする。
- 八、犬又は猫の所有者は、適正飼養が困難となるようなおそれがあると認める場合には、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならないものとする。
- 九、動物殺傷罪の法定刑を5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に、動物虐待罪及び動物遺棄罪の法定刑を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、それぞれ引き上げるものとする。
- 十、都道府県等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者等から求められたときは、周辺の生活環境が損なわれている事態が生ずるおそれがないと認められる場合等には、その引取りを拒否することができるものとする。
- 十一、動物愛護管理センターが行う業務を規定するものとする。
- 十二、動物愛護担当職員を動物愛護管理担当職員に改め、都道府県等は当該職員について、必置とするものとする。
- 十三、マイクロチップについて、犬猫等販売業者は、取得した犬又は猫に装着しなければならないものとし、犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、装着するよう努めるものとする。
- 十四、所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者等は、環境大臣の登録を受けなければならないものとする。
- 十五、獣医師は、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待

を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならないものとする。

十六、この法律は、マイクロチップの装着義務化など一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.6.11環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、動物取扱業者による不適正な飼養・保管が後を絶たない現状に鑑み、地方自治体が、動物取扱業者に対する立入検査を積極的にを行い、必要に応じ勧告、命令及び登録取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、規制の実効性を担保するための必要な措置を講ずること。
- 二、動物取扱業者が遵守すべき具体的な基準の策定に当たっては、地方自治体の改善指導の根拠として実効性のある客観的な指標となるよう、十分な検討を経て、できる限り具体的な基準を設定すること。また、基準の遵守を徹底するため、動物取扱業者への周知や地方自治体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。なお、第一種動物取扱業の登録又は更新について、立入検査をもって基準の遵守状況の確認を行うことを検討すること。
- 三、第一種動物取扱業については、様々な業種について登録制の規制が適用されていることに鑑み、業種や事業規模に応じた規制の細分化について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四、家畜化されていない野生由来動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべき旨について周知徹底を図るとともに、人獣共通感染症防止や動物の健康や安全の保持等の観点から、触れ合いを含む動物展示施設等の動物に係る飼養管理基準の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五、第二種動物取扱業者について、地方自治体の譲渡先として譲渡に関わる団体が動物を受け入れて不適正な飼養管理の状態となる事例も生じていることに鑑み、動物の譲渡に当たって譲渡先団体が受入れ可能か確認するなどの適切な指導が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 六、動物虐待等への対応に当たっては、動物虐待等の該当性の客観的な判断に資するよう、事例の集積及びそれらの分析・評価を進め、それによって得られた知見を活用した地方自治体職員等の人材育成を支援するとともに、関係機関及び民間の団体等との一層の連携強化を図ることを通じて、その対応を強化すること。また、動物の遺棄・虐待防止のために、動物虐待等の該当性などについて、普及啓発に努めること。
- 七、特定動物の飼養・保管の許可については、人体への危害の防止、住民不安の解消、災害時の対策等の観点から、娯楽、触れ合い等を目的とした飼養・保管を規制する措置も含めた規制の在り方を検討すること。また、飼養施設の強度を担保し逃走防止策を図るだけでなく、移動檻での常時飼育などの不適切な扱いを防止し、特定動物のアニマルウェルフェアについても指導、監視できるよう検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。
- 九、所有者不明の犬猫の引取り拒否の要件の設定に当たっては、狂犬病予防法との整合性、当該犬猫に飼い主がいる可能性及び地域猫活動等も考慮し、地域の実情に配慮した要件を設定すること。
- 十、地方自治体における動物収容施設については、収容動物に対する適切な飼養管理を図る観点から、その実態把握を踏まえ、適正な施設や管理の水準等に係る指針の策定を、第一種動物取扱業の基準に準じる形で検討すること。
- 十一、犬猫へのマイクロチップ装着の義務付けに当たっては、制度の実効性確保の観点から、犬猫の種類によって扱いに差異を設けることなく、一般飼養者等へのマイクロチップの装着や情報登録等の重要性等についての普及啓発を推進するとともに、各地方自治体や関係機関におけるマイクロチップリーダー等の配備を促進すること。また、マイクロチップ登録情報の一元管理化及び

同情報の情報管理の徹底等について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十二、畜産農業に係る動物に関して、本法及び本法の規定により定められた産業動物の飼養及び保管に関する基準を周知し、遵守を徹底するよう必要な措置を講ずること。

十三、諸外国等におけるアニマルウェルフェア及び脊椎動物の心身の苦痛の感受性に関する調査研究並びに動物の取扱いに係る制度・運用の事例等について、我が国の動物の取扱いに係る制度の在り方の検討に資するよう、情報の収集・整理を精力的に進めること。また、国際的なアニマルウェルフェアの基本原則である5つの自由について十分に配慮して、動物愛護管理に係る諸施策を執り行うよう、飼養保管基準の遵守義務をはじめとした法制度の理解の浸透・周知徹底を図ること。

右決議する。

浄化槽法の一部を改正する法律案(衆第16号)

(衆議院 元.6.6可決 参議院 6.10環境委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の管理を強化するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除する。

二、環境大臣は、都道府県知事に対して、水質に関する検査に関する事務その他浄化槽の管理に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。

三、市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、都道府県知事と協議の上、浄化槽処理促進区域として指定することができる。

四、市町村は、浄化槽処理促進区域内に市町村が管理する公共浄化槽を設置しようとするときは、あらかじめ、建築物の所有者等の同意を得て、設置計画を作成するものとする。

五、公共浄化槽の設置が完了したときは、四の同意をした建築物の所有者等は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。また、市町村は、排水設備を設置しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めるものとする。

六、保守点検を業とする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加する。

七、都道府県知事等は、その区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽台帳を作成するものとする。

八、都道府県及び市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

九、都道府県知事は、既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの(以下「特定既存単独処理浄化槽」という。)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却等必要な措置をとるよう助言、指導等を行うことができる。

十、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

棚田地域振興法案(衆第17号)

(衆議院 元.6.6可決 参議院 6.10農林水産委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、棚田地域における人口の減少、高齢化の進展等により棚田が荒廃の危機に直面していることに鑑み、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進

を図るため、棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し、必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「棚田」とは、傾斜地に階段状に設けられた田、「棚田地域」とは、自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するものをいうこととする。

二、基本理念

- 1 棚田地域の振興は、棚田地域の有する農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能が維持され、国民が将来にわたってその恵沢を享受することができるよう、棚田等の保全を図り、棚田地域における定住等並びに国内及び国外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならないこととする。
- 2 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、農業者の組織する団体、地域住民その他の者が地域の特性に即した棚田地域の振興を図るためにする自主的な努力を助長すること並びに多様な主体の連携及び協力を促進することを旨として、講ぜられなければならないこととする。

三、国等の責務

国は、二の基本理念にのっとり、棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとし、地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、棚田地域の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないこととする。

四、基本方針

- 1 政府は、棚田地域の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととする。
- 2 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととする。

五、都道府県棚田地域振興計画

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県における棚田地域の振興に関する基本的な計画を定めることができることとする。

六、指定棚田地域の指定

主務大臣は、都道府県の申請に基づき、棚田地域であって、棚田等の保全を図るため当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められ、当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものを指定棚田地域として指定することとする。

七、指定棚田地域振興協議会

- 1 六の指定があったときは、当該指定に係る指定棚田地域を管轄する市町村は、二の事務を行うため、当該市町村のほか、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動（以下「指定棚田地域振興活動」という。）に参加する者からなる指定棚田地域振興協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとする。
- 2 協議会は、指定棚田地域振興活動に関する計画（以下「指定棚田地域振興活動計画」という。）の作成及び指定棚田地域振興活動の実施に係る連絡調整を行うものとする。

八、指定棚田地域振興活動計画の認定

市町村が、その組織した協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、認定を申請したときは、主務大臣は、指定棚田地域振興活動計画が、基本方針に適合するものであり、その実施が指定棚田地域の振興又は指定棚田地域内の棚田等の保全に相当程度寄与するものであると認められ、円滑かつ確実に実施されると認められるものであると認めるときは、その認定をするものとする。

九、支援等の措置

国は、八の認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づく指定棚田地域振興活動を支援するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

十、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、令和7年3月31日限り、その効力を失うこととする。

愛玩動物看護師法案(衆第18号)

(衆議院 元.6.13可決 参議院 6.19環境委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近時の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、愛玩動物看護師の資格を創設するとともに、その業務が適正に運用されるように規律を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。
- 二、この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいい、「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。
- 三、愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験(以下「試験」という。)に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けなければならない。
- 四、農林水産省及び環境省にそれぞれ愛玩動物看護師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。
- 五、試験は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について、毎年1回以上行うものとし、大学において指定の科目を修めて卒業した者、都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において3年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者等でなければ、受けることができない。
- 六、農林水産大臣及び環境大臣は、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務を行う登録機関及び試験の実施に関する事務を行う試験機関を指定することができる。
- 七、愛玩動物看護師は、獣医師法第17条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができ、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。
- 八、愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。
- 九、受験資格について、施行日から5年間の特例措置を設ける。
- 十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.6.20環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助等に必要の専門的知識・技能を十分に有した資格となるよう、その資質の向上の観点から、受験資格を得るために必要な教育養成機関における養成課程及び国家試験の内容の充実に努めること。また、愛玩動物看護師資格取得後についても、現場での指導及び人材育成の充実に努めること。
- 二、国家試験の詳細及び実施までのスケジュールを広く国民に周知し、円滑な国家資格化への移行に努めること。また、現行の動物看護師等が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること。
- 三、愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障

をきたさないよう十分配慮すること。

四、愛玩動物看護師の業務のうち、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助に関する業務は、獣医療関係者、動物愛護団体、消費者団体等、幅広く国民の理解を得られるよう慎重に検討すること。

五、動物看護師の業務は動物診療施設のみならず動物関連施設、企業及び教育機関など活動の場が多岐にわたっていることから、関係省庁間及び関連団体との連携に努めること。特に、所管省庁である農林水産省と環境省は、それぞれの役割を明確にしつつ、十分な連携を図ること。

六、愛玩動物看護師の資格取得のための教育養成機関等における費用負担の増加等が、動物看護師志望者を抑制することにつながらないように、動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めること。

七、動物の愛護及び管理に関する法律の実効性を確保する観点から、愛玩動物看護師が適切に役割を果たすことができるよう、同法との連携に十分配慮すること。

八、小動物分野、産業動物分野、行政分野の獣医療の現場において、獣医療を担う獣医師の偏在問題が指摘されている。偏在問題の原因を分析するとともに、産業動物分野、行政分野における獣医療人材の育成、確保に関する検討を行い、その解消を図るための必要な対策を講ずること。

九、愛玩動物看護師の制度化に伴う諸施策を着実に実施するため、必要な体制の確保に向けて、万全を期すよう努めること。

十、本法律の施行後5年を目途として、本法律の施行の状況のほか、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果について所要の措置を講ずること。

右決議する。

学校教育の情報化の推進に関する法律案(第197回国会衆第13号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 6.19文教科学委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、学校教育の情報化の推進に当たって、基本理念として次に掲げる事項が行われなければならないこととする。

- 1 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等が教員の指導を通じて行われることにより、各教科等の指導等において、情報及び情報手段を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等が効果的に図られること
- 2 デジタル教材等の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されること
- 3 全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られること
- 4 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られること
- 5 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図ること
- 6 児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮すること

二、学校教育の情報化の推進に関し、国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定するとともに

に、政府は、必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこととする。

三、文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育情報化推進計画を定めなければならない。地方公共団体は、学校教育情報化推進計画を基本として、その区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

四、国は、デジタル教材等の開発及び普及の促進、教科書に係る制度の見直し、障害のある児童生徒の教育環境の整備、相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保、学校の教職員の資質の向上、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備、学習の継続的な支援等のための体制の整備、個人情報保護等、人材の確保等、調査研究等の推進、国民の理解と関心の増進に必要な施策を講ずる。地方公共団体は、これらの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努める。

五、政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設ける。

六、この法律は、公布の日から施行する。

予 算

平成三十年度一般会計補正予算（第2号）

平成三十年度特別会計補正予算（特第2号）

（衆議院 31.2.5可決 参議院 2.5予算委員会付託 2.7本会議可決）

【概要】

平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震など、大規模な自然災害が頻発したことを受け、政府は12月14日に新たな「国土強靱化基本計画」及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定した。緊急対策は32年度までに実施することとされ、初年度の対策として速やかに着手すべきものが、三十年度第2次補正予算に計上された。

平成三十年度第2次補正予算は、30年12月21日に閣議決定され、一般会計歳出において防災・減災、国土強靱化対策のほか、TPP協定対策等について措置を講ずるとともに、同歳入において税収の増額補正、前年度剰余金の受入及び公債金の増額等を行った。

歳出については、防災・減災、国土強靱化1兆723億円、TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等3,256億円、中小企業・小規模事業者に対する支援2,068億円、その他喫緊の課題への対応1兆4,304億円を追加するほか、国債整理基金特別会計へ4,547億円を繰入れ、地方交付税交付金5,108億円を追加する一方、既定経費1兆2,909億円が減額された（うち国債費の減額1兆154億円）。歳入では、4条公債1兆3,082億円、前年度剰余金受入7,131億円等が増額された一方、特例公債が3,000億円減額された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は2兆7,097億円となり、これを加えた平成三十年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに101兆3,581億円となった。

平成三十年度第2次補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳出の補正		歳入の補正	
1. 防災・減災、国土強靱化	10,723	1. 税収	8,490
2. TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等	3,256	2. 税外収入	1,393
3. 中小企業・小規模事業者に対する支援	2,068	3. 前年度剰余金受入	7,131
4. その他喫緊の課題への対応	14,304	4. 公債金	10,082
小計	30,351		
5. 国債整理基金特別会計へ繰入	4,547		
6. 地方交付税交付金	5,108		
追加額計	40,006		
7. 既定経費の減額	▲ 12,909		
修正減少計	▲ 12,909		
合 計 (A)	27,097	合 計	27,097
第1次補正後予算額(B)	986,484		986,484
第2次補正後予算額(A) + (B)	1,013,581		1,013,581

(出所) 財務省資料

平成三十一年度一般会計予算
平成三十一年度特別会計予算
平成三十一年度政府関係機関予算

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.2予算委員会付託 3.27本会議可決)

【概要】

平成30年の日本経済は、有効求人倍率の上昇や完全失業率の低下など雇用環境の改善が続く一方、自然災害や世界経済の減速などにより、生産や輸出は力強さを欠く状況にある。

他方、我が国財政は、近年の税収増により基礎的財政収支の赤字幅が縮小傾向にあるものの、国・地方の長期債務残高が1,100兆円を超えるなど、依然として厳しい状況にある。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において「新経済・財政再生計画」を策定し、国・地方の基礎的財政収支黒字化時期が32年度から37年度へ延期された。また、消費税率8%から10%への引上げによる需要変動を平準化するため、31、32年度予算において「臨時・特別の措置」を講じることも明記された。

こうした状況の中、平成三十一年度予算は、幼児教育・保育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの投資、研究開発・イノベーション促進など重要政策課題について必要な予算措置を講じるとともに、財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進する等の方針の下に編成され、予算の概算が30年12月21日に閣議決定された。しかし、毎月勤労統計調査の不正調査問題を受け、雇用保険等における不足分の追加給付のため、予算の概算が31年1月18日に再度閣議決定された。

平成三十一年度一般会計予算の規模は101兆4,571億円(対前年度当初予算比3.8%増)で当初予算として初めて100兆円を超え、過去最大を更新した。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が61兆9,639億円(同5.2%増)、地方交付税交付金等が15兆9,850億円(同3.0%増)、国債費が23兆5,082億円(同0.9%増)となった。一般歳出のうち、消費税率引上げに伴う消費の反動減対策については「臨時・特別の措置」として、概算要求基準の枠組みとは別に予算編成過程において検討され、2兆280億円が計上された。具体的には、キャッシュレス手段を使ったポイント還元等による支援(2,798億円)、プレミアム付商品券事業(1,723億円)、次世代住宅ポイント制度(1,300億円)などとなっている。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は34兆593億円(同3.2%増)となった。高齢化等による増加額が概算要求時点で6,000億円と見込まれる中、薬価等のマイナス改定などにより、4,774億円程度に圧縮され、平成28年度から30年度までの期間において、1年度当たりの自然増の目安とされていた5,000億円以下に収まった。

公共事業関係費は6兆9,099億円(同15.6%増)と前年度比大幅増となった。「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、関連予算が「臨時・特別の措置」として1兆3,475億円計上された。そのほか、防災・減災・老朽化対策として、予防保全のための老朽化対策による維持修繕(5,852億円)、地方公共団体への交付金による支援から個別補助による支援への切り替え(1,500億円)などが計上された。

文教及び科学振興費は5兆6,025億円(同4.7%増)と前年度から増額となった。国立大学法人運営費交付金等は、大部分を前年同額で固定していた仕組みを変更し、評価に基づく配分枠が285億円から1,000億円に拡大された。科学技術振興費については1兆3,597億円(同3.2%増)が計上され、科学研究費助成事業2,372億円、H3ロケット開発費227億円などが計上された。

防衛関係費は5兆2,574億円(同1.3%増)となり、7年連続の増加となった。このうち、中期防対象経費は5兆70億円(同1.4%増)となり、平成30年12月18日に閣議決定された31年度以降に係る防衛大綱及び中期防を踏まえた予算となっている。新規後年度負担は、中期防で規定された新たに必要となる事業に係る契約額(物件費)の上限(17兆1,700億円程度)を踏まえ、2兆4,013億円(同13.5%増)が計上された。また、FMS(有償援助)は7,013億円計上されており、前年度予算から7割の増額となった。

地方交付税交付金等は15兆9,850億円（同3.0%増）と前年度から増額となった。また、平成31年度の地方財政は景気回復により地方税収が増加し、臨時財政対策債の発行は前年度比7,000億円減の3.3兆円となり、国と地方で折半負担している財源不足は11年ぶりに解消された。さらに、自治体が自由に使うことができる一般財源は前年度比6,000億円増の62兆7,000億円となり、過去最高を更新した。

国債費は、23兆5,082億円（同0.9%増）となり、3年ぶりの増額となったものの、利払費は、現下の低金利環境を受けて8兆8,153億円（同2.0%減）に減少した。

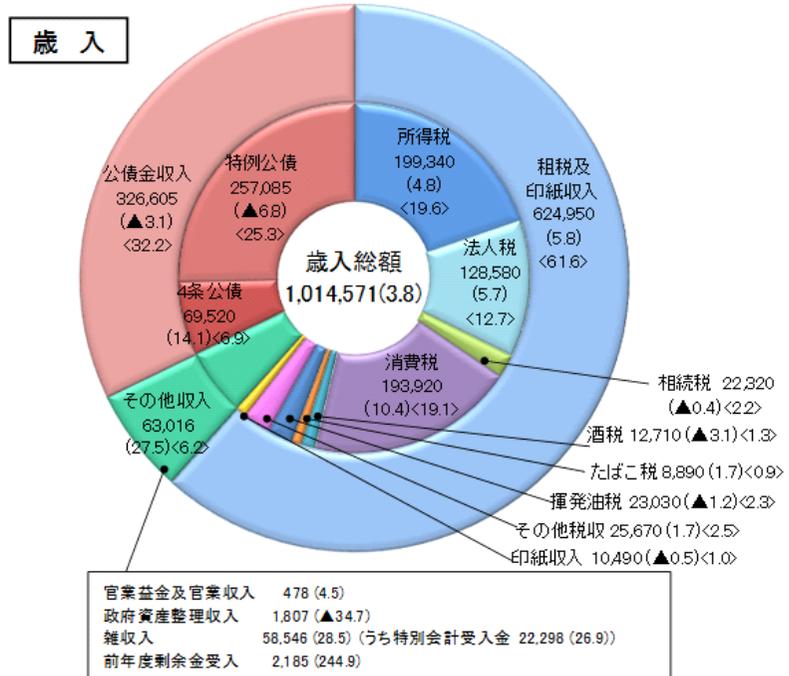
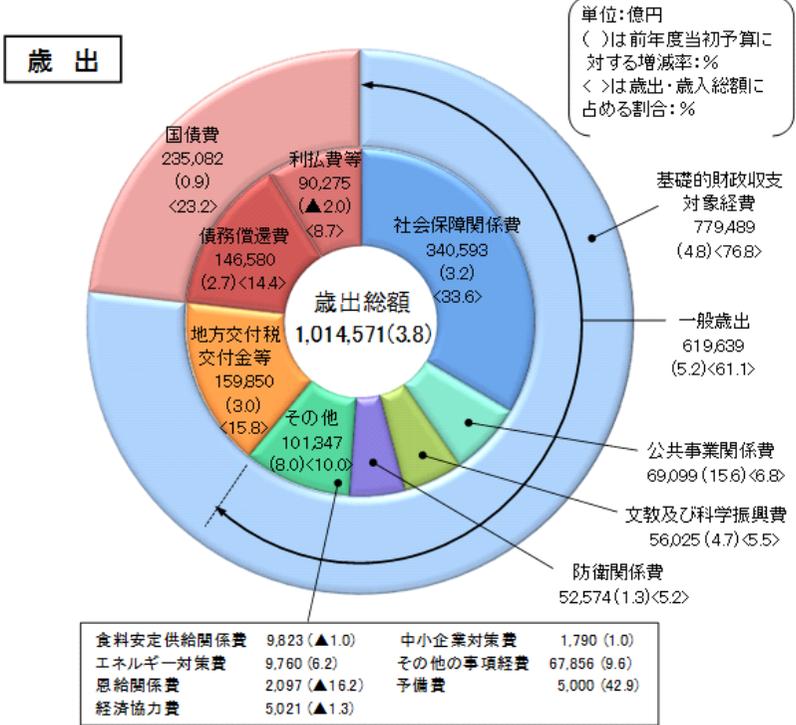
歳入予算については、租税及印紙収入は62兆4,950億円（同5.8%増）となり、当初予算の税収見積りが60兆円を超えるのは5年度以来26年ぶりとなった。

公債金は32兆6,605億円（同3.1%減）で9年連続の減額となった。内訳は、4条公債が6兆9,520億円（同14.1%増）、特例公債が25兆7,085億円（同6.8%減）である。公債依存度は32.2%となり、前年度当初予算に比べ2.3ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（一般歳出と地方交付税交付金等の合計）は3兆5,381億円増加（同4.8%増）となり前年度から増加したものの、一般会計ベースの基礎的財政収支は消費税率引上げや景気回復に伴う税収の増加で1.2兆円改善し、マイナス9兆1,522億円となった。

また、SNAベースの平成31年度における国及び地方の基礎的財政収支はマイナス14.6兆円（対GDP比マイナス2.6%）、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,122兆円（対GDP比198%）と見込まれている。

平成三十一年度一般会計予算の内訳



(出所)財務省「予算の説明」等より作成

条 約

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 31.4.11承認 参議院 4.22外交防衛委員会付託 元.5.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2018年(平成30年)4月21日にトロントで署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とカナダ軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、一に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。
- 三、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成部品、修理・整備業務(校正業務を含む。)空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。
- 四、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。
- 五、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。
- 六、この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するカナダ軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 七、この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 31.4.11承認 参議院 4.22外交防衛委員会付託 元.5.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とフランス軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2018年(平成30年)7月13日にパリで署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とフランス軍との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、一に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。
- 三、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。
- 四、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。
- 五、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。
- 六、この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフランス軍が実施するいかなる活動にも適用されない。両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 七、各当事国政府は、他方の当事国政府に対し、この協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 31.4.23承認 参議院 元.5.13外交防衛委員会付託 5.17本会議承認)

【要旨】

中央北極海の公海水域において、近年、氷の範囲の減少に伴い将来的に漁獲が行われ得る水域が拡大していることから、海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するため、同水域において規制されていない漁獲を防止する必要性が国際的に認識されるようになった。この協定は、同水域における漁獲に対する予防的な保存管理措置の適用等について定めるものであり、我が国、カナダ、中国、デンマーク、アイスランド、韓国、ノルウェー、ロシア、米国及び欧州連合の間で、2018年（平成30年）10月にイルリサット（デンマーク）において作成された。

この協定は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の適用上、「協定水域」とは、カナダ、デンマーク（グリーンランド）、ノルウェー、ロシア及び米国が漁業管轄権を行使する水域によって囲まれている中央北極海の単一の公海水域をいう。
- 二、この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として、予防的な保存管理措置の適用を通じて中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的とする。

- 三、各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、地域的な漁業管理のための機関等によって採択される保存管理措置又は締約国会合において締約国が将来定めることがある暫定的な保存管理措置に基づいてのみ協定水域において商業的漁獲を行うことを許可する。また、締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、締約国会合において締約国が定める保存管理措置に基づいてのみ協定水域において試験的漁獲を行うことを許可することができる。
- 四、締約国が、科学的活動における協力を円滑にすること、この協定の効力発生から2年以内に科学的調査及び監視に関する共同計画を作成すること、当該共同計画の発展、調整及び実施を指導すること、共同の科学的会合を行うこと等について規定している。
- 五、締約国が、原則として2年に1回会合し、当該会合において、この協定の実施状況及びこの協定の有効期間に関する問題を検討すること、全ての入手可能な科学的情報を検討すること、協定水域における漁獲を管理する地域的な漁業管理のための機関を設立するための交渉等を開始するかどうかを決定すること、当該交渉等が開始され、締約国が魚類資源の持続可能性を確保するための仕組みに合意した後、協定水域における魚類資源に関する追加の又は異なる暫定的な保存管理措置を定めるかどうかを決定すること、この協定の効力発生から3年以内に協定水域における試験的漁獲のための保存管理措置を定めること等について規定している。また、締約国は、この協定の実施を促進するため、北極の先住民を含む北極の社会の代表者が参加することが可能な委員会又は類似の団体を設置することができる。
- 六、この協定は、交渉参加10箇国・機関によるこの協定の批准書、受諾書及び承認書並びにこの協定への加入書の全てを寄託者が受領した日の後30日で効力を生ずる。
- 七、この協定が、その効力発生の後最初の16年間効力を有すること、当該最初の期間の満了の後は原則として順次5年の延長期間中効力を有すること等について規定している。
- 八、この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約等に反映されている国際法の関連する規定に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について規定している。

二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めの件(閣条第4号)

(衆議院 31.4.23承認 参議院 元.5.8外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この条約は、船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害についての船舶所有者の責任及び強制保険、締約国の裁判所が下す判決の承認等について定めるものであり、2001年(平成13年)3月に国際海事機関(IMO)の主催によりロンドンで開催された国際会議において採択され、2008年(平成20年)11月21日に発効した。

この条約は、前文、本文19箇条、末文及び1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、締約国の領域及び排他的経済水域において生ずる汚染損害並びに当該汚染損害を防止し、又は最小限にするための防止措置についてのみ適用する。ただし、この条約は、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約に定義する汚染損害等については、適用しない。
- 二、事故の発生の際における船舶所有者は、船舶内の燃料油又は船舶から流出し、若しくは排出される燃料油によって生ずる汚染損害について責任を負う。
- 三、この条約のいかなる規定も、船舶所有者及び保険等保証を提供する者が適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではない。
- 四、総トン数が1,000トンを超える締約国登録船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額において汚染損害についての自己の責任を担保するため、保険等保証を維持しなければならない。
- 五、締約国は、保険等保証が効力を有していることを証明する証明書の発給要件及び効力要件を定め、要件を満たす船舶に対して証明書を発給する。

- 六、汚染損害の賠償の請求は、保険者等に対して直接に提起することができる。
- 七、締約国は、自国を旗国とする船舶であって総トン数が1,000トンを超えるものについては、証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならない。
- 八、各締約国は、自国の領域内の港等の入出港船舶であって総トン数が1,000トンを超えるものにつき、自国の国内法令により、保険等保証が効力を有していることを確保する。
- 九、各締約国は、自国の裁判所がこの条約に基づく賠償の請求の訴えについての管轄権を有することを確保する。
- 十、締約国は、管轄権を有する他の締約国の裁判所が下した判決であって、当該判決のあった国において執行することが可能であり、かつ、再び通常の方式で審理されることがないものにつき、当該判決が詐欺によって得られた場合等を除くほか、承認し、執行力を付与する。
- 十一、この条約は、効力発生の要件が満たされた後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの条約に加入する国については、当該国が該当する文書を寄託した日の後3箇月で効力を生ずる。

二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 31.4.23承認 参議院 元.5.8外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この条約は、危険をもたらす難破物の除去のための措置、難破物の除去に係る費用についての船舶の登録所有者の責任及び強制保険等について定めるものであり、2007年(平成19年)5月に国際海事機関(IMO)の主催によりナイロビで開催された国際会議において採択され、2015年(平成27年)4月14日に発効した。

- この条約は、前文、本文21箇条、末文及び1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。
- 一、この条約は、条約水域(締約国の排他的経済水域)における難破物について適用する。なお、締約国がこの条約を自国の領域(領海を含む。)内に存在する難破物について適用することを通告した場合には、条約水域には、当該締約国の領域を含む。
 - 二、締約国は、条約水域において危険をもたらす難破物の除去に関し、この条約に従って措置をとることができる。ただし、この条約は、油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約等に基づいてとられる措置等については、適用しない。
 - 三、締約国は、難破物をもたらした海難に自国を旗国とする船舶が関与した場合には、当該船舶の船長及び運航者に対し、被影響国(難破物が自国の条約水域に存在する国)に遅滞なく報告することを要求する。
 - 四、締約国は、自国の条約水域に存在する難破物が危険をもたらすと決定する場合には、その標示のために全ての合理的な措置がとられることを確保するとともに、当該難破物の除去を円滑にするため、船舶の登録国等と協議の上、登録所有者が難破物を除去しなければならない合理的な期限の設定及び通知等、この条約に定める措置をとる。また、自国の登録所有者による保険等保証についての証拠の提出及び難破物の除去を確保するため、自国の国内法令に基づいて適当な措置をとる。
 - 五、登録所有者は、難破物を生じさせた海難が戦争等によってもたらされたこと等を証明しない限り、難破物の位置を特定し、並びに難破物を標示し、及び除去するための費用について責任を負う。ただし、この条約のいかなる規定も、登録所有者が適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではない。なお、登録所有者は、難破物の除去に係る費用についての責任が、適用可能であり、かつ、効力を有する関連条約等と抵触する場合には、その抵触する限度において、当該費用についてこの条約に基づく責任を負わない。
 - 六、締約国を旗国とする総トン数300トン以上の船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額においてこの条約に基づく責任を担保するため、保険等保証を維持しなければならない。

- 七、締約国は、保険等保証が効力を有していることを証明する証明書の発給要件及び効力要件を定め、要件を満たす船舶に対して証明書を発給する。
- 八、この条約に基づいて生ずる費用の請求は、保険者等に対して直接に提起することができる。
- 九、締約国は、自国を旗国とする総トン数300トン以上の船舶については、証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならない。
- 十、各締約国は、自国の領域内の港等の入出港船舶であって総トン数が300トン以上のものにつき、自国の国内法令により、保険等保証が効力を有していることを確保する。
- 十一、この条約は、効力発生の要件が満たされた後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの条約に加入する国については、当該国が該当する文書を寄託した日の後3箇月で効力を生ずる。

投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 元.5.10承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.29本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とアルゼンチンとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2018年(平成30年)12月にブエノスアイレスで署名されたものである。

この協定は、前文、本文32箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。
- 三、この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 四、附属書 の自国の表に記載する分野等に関して維持する現行の措置については内国民待遇等の義務は課されないが現状維持義務が課される。附属書 の自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は課されず、及び現状維持義務も課されない。
- 五、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 六、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 七、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 元.5.10承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.29本会議承認)

【要旨】

この条約は、1974年(昭和49年)に効力を生じた我が国とスペインとの間の現行の租税条約を全面的に改正するものであり、2018年(平成30年)10月16日にマドリッドで署名されたものである。

この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その

主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権保有割合10パーセント以上の親子会社間の場合及び公認の年金基金が受け取る場合については免税、その他の場合には5パーセントを超えないものとする。
- 四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。
- 五、給与所得については、一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 六、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 七、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 八、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 九、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 十一、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 元.5.10承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.29本会議承認)

【要旨】

この協定は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とクロアチアとの間で課税権を調整するものであり、2018年(平成30年)10月19日にザグレブで署名されたものである。この協定は、前文、本文31箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権保有割合25パーセント以上の親子会社間の場合には免税、その他の場合には5パーセントを超えないものとする。
- 四、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る場合等については免税、その他の場合には5パーセントを超えないものとする。
- 五、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 六、給与所得については、一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

- 七、この協定の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この協定の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この協定の特典の濫用を防止するため、配当に対する免税を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が協定の特典を受けることである場合には協定の特典は与えられないことを規定する。
- 十二、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)
(衆議院 元.5.10承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.29本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とコロンビアとの間で課税権を調整するものであり、2018年(平成30年)12月19日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、公認の年金基金が受け取る場合については、源泉地国において免税とする。一定の要件を満たす議決権保有割合20パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 四、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行、金融機関、公認の年金基金等が受け取る場合等については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、使用料に対する源泉地国における税率は、産業上等の設備の使用又は使用の権利に対して支払われる場合には2パーセント、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、給与所得については、一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。

十二、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)
(衆議院 元.5.10承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.29本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とエクアドルとの間で課税権を調整するものであり、2019年(平成31年)1月15日にキトで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 四、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る場合等については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、使用料に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。
- 六、給与所得については、一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 十二、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

議決を求めるの件

日本国憲法第八条の規定による議決案(閣議第1号)

(衆議院 元.6.13可決 参議院 6.19内閣委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和元年10月11日から同年11月29日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるようにするものである。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 31.3.19承認 参議院 3.27総務委員会付託 3.29本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が7,247億円、事業支出が7,277億円で、30億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

平成31年度は、3か年経営計画の2年目として、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、正確、公平・公正な情報を伝え、より安全・安心な暮らしを実現する報道に全力で取り組むとともに、多彩で魅力的なコンテンツの一層の充実、国際発信力の更なる強化、地域の魅力や課題の発信による多様な地域社会への貢献、4K・8Kスーパーハイビジョン放送の充実・普及の推進、受信料の公平負担徹底に向けた支払率向上、効率的で透明性の高い組織運営の推進、「NHKグループ働き方改革宣言」の実現に向けた取組の推進、放送センター建替の推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,524億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,514億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、事業収支差金の赤字を見込んでいる点について、受信料の還元策の実施を考慮するとやむを得ない面があるとした上で、早期に黒字を確保できるよう努めることを強く求め、また、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を実施すること、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うこと等を引き続き求めるとともに、協会の経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】(31.3.28総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、業務改革等の不断の努力を通じ、受信料引下げを要因とする事業収支差金の赤字を見込んだ予算編成から、早期の黒字化への転換を実現し、より安定した業務体制を確保するよう努めること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く公平に選任するよう努めること。

三、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

四、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員の職務執行に対して一層実効ある監督を行うこと。

また、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場

合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

五、協会は、平成25年の首都圏放送センター記者の過労死の事実を重く受け止め、協会の業務に携わる者の健康確保のため、適正な業務運営と労働環境確保に全力で取り組むこと。

六、協会は、関連団体を含め不祥事が頻発していることに対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。

七、協会は、平成29年12月の最高裁判決も踏まえ、公共放送の存在意義や受信料制度に対する国民の理解を促進し、協会に対する信頼感の醸成に組織一体となって取り組むとともに、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

なお、受信料については、繰越金の現状や今後の事業収支の見通し等を踏まえ、減免対象の拡大など受信料体系・水準の在り方を含めて、引き続き検討すること。

八、協会は、放送センターの建替については、透明性を確保するとともに、建設費の大幅な増大が生じないよう万全を期すこと。

九、協会は、その運営について、情報の十分な開示・説明を行うため、経営委員会や理事会等における意思決定に至る過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営状況、調達に係る取引等について、議事録の適切な作成・管理に努めること。

また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。

十、協会は、インターネット常時同時配信等の通信分野における協会の業務の在り方について、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、関係者間での情報共有及び連携を図りつつ、できるだけ明確かつ具体的にその将来像を示すよう努めること。

十一、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十二、協会は、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十三、協会は、本院からの要請に基づく平成29年3月の会計検査院の報告等を踏まえ、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十四、協会は、4K・8K放送の整備及び普及促進に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って行うこと。

また、4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について、国民・視聴者や関係事業者の意見を幅広く聞きながら、検討を進めること。

十五、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十六、協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正しい情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十七、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・パラリンピックに向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十八、協会は、早急に障がい者の法定雇用率を達成するとともに、職場での差別禁止や合理的配慮

を徹底し、障がい者の働く環境の改善を進めること。

十九、協会は、女性の採用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

二十、協会は、放送と通信の融合が進む中で、公共放送の在り方について、不断の検討を行うこと。右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 元.5.30承認 参議院 6.10国土交通委員会付託 6.12本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成31年4月9日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(2年間の期間延長)に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、さらに、平成28年1月6日、同年9月9日及び平成29年9月3日に北朝鮮が核実験を実施したこと並びに平成28年2月7日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと、同年3月2日(ニューヨーク時間)に国連安保理決議第2270号が採択されたこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

1 北朝鮮籍の全ての船舶

2 外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く。)のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの

3 国連安保理の決定又は国連安保理決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定(以下「関連決定等」という。)に基づき、国連安保理決議第1718号8(d)等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶(その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。)であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの(1又は2に該当する船舶を除く。)

4 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの(3に該当する船舶を除く。)

二 入港禁止の期間

1 一の1については、平成18年10月14日から平成33年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成33年4月13日までの間。

2 一の2については、平成28年2月20日から平成33年4月13日までの間。

3 一の3については、平成28年4月2日から平成33年4月13日までの間。ただし、平成28年4月1日以降に一の3の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成33年4月13日までの間。

4 一の4については、平成28年12月10日から平成33年4月13日までの間。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置

を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成31年4月14日から令和3年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
(衆議院 元.5.21承諾 参議院 5.31決算委員会付託 6.5本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成29年10月6日から10月30日までの間に使用を決定した金額は639億円で、その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費626億円、衆議院議員総選挙啓発推進に必要な経費5億円、訟務費の不足を補うために必要な経費4億円などである。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
(衆議院 元.5.21承諾 参議院 5.31決算委員会付託 6.5本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成30年3月23日から3月26日までの間に使用を決定した金額は232億円で、その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費223億円、訟務費の不足を補うために必要な経費8億円である。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成30年4月27日から9月28日までの間に使用を決定した金額は1,939億円で、その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要な経費557億円、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費414億円、災害救助等に必要な経費212億円などである。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成31年2月21日から3月29日までの間に使用を決定した金額は5億円で、その内訳は、国選弁護人確保業務等委託に必要な経費3億円、訟務費の不足を補うために必要な経費2億円である。

決算その他

平成二十九年 度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年 度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年 度国 税 収 納 金 整 理 資 金 受 払 計 算 書、平成二十九年 度 政 府 関 係 機 関 決 算 書
(衆議院 継続審査 参議院 31.1.29決算委員会付託 元.6.14本会議是認)

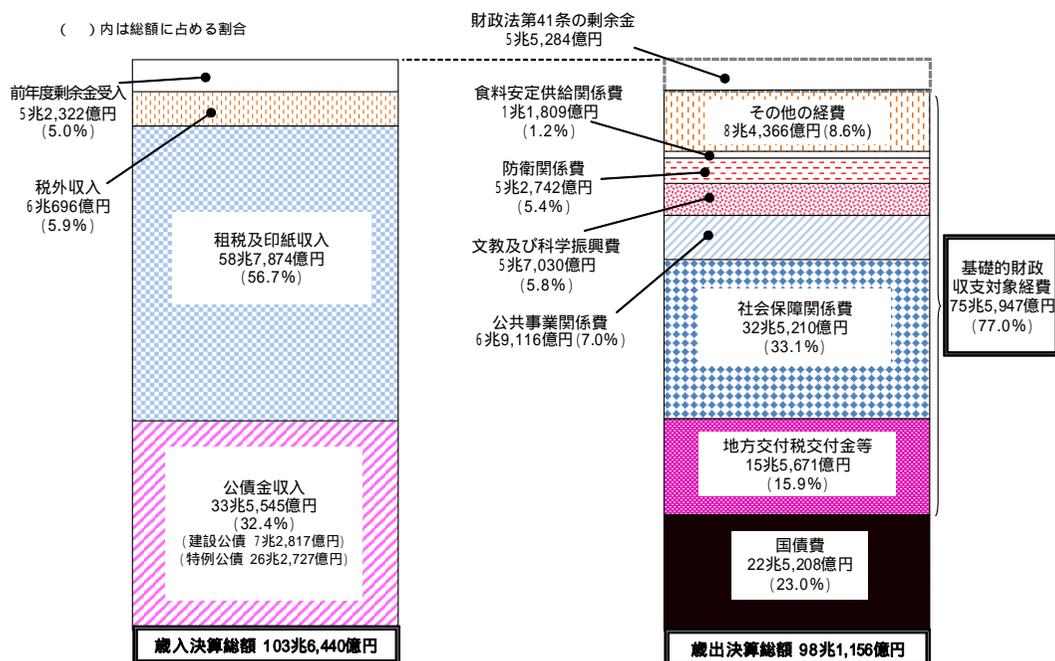
平成二十九年 度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は103兆6,440億円、歳出決算額は98兆1,156億円であり、差引き5兆5,284億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成30年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は9,094億円である。

平成二十九年 度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆4,869億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は374兆1,502億円である。

平成二十九年 度国 税 収 納 金 整 理 資 金 受 払 計 算 書における資金への収納済額は75兆9,847億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は74兆6,234億円であるため、差引き1兆3,612億円の剰余を生じた。

平成二十九年 度 政 府 関 係 機 関 決 算 書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,296億円、支出済額を合計した支出決算額は9,618億円である。

平成二十九年 度一般会計歳入歳出決算の概要



(出所)「平成29年度決算の説明」より作成

平成二十九年 度 国 有 財 産 増 減 及 び 現 在 額 総 計 算 書

(衆議院 継続審査 参議院 31.1.29決算委員会付託 元.6.14本会議是認)

平成二十九年 度 国 有 財 産 増 減 及 び 現 在 額 総 計 算 書 に お け る 29 年 度 中 の 国 有 財 産 の 差 引 純 増 加 額 は 8,161 億 円、29 年 度 末 現 在 額 は 106 兆 8,241 億 円 で あ る。

平 成 二 十 九 年 度 国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 総 計 算 書

(衆 議 院 継 続 審 査 参 議 院 31.1.29 決 算 委 員 会 付 託 元.6.14 本 会 議 是 認)

平 成 二 十 九 年 度 国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 総 計 算 書 に お け る 29 年 度 中 の 国 有 財 産 の 無 償 貸 付 の 差 引 純 増 加 額 は 301 億 円、29 年 度 末 現 在 額 は 1 兆 1,108 億 円 で あ る。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。

賀詞案

賀詞案起草の件（御即位につき天皇陛下に奉呈する賀詞案）
（参議院 元.5.15賀詞案起草に関する特別委員会起草 5.15本会議可決）

賀 詞

天皇陛下におかせられましたは 風薫るよき日に 御即位されましたことは まことに歡喜に堪えないところであります

天皇皇后両陛下が御清祥であられ 令和の時代が悠久の歴史に新たな希望と光を添えるものとなりますよう 心からお祈り申し上げます

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します

規則案

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第1号)

(参議院 元.6.21本会議可決)

【要旨】

本規則案は、参議院議員の定数の改正に伴い、常任委員会の委員の数を改めるものであって、その内容は次のとおりである。

一 常任委員会の委員数の改正

内閣委員会、法務委員会及び農林水産委員会の委員の数を20人から21人に改める。

二 施行期日

この規則は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第2号)

(参議院 元.6.26本会議可決)

【要旨】

本規則案は、委員会等の会議録、委員長等から議長に提出される報告書等、質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書、会議録並びに請願文書表について、経費の節減等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これらを各議員に提供することができることとするものであって、その内容は次のとおりである。

一 会議録等の電磁的記録の提供その他の適当な方法による各議員への提供等

1 会議録

会議録、委員会の会議録等について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供するものとする。

2 委員長及び調査会長から議長に提出される報告書等

委員長及び調査会長から議長に提出される報告書等について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供するものとする。

3 質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書

質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供するものとする。

4 請願文書表等

請願文書表について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供するものとする。

請願は、 による請願文書表の提供と同時に、各委員会に付託するものとする。

二 施行期日等

この規則は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。ただし、一の2(第72条の4及び第80条の4第3項に係る部分に限る。)は、同日の前日(その日が国会に置かれる機関の休日に当たるときは、その日前の直近の当該休日以外の日)から施行する。

その他所要の規定を整備する。

規程案

参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(規程第1号)

(参議院 元.6.26本会議可決)

【要旨】

本規程案は、憲法審査会の会議録について、経費の節減等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供することができることとするものであって、その内容は次のとおりである。

- 一 憲法審査会の会議録の電磁的記録の提供その他の適当な方法による各議員への提供
憲法審査会の会議録について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供するものとする。
- 二 施行期日
この規程は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(規程第2号)

(参議院 元.6.26本会議可決)

【要旨】

本規程案は、委員会等の会議録の各議員への提供の方法の変更に伴い、情報監視審査会の会議録の印刷及び配付に関する規定を整理するものであって、その内容は次のとおりである。

- 一 情報監視審査会の会議録
 - 1 情報監視審査会の会議録は、各議員には提供しないものとする。
 - 2 1にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、各議員に提供するものとする。
- 二 施行期日
この規程は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
警察法の一部を改正する法律案(関法第2号)※	31.2.1	— 3.5 内閣	3.8 可決(多) 附帯決議	3.12 可決(多)	— 3.27	3.27	3.28 質疑	3.28 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無久、 無	共産、沖縄	4.1 13号	31	
道路交通法の一部を改正する法律案(関法第41号)☆	31.3.8	— 元.5.21 内閣	5.24 可決(多) 附帯決議	5.28 可決(多)	— 31.4.8	4.9	4.11 質疑	4.11 可決(多) 附帯決議	4.12 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無久、 沖縄、無	共産	元.6.5 20号	74	
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(関法第15号)※	31.2.12	(3.12) 3.12 内閣	4.3 可決(多) 附帯決議	4.9 可決(多)	(4.12) 4.12	4.18	4.18 質疑 4.23 質疑 4.25 連合審査 会 元.5.7 参考人 5.9 質疑	5.9 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	自民、民主、 公明、維希、 無久、無	立憲、民主 (一部)、共産、 沖縄、無	5.17 7号	39	4.25 内閣委員 会、文教科学委 員会、厚生労働 委員会連合審査 会
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第34号)	31.3.5	— 4.9 内閣	4.12 可決(多) 附帯決議	4.16 可決(多)	— 元.5.13	5.14	5.16 質疑	5.16 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	自民、民主、 公明、維希、 無久、無	立憲、共産、 沖縄、無	5.24 10号	65	
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第47号)	31.3.15	— 4.16 内閣	4.26 可決(多) 附帯決議	元.5.10 可決(多)	— 5.20	5.21	5.23 質疑	5.23 可決(多) 附帯決議	5.24 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無久、 無	共産、沖縄	5.31 16号	80	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(関法第37号)	31.3.8	— 3.25 地方創生	4.25 可決(多) 附帯決議	元.5.10 可決(多)	— 5.27	5.28	5.30 質疑	5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	自民、民主、 公明、維希、 無久、無	立憲、共産、 沖縄	6.7 26号	69	
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第196回国会関法第56号)	30.3.13 (196回)	— 31.1.28 内閣	元.5.17 修正(全) 附帯決議	5.21 修正(全)	— 6.3	6.4	6.6 質疑	6.6 可決(全) 附帯決議	6.7 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖縄、 無	—	6.14 37号	94	
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(衆第13号)	元.5.31			6.6 可決(全)	— 6.10	6.11	—	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖縄、 無	—	6.19 41号	109	
日本国憲法第八条の規定による議決案(開議第1号)	元.6.7	— 6.11 内閣	6.12 可決(全)	6.13 可決(全)	— 6.19	6.20	—	6.20 可決(全)	6.21 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖縄、 無	民主(一部)		130	

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派				反対党派
平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特別に関する法律案(関法第1号)	31.1.28	— 2.5 総務	2.5 可決(多)	2.5 可決(多)	— 2.7	2.7	2.7 質疑	2.7 可決(多)	2.7 可決(多)	自民、民主、 立憲、公明、 維希、無欠、 沖縄、無	共産	2.14 1号	31	
地方税法等の一部を改正する法律案(関法第4号)※	31.2.8	(2.15) 2.15 総務	3.1 可決(多)	3.2 可決(多)	(3.13) 3.13	3.14		3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 無欠	立憲、民主、 維希、共産、 沖縄、無	3.29 2号	32	
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(関法第5号)※	31.2.8	(2.15) 2.15 総務	3.1 可決(多)	3.2 可決(多)	(3.13) 3.13	3.14		3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 無欠	立憲、民主、 維希、共産、 沖縄、無	3.29 4号	33	
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(関法第6号)※	31.2.8	(2.15) 2.15 総務	3.1 可決(多) 附帯決議	3.2 可決(多)	(3.13) 3.13	3.14	3.14 質疑 3.19 質疑 3.20 質疑	3.27 可決(多) 附帯決議	3.27 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無欠、 沖縄、無	共産	3.29 3号	33	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(関法第7号)※	31.2.8	(2.15) 2.15 総務	3.1 可決(多)	3.2 可決(多)	(3.13) 3.13	3.14		3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 維希、無欠、 無	立憲、民主、 共産、沖縄、 無	3.29 5号	35	
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(関法第8号)※	31.2.8	— 3.6 総務	3.12 可決(全)	3.14 可決(全)	— 3.27	3.27	3.28 質疑	3.28 可決(全)	3.29 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	3.30 9号	35	
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(関承認第1号)	31.2.15	— 3.13 総務	3.19 承認(全) 附帯決議	3.19 承認(全)	— 3.27	3.28	3.28 質疑	3.28 承認(全) 附帯決議	3.29 承認(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—		131	
電波法の一部を改正する法律案(関法第18号)※	31.2.12	(4.11) 4.11 総務	4.18 可決(多) 附帯決議	4.23 可決(多)	— 4.25	4.25		5.9 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無欠、 沖縄、無	共産	5.17 6号	42	
電気通信事業法の一部を改正する法律案(関法第35号)	31.3.5	(4.11) 4.11 総務	4.18 可決(全) 附帯決議	4.23 可決(全)	— 4.25	4.25	元.5.9 質疑	5.9 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	5.17 5号	67	
放送法の一部を改正する法律案(関法第36号)	31.3.5	— 4.22 総務	元.5.14 可決(多) 附帯決議	5.16 可決(多)	— 5.22	5.23	5.28 質疑	5.28 可決(多) 附帯決議	5.29 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無欠、 沖縄、無	共産	6.5 23号	68	

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要目 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(関法第46号)☆	31.3.12	— 元.5.28 法務	5.31 可決(全) 附帯決議	6.6 可決(全)	— 31.4.8	4.9	4.11 質疑	4.11 可決(全)	4.12 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	6.12 29号	80	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(関法第19号)※	31.2.12	— 3.14 法務	3.22 可決(多)	3.26 可決(多)	— 4.15	4.16	4.18 質疑	4.18 可決(多)	4.19 可決(多)	自民、立憲、 公明、維希、 無久、無	民主、共産、 沖繩、無	4.26 15号	43	
民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案(関法第28号)	31.2.19	(3.19) 3.19 法務	4.12 修正(全) 附帯決議	4.16 修正(全)	— 4.22	4.23	4.25 質疑/参考 人 元.5.9 質疑	5.9 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	5.17 2号	56	
表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案(関法第30号)	31.2.22	— 4.23 法務	4.26 可決(全) 附帯決議	元.5.10 可決(全)	— 5.13	5.14	5.16 質疑	5.16 可決(全) 附帯決議	5.17 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	5.24 15号	59	
戸籍法の一部を改正する法律案(関法第50号)	31.3.15	— 元.5.7 法務	5.10 可決(多)	5.16 可決(多)	— 5.20	5.21	5.23 質疑	5.23 可決(多)	5.24 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無久、 無	共産、沖繩	5.31 17号	84	
民法等の一部を改正する法律案(関法第51号)	31.3.15	— 元.5.14 法務	5.24 可決(多)	5.28 可決(多)	— 5.29	5.30	6.4 質疑/参考 人 6.6 質疑	6.6 可決(多)	6.7 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 共産、無久、 沖繩、無	維希	6.14 34号	85	

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要目 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案(関法第13号)※	31.2.8	(3.7) 3.7 安全保障	3.8 可決(多)	3.12 可決(多)	(3.15) 3.15	3.19	3.19 質疑	3.27 可決(多) 附帯決議	3.27 可決(多)	自民、公明、 維希、無久、 無	立憲、民主、 共産、沖繩、 無	3.30 10号	39	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(関法第20号)※	31.2.12	— 3.8 外務	3.15 可決(全)	3.19 可決(全)	— 3.27	3.27	3.28 質疑	3.28 可決(全)	3.29 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	3.30 7号	43	
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(関法第14号)※	31.2.8	— 4.1 安全保障	4.9 可決(多)	4.11 可決(多)	— 4.15	4.16	4.18 質疑	4.23 可決(多)	4.24 可決(多)	自民、立憲 (一部)、公明、 維希、無久、 無	立憲、民主、 共産、沖繩、 無	4.26 19号	39	
日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めの件(関条第1号)	31.2.22	— 4.2 外務	4.10 承認(多)	4.11 承認(多)	— 4.22	4.23	4.25 質疑	4.25 承認(多)	元.5.8 承認(多)	自民、公明、 維希、無久、 無	立憲、民主、 共産、沖繩、 無		122	
日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めの件(関条第2号)	31.2.22	— 4.2 外務	4.10 承認(多)	4.11 承認(多)	— 4.22	4.23	4.25 質疑	4.25 承認(多)	元.5.8 承認(多)	自民、公明、 維希、無久、 無	立憲、民主、 共産、沖繩、 無		122	

二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(関係第4号)	31.2.22	— 4.11 外務	4.17 承認(全)	4.23 承認(全)	— 元.5.8	5.9	5.14 質疑	5.14 承認(全)	5.15 承認(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無ク、沖縄、 無	—	124
二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件(関係第5号)	31.2.22	— 4.11 外務	4.17 承認(全)	4.23 承認(全)	— 元.5.8	5.9		5.14 承認(全)	5.15 承認(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無ク、沖縄、 無	—	
中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件(関係第3号)	31.2.22	— 4.11 外務	4.17 承認(全)	4.23 承認(全)	— 元.5.13	5.14	5.16 質疑	5.16 承認(全)	5.17 承認(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無ク、沖縄、 無	—	123
投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関係第6号)	31.3.8	— 4.23 外務	4.26 承認(多)	元.5.10 承認(多)	— 5.20	5.21	5.28 質疑	5.28 承認(多)	5.29 承認(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無	共産	126
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(関係第7号)	31.3.8	— 4.23 外務	4.26 承認(多)	元.5.10 承認(多)	— 5.20	5.21		5.28 承認(多)	5.29 承認(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無ク、 沖縄、無	共産	126
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関係第8号)	31.3.8	— 4.23 外務	4.26 承認(多)	元.5.10 承認(多)	— 5.20	5.21		5.28 承認(多)	5.29 承認(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無	共産	127
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(関係第9号)	31.3.8	— 4.23 外務	4.26 承認(多)	元.5.10 承認(多)	— 5.20	5.21		5.28 承認(多)	5.29 承認(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無ク、 沖縄、無	共産	128
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(関係第10号)	31.3.8	— 4.23 外務	4.26 承認(多)	元.5.10 承認(多)	— 5.20	5.21		5.28 承認(多)	5.29 承認(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無ク、 沖縄、無	共産	129

財政金融委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
所得税法等の一部を改正する法律案(関法第3号)※	31.2.5	(2.14) 2.14 財務金融	3.1 可決(多) 附帯決議	3.2 可決(多)	(3.8) 3.8	3.12	3.14 質疑 3.19 質疑 3.20 質疑	3.27 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	自民、公明、 無久、無	立憲、民主、 維希、共産、 沖繩、無	3.29 6号	31	
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(関法第9号)※	31.2.8	— 3.8 財務金融	3.12 可決(全) 附帯決議	3.14 可決(全)	— 3.27	3.27	3.28 質疑	3.28 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	3.30 11号	35	
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(関法第10号)※	31.2.8	— 3.12 財務金融	3.15 可決(全)	3.19 可決(全)	— 3.27	3.27	3.28 質疑	3.28 可決(全)	3.29 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	3.30 12号	36	
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(関法第16号)※	31.2.12	(4.9) 4.9 財務金融	4.17 可決(多)	4.23 可決(多)	(元.5.10) 元.5.10	5.14	5.16 質疑	5.16 可決(多)	5.17 可決(多)	自民、立憲、 公明、無久、 無	民主、維希、 共産、沖繩、 無	5.24 13号	41	
情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第49号)	31.3.15	— 元.5.14 財務金融	5.17 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	— 5.22	5.23	5.30 質疑	5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無久、 無	共産、沖繩	6.7 28号	82	

文教科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
大学等における修学の支援に関する法律案(関法第21号)	31.2.12	(3.14) 3.14 文部科学	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	(4.19) 4.19	4.23	4.23 質疑 4.25 参考人 元.5.9 質疑	5.9 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	自民、民主、 公明、維希、 無久、無	立憲、民主 (一部)、共産、 沖繩、無	5.17 8号	44	
学校教育法等の一部を改正する法律案(関法第22号)	31.2.12	(3.14) 3.14 文部科学	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	— 元.5.13	5.14	5.16 質疑	5.16 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	自民、民主、 公明、維希、 無久、無	立憲、共産、 沖繩、無	5.24 11号	45	
法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第45号)	31.3.12	— 4.16 文部科学	元.5.8 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	— 5.21	5.21	5.23 質疑/参考 人 6.18 質疑	6.18 可決(多)	6.19 可決(多)	自民、公明、 無久、無	立憲、民主、 維希、共産、 沖繩、無	6.26 44号	79	
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案(文教科学委員長提出)(参第32号)	元.6.18	— 6.19 文部科学予備 付託 6.19 文部科学本付 託	6.19 可決(全)	6.21 可決(全)	/	/	/	/	6.19 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	6.28 49号	103	
学校教育の情報化の推進に関する法律案(遠藤利明君外6名提出)(第197回国会衆第13号)	30.12.6 (197回)	— 31.1.28 文部科学	元.5.15 可決(全)	5.16 可決(全)	— 6.19	6.20	6.20 質疑	6.20 可決(全)	6.21 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	6.28 47号	116	
日本語教育の推進に関する法律案(文部科学委員長提出)(衆第10号)	元.5.22	/	/	5.28 可決(全)	— 6.19	6.20	6.20 質疑	6.20 可決(全)	6.21 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	6.28 48号	106	

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派	反対党派			
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第1号)	31.4.10			4.11 可決(全)	— 4.22	4.23	—	4.23 可決(全)	4.24 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	4.24 14号	105	
医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)※	31.2.15	— 3.18 厚生労働	4.12 可決(多) 附帯決議	4.16 可決(多)	— 4.24	4.25	元.5.7 質疑 5.9 質疑	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無欠、 無	共産、沖縄	5.22 9号	51	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第38号)	31.3.8	(4.12) 4.12 厚生労働	4.24 可決(多) 附帯決議	4.25 可決(多)	(元.5.8) 元.5.8	5.14	5.16 質疑 5.23 参考人/質 疑	5.28 可決(多) 附帯決議	5.29 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無欠、 沖縄、無	共産	6.5 24号	70	
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)	31.3.19	(4.23) 4.23 厚生労働	元.5.10 可決(全) 附帯決議	5.16 可決(全)	(5.29) 5.29	5.30	5.30 質疑 6.4 参考人/質 疑 6.6 質疑	6.6 可決(全) 附帯決議	6.7 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	6.14 36号	87	
自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(参第27号)	元.5.30	— 6.4 厚生労働	6.5 可決(全)	6.6 可決(全)					5.31 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	6.12 32号	101	
死因究明等推進基本法案(厚生労働委員長提出)(参第28号)	元.5.30	— 6.4 厚生労働	6.5 可決(全)	6.6 可決(全)					5.31 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	6.12 33号	101	
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)	31.3.19	(元.5.10) 元.5.10 厚生労働	5.24 修正(全) 附帯決議	5.28 修正(全)	(6.5) 6.5	6.6	6.11 質疑 6.13 参考人/質 疑 6.18 質疑	6.18 可決(全) 附帯決議	6.19 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	6.26 46号	89	

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)☆	31.3.8	— 元.5.21 農林水産	5.29 可決(全) 附帯決議	5.30 可決(全)	— 31.4.8	4.9	4.11 質疑	4.11 可決(全)	4.12 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖縄、 無	—	6.5 22号	76	
農業用ため池の管理及び保全に関する法律案(閣法第29号)	31.2.19	— 3.13 農林水産	3.20 可決(全)	3.26 可決(全)	— 4.15	4.16	4.18 質疑	4.18 可決(全) 附帯決議	4.19 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖縄、 無	—	4.26 17号	58	
農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第23号)※	31.2.12	— 4.2 農林水産	4.18 可決(多) 附帯決議	4.23 可決(多)	— 元.5.8	5.9	5.14 質疑/参考 人 5.16 質疑	5.16 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	自民、公明、 維希、無久、 無	立憲、民主、 共産、沖縄、 無	5.24 12号	47	
国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第31号)	31.2.26	(4.25) 4.25 農林水産	元.5.16 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	(5.22) 5.22	5.23	5.23 質疑 5.28 参考人 5.30 質疑 6.4 質疑	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	自民、民主、 公明、維希、 無久	立憲、共産、 沖縄、無	6.12 31号	60	
棚田地域振興法案(農林水産委員長提出)(衆第17号)	元.6.5			6.6 可決(全)	— 6.10	6.11	—	6.11 可決(全)	6.12 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖縄、 無	—	6.19 42号	113	

経済産業委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第11号)※	31.2.8	— 3.14 経済産業	3.20 可決(多) 附帯決議	3.26 可決(多)	— 4.10	4.11	4.16 質疑	4.16 可決(多) 附帯決議	4.19 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無久、 無	共産、沖縄	4.26 18号	36	
特許法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)	31.3.1	— 4.9 経済産業	4.12 可決(全) 附帯決議	4.16 可決(全)	— 4.24	4.25	元.5.9 質疑	5.9 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖縄、 無	—	5.17 3号	63	
中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)	31.2.15	(4.16) 4.16 経済産業	元.5.15 可決(全) 附帯決議	5.16 可決(全)	(5.17) 5.17	5.21	5.23 参考人 5.28 質疑	5.28 可決(全) 附帯決議	5.29 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖縄、 無	—	6.5 21号	53	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第44号)	31.3.12	— 元.5.16 経済産業	5.29 可決(全) 附帯決議	5.30 可決(全)	(6.7) 6.7	6.11	6.11 質疑 6.13 参考人/質 疑	6.18 可決(全) 附帯決議	6.19 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖縄、 無	—	6.26 45号	77	

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要目 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派	反対党派			
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(関法第12号)※	31.2.8	— 3.7 国土交通	3.13 可決(全) 附帯決議	3.14 可決(全)	— 3.19	3.20	3.28 質疑	3.28 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	3.30 8号	38	
航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案(関法第43号)☆	31.3.8	— 元.5.28 国土交通	6.12 可決(多) 附帯決議	6.13 可決(多)	— 31.4.9	4.9	4.11 質疑	4.11 可決(多) 附帯決議	4.12 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無欠、 沖縄、無	共産	6.19 38号	76	
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案(関法第24号)※	31.2.15	— 4.8 国土交通	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	— 4.15	4.16	4.18 質疑	4.18 可決(多) 附帯決議	4.19 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 共産、無欠、 沖縄、無	維希	4.26 16号	49	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案(関法第27号)※	31.2.15	(4.2) 4.2 国土交通	4.17 可決(全) 附帯決議	4.23 可決(全)	(4.24) 4.24	4.25	元.5.9 質疑	5.9 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	5.17 4号	54	
道路運送車両法の一部を改正する法律案(関法第39号)	31.3.8	— 4.23 国土交通	元.5.8 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(全)	— 5.13	5.14	5.16 質疑	5.16 可決(全) 附帯決議	5.17 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	5.24 14号	72	
船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(関法第40号)	31.3.8	— 元.5.9 国土交通	5.15 可決(全)	5.16 可決(全)	— 5.20	5.21	5.23 質疑	5.23 可決(全)	5.24 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	5.31 18号	74	
建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第52号)	31.3.15	— 元.5.16 国土交通	5.24 可決(全) 附帯決議	5.28 可決(全)	— 5.29	5.30	6.4 質疑	6.4 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	6.12 30号	85	
公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第11号)	元.5.24			5.28 可決(全)	— 6.5	6.6	6.6 質疑	6.6 可決(全) 附帯決議	6.7 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖縄、 無	—	6.14 35号	107	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(関承認第2号)	31.4.16	— 元.5.28 国土交通	5.29 承認(全)	5.30 承認(全)	— 6.10	6.11	—	6.11 承認(全)	6.12 承認(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、無	—		133	

環境委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派	反対党派			
自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第33号)	31.3.1	— 3.18 環境	4.2 可決(全) 附帯決議	4.9 可決(全)	— 4.15	4.16	4.23 質疑	4.23 可決(全) 附帯決議	4.24 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	4.26 20号	64	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)	31.3.19	— 元.5.9 環境	5.17 可決(全) 附帯決議	5.21 可決(全)	— 5.22	5.23	5.28 質疑	5.28 可決(全) 附帯決議	5.29 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	6.5 25号	92	
動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案(環境委員長提出)(衆第14号)	元.5.31	/	/	6.6 可決(全)	— 6.10	6.11	6.11 質疑	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	6.19 39号	111	
浄化槽法の一部を改正する法律案(環境委員長提出)(衆第16号)	元.6.4	/	/	6.6 可決(多)	— 6.10	6.11	6.11 質疑	6.11 可決(多)	6.12 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無久、 沖繩、無	共産	6.19 40号	113	
愛玩動物看護師法案(環境委員長提出)(衆第18号)	元.6.7	/	/	6.13 可決(全)	— 6.19	6.20	6.20 質疑	6.20 可決(全) 附帯決議	6.21 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無久、沖繩、 無	—	6.28 50号	115	

予算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派	反対党派			
平成三十年度一般会計補正予算(第2号)(関予第1号)	31.1.28	(1.28 財政演説) 1.28 予算	2.5 可決(多)	2.5 可決(多)	(1.28 財政演説) 1.28 予備付託 2.5 本付託	2.6	2.6 総括質疑/ 2.7 総括質疑/ 締めくくり質疑	2.7 可決(多)	2.7 可決(多)	自民、公明、 維希、無久、 無	民主、立憲、 共産、沖繩、 無	/	118	
平成三十年度特別会計補正予算(特第2号)(関予第2号)	31.1.28	(1.28 財政演説) 1.28 予算	2.5 可決(多)	2.5 可決(多)	(1.28 財政演説) 1.28 予備付託 2.5 本付託			2.7 可決(多)	2.7 可決(多)	自民、公明、 維希、無久、 無	民主、立憲、 共産、沖繩、 無	/	118	
平成三十一年度一般会計予算(関予第3号)	31.1.28	(1.28 財政演説) 1.28 予算	3.1 可決(多)	3.2 可決(多)	(1.28 財政演説) 1.28 予備付託 3.2 本付託	2.6	3.4 基本的質疑 3.5 基本的質疑 3.6 集中審議 3.7 一般質疑 3.8 一般質疑 3.12 公聴会 3.13 集中審議 3.14 集中審議 3.15 一般質疑 3.18 集中審議 3.22 一般質疑 3.25 集中審議 3.26 一般質疑 3.27 締めくくり 質疑	3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 無久、無	立憲、民主、 維希、共産、 沖繩、無	/	119	
平成三十一年度特別会計予算(関予第4号)	31.1.28	(1.28 財政演説) 1.28 予算	3.1 可決(多)	3.2 可決(多)	(1.28 財政演説) 1.28 予備付託 3.2 本付託			3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 無久、無	立憲、民主、 維希、共産、 沖繩、無	/	119	3.19、3.20、3.22 委嘱審査
平成三十一年度政府関係機関予算(関予第5号)	31.1.28	(1.28 財政演説) 1.28 予算	3.1 可決(多)	3.2 可決(多)	(1.28 財政演説) 1.28 予備付託 3.2 本付託			3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 無久、無	立憲、民主、 維希、共産、 沖繩、無	/	119	

決算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派	反対党派			
平成二十九年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年度政府関係機関決算書	30.11.20 (197回)	— 31.1.28 決算行政	—	—	(1.29 財務大臣の報告聴取) 1.29	—	—	6.10 是認(多) 内閣に対する警告(全) 措置要求決議(全)	6.14 是認(多)	自民、公明、維希(一部)、無ク	立憲、民主、維希、共産、沖繩、無	—	136	6.3の質疑は平成29年度予備費関係2件と一括
平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	30.11.20 (197回)	— 31.1.28 決算行政	—	—	1.29	4.4 全般質疑 4.8 質疑 4.15 質疑 4.22 質疑 元.5.13 質疑 5.20 質疑 5.22 質疑 6.3 准総括質疑 6.3 縮めくり総括質疑	6.10 是認(多)	6.14 是認(多)	自民、公明、無ク	立憲、民主、維希、共産、沖繩、無	—	136		
平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	30.11.20 (197回)	— 31.1.28 決算行政	—	—	1.29	—	6.10 是認(多)	6.14 是認(多)	自民、公明、共産、無ク	立憲、民主、維希、共産、沖繩、無	—	137		
平成二十九年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)	30.3.16 (196回)	— 31.1.28 決算行政	元.5.20 承諾(多)	5.21 承諾(多)	— 5.31	—	6.3 承諾(多)	6.5 承諾(多)	自民、立憲、民主、公明、維希、無ク、無	共産、沖繩	—	135	質疑は決算外2種と一括	
平成二十九年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)	30.5.18 (196回)	— 31.1.28 決算行政	元.5.20 承諾(多)	5.21 承諾(多)	— 5.31	6.3	6.3 質疑 6.3 承諾(多)	6.5 承諾(多)	自民、立憲、民主、公明、維希、無ク、沖繩、無	共産	—	135		

議院運営委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派	反対党派			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田直樹君外4名発議)(参第1号)	31.2.8	—	—	—	— 4.19	—	—	—	—	—	—	—	96	元.5.28 撤回
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君発議)(参第3号)	31.2.14	—	—	—	— 4.19	元.5.29	—	6.3 否決	6.5 否決	維希	自民、立憲、民主、公明、共産、無ク、沖繩	—	96	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田直樹君外4名発議)(参第26号)	元.5.28	— 6.17 議院運営	6.17 可決(多)	6.18 可決(多)	— 5.29	5.29	6.3 質疑	6.3 可決(多)	6.5 可決(多)	自民、民主、公明、無ク	立憲、民主(一部)、維希、共産、沖繩	6.26 43号	100	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(難波奨二君発議)(参第29号)	元.5.30	—	—	—	— 5.31	5.31	—	6.3 否決	6.5 否決	立憲、維希、沖繩	自民、民主、公明、共産、無ク	—	102	

災害対策特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第12号)	元.5.24			5.28 可決(全)	— 5.28	5.29	—	5.29 可決(全)	5.31 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖繩、 無	—	6.7 27号	109	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第17号)※	31.2.12	— 4.1 倫理選挙	4.10 可決(全)	4.11 可決(全)	— 4.16	4.17	4.24 質疑	4.24 可決(全)	元.5.8 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖繩、 無	—	5.15 1号	42	
公職選挙法の一部を改正する法律案(大野元裕君外2名発議)(参第2号)	31.2.8	—	—	—	— 4.19	審査未了			—	—	—	—	96	
公職選挙法の一部を改正する法律案(櫻井充君外1名発議)(参第17号)	31.4.18	—	—	—	— 4.19	審査未了			—	—	—	—	98	

消費者問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
食品ロスの削減の推進に関する法律案(消費者問題に関する特別委員長提出)(衆第8号)	元.5.14			5.16 可決(全)	— 5.21	5.22	—	5.22 可決(全)	5.24 可決(全)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、共産、 無欠、沖繩、 無	—	5.31 19号	105	

(承諾を求めるの件)

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)	31.4.16	— 元.6.25 経済産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	133	

(予備費等承諾を求めるの件)

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	31.3.19	— 元.6.25 決算行政	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	135	
平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	元.5.21	— 6.25 決算行政	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	135	

(NHK決算)

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	30.12.4 (197回)	— 31.1.28 総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	138	

(規則案)

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
参議院規則の一部を改正する規則案(磯崎陽輔君外3名発議)(規則第1号)	元.6.19	/	/	/	—	—	—	—	6.21 可決(多 無)	自民、立憲、 公明、共産、 民主、維希	/	140		
参議院規則の一部を改正する規則案(磯崎陽輔君外7名発議)(規則第2号)	元.6.26	/	/	/	—	—	—	—	6.26 可決(多 無)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無、 共産	/	140		

(規程案)

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派	反対党派				
参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(磯崎陽輔君外7名発議)(規程第1号)	元.6.26				—	—	—	—	6.26 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無ク、 無	共産		141	
参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(磯崎陽輔君外7名発議)(規程第2号)	元.6.26				—	—	—	—	6.26 可決(多)	自民、立憲、 民主、公明、 維希、無ク、 無	共産		141	

1 本会議審議経過

平成31年 1月28日(月)

開会 午前10時6分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、懲罰委員長溝手顕正君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、懲罰委員長に室井邦彦君を指名した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る政府開発援助等に関する特別委員会、

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る消費者問題に関する特別委員会、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る東日本大震災復興特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、

議長は、特別委員を指名した。

情報監視審査会委員辞任の件

本件は、仁比聡平君の辞任を許可することに決した。

情報監視審査会委員の選任

本件は、石井章君を選任することに決した。

休憩 午前10時10分

再開 午後3時51分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は施政方針に関し、河野外務大臣は外交に関し、麻生財務大臣は財政に関し、茂木国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後5時15分

平成31年 1月29日(火)

開会 午後1時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(平成二十九年度決算の概要について)

本件は、麻生財務大臣から報告があった後、馬場成志君、森本真治君、風間直樹君、新妻秀規君、室井邦彦君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後3時29分

平成31年 1月31日(木)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

榛葉賀津也君、橋本聖子君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

議員鴻池祥肇君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、福山哲郎君が哀悼の辞を述べた。

散会 午前11時57分

平成31年 2月1日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

福山哲郎君、山口那津男君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、片山虎之助君、小池晃君、山本太郎君、岡田直樹君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時28分

平成31年2月7日(木)

開会 午後7時16分

日程第1 平成三十年度一般会計補正予算
(第2号)

日程第2 平成三十年度特別会計補正予算
(特第2号)

以上両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成162、反対70にて可決された。

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対13にて可決された。

散会 午後8時7分

平成31年2月22日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、総合科学技術・イノベーション会議議員に上山隆大君を任命することに賛成157、反対69にて同意することに決し、総合科学技術・イノベーション会議議員に小谷元子君、篠原弘道君、中央労働委員会公益委員に荒木尚志君、運輸審議会委員に原田尚志君を任命することに賛成213、反対16にて同意することに決し、

預金保険機構理事長に三國谷勝範君を任命することに賛成183、反対44にて同意することに決し、

預金保険機構理事に保坂直樹君、久田高正君、同監事に坂本裕子君、電波監理審議会委員に響庭由理子君、林秀弥君、労働保険審査会委員に鱒坂隆一君、都築民枝君、中央社会保険医療協議会公益委員に中村洋君、長谷川ふ佐子君、社会保険審査会委員に大谷すみれ君、中央労働委員会公益委員に岩村正彦君、畠山稔君、沖野眞已君、角田美穂子君、守島基博君、高橋佳代君、杉

原麗君、磯部哲君、松下淳一君、森戸英幸君、両角道代君、柴田和史君、鹿土眞由美君、相原佳子君、運輸安全委員会委員長に武田展雄君、同委員に柿嶋美子君、宮下徹君、宮澤與和君、中西美和君を任命することに賛成227、反対0にて全会一致をもって同意することに決した。

散会 午前10時7分

平成31年3月8日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 天皇陛下御即位三十年につき慶賀の意を表する件

本件は、議長発議により、天皇陛下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、その賀詞は議長に一任することに決した後、議長は次の賀詞を朗読した。

賀詞

天皇陛下におかせられましては 本年御即位30年をお迎えになりましたことに心からお祝いを申し上げます

常に国民に寄り添い その安寧を祈り数々の公務に御精励になった天皇陛下のお姿は 国民ひとしく敬慕の念に堪えないところであります

天皇陛下には これからもお健やかにお過ごしになりますよう祈ってやみませんここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで感謝と慶祝の意を表します

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員鉢呂吉雄君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員鉢呂吉雄君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

橋本聖子君は、祝辞を述べた。

鉢呂吉雄君は、謝辞を述べた。

所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、麻生財務大臣から

趣旨説明があった後、三木亨君、江崎孝君、古賀之士君、藤巻健史君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時21分

平成31年3月13日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(平成三十一年度地方財政計画について)

日程第2 地方税法等の一部を改正する法律案、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、石田総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、又市征治君、森本真治君、若松謙維君、行田邦子君、山下芳生君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時13分

平成31年3月15日(金)

議長は、皇居において天皇陛下にお目にかかり、天皇陛下御即位30年につき、賀詞を奉呈した旨報告した。

開会 午前10時1分

日程第1 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、岩屋防衛大臣から趣旨説明があった後、宇都隆史君、福島みずほ君、大野元裕君、浅田均君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時55分

平成31年3月27日(水)

開会 午後2時1分

日程第1 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理委員会に宮里猛君、高部正男君、斎藤勁君、細川律夫君、白浜一良君、同予備委員に元宿仁君、阿部信吾君、阿部和弘君、加賀谷弘平君、藪仲義彦君を指名した。

平成三十一年度一般会計予算

平成三十一年度特別会計予算

平成三十一年度政府関係機関予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成152、反対87にて可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上4案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1及び第2の議案は賛成149、反対88にて可決、第3の議案は賛成223、反対14にて可決、第4の議案は賛成165、反対72にて可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成150、反対87にて可決された。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成164、反対72にて可決された。

散会 午後5時2分

平成31年3月29日(金)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に吉田広司君、堀江正之君、飯

島淳子君、衆議院議員選挙区画定審議会委員に高橋滋君、穴戸常寿君、公益認定等委員会委員に小林敬子君、小森幹夫君、亀谷かをり君、藤井邦子君、佐藤彰紘君、公正取引委員会委員に山本和史君、公認会計士・監査審査会会長に櫻井久勝君、同委員に松井隆幸君、玉井裕子君、佐藤淑子君、徳賀芳弘君、水口啓子君、皆川邦仁君、行政不服審査会委員に原優君、戸谷博子君、伊藤浩君、中原茂樹君、川口貴公美君、佐脇敦子君、情報公開・個人情報保護審査会委員に小泉博嗣君、白井玲子君、秋定裕子君、佐藤郁美君、木村琢磨君、中川丈久君、久末弥生君、中央更生保護審査会委員に岡田幸之君、公害健康被害補償不服審査会委員に山崎まさよ君を任命することに賛成233、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、衆議院議員選挙区画定審議会委員に加藤淳子君、川人貞史君、久保信保君、住田裕子君、宮崎緑君、公益認定等委員会委員に佐久間総一郎君、安藤まこと君、公認会計士・監査審査会委員に山田辰己君、吉田慶太君、情報公開・個人情報保護審査会委員に高野修一君、池田陽子君、公害健康被害補償不服審査会委員に武田克彦君を任命することに賛成221、反対16にて同意することに決した。

日程第1 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成238、反対0にて全会一致をもって可決、日程第2は賛成237、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対15にて可決された。

散会 午前10時22分

○平成31年4月12日(金)

開会 午前10時11分

議員辞職の件

本件は、渡辺美知太郎君の辞職を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員赤池誠章君、室井邦彦君、裁判官訴追委員予備員青木一彦君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の

選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に磯崎哲史君、片山大介君、裁判官訴追委員予備員に高木かおり君、検察官適格審査会委員予備委員に宮沢由佳君(大野元裕君の予備委員)、国土審議会委員に有村治子君を指名した。また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、磯崎哲史君を第3順位とし、片山大介君を第4順位とし、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第2順位の石井浩郎君を第1順位とし、第4順位の櫻井充君を第2順位とし、第5順位の清水貴之君を第4順位とし、高木かおり君を第5順位とした。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、宮腰国務大臣から趣旨説明があった後、牧山ひろえ君、矢田わか子君、竹内真二君、清水貴之君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対14にて可決された。

日程第3 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対14にて可決された。

日程第4 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時15分

○平成31年4月19日(金)

開会 午前10時31分

大学等における修学の支援に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、柴山文部科学大臣から趣旨説明があった後、斎藤嘉隆君、伊藤孝恵君、新妻秀規君、高木かおり君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対16にて可決された。

日程第2 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対44にて可決された。

日程第3 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、

反対14にて可決された。

散会 午後0時8分

○平成31年4月24日(水)

開会 午前10時6分

請暇の件

本件は、藤末健三君、松川るい君、伊藤孝恵君の請暇を許可することに決した。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、石井国土交通大臣から趣旨説明があった後、野田国義君、青木愛君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成159、反対70にて可決された。

日程第2 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時55分

○令和元年5月8日(水)

開会 午後1時11分

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、根本厚生労働大臣から趣旨説明があった後、福島みずほ君、磯崎哲史君、石井苗子君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について

承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成160、反対70にて承認することに決した。

日程第3 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後3時3分

○令和元年5月10日(金)

開会 午前10時1分

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、麻生国務大臣から趣旨説明があった後、風間直樹君、藤巻健史君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 大学等における修学の支援に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成185、反対45にて可決された。

日程第3 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第6 電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第5は賛成215、反対14にて可決、日程第6は賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成185、反対45にて可決された。

散会 午後0時15分

○令和元年5月15日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 天皇陛下御即位につき慶賀の意を表する件

本件は、議長発議により、天皇陛下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、御即位につき天皇陛下に奉呈する賀詞案起草のため委員25名から成る賀詞案起草に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時2分

再開 午前10時31分

賀詞案起草に関する特別委員長から報告があった後、特別委員会起草の賀詞案は、全会一致をもって可決された。

賀詞

天皇陛下におかせられましては 風薫るよき日に 御即位されましたことは まことに歡喜に堪えないところであります

天皇皇后両陛下が御清祥であられ 令和の時代が悠久の歴史に新たな希望と光を添えるものとなりますよう 心からお祈り申し上げます

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します

日程第2 二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対16にて可決された。

散会 午前10時39分

○令和元年5月17日(金)

議長は、皇居において天皇陛下にお目にかかり、天皇陛下御即位につき、賀詞を奉呈した旨報告した。

開会 午前10時1分

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、世耕経済産業大臣から趣旨説明があった後、真山勇一君、浜口誠君、石井章君、岩淵友君がそれぞれ質

疑をした。

日程第1 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第2 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対44にて可決された。

日程第5 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成169、反対58にて可決された。

日程第6 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対44にて可決された。

日程第7 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成156、反対71にて可決された。

散会 午前11時57分

○令和元年5月22日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、吉川農林水産大臣から趣旨説明があった後、小川勝也君、徳永エリ君、儀間光男君、紙智子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時29分

○令和元年5月24日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 食品ロスの削減の推進に関する法律案(衆議院提出)

本案は、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対16にて可決された。

日程第3 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 情報通信技術の活用による行政手

続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対16にて可決された。

国際経済・外交に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国際経済・外交に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

散会 午前10時24分

○令和元年5月29日(水)

開会 午前10時6分

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、根本厚生労働大臣から趣旨説明があった後、川田龍平君、石上俊雄君、東徹君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第4 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避

の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第5 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上5件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対14にて承認することに決した。

日程第6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対14にて可決された。

日程第7 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第8 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第9 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対14にて可決された。

散会 午前11時42分

○令和元年 5月31日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第3 死因究明等推進基本法案(厚生労働委員長提出)

以上両案は、厚生労働委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対16にて可決された。

日程第5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成180、反対42にて可決された。

散会 午前10時14分

○令和元年 6月5日(水)

開会 午前10時1分

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、根本厚生労働大臣から趣旨説明があった後、石橋通宏君、伊

藤孝恵君、山本香苗君、清水貴之君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第196回国会内閣提出、第198回国会衆議院送付)

日程第2 平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第196回国会内閣提出、第198回国会衆議院送付)

以上両件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成208、反対16にて承諾することに決し、日程第2は賛成212、反対14にて承諾することに決した。

日程第3 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君発議)

日程第4 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田直樹君外四名発議)

日程第5 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(難波奨二君発議)

以上3案は、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成15、反対210にて否決、日程第4は賛成166、反対58にて可決、日程第5は賛成42、反対179にて否決された。

日程第6 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対43にて可決された。

日程第7 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。原子力等エネルギー・資源に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、資源エネルギーに関する調査会長から報告があった。

散会 午後1時6分

○令和元年6月7日(金)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、検査官に田中弥生君を任命することに賛成220、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

原子力委員会委員に中西友子君、日本放送協会経営委員会委員に明石伸子君、堰八義博君、村田晃嗣君、労働保険審査会委員に鈴木麻里子君、原子力規制委員会委員に石渡明君、田中知君を任命することに賛成179、反対42にて同意することに決し、公認会計士・監査審査会委員に勝尾裕子君、預金保険機構理事に内藤浩文君、手塚明良君、労働保険審査会委員に室井純子君、中央社会保険医療協議会公益委員に荒井耕君、秋山美紀君、社会保険審査会委員に高野伸君を任命することに賛成224、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に高橋正美君、渡邊博美君を任命することに賛成195、反対28にて同意することに決した。

日程第1 国務大臣の報告に関する件(「平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成三十一年度～平成三十五年度)」に関する報告について)

本件は、岩屋防衛大臣から報告があった後、三宅伸吾君、白眞勲君、川合孝典君、谷合正明君、浅田均君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後0時27分

再開 午後1時1分

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、宮腰国務大臣から趣旨説明があった後、浜口誠君が質疑をした。

日程第2 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第196回国会内閣提出、第198回国会衆議院送付)

本件は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対15にて可決された。

散会 午後1時40分

○令和元年6月12日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、

反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第2 棚田地域振興法案(衆議院提出)
本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第4 浄化槽法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成227、反対0にて全会一致をもって可決、日程第4は賛成211、反対14にて可決された。

日程第5 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時13分

○令和元年6月14日(金)

開会 午前10時1分

議員島田三郎君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、秋野公造君が哀悼の辞を述べた。

日程第1 平成二十九年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年度政府関係機関決算書

日程第2 平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第3 平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日

程第1はまず賛成139、反対82にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成221、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第2は賛成138、反対83にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第3は賛成152、反対69にて委員長報告のとおり是認することに決した。

安倍内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

散会 午前11時11分

○令和元年6月19日(水)

開会 午前10時16分

日程第1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案(文教科学委員長提出)

以上両案は、文教科学委員長から日程第2については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第3については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成134、反対87にて可決、日程第3は賛成219、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時7分

○令和元年6月21日(金)

開会 午前10時1分

予算委員長金子原二郎君解任決議案(小西洋之君外4名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、小西洋之君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成86、反対144にて否決された。

財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案(蓮舫君外3名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、蓮舫君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成71、反対160にて否決された。

日程第1 日本国憲法第八条の規定による議決案(衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対1にて可決された。

日程第2 学校教育の情報化の推進に関する法律案(衆議院提出)

日程第3 日本語教育の推進に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 愛玩動物看護師法案(衆議院提出)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

参議院規則の一部を改正する規則案(磯崎陽輔君外3名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、磯崎陽輔君から趣旨説明があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対42にて可決された。

散会 午後0時53分

○令和元年6月24日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案(福山哲郎君外3名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、福山哲郎君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成72、反対163にて否決された。

散会 午後2時17分

○令和元年6月26日(水)

開会 午前11時36分

議員辞職の件

本件は、井上義行君の辞職を許可することに決した。

国際労働機関(ILO)創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案(猪口邦子君外7名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、猪口邦子君から趣旨説明があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

根本厚生労働大臣は、本決議について所信を述べた。

参議院規則の一部を改正する規則案(磯崎陽輔君外7名発議)(委員会審査省略要求)

参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(磯崎陽輔君外7名発議)(委員会審査省略要求)

参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(磯崎陽輔君外7名発議)(委員会審査省略要求)

以上3案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、磯崎陽輔君から趣旨説明があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対14にて可決さ

れた。

日程第1の請願

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外282件の請願
本請願は、内閣委員長外3委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

- 一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

- 一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

議長は、議員の半数の任期満了に当たり挨拶をし、中山恭子君は、謝辞を述べた。

散会 午前11時56分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月日	質 疑 者
31. 1.28	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	安倍内閣総理大臣 河野外務大臣 麻生財務大臣 茂木国務大臣	1.31	榛葉 賀津也君(民主) 橋本 聖子君(自民)
			2. 1	福山 哲郎君(立憲) 山口 那津男君(公明) 片山 虎之助君(維希) 小池 晃君(共産) 山本 太郎君(民主) 岡田 直樹君(自民)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月日	質 疑 者
31. 1.29	平成二十九年度決算の概要について	麻生財務大臣	同日	馬場 成志君(自民) 森本 真治君(民主) 風間 直樹君(立憲) 新妻 秀規君(公明) 室井 邦彦君(維希) 吉良 よし子君(共産)
31. 3.13	平成三十一年度地方財政計画について	石田総務大臣	同日	又市 征治君(立憲) 森本 真治君(民主) 若松 謙維君(公明) 行田 邦子君(維希) 山下 芳生君(共産)
元. 6. 7	「平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成三十一年度～平成三十五年度)」に関する報告について	岩屋防衛大臣	同日	三宅 伸吾君(自民) 白 真勲君(立憲) 川合 孝典君(民主) 谷合 正明君(公明) 浅田 均君(維希) 井上 哲士君(共産)

3 決算に対する議決

令和元年6月14日

平成二十九年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 政府内の情報共有を目的とした内閣府の総合防災情報システムに関し、災害情報の多くを手動で登録する必要があるため、災害時の情報の登録や共有が限定的となっていたこと、また、農林水産省の国営造成土地改良施設防災情報ネットワークにおいて、データ転送装置等の管理の不備により、収集した情報が総合防災情報システムに転送されない状況が長期間放置されていたことは、遺憾である。

政府は、各府省庁の災害関連情報システムの管理を徹底し、有効に機能するよう適切に運用するとともに、総合防災情報システムとの情報連携の自動化等により、関係者間の円滑な情報共有体制を構築すべきである。

- 2 西日本を中心に記録的な大雨をもたらした平成30年7月豪雨において、河川の増水・氾濫や土砂災害が想定されていたにもかかわらず、重要な防災情報に係る国・地方公共団体間の伝達や住民への逐時の発信が極めて不十分であり、住民の適切な避難行動につながらなかったことなどにより、200名を超過人命が失われるなど甚大な被害が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、平成30年7月豪雨における情報伝達・発信・避難行動等の対応について徹底した検証を行った上で、得られた知見を全国に展開し、地方公共団体等と連携して災害時の適切な避難を促す取組を強化すべきである。

- 3 厚生労働省の毎月勤労統計調査において、判明しているだけで平成16年以降、定められた調査手法と異なる形で調査が行われ、統計処理として復元すべきところを復元していないなどの統計制度の根幹を揺るがしかねず、改ざんとの指摘も免れ得ない不適切な取扱いが明らかとなった。政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたこと、また、雇用保険等で給付の支払不足が発生し、追加的な行政費用や国民生活への直接の悪影響をもたらしたことは、極めて遺憾である。

政府は、なぜこのような事案が起こったのか、その動機や原因の究明に努めるとともに、雇用保険等が簡便な手続で速やかに追加給付されるよう必要な対策を講じ、全府省庁における統計に対する検証と再発防止を徹底した上で、統計行政を立て直し、統計に対する信頼回復に努めるべきである。

- 4 東京福祉大学の外国人留学生が多数所在不明となり同大学を除籍されていることを契機として、外国人の在留管理を行う法務省や、留学生の在籍状況を把握する立場にある文部科学省等の関係省庁間の情報共有が不十分な事態が明らかとなったこと、また、近年、所在不明となっている外国人留学生が不法就労で摘発される事例が多数発

生していることは、遺憾である。

政府は、同様の事態が他の大学等で生じていないか早急に点検し、再発防止策を講じるとともに、在留資格としての留学が不法就労の手段となっていないか実態を調査し、結果に応じて実態を是正すべく関係省庁間の情報共有体制を一層強化し、外国人留学生の出入国・在留管理を徹底すべきである。

- 5 障害者雇用の促進に率先して取り組むべき国や地方公共団体の多くの公的機関において、障害者雇用率制度の対象となる障害者数が長年にわたり不適切に計上され、法定雇用率を達成していなかったことは、ゆゆしき事態であり、極めて遺憾である。

政府は、障害者雇用の促進に対する基本認識の欠如と法の理念に対する意識の低さがあったことを重く受け止め、公的機関における障害者の雇用状況についての的確な把握と法定雇用率の達成に全力で取り組むとともに、障害者の民間企業から公的機関への転職の実態を調査した上で、民間企業との競合を防ぐために必要な措置を講じるべきである。

- 6 平成24年の笹子トンネル事故等を踏まえ、道路構造物に対する5年に一度の近接目視による全数監視を定めるなど措置を講じたにもかかわらず、今般、高速道路会社3社が行う点検等に関し、目視点検が困難な箇所がある110トンネル全てにおいて、点検要領に則した確認を行っていないこと、点検結果を踏まえた補修等が長期間実施されず、一部は維持管理計画にも反映されていないことなど、高速道路の安全を脅かす事態が明らかとなったことは、極めて遺憾である。

政府は、一連の事態の原因を徹底して調査し、各高速道路会社による道路構造物の維持管理が適切に行われるよう指導を徹底するとともに、地方公共団体を含む全ての道路管理者と緊密に連携し、道路の安全確保に万全を期すべきである。

- 7 防衛装備庁は、防衛装備品等に係る予定価格の算定の妥当性を検証するシステムを整備して試験運用しているが、予定価格の基準となる計算価格又は製造原価のデータ的一方しか入力できない仕様となっており分析できないこと、また、原価調査の実績が低調で入力対象のデータを取得する機会が十分確保されていないことなどにより、システムが機能していなかったことは、遺憾である。

政府は、準備不足により不適切な事態を招いたことを深刻に受け止め、データ分析が可能なシステムの仕様や効率的・効果的なデータの取得などについて徹底して検討すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	予算委員長金子原二郎君解任決議案	小西 洋之君 外 4 名	元. 6.20			元. 6.21 否決	
2	財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案	蓮 舫君 外 3 名	元. 6.20			元. 6.21 否決	
3	国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案	猪口 邦子君 外 7 名	元. 6.20			元. 6.26 可決	
4	財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君戒告決議案	浅田 均君	元. 6.20	未了			
5	内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案	福山 哲郎君 外 3 名	元. 6.21			元. 6.24 否決	

可決したもの

令和元年 6 月 26 日

国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、 ILO に対する我が国の一層の貢献に関する決議

本年、国際労働機関（ILO）は記念すべき創設100周年を迎えた。

第一次世界大戦終了後の1919年に創設されたILOは、憲章前文に掲げる「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」との普遍的理念の下、国際労働基準の策定や開発協力などの活動を通じ、労働条件や雇用環境の改善と向上、働くことに関わる基本的権利の確立に尽力し、着実にその歴史を刻んできた。

現在では世界187もの国々が加盟するILOは、国連機関としては唯一、加盟国の政府、労働者及び使用者の三者代表によって意思決定と組織の運営が行われており、我が国を含め、加盟国内における三者構成主義の確立に大きな役割を果たしてきたことは特筆に値する。

ILOの原加盟国の一つであり、1954年以来常任理事国の地位を占めている我が国も、長年にわたってILOの重要な一翼を担い、国内外でILO活動の推進を積極的に牽引してきたところであり、国際社会からは今後のさらなる貢献が強く期待されている。

1998年に採択された「労働における基本的な原則及び権利に関するILO宣言」では、加盟国が尊重・遵守すべき4つの基本的権利に関する原則が定められ、それに対応する8つの基本条約についてその批准と履行に向けた国際的な努力が続けられてきた。我が国も、その取組に協力してきたが、8つの基本条約のうち、未批准の案件については、引き続きその批准について努力を行うとともに、既批准条約の確実な履行に向けても国際社会とともに一層の努力を傾注していかなければならない。

また、1999年に新たな戦略目標に位置付けられた「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」は、2015年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）でも目標の一つに掲げられている。今後、国際的な達成努力への貢献はもとより、国内においても働き方改革の達成目標と位置付け、「仕事の未来」をも見据えて国際社会をリードする取組を政労使の努力で実行していくことをここに確認する。

今後、グローバル化や情報化が一層その規模とスピードを増し、「働き方」の多様化や国内外の人の移動もスケールと複雑さを増していく。その中で、ILOの基本理念や国際労働基準、三者構成主義やディーセント・ワーク目標が果たすべき役割がますます大きくなることに鑑み、ここに本院は、改めて我が国がILOにおいて果たすべき役割と責務の重要性を確認し、ILOの次なる100年の発展と活動の展開に向け、これからも世界の加盟国と共にその理念の追求と実現のために最大限の貢献をしていく決意をここに表明する。

右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	石井 正弘 (自民)	岡田 広 (自民)	榛葉 賀津也 (民主)
理事	藤川 政人 (自民)	山東 昭子 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)
理事	和田 政宗 (自民)	豊田 俊郎 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	矢田 わか子 (民主)	馬場 成志 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	相原 久美子 (立憲)	舞立 昇治 (自民)	清水 貴之 (維希)
	有村 治子 (自民)	三原じゅん子 (自民)	岩渕 友 (共産)
	石井 準一 (自民)	木戸口 英司 (民主)	(31. 2. 7 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件（うち本院先議1件）、衆議院提出法律案1件（内閣委員長提出）及び憲法8条議決案1件の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願19種類364件のうち、1種類10件を採択した。

〔法律案等の審査〕

警察法の一部を改正する法律案は、警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について、警備局に警備運用部を設置するとともに、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、警備運用部を設置する意義、管区警察局統合の必要性及び統合後の業務の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

道路交通法の一部を改正する法律案は、

最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行うとともに、自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案の意義及び目的、自動運転中の運転者に許容される行為の範囲、携帯電話使用等に係る明確な取締り基準を設ける必要性等について質疑が行われた。質疑を終局した後、国民民主党・新緑風会より、政府は、自動車の自動運転等に係る技術の更なる高度化及びその実用化に対応するため、自動車に係る道路交通に関する法制度の在り方について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

子ども・子育て支援法の一部を改正す

る法律案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、文教科学委員会及び厚生労働委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。

委員会の質疑においては、幼児教育・保育の無償化の必要性及び効果、無償化の対象者・対象施設等と食材料費の取扱い、5年間の経過措置期間において指導監督基準に満たない認可外保育施設を無償化の対象とすることの妥当性及び経過措置の見直しに係る検討の進め方、認可外保育施設に対する立入調査の実施及び保育の質の改善に向けた指導の徹底、地方公共団体の負担軽減に資する国の支援、待機児童を解消するための施策の在り方、保育士の確保に向けた処遇改善及び業務負担軽減の必要性、企業主導型保育事業の実施体制の強化及び透明性の確保等について議論が行われた。質疑を終局した後、国民民主党・新緑風会より、国が定める基準を満たさない認可外保育施設であっても届出があれば子育てのための施設等利用給付の対象施設とみなす等の経過措置の期間を、施行後「5年間」から「3年間」に短縮すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他

の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律について、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に防衛大臣が指定する防衛関係施設を追加する等の措置を講ずるとともに、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法について、文部科学大臣が期間を定めて指定する大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定めて指定する空港を対象施設とみなす等の特別の措置を講じようとするものである。

委員会においては、対象防衛関係施設に係る小型無人機等の飛行に関する規制の運用に対する懸念、小型無人機等に係る規制の積極的な周知・広報の必要性、技術開発等の動向に合わせた適切な規制の在り方等について質疑が行われた。質疑を終局した後、立憲民主党・民友会・希望の会より、対象防衛関係施設の管理者は、報道機関から、小型無人機等の飛行について同意を求められた場合には、当該施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ない場合を除き、同意しなければならないものとする等と内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び行政手続等を情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項等を定めるとともに、住民票及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大、電子証明書及び個人番号カードの利用者への国外転出者の追加、個人番号利用事務への罹災証明書の交付に関する事務等の追加等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、行政のデジタル化を実現するための方策、デジタル化推進に伴う個人情報保護及びセキュリティ確保の在り方、デジタルデバインドへの対応策、マイナンバー制度の活用の在り方及び費用対効果等について質疑が行われた。質疑を終局した後、立憲民主党・民友会・希望の会及び国民民主党・新緑風会より、個人情報保護の配慮に係る規定を基本原則に追加すること、地方公共団体が行う情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正に関する施策の具体例を明記すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を

踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方分権改革の意義及び提案募集方式の在り方、放課後児童健全育成事業の従うべき基準を参酌すべき基準とすることの是非及び職員の処遇改善の必要性、公立社会教育施設を地方公共団体の長が所管することの是非等について質疑が行われた。質疑を終局した後、立憲民主党・民友会・希望の会及び国民民主党・新緑風会より、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直す児童福祉法の改正規定を削除することを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ろうとするものである。なお、衆議院において、建築基準法の改正規定の一部及び建築士法の改正規定の一部の施行期日を平成30年12月1日から令和元年12月1日に改めること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、各資格等における適切な個別審査の在り方、成年後見制度

の利用が進まない理由及び運用上の課題、成年後見制度の利用促進に資する地域連携ネットワーク及び中核機関の役割等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、基本理念を見直すほか、大綱の記載事項に子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨を規定する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

日本国憲法第八条の規定による議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和元年10月11日から同年11月29日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるようにするものである。

委員会においては、内閣官房長官より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

2月21日、東京都において、子ども・子育て支援及び東京オリンピック競技大

会・東京パラリンピック競技大会に関する実情調査を行った。

3月7日、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針並びに平成31年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について菅国務大臣から所信及び説明を聴取し、警察行政、小型無人機等の重要施設の上空における飛行を制限する新たな安全対策及び死因究明等施策推進の基本方針及び平成31年度警察庁関係予算について山本国務大臣から所信及び説明を聴取した。また、経済再生、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針について茂木国務大臣から、一億総活躍、行政改革、国家公務員制度、領土問題、食品安全、少子化対策及び海洋政策の基本方針について宮腰国務大臣から、情報通信技術政策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針について平井国務大臣から、地方創生、規制改革、男女共同参画、女性活躍及びまち・ひと・しごと創生の基本方針について片山国務大臣から、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の基本方針について櫻田国務大臣から、特定複合観光施設区域整備推進の基本方針について石井国務大臣から、マイナンバー制度の基本方針について石田内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取し、平成31年度人事院業務概況及び関係予算について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

3月12日、大臣の所信等に対し、景気動向に対する政府の現状分析、幼児教育無償化による子育て世代の消費喚起効果、医療等分野のICT化に向けた政府の取組状況と今後の課題、キャッシュレス社会の実現に向けた政府の取組、世界経済の影響を回避するための様々なリスク要

因の状況に応じた万全の対策の必要性、強度行動障害者に対する支援の在り方、東日本大震災の被災地における避難者等の現状と支援策、近年の悪質なあおり運転に対する警察庁の対策、スーパーシティ構想実現に向けた政府の取組、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの質的強化の方向性、女性が身を守るための知識や方法を身に付けるための環境整備の必要性、普天間飛行場の辺野古移設に係る政府の見解、地方大学・地域産業創生交付金の運用の在り方、まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果の検証状況及び評価、総合的かつ実効的な地方創生の推進に関する大臣の見解、準天頂衛星システム「みちびき」の利活用促進に向けた取組の必要性、女性活躍推進のための事業主に係る情報公開の義務付けの必要性、セクシュアル・ハラスメント対策としての民事法制における救済措置導入の必要性、国家公務員における超過勤務の上限規制の実効性、カジノ導入に関する国民への説明の在り方、放課後児童健全育成事業における運営基準緩和の妥当性、児童虐待事案における児童相談所と警察との連携の在り方、若年層へのギャンブル等依存症対策の在り方等の諸問題について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成31年度内閣予算等の審査を行い、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典等に対する警備体制及び予算措置、人工知能（AI）関連予算額及び主な事業の内容、現在の経済情勢を踏まえた消費税率引上げの可否、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の透明性の確保、高齢運転者に対する高齢者講習等における課題解決策、東京オリンピック競技大会・東京パラリン

ピック競技大会に係る国の財政保証、文化財に係る技術等の継承に向けた支援の必要性等の諸問題について質疑を行った。

4月9日、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会におけるホストタウン制度の運用の在り方、即位日等休日法の施行に伴う大型連休における懸念事項への対応状況、国際リニアコライダーの国内誘致の必要性、あおり運転を抑止するための対策の在り方、地域の移動手段としてのライドシェアの活用策、国立感染症研究所の研究者を定員削減の対象外とする必要性等の諸問題について質疑を行った。

4月16日、国務大臣の新任に伴い東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策について鈴木国務大臣から発言があった。

4月18日、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件を議題とし、東京オリンピック競技大会の「復興オリンピック」としての成功に向けた方策、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣の位置付けと果たすべき役割、選手村における食事の提供に際しての宗教・文化の多様性への配慮、サイバーセキュリティ対策の万全に向けた鈴木大臣の決意、「復興ありがとうホストタウン」の取組状況に係る鈴木大臣の認識、JOC（日本オリンピック委員会）の竹田会長の贈賄疑惑に係る説明責任に対する政府の見解等の諸問題について質疑を行った。

5月21日、高齢運転者事故防止対策、子供の貧困対策の今後の方向性、新国立競技場等の建設現場における労働環境の改善、道路における交通安全対策の推進、特定非営利活動法人の活動実態、キャン

ブル等依存症対策の推進体制等の諸問題について質疑を行った。

6月4日、子供の貧困対策、日米貿易交渉の情報開示、性暴力被害者の救済措置の充実、スーパーシティ構想の検討状況及び内容、アスベスト対策の抜本的見直し等の諸問題について質疑を行った。

6月11日、企業主導型保育事業及び子どもの貧困対策に関する件を議題とし、子供の貧困対策に関する指標の改善目標

を設定する必要性、企業主導型保育事業の事業取りやめ等に係る助成金回収の実効性を確保するための方策、事業所内保育事業に対する新たな支援措置等の検討状況、貧困家庭に対する生活支援を現物給付で行う必要性、企業主導型保育事業の実施機関に係る公募の在り方、子供の健康格差是正のための対策の必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年2月7日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成31年3月7日(木) (第2回)

- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び平成31年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について菅内閣大臣から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政、小型無人機等の重要施設の上空における飛行を制限する新たな安全対策及び死因究明等施策推進の基本方針に関する件及び平成31年度警察庁関係予算に関する件について山本内閣大臣から所信及び説明を聴いた。
- 経済再生、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について茂木内閣大臣から所信を聴いた。
- 一億総活躍、行政改革、国家公務員制度、領土問題、食品安全、少子化対策及び海洋政策の基本方針に関する件について宮腰内閣大臣から所信を聴いた。
- 情報通信技術政策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について平井内閣大臣から所信を聴いた。
- 地方創生、規制改革、男女共同参画、女性活躍及びまち・ひと・しごと創生の基本方針に関する件について片山内閣大臣から所信を聴いた。

- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の基本方針に関する件について櫻田内閣大臣から所信を聴いた。
- 特定複合観光施設区域整備推進の基本方針に関する件について石井内閣大臣から所信を聴いた。
- マイナンバー制度の基本方針に関する件について石田内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 平成31年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について一宮人事院総裁から説明を聴いた。

○平成31年3月12日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件、警察行政、小型無人機等の重要施設の上空における飛行を制限する新たな安全対策及び死因究明等施策推進の基本方針に関する件、経済再生、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件、一億総活躍、行政改革、国家公務員制度、領土問題、食品安全、少子化対策及び海洋政策の基本方針に関する件、情報通信技術政策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件、地方創生、規制改革、男女共同参画、女性活躍及びまち・ひと・しごと創生の基本方針に関する件、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の基本方針に関する

件、特定複合観光施設区域整備推進の基本方針に関する件、マイナンバー制度の基本方針に関する件及び平成31年度人事院業務概況に関する件について茂木国務大臣、片山国務大臣、平井国務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、山本国家公安委員会委員長、菅内閣官房長官、石井国務大臣、大口厚生労働副大臣、左藤内閣府副大臣、舞立内閣府大臣政務官、中村文部科学大臣政務官、上野厚生労働大臣政務官、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、竹内真二君（公明）、西田実仁君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）、木戸口英司君（民主）、藤川政人君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、矢田わか子君（民主）

○平成31年3月20日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について向大野衆議院事務総長、郷原参議院事務総長、羽入国立国会図書館長、松本裁判官弾劾裁判所事務局長及び中村裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について柳会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費、消費者委員会関係経費を除く）、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会））について片山国務大臣、平井国務大臣、宮腰国務大臣、茂木内閣府特命担当大臣、櫻田国務大臣、山本国務大臣、菅内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、相原久美子君（立憲）、矢田わか子君（民主）、木戸口英司君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成31年3月27日（水）（第5回）

- 警察法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について山本国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成31年3月28日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 警察法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について山本国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、相原久美子君（立憲）、矢田わか子君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）（閣法第2号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成31年4月9日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会におけるホストタウン制度の運用に関する件、即位日等休日法の施行に伴う大型連休における懸念事項への対応状況に関する件、国際リニアコライダーの国内誘致の必要性に関する件、あおり運転を抑止するための対策の在り方に関する件、地域の移動手段としてのライドシェアの活用策に関する件、国立感染症研究所の研究者を定員削減の対象外とする必要性に関する件等について櫻田国務大臣、平井内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、宮腰国務大臣、山本国家公安委員会委員長、片山国務大臣、大口厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、木戸口英司君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

○道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第41号）について山本国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月11日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第41号）について山本国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、磯崎哲史君（民主）、西田実仁君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）（閣法第41号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成31年4月16日（火）（第9回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件について鈴木国務大臣から発言があった。

○平成31年4月18日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件について鈴木国務大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、相原久美子君（立憲）、榛葉賀津也君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について宮腰内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、大口厚生労働副大臣、新谷厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、相原久美子君（立憲）、

矢田わか子君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

○平成31年4月23日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について宮腰内閣府特命担当大臣、田中内閣府副大臣、中村文部科学大臣政務官、安藤内閣府大臣政務官、古賀総務大臣政務官、新谷厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事前田栄治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

木戸口英司君（民主）、矢田わか子君（民主）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）、岡田広君（自民）、小野田紀美君（自民）、西田実仁君（公明）、竹内真二君（公明）、牧山ひろえ君（立憲）

○平成31年4月25日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について宮腰内閣府特命担当大臣、上野厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、和田政宗君（自民）、相原久美子君（立憲）、木戸口英司君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

また、同法律案について文教科学委員会及び厚生労働委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成31年4月25日（木）

内閣委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

案（閣法第15号）（衆議院送付）について柴山文部科学大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、根本厚生労働大臣、鈴木財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川克巳君（自民）、神本美恵子君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、伊藤孝恵君（民主）、新妻秀規君（公明）、高木かおり君（維希）、田村智子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和元年5月7日（火）（第13回）

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

和光市長 松本武洋君
東京大学大学院教育学研究科長 秋田喜代美君
みらい子育て全国ネットワーク代表
合同会社リスペクトイーチアザー代表 天野妙君
保育の重大事故をなくすネットワーク共同代表

赤ちゃんの急死を考える会事務局長 藤井真希君

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、矢田わか子君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

○令和元年5月9日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について安倍内閣総理大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、新谷厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、相原久美子君（立憲）、

木戸口英司君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（立憲）、矢田わか子君（民主）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

・質疑

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（立憲）、矢田わか子君（民主）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

（閣法第15号）

賛成会派 自民、民主、公明、維希

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月14日（火）（第15回）

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について山本内閣総理大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月16日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について山本内閣総理大臣、原田防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、福島みずほ君（立憲）、木戸口英司君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

（閣法第34号）

賛成会派 自民、民主、公明、維希

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月21日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 高齢運転者事故防止対策に関する件、子供の貧困対策の今後の方向性に関する件、新国立競技場等の建設現場における労働環境の改善に関する件、道路における交通安全対策の推進に関する件、特定非営利活動法人の活動実態に関する件、ギャンブル等依存症対策の推進体制に関する件等について宮腰国務大臣、鈴木国務大臣、山本国家公安委員会委員長、大口厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三原じゅん子君（自民）、相原久美子君（立憲）、榛葉賀津也君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について平井国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月23日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について平井国務大臣、大口厚生労働副大臣、古賀総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、和田政宗君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、矢田わか子君（民主）、西田実仁君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

（閣法第47号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月28日（火）（第19回）

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について片山内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月30日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について片山内閣府特命担当大臣、古賀総務大臣政務官、舞立内閣府大臣政務官、新谷厚生労働大臣政務官、中村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、和田政宗君（自民）、相原久美子君（立憲）、木戸口英司君（民主）、矢田わか子君（民主）、西田実仁君（公明）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

（閣法第37号）

賛成会派 自民、民主、公明、維希

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月4日（火）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 子供の貧困対策に関する件、日米貿易交渉の情報開示に関する件、性暴力被害者の救済措置の充実に係る件、スーパーシティ構想に関する件、アスベスト対策の抜本的見直しに関する件等について宮腰国務大臣、茂木国務大臣、片山内閣府特命担当大臣、あべ外務副大臣、大口厚生労働副大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（立憲）、矢田わか子君（民主）、清水貴之君（維希）、田村智子君（共産）

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（第196回国会閣法第56号）（衆議院送

付)について宮腰内閣府特命担当大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○令和元年6月6日(木)(第22回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第196回国会閣法第56号)(衆議院送付)について宮腰内閣府特命担当大臣、大口厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

和田政宗君(自民)、相原久美子君(立憲)、木戸口英司君(民主)、竹内真二君(公明)、清水貴之君(維希)、田村智子君(共産)
(第196回国会閣法第56号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月11日(火)(第23回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 企業主導型保育事業及び子どもの貧困対策に関する件について宮腰内閣府特命担当大臣、中村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

牧山ひろえ君(立憲)、矢田わか子君(民主)、清水貴之君(維希)、田村智子君(共産)

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第13号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長牧原秀樹君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第13号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月20日(木)(第24回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 日本国憲法第八条の規定による議決案(閣議

第1号)(衆議院送付)について菅内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(閣議第1号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

○令和元年6月26日(水)(第25回)

- 請願第1183号外9件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第51号外353件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	秋野 公造 (公明)	島田 三郎 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)
理事	中西 祐介 (自民)	柘植 芳文 (自民)	難波 奨二 (立憲)
理事	森屋 宏 (自民)	二之湯 智 (自民)	又市 征治 (立憲)
理事	小林 正夫 (民主)	藤木 眞也 (自民)	吉川 沙織 (立憲)
理事	江崎 孝 (立憲)	松下 新平 (自民)	若松 謙維 (公明)
理事	石川 博崇 (公明)	溝手 顕正 (自民)	片山 虎之助 (維希)
	太田 房江 (自民)	山下 雄平 (自民)	山下 芳生 (共産)
	こやり 隆史 (自民)	山田 修路 (自民)	
	古賀 友一郎 (自民)	森本 真治 (民主)	(31.2.7 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案9件及び承認案件1件の合計10件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案等の審査〕

地方行財政 平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案は、平成30年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、令和元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとするものである。

委員会においては、地方交付税増額分の繰越しの妥当性、地方一般財源の安定的確保の必要性、災害対応と特別交付税増額の考え方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、特別法人事業税の創設に合わせた法人事業税の税率

の引下げ、自動車税の税率の引下げ並びに環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直し、自動車重量譲与税の拡充並びに地方公共団体に対する寄附に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものとするものである。

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案は、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税を創設し、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与しようとするものである。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税を創設し、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与しようとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和元年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、自動車税減収補填特例交付金等を創設する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、4法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、一般財源総額の確保と法定率引上げの必要性、今後の税源偏在是正の在り方、ふるさと納税制度の評価、森林環境譲与税の活用方策、幼児教育無償化に係る地方負担の財源確保、統計、児童福祉対策等に係る地方公共団体の人員確保等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案に対し、附帯決議が付された。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、成田国際空港の周辺地域における道路、農地及び農業用施設等の整備を促進するため、同法律の有効期限を延長するとともに、農地及び農業用施設の整備に係る国の負担割合の特例等の対象となる事業を追加しようとするものである。

委員会においては、期限延長及び事業内容の適正性についての考え方、成田国際空港の機能強化と安全・騒音対策等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

情報通信 電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進するため、

電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備等の措置を講じようとするものである。

電気通信事業法の一部を改正する法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について禁止行為を定めるとともに、電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為を追加するほか、当該契約の締結の媒介等の業務を行う者に届出義務を課す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、電波利用料の料額の見直しを今回行う必要性、歳入歳出累積差額の活用方針、特定基地局開設料及び公共用無線局からの電波利用料徴収の趣旨及び妥当性、携帯電話料金の低廉化及び公正競争確保の実効性、5Gと今後の社会の在り方、政省令委任事項の内容等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、電波法改正案は多数をもって、電気通信事業法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

放送法の一部を改正する法律案は、近年における放送をめぐる視聴環境の変化及びNHKに対する信頼確保の必要性に鑑み、NHKのインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、NHKの適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件を追加する措置を講じようとするものである。

委員会においては、NHKの公共放送、

公共メディアとしての基本姿勢、常時同時配信の解禁理由及び実施内容、放送と通信の融合に関する見解、民間放送事業者への影響と今後の連携協力、地域からの情報発信の充実とローカル局の基盤強化、将来的なNHKの業務及び受信料制度の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔NHK〕 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK令和元年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が7,247億円、支出が7,277億円で、30億円の収支不足であり、不足額は、財政安定のための繰越金の一部をもって補填することとし、事業計画では、自主自律を堅持し、正確、公平・公正な情報を伝えるとともに、受信料の公平負担の徹底、効率的で透明性の高い組織運営の推進等に取り組むとしている。

委員会においては、公共放送としての基本姿勢、受信料引下げの考え方と今後の事業収支の見通し、受信料徴収をめぐる課題と負担軽減策、災害・防災報道や字幕放送の充実策、NHKにおける働き方改革の徹底等について質疑が行われた後、全会一致をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月7日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について石田総務大臣から所信を聴取し、平成31年度総務省関係予算に関する件について鈴木総務副大臣から説明を聴取した。

3月12日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関

する件について、サテライトオフィス等の柔軟な取組により移住を後押しする政策の必要性、郵便法見直しの検討状況と働き方改革に関する日本郵政の所見、地域公共交通の確保に向けて広域的視点で総務省と国土交通省が連携する必要性、消防団員の確保に向けた取組及び消防団協力事業所表示制度の活用、地域おこし協力隊の受入れ・サポート体制の充実強化の具体策、災害時の予報・警報の種類を高齢者に分かりやすく整理し、周知する必要性、東日本大震災の被災地において自治体職員の適正な労働環境を確保する必要性等の質疑を行った。

3月14日、平成31年度地方財政計画に関する件について石田総務大臣から概要説明を聴取した後、鈴木総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月20日、予算委員会から委嘱を受けた、平成31年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、国の障害者雇用率の水増し問題について幹部職員を処分する必要性、総務省が地方公共団体における障害者雇用の状況を把握し指導することの必要性、災害時に住民が適切な避難行動ができるよう先進事例を周知する必要性、携帯電話料金プランのいわゆる「2年縛り」や「4年縛り」に対する総務省の対応、幼児教育無償化に伴う地方負担への不安について地方を納得させる必要性、児童相談所の職員増員の状況を踏まえ、地域の元気創造事業費の算定を見直す必要性等の質疑を行った。

3月27日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議を行った。

4月25日、行政制度、地方行財政、選

挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、NHKの役員人事、総務省・統計委員会の統計問題への対応、行政評価に基づく勧告と各省の改善状況、今後の過疎対策の在り方、厚生労働省の統計問題に係る統計委員会への回答等について質疑を行った。

5月23日、行政制度、地方行財政、選

挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、郵便局と地方公共団体の連携強化、靖国懇談会の議事録に関する情報開示の在り方、統計委員会の追加点検結果及び再発防止策、成年後見制度の利用促進、地方公共団体の留保財源の在り方、婦人相談員の拡充と処遇改善等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年2月7日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について石田総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、中根内閣府副大臣、渡辺財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

江崎孝君(立憲)、森本真治君(民主)、片山虎之助君(維希)、山下芳生君(共産)

(閣法第1号)

賛成会派 自民、民主、立憲、公明、維希
反対会派 共産

○平成31年3月7日(木) (第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について石田総務大臣から所信を聴いた。
- 平成31年度総務省関係予算に関する件について鈴木総務副大臣から説明を聴いた。

○平成31年3月12日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について石田総務大臣、中根内閣府副大臣、佐藤総務副大臣、

新谷厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社常務執行役諫山親君及び同株式会社常務執行役小方憲治君に対し質疑を行った。

[質疑者]

中西祐介君(自民)、難波奨二君(立憲)、江崎孝君(立憲)、小林正夫君(民主)、石川博崇君(公明)、片山虎之助君(維希)、山下芳生君(共産)

○平成31年3月14日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成31年度地方財政計画に関する件について石田総務大臣から概要説明を聴いた後、鈴木総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上4案について石田総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、佐藤副大臣、鈴木総務副大臣、中根内閣府副大臣、古賀総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山田修路君(自民)、こやり隆史君(自民)、又市征治君(立憲)、小林正夫君(民主)、若松謙維君(公明)、片山虎之助君(維希)、

山下芳生君（共産）

○平成31年3月19日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
- 以上4案について石田総務大臣、佐藤総務副大臣、伊佐財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（立憲）、江崎孝君（立憲）、小林正夫君（民主）、片山虎之助君（維希）、山下芳生君（共産）

○平成31年3月20日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会を除く））
- について石田総務大臣、佐藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

難波奨二君（立憲）、森本真治君（民主）、石川博崇君（公明）、片山虎之助君（維希）、山下芳生君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
- 以上4案について安倍内閣総理大臣、石田総務大臣、大口厚生労働副大臣及び政府参考人

に対し質疑を行い、質疑を終局した。

- ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

森屋宏君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、森本真治君（民主）、若松謙維君（公明）、片山虎之助君（維希）、山下芳生君（共産）

- ・質疑

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（立憲）、江崎孝君（立憲）、森本真治君（民主）、片山虎之助君（維希）、山下芳生君（共産）

○平成31年3月27日（水）（第7回）

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
- 以上4案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第4号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維希、共産

（閣法第5号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維希、共産

（閣法第6号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希

反対会派 共産

（閣法第7号）

賛成会派 自民、公明、維希

反対会派 立憲、民主、共産

なお、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議を行った。
- 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

案（閣法第8号）（衆議院送付）について石田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年3月28日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について石田総務大臣、高鳥農林水産副大臣、阿達国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

吉川沙織君（立憲）、小林正夫君（民主）、片山虎之助君（維希）、山下芳生君（共産）（閣法第8号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について石田総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長上田良一君から説明を聴き、同大臣、佐藤総務副大臣、國重総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会理事松原洋一君、同協会会長上田良一君、同協会専務理事木田幸紀君、同協会専務理事坂本忠宣君、同協会理事松坂千尋君、同協会理事黄木紀之君及び同協会理事鈴木郁子君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

二之湯智君（自民）、山下雄平君（自民）、大沼みずほ君（自民）、又市征治君（立憲）、吉川沙織君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、森本真治君（民主）、若松謙維君（公明）、片山虎之助君（維希）、山下芳生君（共産）（閣承認第1号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成31年4月25日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。

- 参考人の出席をを求めることを決定した。

- 日本放送協会の役員人事に関する件、総務省・統計委員会の統計問題への対応に関する件、行政評価に基づく勧告と各省の改善状況に関する件、今後の過疎対策の在り方に関する件、厚生労働省の統計問題に係る統計委員会への回答に関する件等について石田総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長上田良一君、同協会経営委員会委員長石原進君、同協会専務理事坂野裕爾君及び同協会専務理事木田幸紀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（立憲）、小林正夫君（民主）、片山虎之助君（維希）、山下芳生君（共産）

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

以上両案について石田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月9日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

以上両案について石田総務大臣、佐藤総務副大臣、國重総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、電波法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

松下新平君（自民）、吉川沙織君（立憲）、森本真治君（民主）、石川博崇君（公明）、片山虎之助君（維希）、山下芳生君（共産）（閣法第18号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産

（閣法第35号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○令和元年5月23日(木) (第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵便局と地方公共団体の連携強化に関する件、靖国懇談会の議事録に関する情報開示の在り方に関する件、統計委員会の追加点検結果及び再発防止策に関する件、成年後見制度の利用促進に関する件、地方公共団体の留保財源の在り方に関する件、婦人相談員の拡充と処遇改善に関する件等について石田総務大臣、佐藤総務副大臣、新谷厚生労働大臣政務官、政府参考人、国立国会図書館当局及び参考人日本郵政株式会社常務執行役根岸一行君に対し質疑を行った。

[質疑者]

柘植芳文君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、小林正夫君(民主)、片山虎之助君(維希)、吉良よし子君(共産)

- 放送法の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について石田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月28日(火) (第12回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 放送法の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について石田総務大臣、佐藤総務副大臣、國重総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長上田良一君、同協会専務理事荒木裕志君、同協会専務理事木田幸紀君、同協会経営委員会委員長石原進君、同協会専務理事板野裕爾君及び同協会理事松坂千尋君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

二之湯智君(自民)、難波奨二君(立憲)、杉尾秀哉君(立憲)、小林正夫君(民主)、石川博崇君(公明)、片山虎之助君(維希)、山下芳生君(共産)

(閣法第36号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月26日(水) (第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議—

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業を更に加速し、全国の消防・防災体制を充実・強化するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、公共施設等の老朽化対策等の今後増大していく行政需要に的確に対応し、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していくために、平成32年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が、予見可能性を持って安定的に確保されるよう、全力を尽くすこと。

- また、統計、児童福祉対策、林野、公共交通、防災・減災等に関する行政需要の増加に対応し、地方公共団体の人員の確保やその専門性の向上のために必要な国の予算の確保に万全を期すこと。
- 二、地方公共団体の基金については、それぞれの団体が、行政改革や経費削減等により財源を捻出し、公共施設等の老朽化対策、災害対策、社会保障関係経費の増大など将来の歳入減少や歳出増加への備えとして積立てを行っている状況を踏まえ、各団体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重すること。
 - 三、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。
 - 四、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、特別交付税については、算定方法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。
 - 五、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。
 - 六、個人住民税については、住民が公平感を持って納税できるよう、控除の在り方を含め不断の見直しを進めること。
 - 七、地域の実情に応じた行政サービスを地方公共団体が将来にわたり提供することができるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のために、抜本的な改革に向けた検討を進めること。
 - 八、ふるさと納税制度に関しては、今般の法改正を踏まえ、更なる適正化に向けた取組を進めること。総務大臣が同制度の対象として、地方公共団体の指定若しくは指定の取消しを行うに当たっては、寄附者や地方公共団体が混乱することのないよう明確な基準を策定した上で進めること。
 - 九、地方財政計画における地方創生関連の事業費や公共施設等の社会的インフラの老朽化対策・維持補修のための経費、社会保障関係の単独事業費の増に対応するための歳出については、今後とも安定的な財源を長期にわたり確保すること。また、その算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど地域の実情を十分踏まえること。
 - 十、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制に努め、地方財政の健全化を進めること。
 - 十一、地方債については、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、手続の簡素化等の運用面における見直しを含め、更なる検討を進めること。
 - 十二、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の更なる加速化を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、

近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、消防・防災体制の充実・強化及び被災地の復旧・復興のための十分な財源を確保すること。
右決議する。

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	横山	信一 (公明)	徳茂	雅之 (自民)	石井	苗子 (維希)
理事	福岡	資麿 (自民)	長谷川	岳 (自民)	山口	和之 (維希)
理事	元榮	太一郎 (自民)	丸山	和也 (自民)	山添	拓 (共産)
理事	有田	芳生 (立憲)	柳本	卓治 (自民)	糸数	慶子 (沖縄)
理事	伊藤	孝江 (公明)	山谷	えり子 (自民)	郡司	彰 (無)
	小野田	紀美 (自民)	櫻井	充 (民主)	伊達	忠一 (無)
	岡田	直樹 (自民)	小川	敏夫 (立憲)		(31. 2. 7 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願14種類186件のうち、2種類46件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案は、民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行おうとするものである。なお、衆議院において、法律の略称を「平成三十一年改正法」から「民事執行法等一部改正法」に改める修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、子の引渡しの強制執行の現場における配慮の在り方、財産開示手続の実効性及び適正の確保、暴力団員の買受け防止策の有効性、家庭裁判所の体制整備の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって

可決された。なお、附帯決議が付された。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案は、所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないものの登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部に登記すべき所有者の探索及び当該探索の結果に基づき登記並びに当該探索の結果表題部に登記すべき所有者の全部又は一部を特定することができなかったものについての裁判所が選任する管理者による管理等の措置を講じようとするものである。委員会においては、表題部所有者不明土地の所有者等の探索の在り方及び体制整備の必要性、特定不能土地等管理命令における適正な手続の確保、相続登記における負担を軽減する必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

戸籍法の一部を改正する法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、本籍地の市町村長以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号等

の発行の制度を設けるとともに、法務大臣が、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用して親子関係の存否、婚姻関係の形成等に関する情報その他の戸籍関係情報を作成し、これを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者からの照会に応じて提供することができるようにする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、戸籍制度の意義と必要性、戸籍の管理やその滅失に備えた体制整備の在り方、戸籍に係る情報漏えい等を防ぐための方策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

民法等の一部を改正する法律案は、特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げる措置を講ずるとともに、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手續に参加することができる制度の新設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、養子となる者の上限年齢を原則15歳未満まで引き上げる必要性、縁組後の養親子支援の在り方、特別養子制度のフォローアップに関する省庁間の連携の重要性、実態を踏まえた上で養子制度全体を見直す必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

その他 **司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

2月18日及び19日、法務及び司法行政等に関する実情調査のため、京都府への委員派遣を行った。

3月7日、山下法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、平成31年度法務省及び裁判所関係予算について平口法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取し、特定技能の在留資格に関して政省令事項を含む法制度の全体像に関する件について平口法務副大臣から報告を聴取した。また、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月12日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、再犯防止における民間ボランティアに対する法務省の支援、選挙運動に名を借りたヘイトスピーチに対する法務大臣の姿勢、社外取締役の必要性に関する法務大臣の見解、罪を犯した少年や家族にカウンセリングを行う専門家養成の必要性、養育費支払時期に「子が成年に達する」とある場合の解釈を明確に示す必要性、人権擁護機関における相談等を通じた児童虐待事案の早期発見のための取組、死因究明の重要性に関する法務大臣の認識等が取り上げられた。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成31年度法務省予算等の審査を行い、児童虐待対策としてスクールロイヤーを拡充する必要性、法務教官による人権侵犯事案に対する法務省の対応、少年の家庭内暴力が増えている原因についての法務大臣の見解、今年度予算における再犯防止対策関連経費の内訳、無期刑受刑者に対する仮釈放制度の在り方、窃盗癖等を有する受刑者に対する改善指導等の取組とその効果、刑事施設及び入管の収容施設における医師の不在時の救急搬送体

制、我が国の死刑制度と死刑執行の在り方、旧姓の通称使用の拡大と選択的夫婦別氏制度の導入に対する法務省の見解等が取り上げられた。

4月9日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、裁判所における当事者間での加害行為を未然に防ぐための方策、少年及び若年成年に対する矯正教育の有効性についての法務省の見解、高齢者の犯罪が増加している理由及びその原因を分析する必要性、児童虐待防止のため行政機関が積極的に家庭に介入する必要性、無戸籍者問題が解消されない理由についての法務大臣の見解、再審請求審を証拠開示制度の対象とする必要性等が取り上げられた。

4月16日、特定技能の在留資格に関して政省令事項を含む法制度の全体像に関する件について質疑を行い、外国人受入環境整備のための交付金等の申請状況と要件緩和の必要性、外国人からの相談に対応する地方自治体の先進的な取組を周知する必要性、出入国在留管理庁が在留外国人の支援を担う必要性、特定技能外国人の受入れ人数を都道府県別に設定する必要性、支援コストを要する特定技能外国人を受け入れるメリット、在留外国人が納税義務や社会保障制度の義務を履行する必要性、介護の技能実習生及び特定技能外国人の日本語能力向上支援の必要性等が取り上げられた。

4月23日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、少年法適用年齢の見直しに関する慎重な検討への法務大臣の見解、多文化共生社会に向けて調停委員に多様な人材を揃える必要性、報道機関による犯罪被害者の実名報道の必要性等に対する法務大臣の見解、戸籍関係手続の届書の記載例についての法務省の見解等が取

り上げられた。

5月14日、技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果に関する件について質疑を行い、失踪技能実習生に係る調査を拒否した実習実施機関への法務省の対応、社会状況を踏まえ技能実習2号移行対象職種を追加を検討する必要性、業界団体に対して特定技能の制度の周知を徹底する必要性、失踪事案や死亡事案が発生した実習実施機関への迅速な調査の必要性、出入国在留管理庁がブローカーの実態を把握する必要性、技能実習制度において口座振込等による報酬支払を義務付ける必要性、帰国した失踪技能実習生の相談に現地の日本大使館が応じる必要性、経済産業省所管業種の特定技能外国人が福島第一原発で就業する可能性等が取り上げられた。

5月21日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、裁判員候補者の辞退率及び裁判員の出席率を改善するための取組、独占禁止法で秘匿特権が整備されていないことによる具体的な不利益の有無、刑事施設の自弁品の価格決定の際に作業報奨金の額を考慮する必要性、外国人土地法に基づく外国人による土地取引の制限の可否、重大事件等における法人処罰の在り方についての法務大臣の見解、米軍関係者に対するいわゆる裁判権放棄密約についての法務大臣の認識等が取り上げられた。

5月30日、法曹養成の在り方等に関する件について質疑を行い、法曹有資格者の活動領域の拡大状況と今後の取組、法科大学院在学中の司法試験合格者の大学院修了に合わせて司法修習を開始することの弊害、法曹資格取得までに要する時間的負担についての政府の認識、法曹養成における法務省が担う役割についての

法務大臣の見解、法科大学院司法試験連携法改正案と法曹養成の基本的方針との整合性、学歴不足により我が国の法曹が

国際機関の要職に就けないことへの法務大臣の認識等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成31年1月24日(木) (第197回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新たな外国人材の受入れに関する件、多文化共生に向けた取組に関する件、国際仲裁の活性化に関する件、技能実習制度に関する件、検察官の保管する証拠の開示の在り方に関する件等について山下法務大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、伊藤孝江君(公明)、有田芳生君(立憲)、小川敏夫君(立憲)、櫻井充君(民主)、仁比聡平君(共産)、石井苗子君(維希)、山口和之君(維希)、伊波洋一君(沖縄)

○平成31年2月7日(木) (第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成31年3月7日(木) (第2回)

- 法務行政の基本方針に関する件について山下法務大臣から所信を聴いた。
- 平成31年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について平口法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。
- 特定技能の在留資格に関して政省令事項を含む法制度の全体像に関する件について平口法務副大臣から報告を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成31年3月12日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について山下法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、有田芳生君(立憲)、小川敏夫君(立憲)、櫻井充君(民主)、伊藤孝江君(公明)、石井苗子君(維希)、山口和之君(維希)、仁比聡平君(共産)、糸数慶子君(沖縄)

○平成31年3月20日(水) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付) 平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付) 平成三十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(裁判所所管及び法務省所管)について山下法務大臣、門山法務大臣政務官、白須賀内閣府大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、有田芳生君(立憲)、小川敏夫君(立憲)、櫻井充君(民主)、伊藤孝江君(公明)、石井苗子君(維希)、山口和之君(維希)、仁比聡平君(共産)、糸数慶子君(沖縄)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成31年4月9日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所の安全対策に関する件、選挙運動として行われるヘイトスピーチへの対応に関する件、高齢者の再犯防止に関する件、外国人材の受入れに関する件、児童虐待の防止に関する件、外国人技能実習機構による実地検査等に関する件、無戸籍者問題の解決に関する件等について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、有田芳生君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、石井苗子君（維希）、山口和之君（維希）、仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

- 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第46号）について山下法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月11日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第46号）について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、小川敏夫君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、石井苗子君（維希）、山口和之君（維希）、仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

（閣法第46号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、沖縄

反対会派 なし

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

○平成31年4月16日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定技能の在留資格に関して政省令事項を含む法制度の全体像に関する件について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長谷川岳君（自民）、有田芳生君（立憲）、小川敏夫君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、糸数慶子君（沖縄）、石井苗子君（維希）、山口和之君（維希）、仁比聡平君（共産）

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について山下法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月18日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

（閣法第19号）（衆議院送付）について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、小川敏夫君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、石井苗子君（維希）、山口和之君（維希）、仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

（閣法第19号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維希

反対会派 民主、共産、沖縄

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

○平成31年4月23日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑務所出所者等の就労支援に関する件、福島第一原子力発電所の廃炉作業への特定技能外国人の受入れに関する件、選挙運動として行われるヘイトスピーチへの対応に関する件、技能実習から特定技能への移行に関する件、調停委員の任命に関する件、犯罪被害者の実名報道に関する件、戸籍関係手続の届書の記載例に関する件等について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、有田芳生君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、山口和之君（維希）、仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について山下法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員階猛君から説明を聴いた。また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成31年4月25日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送

付)について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

[質疑者]

小野田紀美君(自民)、小川敏夫君(立憲)、櫻井充君(民主)、伊藤孝江君(公明)、石井苗子君(維希)、山口和之君(維希)、仁比聡平君(共産)、糸数慶子君(沖縄)

・参考人に対する質疑

[参考人]

東京大学大学院法学政治学研究科教授 松下淳一君

東北大学大学院法学研究科准教授 今津綾子君

元家庭裁判所調査官

特定非営利活動法人非行克服支援センター相談員 伊藤由紀夫君

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、小川敏夫君(立憲)、櫻井充君(民主)、伊藤孝江君(公明)、石井苗子君(維希)、仁比聡平君(共産)、糸数慶子君(沖縄)

○令和元年5月9日(木) (第11回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、小川敏夫君(立憲)、櫻井充君(民主)、伊藤孝江君(公明)、石井苗子君(維希)、山口和之君(維希)、仁比聡平君(共産)、糸数慶子君(沖縄)

(閣法第28号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、沖縄

反対会派 なし

欠席会派 無(郡司彰君、伊達忠一君)

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月14日(火) (第12回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果に関する件について山下法務大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

福岡資麿君(自民)、有田芳生君(立憲)、小川敏夫君(立憲)、櫻井充君(民主)、伊藤孝江君(公明)、石井苗子君(維希)、山口和之君(維希)、仁比聡平君(共産)、糸数慶子君(沖縄)

- 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について山下法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月16日(木) (第13回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、小川敏夫君(立憲)、櫻井充君(民主)、伊藤孝江君(公明)、石井苗子君(維希)、山口和之君(維希)、仁比聡平君(共産)、糸数慶子君(沖縄)

(閣法第30号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、沖縄

反対会派 なし

欠席会派 無(郡司彰君、伊達忠一君)

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月21日(火) (第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 裁判員制度の運用に関する件、選挙運動として行われるヘイトスピーチへの対応に関する件、独占禁止法改正案における弁護士・依頼者間秘匿特権に関する件、刑事施設における

自弁品の価格設定に関する件、外国人の土地取引の制限に関する件、法人処罰の在り方に関する件、福島第一原子力発電所の構内作業等への特定技能外国人の受入れに関する件、米軍関係者に対するいわゆる裁判権放棄密約に関する件等について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、有田芳生君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、石井苗子君（維希）、山口和之君（維希）、仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

○戸籍法の一部を改正する法律案(閣法第50号)
（衆議院送付）について山下法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月23日(木)（第15回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○戸籍法の一部を改正する法律案(閣法第50号)

（衆議院送付）について山下法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、有田芳生君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、石井苗子君（維希）、山口和之君（維希）、仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

（閣法第50号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産、沖縄

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

○令和元年5月30日(木)（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○法曹養成の在り方等に関する件について山下法務大臣、浮島文部科学副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、小川敏夫君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、山添拓君（共産）、石井苗子君（維希）、山口和之君（維希）、糸数慶子君（沖縄）

○民法等の一部を改正する法律案(閣法第51号)
（衆議院送付）について山下法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和元年6月4日(火)（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○民法等の一部を改正する法律案(閣法第51号)
（衆議院送付）について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、小川敏夫君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、石井苗子君（維希）、山口和之君（維希）、仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

早稲田大学法学学術院教授 棚村政行君
日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授 林浩康君

児童養護施設子供の家施設長 早川悟司君

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、有田芳生君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、石井苗子君（維希）、仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

○令和元年6月6日(木)（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○民法等の一部を改正する法律案(閣法第51号)
（衆議院送付）について山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、小川敏夫君（立憲）、櫻井充君（民主）、伊藤孝江君（公明）、石井苗子君（維希）、山口和之君（維希）、仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

（閣法第51号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、共産、

沖縄

反対会派 維希

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

○令和元年6月26日(水) (第19回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1656号外45件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第16号外139件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○平成31年2月18日(月)、19日(火)

- 法務及び司法行政等に関する実情調査

〔派遣地〕

京都府

〔派遣委員〕

横山信一君（公明）、福岡資麿君（自民）、
元榮太一郎君（自民）、有田芳生君（立憲）、
伊藤孝江君（公明）、徳茂雅之君（自民）、
山谷えり子君（自民）、石井苗子君（維希）、
仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	渡邊 美樹 (自民)	佐藤 正久 (自民)	白 眞勲 (立憲)
理事	宇都 隆史 (自民)	武見 敬三 (自民)	福山 哲郎 (立憲)
理事	中西 哲 (自民)	中曽根 弘文 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	三宅 伸吾 (自民)	堀井 巖 (自民)	浅田 均 (維希)
理事	大野 元裕 (民主)	山田 宏 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	高瀬 弘美 (公明)	山本 一太 (自民)	アントニオ猪木 (無ク)
	猪口 邦子 (自民)	小西 洋之 (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
			(31.2.7 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において本委員会に付託された案件は、条約10件及び内閣提出法律案3件の合計13件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願16種類175件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

特定防衛調達 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限の上限を10箇年度とする特別措置法が本年3月31日に有効期限を迎えることから、防衛力の計画的な整備を引き続き実施していくため、法律の有効期限を5年間延長すること等を定めるものである。委員会においては、現行法制定の経緯と長期契約の実績及び効果、長期契約による縮減効果の計算方法、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為と国会の予算審議権との関係、FMS調達による装備品を長期契約の対象とする際の要件、FMSを含む海外調達において為替変動リスクに対処する必要性、

長期契約による財政硬直化が法律の有効期限延長で強まる懸念等について質疑が行われた。質疑を終局した後、国民民主党・新緑風会から、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限の上限を7箇年度に改めることを内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本特別措置法の適用による長期契約により縮減される経費の推定額を含めた適正な調達価格算定能力の向上のため、信頼性及び客観性を持った金額を主体的に算定できるよう、体制や制度の構築に向けた取組を行うこと等の4項目から成る附帯決議を行った。

防衛協力の推進 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定及び日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定は、いずれも自衛隊と両国の軍隊との間における、それぞれの国の法令により認めら

れる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定めるものである。委員会においては、両協定を締結する意義及び必要性、存立危機事態等が適用対象として明記されていない理由、両国との交渉における弾薬提供の扱い、両協定の実施と国内法との関係等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

防衛省設置法等の改正 防衛省設置法等の一部を改正する法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編、カナダ及びフランスとの各物品役務相互提供協定の実施に係る規定の整備等の措置を講ずるものである。委員会においては、自衛隊のサイバー及び電磁波領域における能力・体制の強化、自衛官及び医官の充足率向上に対する取組、警戒航空団の新編に当たり、早期警戒機に共同交戦能力を搭載する必要性、フランス及びカナダとの防衛協力が我が国の安全保障にもたらす効果等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

船舶からの燃料油流出による汚染損害及び難破物除去への対応 二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約は、船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害についての船舶所有者の責任及び強制保険、締約国の裁判所が下す判決の承認等について定めるものである。二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約は、危険をもたらす難破物の除去のための措置、難破物の除去に係る費用についての船舶の登録所有者の責任及び強制保険等について定めるものである。委員会においては、両条約の意義及び特徴、船舶所有者等の責任と賠償又は関係費用の支払の確保、北朝鮮からの漂着船に対するナイ

ロビ条約の適用可能性等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

中央北極海における無規制公海漁業の防止 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的として、この水域における漁獲に対する予防的な保存管理措置の適用等について定めるものである。委員会においては、本協定成立の背景と協定を締結する利点、海洋環境の変化が北極海の生態系に与える影響、本協定に基づく共同計画策定への我が国の貢献等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

投資及び租税における二国間協力 投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定は、投資の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約は、現行の租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免、税務当局間の徴収共助の手続の整備等を定めるものである。所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロ

ンビア共和国との間の条約及び所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約は、いずれも二重課税の除去を目的とした課税権の調整を行うとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものである。委員会においては、5条約締結の背景と意義、ODA事業及び電子化されたビジネスをめぐる国際課税問題等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

外交実施体制の整備 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在スワジランド日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名を改めるとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の支給額を改定することについて規定するものである。委員会においては、本法律に基づく国名変更の在り方、在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の支給額の算定根拠等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月26日及び27日、我が国の外交、防衛等に関する実情調査のため、兵庫県、大阪府及び愛知県への委員派遣を行い、陸上自衛隊中部方面総監部、外務省G20サミット事務局、川崎重工業神戸工場、三菱重工業小牧南工場、国土交通省名古屋港湾事務所、海上保安庁第四管区海上保安本部、飛島コンテナ埠頭株式会社、国際協力機構（JICA）中部等からの説明聴取、関連施設の視察、意見交換等

を行った。

3月7日、外交の基本方針について河野外務大臣から、国の防衛の基本方針について岩屋防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。

3月12日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成31年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

4月16日、日中関係、航空自衛隊F35A戦闘機の墜落、防衛産業、米国によるイスラエルのゴラン高原における主権承認、ODAに関する有識者懇談会による提言、在沖縄海兵隊の抑止力等について質疑を行った。

5月9日、北方領土問題、防衛装備品の研究開発、日朝関係、WTO紛争解決「韓国による日本産水産物等の輸入規制」上級委員会報告書、在日米軍基地設置の法的根拠、インドネシアにおけるODA事業、在沖縄海兵隊のグアム移転等について質疑を行った。

6月13日、平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について岩屋防衛大臣から報告を聴取した後、参考人の意見聴取を行い、各参考人に対し質疑を行った。

6月18日、平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画及びG20大阪サミット等に向けた我が国の外交方針について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年2月7日(木) (第1回)

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成31年3月7日(木) (第2回)

- 外交の基本方針に関する件について河野外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について岩屋防衛大臣から所信を聴いた。

○平成31年3月12日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について河野外務大臣、岩屋防衛大臣、古賀総務大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

武見敬三君(自民)、小西洋之君(立憲)、大野元裕君(民主)、高瀬弘美君(公明)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)、浅田均君(維希)

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成31年3月19日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について岩屋防衛大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

堀井巖君(自民)、白眞勲君(立憲)、大野元裕君(民主)、高瀬弘美君(公明)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維希)、伊波洋一君(沖縄)

○平成31年3月22日(金) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成三十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)について岩屋防衛大臣及び佐藤外務副大臣から説明を聴いた後、同大臣、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君(立憲)、アントニオ猪木君(民主)、浅田均君(維希)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成31年3月27日(水) (第6回)

- 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第13号)

賛成会派 自民、公明、維希
反対会派 立憲、民主、共産、沖縄

なお、附帯決議を行った。

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年3月28日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について河野外務大臣、岩屋防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

白眞勲君(立憲)、大野元裕君(民主)、高瀬弘美君(公明)、浅田均君(維希)、井上

哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣法第20号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産、沖縄

反対会派 なし

○平成31年4月16日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日中関係に関する件、航空自衛隊F35A戦闘機の墜落に関する件、防衛産業に関する件、米国によるイスラエルのゴラン高原における主権承認に関する件、ODAに関する有識者懇談会による提言に関する件、在沖縄海兵隊の抑止力に関する件等について河野外務大臣、岩屋防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西哲君（自民）、白眞勲君（立憲）、大野元裕君（民主）、高瀬弘美君（公明）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について岩屋防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月18日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について岩屋防衛大臣、河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

白眞勲君（立憲）、大野元裕君（民主）、高瀬弘美君（公明）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○平成31年4月23日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第14号）

賛成会派 自民、公明、維希

反対会派 立憲、民主、共産、沖縄

- 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における

物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月25日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣、岩屋防衛大臣、辻外務大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、白眞勲君（立憲）、大野元裕君（民主）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、公明、維希

反対会派 立憲、民主、共産、沖縄

（閣条第2号）

賛成会派 自民、公明、維希

反対会派 立憲、民主、共産、沖縄

○令和元年5月9日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 北方領土問題に関する件、防衛装備品の研究

開発に関する件、日朝関係に関する件、WTO紛争解決「韓国による日本産水産物等の輸入規制」上級委員会報告書に関する件、在日米軍基地設置の法的根拠に関する件、インドネシアにおけるODA事業に関する件、在沖縄海兵隊のグアム移転に関する件等について河野外務大臣、岩屋防衛大臣、野上内閣官房副長官、横畠内閣法制局長官、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事田中寧君及び同機構理事本清耕造君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西哲君（自民）、小西洋之君（立憲）、アントニオ猪木君（民主）、高瀬弘美君（公明）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

- 二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）
- 二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月14日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）
- 二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣、岩屋防衛大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、小西洋之君（立憲）、大野元裕君（民主）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第4号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、沖縄

反対会派 なし

（閣条第5号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、沖縄

反対会派 なし

- 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）
- について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月16日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）
- について岩屋防衛大臣、河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、アントニオ猪木君（民主）、高瀬弘美君（公明）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第3号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、沖縄

反対会派 なし

○令和元年5月21日（火）（第15回）

- 投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上5件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月28日（火）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
 - 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上5件について河野外務大臣、岩屋防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

中西哲君（自民）、白眞勲君（立憲）、大野元裕君（民主）、高瀬弘美君（公明）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第6号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
沖縄

反対会派 共産

（閣条第7号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
沖縄

反対会派 共産

（閣条第8号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
沖縄

反対会派 共産

（閣条第9号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
沖縄

反対会派 共産

（閣条第10号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
沖縄

反対会派 共産

○令和元年6月13日（木）（第17回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する件について岩屋防衛大臣から報告を聴いた後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

ANAホールディングス株式会社常勤顧問
元統合幕僚長 岩崎茂君
拓殖大学国際学部教授・海外事情研究所副
所長 佐藤丙午君
国際地政学研究所理事長
元内閣官房副長官補 柳澤協二君

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、小西洋之君（立憲）、
アントニオ猪木君（民主）、高瀬弘美君（公
明）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、

伊波洋一君（沖縄）

○令和元年6月18日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する件及びG20大阪サミット等に向けた我が国の外交方針に関する件について岩屋防衛大臣、河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、白眞勲君（立憲）、小西洋之君（立憲）、大野元裕君（民主）、高瀬弘美君（公明）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和元年6月26日（水）（第19回）

- 請願第23号外174件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○平成31年2月26日（火）、27日（水）

- 我が国の外交、防衛等に関する実情調査

〔派遣地〕

兵庫県、大阪府、愛知県

〔派遣委員〕

渡邊美樹君（自民）、宇都隆史君（自民）、中西哲君（自民）、三宅伸吾君（自民）、大野元裕君（民主）、高瀬弘美君（公明）、小西洋之君（立憲）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	中西 健治 (自民)	林 芳正 (自民)	古賀 之士 (民主)
理事	長峯 誠 (自民)	藤末 健三 (自民)	熊野 正士 (公明)
理事	羽生田 俊 (自民)	古川 俊治 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	三木 亨 (自民)	松川 るい (自民)	中山 恭子 (維希)
理事	風間 直樹 (立憲)	宮沢 洋一 (自民)	小池 晃 (共産)
理事	藤巻 健史 (維希)	山本 順三 (自民)	大門 実紀史 (共産)
	小川 克巳 (自民)	渡辺美知太郎 (自民)	渡辺 喜美 (無)
	大家 敏志 (自民)	長浜 博行 (立憲)	
	西田 昌司 (自民)	大塚 耕平 (民主)	(31.3.7 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願23種類359件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

所得税法等の一部を改正する法律案は、消費税率の引上げに伴う対応、デフレ脱却と経済再生の実現、国際的な租税回避への効果的な対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行おうとするものである。

委員会においては、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、消費税率引上げに伴う需要平準化策の効果、事業承継を円滑に進めるための税制の在り方、金融所得への課税を強化することの是非、研究開発税制を見直す必要性、電子申告の利用率を向上させるための政府の取組等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部

を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、暫定税率の期間設定の妥当性、関税率等の見直しの在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際復興開発銀行の増資に伴い、日本が同銀行に対して追加出資を行い得るよう、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国際復興開発銀行への出資の意義、国際復興開発銀行の改革の課題等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案は、預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を活用するため、金融機能早期健全化業務の終了の日前にお

ける国庫納付について定めるとともに、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れをすることができることにするものである。

委員会においては、平成金融危機への対応策の効果と教訓、剰余金の算定根拠とその妥当性、剰余金を金融再生勘定へ繰入れ可能とする理由等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案は、近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者保護等を図るため、暗号資産交換業及び暗号資産を用いた新たな取引に関する制度の整備、金融機関の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等を追加すること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、暗号資産を用いた取引に対する規制の在り方、暗号資産に関する問題事案の発生防止策、金融機関による顧客情報の提供業務の課題等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月7日、財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴取した。

3月12日、前記所信聴取に対し、我が国が議長国となるG20に向けた財務大臣の決意、イノベーション推進のため政府が基金を設置して大学及び研究機関等を支援する必要性、足下の景気判断に関す

る財務大臣の認識、軽減税率の低所得者対策としての政策効果、我が国における国際文化交流のための大規模な祭典の実施に向けた政府の取組状況、物価上昇率2%目標が達成できない理由及び正常化に向けた市場との対話の必要性、1990年代以降の我が国経済が低成長となった理由等について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の予算の審査を行い、人口構成の変化に伴う社会保障費の増大への対応策、消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策の在り方、業務量の増加を踏まえた国税庁や税関等の人員充足の必要性、租税の徴収額不足の解消に向けた財務省の取組、金融所得課税の強化に対する財務大臣の見解、損害保険の代理店委託契約の実態、皇位継承に伴う相続税課税の在り方等について質疑を行った。

5月9日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成29年12月8日提出）について、黒田日本銀行総裁から説明を聴取した後、国債発行が民間部門の資産形成を通じて生む経済効果に対する日銀総裁の見解、円の信認を形成する要素に対する日銀の見解、米国の金融政策の調整が日銀の金融政策に与える影響、資産価格のプレミアムへの働きかけが意味する内容、マネタリーベース対GDP比の上限に係る日銀総裁の過去の答弁との整合性、人口減少・少子高齢化が進む地方における金融機関の経営課題、日銀による国債の大量購入が財政規律等に及ぼす影響、MMT（現代貨幣理論）に対する日銀総裁の認識、イールドカーブ・コントロールが金融引締め効果を生じさせた可能性

等について質疑を行った。

5月14日、消費税率引上げを判断する際の経済状況に係る財務大臣の見解、我が国の金融機関が保有するローン担保証券の現状に関する金融庁の認識、企業による従業員の食事補助制度に対する税制措置を拡充する必要性、金融庁における認知症施策の取組状況、暗号資産の取引実態に合わせて税制を見直す必要性、消費税率引上げに伴う価格設定の柔軟化による中小事業者への影響、消費税率引上げにより物価安定目標の達成が妨げられる可能性等について質疑を行った。

5月23日、景気の現状を踏まえて財政出動を行う必要性、日銀の金融政策が地域銀行の財務に及ぼす影響、信用保証協会の役員選定プロセスに対する国の監督の在り方、イノベーションをもたらす研究開発事業に対する予算増額の必要性、出口戦略に際しての日銀の財務健全性確保に関する見通し、日銀の国債補完供給制度を利用した国債の空売りに対する規制強化の必要性、所有者不明不動産問題

の解決策としてのブロックチェーン技術の応用等について質疑を行った。

6月18日、金融審議会市場ワーキング・グループ報告書等に関する件について、政府参考人から説明を聴取した後、市場ワーキング・グループにおける議論を更に深化させる必要性、公的年金の重要性について若年層への普及啓発策、世界経済の下方リスク等を踏まえた金融緩和策の必要性、老後資金の不足額の各種試算についての金融担当大臣の見解、公的年金における財政検証の公表時期の見通し、老後の資産形成に係る税制の在り方、金融リテラシー向上のための教育を推進する必要性、日銀の金融緩和政策による年金積立金の運用への影響、日銀が出口戦略のシミュレーションを早期に示す必要性、市場ワーキング・グループ報告書の記述を不適切と判断した理由、年金が100年安心との考え方が年金制度への国民の不安を招来する可能性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年3月7日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴いた。

○平成31年3月12日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣、滝波経済産業大臣政務官、白須賀文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁雨宮正佳君に対し質疑を行った。

[質疑者]

松川るい君(自民)、風間直樹君(立憲)、大塚耕平君(民主)、杉久武君(公明)、中山恭子君(維希)、大門実紀史君(共産)、渡辺喜美君(無)

- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年3月14日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について麻生国務大臣、鈴木財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、杉久武君（公明）、長浜博行君（立憲）、古賀之士君（民主）、藤巻健史君（維希）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（無）

○平成31年3月19日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について麻生国務大臣、田中内閣府副大臣、佐藤外務副大臣、鈴木財務副大臣、鈴木防衛大臣政務官、田中国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁田中一穂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、風間直樹君（立憲）、古賀之士君（民主）、中山恭子君（維希）、竹谷とし子君（公明）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（無）

○平成31年3月20日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行）について麻生国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、鈴木財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁若田部昌澄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古川俊治君（自民）、長浜博行君（立憲）、大塚耕平君（民主）、杉久武君（公明）、藤巻健史君（維希）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について安倍内閣総理

大臣、麻生国務大臣、鈴木財務副大臣、辻外務大臣政務官、鈴木防衛大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

・質疑

〔質疑者〕

風間直樹君（立憲）、古賀之士君（民主）、藤巻健史君（維希）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（無）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

風間直樹君（立憲）、大塚耕平君（民主）、藤巻健史君（維希）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（無）

○平成31年3月27日（水）（第6回）

- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第3号）

賛成会派 自民、公明、無（渡辺喜美君）

反対会派 立憲、民主、維希、共産

なお、附帯決議を行った。

- 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年3月28日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について麻生財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

風間直樹君（立憲）、古賀之士君（民主）、藤巻健史君（維希）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（無）

（閣法第9号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、無（渡辺喜美君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について麻生財務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事内田眞一君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

長浜博行君（立憲）、大塚耕平君（民主）、中山恭子君（維希）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（無）

（閣法第10号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、無（渡辺喜美君）

反対会派 なし

○令和元年5月9日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、鈴木財務副大臣、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行理事前田栄治君、同銀行理事衛藤公洋君、同銀行理事吉岡伸泰君及び同銀行理事池田唯一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、風間直樹君（立憲）、大塚耕平君（民主）、熊野正士君（公明）、藤巻健史君（維希）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（無）

○令和元年5月14日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費税率引上げの判断に関する件、金融機関のローン担保証券保有に関する件、企業の食事補助制度に対する税制措置に関する件、金融分野における認知症施策推進に関する件、暗号資産に係る課税関係に関する件、消費税率引上げに伴う価格設定に関する件、消費税

率引上げの金融政策に与える影響に関する件等について麻生国务大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事前田栄治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

愛知治郎君（自民）、風間直樹君（立憲）、古賀之士君（民主）、熊野正士君（公明）、藤巻健史君（維希）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（無）

- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について麻生内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月16日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について麻生国务大臣、鈴木財務副大臣、うへの財務副大臣、伊佐財務大臣政務官、宮島財務大臣政務官、濱村農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁若田部昌澄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、風間直樹君（立憲）、大塚耕平君（民主）、熊野正士君（公明）、藤巻健史君（維希）、渡辺喜美君（無）、大門実紀史君（共産）

（閣法第16号）

賛成会派 自民、立憲、公明、無（渡辺喜美君）

反対会派 民主、維希、共産

○令和元年5月23日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 景気の現状認識と財政出動の必要性に関する件、金融緩和と政策の金融機関経営に与える影響に関する件、信用保証協会の業務運営に関する件、医工連携事業化推進事業に関する件、

日本銀行の財務の健全性に関する件、国債補充供給制度の要件緩和に関する件、所有者不明不動産問題に関する件等について麻生国務大臣、鈴木財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行副総裁雨宮正佳君、同銀行副総裁若田部昌澄君及び同銀行理事前田栄治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、藤田幸久君（立憲）、古賀之士君（民主）、熊野正士君（公明）、藤巻健史君（維希）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（無）

- 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について麻生内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和元年5月30日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について麻生国務大臣、鈴木財務副大臣、田中内閣府副大臣、長尾内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁雨宮正佳君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、風間直樹君（立憲）、大塚耕平君（民主）、熊野正士君（公明）、藤巻健史君（維希）、大門実紀史君（共産）

（閣法第49号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、無（渡辺喜美君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月18日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融審議会市場ワーキング・グループ報告書等に関する件について政府参考人から説明を

聞いた後、麻生国務大臣、上野厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、熊野正士君（公明）、渡辺喜美君（無）、蓮舫君（立憲）、古賀之士君（民主）、藤巻健史君（維希）、小池晃君（共産）

○令和元年6月26日（水）（第14回）

- 請願第18号外358件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	上野 通子 (自民)	今井 絵理子 (自民)	山本 太郎 (民主)
理事	石井 浩郎 (自民)	衛藤 晟一 (自民)	蓮 舫 (立憲)
理事	江島 潔 (自民)	小野田 紀美 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	神本 美恵子 (立憲)	こやり 隆史 (自民)	浜田 昌良 (公明)
理事	吉良 よし子 (共産)	水落 敏栄 (自民)	高木 かおり (維希)
	青山 繁晴 (自民)	伊藤 孝恵 (民主)	松沢 成文 (維希)
	赤池 誠章 (自民)	大島 九州男 (民主)	(31. 2. 7 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、衆議院提出2件(うち文部科学委員長1件)の合計5件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願15種類243件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

大学等における修学の支援に関する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、支援対象となる学生等や大学等に係る要件の在り方、新しい支援措置が既存の授業料減免に与える影響、中間所得層への支援拡充の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、国民民主党・新緑風会より、消費税率引上げの実施の有無にかかわらず本法律案に基づく支援措置を実施するための施行期日の修正等を含む修正案が、日本共産党より、消費税増税分による財源の確保に係る規定を削除すること等を含む修正案が、それぞれ提出された。討論の後、順次採決の結果、両修正案はいずれも否決され、

本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

学校教育法等の一部を改正する法律案は、委員会において、認証評価制度の改善に向けた方策、国立大学の一法人複数大学制度を導入する意義、学校法人における自律的なガバナンス改革に資する仕組みの在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、法科大学院と法学部等との連携の在り方、法改正に係る検討の経緯、司法試験予備試験の在り方を見直す必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

学校教育の情報化の推進に関する法律案は、委員会において、学校教育の情報化に当たっての課題等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

日本語教育の推進に関する法律案は、委員会において、夜間中学における日本

語教育の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔法律案の提出〕

6月18日、**視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

〔国政調査等〕

2月18日から19日までの2日間、地方における教育、文化、学術及び科学技術等に関する実情調査のため、栃木県及び茨城県に委員を派遣して現地調査を行った。

3月12日、文教科学行政の基本施策について柴山文部科学大臣から所信を、平成31年度文部科学省関係予算について永岡文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

また、同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月19日、文教科学行政の基本施策に関し、高等教育無償化の在り方及び専門学校参加校拡大に向けた取組、朝鮮学校をいわゆる高校無償化の対象外とした経緯及びその妥当性、外国人留学生の受入れをめぐる諸問題、公益財団法人日本漢字能力検定協会の監督の在り方、学校における性教育の在り方、日本版GPS衛星「みちびき」の導入の効果及び課題、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の不正招致疑惑への対応、学校統廃

合等による大規模校における問題等について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成31年度文部科学省予算等の審査を行い、道徳教育の推進によって得られる成果及び効果、著作権法改正案の今国会提出が見送りとなった経緯と今後の対応方針、数値目標を持って子供の貧困対策を推進する必要性、東日本大震災の被災地における児童生徒の心のケアの重要性、科学技術に関する補助事業の選考における「目利き」の在り方、児童生徒のテストの結果を教員の人事評価・給与等に反映させることの妥当性等について質疑を行った。

5月21日、海外在住の日本国籍保持者に対する日本語教育への支援の必要性、文部科学省における在京当番の運用ルールの妥当性、朝鮮学校がいわゆる高校無償化の対象外とされていることの適切性、外国人技能実習生に対して労働組合を選択する自由を保障する重要性、生活保護受給世帯の子供が大学等進学に伴い世帯分離をする根拠、東京オリンピック・パラリンピック会場の建設現場における労働環境の実態、受動喫煙対策を東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとする必要性、文化の成長戦略として江戸城天守閣を復元し城址公園を整備する必要性、重複障害の子供に係る教員配置の在り方等について質疑を行った。

5月28日、文部科学省における在京当番の運用ルール等に関する件を議題とし、文部科学大臣政務官乗車車両の事故発生日における事実関係、同大臣政務官乗車車両事故に係る警察の対応状況、同大臣政務官が事故の認識後速やかに文部科学省に報告を行わなかった理由、道路交通法上の緊急措置義務に対する同大臣政務

官の認識、文部科学省における在京当番の運用ルールや公文書管理の在り方を見直す必要性、在京当番の運用状況に係る事後検証を可能とする必要性等について質疑を行った。

6月18日、視覚障害者等の読書環境の

整備の推進に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者神本美恵子君から説明を聴取し、障害者の読書環境の整備に向けた方策等について質疑を行った後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

(2) 委員会経過

○平成31年2月7日(木) (第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成31年3月12日(火) (第2回)

- 文教科学行政の基本施策に関する件について柴山文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成31年度文部科学省関係予算に関する件について永岡文部科学副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成31年3月19日(火) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について柴山文部科学大臣、永岡文部科学副大臣、門山法務大臣政務官、鈴木外務大臣政務官、舞立内閣府大臣政務官、中村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤池誠章君(自民)、神本美恵子君(立憲)、石橋通宏君(立憲)、大島九州男君(民主)、山本太郎君(民主)、新妻秀規君(公明)、松沢成文君(維希)、吉良よし子君(共産)

○平成31年3月20日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成三十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(文部科学省所管)について柴山文部科学大臣、安藤内閣府大臣政務官、白須賀大臣政務

官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石井浩郎君(自民)、真山勇一君(立憲)、伊藤孝恵君(民主)、新妻秀規君(公明)、高木かおり君(維希)、辰巳孝太郎君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成31年4月23日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大学等における修学の支援に関する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について柴山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤池誠章君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、伊藤孝恵君(民主)、高木かおり君(維希)、吉良よし子君(共産)、新妻秀規君(公明)
また、同法律案について参考人の出席を求め

○平成31年4月25日(木) (第6回)

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 大学等における修学の支援に関する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

関西学院大学学長 村田治君
中京大学国際教養学部教授 大内裕和君

奨学金問題対策全国会議事務局長
弁護士 岩重佳治君
〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、
山本太郎君（民主）、新妻秀規君（公明）、
高木かおり君（維希）、吉良よし子君（共
産）

○平成31年4月25日（木）

内閣委員会、文教科学委員会、厚生労働委員
会連合審査会（第1回）
（内閣委員会を参照）

○令和元年5月9日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大学等における修学の支援に関する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について柴山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

神本美恵子君（立憲）、大島九州男君（民
主）、新妻秀規君（公明）、高木かおり君（維
希）、吉良よし子君（共産）

（閣法第21号）

賛成会派 自民、民主、公明、維希
反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月14日（火）（第8回）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について柴山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月16日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について柴山文部科学大臣、白須賀文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

今井絵理子君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、
新妻秀規君（公明）、高木かおり君（維希）、
櫻井充君（民主）、吉良よし子君（共産）

（閣法第22号）

賛成会派 自民、民主、公明、維希
反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月21日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海外における日本語教育に関する件、文部科学省における「在京当番」の運用ルールに関する件、朝鮮学校に対する高等学校等就学支援金制度の適用に関する件、外国人技能実習生に係る労働組合選択の自由に関する件、生活保護受給世帯の子供の大学等進学に伴う世帯分離に関する件、東京オリンピック・パラリンピック会場建設現場の労働環境に関する件、東京オリンピック・パラリンピック等に係る受動喫煙対策に関する件、江戸城天守閣の復元構想に関する件、重複障害の子供に係る教員配置の在り方に関する件等について柴山文部科学大臣、鈴木国務大臣、平口法務副大臣、大口厚生労働副大臣、高鳥農林水産副大臣、白須賀文部科学大臣政務官、中村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、
神本美恵子君（立憲）、山本太郎君（民主）、
新妻秀規君（公明）、松沢成文君（維希）、
山下芳生君（共産）

- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について柴山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和元年5月23日（木）（第11回）

- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について柴山文部科学大臣、平口法務副大臣、白須賀文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

江島潔君（自民）、小川敏夫君（立憲）、大島九州男君（民主）、新妻秀規君（公明）、松沢成文君（維希）、山添拓君（共産）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

京都大学大学院法学研究科教授 土井真一君

法科大学院を中核とする法曹養成制度の発展を目指す研究者・弁護士の会発起人
弁護士 内山宙君

法律事務所フロンティア・ロー代表弁護士

ロースクールと法曹の未来を創る会事務局長 宮島渉君

〔質疑者〕

江島潔君（自民）、小川敏夫君（立憲）、大島九州男君（民主）、新妻秀規君（公明）、松沢成文君（維希）、山添拓君（共産）

○令和元年5月28日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文部科学省における在京当番の運用ルール等に関する件について柴山文部科学大臣、白須賀文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川敏夫君（立憲）、伊藤孝恵君（民主）、高木かおり君（維希）、吉良よし子君（共産）

○令和元年6月18日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について柴山文部科学大臣、平口法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小川敏夫君（立憲）、山本太郎君（民主）、新妻秀規君（公明）、松沢成文君（維希）、山添拓君（共産）

（閣法第45号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維希、共産

- 理事の補欠選任を行った。

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案の草案について提案者神本美恵子君から説明を聴き、同大野泰正君、同神本美恵子君及び柴山文部科学大臣に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

〔質疑者〕

吉良よし子君（共産）

○令和元年6月20日（木）（第14回）

- 学校教育の情報化の推進に関する法律案（第197回国会衆第13号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員盛山正仁君から趣旨説明を聴き、同高井崇志君、同城井崇君及び柴山文部科学大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

吉良よし子君（共産）

（第197回国会衆第13号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

- 日本語教育の推進に関する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院文部科学委員長代理中川正春君から趣旨説明を聴き、同馳浩君及び柴山文部科学大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

吉良よし子君（共産）

（衆第10号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

○令和元年6月26日（水）（第15回）

- 請願第1号外242件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○平成31年2月18日(月)、19日(火)

- 地方における教育、文化、学術及び科学技術等に関する実情を調査し、もって今国会提出予定の学校教育法等の一部を改正する法律案の審査に資するため

[派遣地]

栃木県、茨城県

[派遣委員]

上野通子君(自民)、石井浩郎君(自民)、
江島潔君(自民)、神本美恵子君(立憲)、
吉良よし子君(共産)、赤池誠章君(自民)、
今井絵理子君(自民)、大野泰正君(自民)、
大島九州男君(民主)、山本太郎君(民主)、
新妻秀規君(公明)、高木かおり君(維希)、
松沢成文君(維希)

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	石田 昌宏 (自民)	木村 義雄 (自民)	足立 信也 (民主)
理事	自見 はなこ (自民)	高階 恵美子 (自民)	磯崎 哲史 (民主)
理事	島村 大 (自民)	鶴保 庸介 (自民)	河野 義博 (公明)
理事	そのだ 修光 (自民)	馬場 成志 (自民)	宮崎 勝 (公明)
理事	川合 孝典 (民主)	藤井 基之 (自民)	東 徹 (維希)
理事	山本 香苗 (公明)	宮島 喜文 (自民)	倉林 明子 (共産)
	青木 一彦 (自民)	石橋 通宏 (立憲)	薬師寺みちよ (無ク)
	石井 みどり (自民)	川田 龍平 (立憲)	
	小川 克巳 (自民)	福島 みずほ (立憲)	(31. 3. 12 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件及び衆議院提出1件(厚生労働委員長1件)の合計5件であり、いずれも可決した。このほか、本委員会から法律案2件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願50種類1,076件のうち、4種類226件を採択した。

〔法律案の審査〕

旧優生保護法 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(衆第1号)は、昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに鑑み、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を

定めようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

医療保険 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、オンライン資格確認及び医療・介護のデータベースの連結解析等の仕組みを導入し、医療情報化支援基金を創設するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金における従たる事務所の廃止等の措置を講じようとするものである。委員会においては、オンライン資格確認の導入によるメリット、一体的実施における市町村への支援の在り方、支払基金の組織見直しの趣旨、被扶養者要件の見直しの必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決

議が付された。

女性活躍 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第38号）は、女性を始めとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、行動計画の策定等が義務付けられる事業主の範囲を拡大するほか、いわゆるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する国、事業主及び労働者の責務を定めるとともに、事業主に対してパワーハラスメント防止のための相談体制の整備その他の雇用管理上の措置を義務付ける等の措置を講じようとするものである。委員会においては、女性活躍推進法の施行状況、えるぼし認定制度の在り方、ハラスメント対策の実効性の確保、ハラスメント禁止規定の必要性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

障害者雇用 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）は、障害者の雇用を一層促進するため、短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者を雇用する事業主への支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じようとするものである。委員会においては、障害者活躍推進計画の作成等に障害当事者が参画する必要性、障害者雇用納付金制度の在り方、国等の障害者雇用が民間企業に及ぼす影響、中小企業における障害者の雇用促進及び就労定着支援策等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付さ

れた。

児童虐待防止 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）は、児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師、保健師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき関係機関の明確化等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、児童虐待を受けた児童が移転した場合の児童相談所長による情報の提供、児童虐待を行った保護者に対する医学的又は心理学的知見に基づく指導等に係る規定の新設等の修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、児童相談所及び市町村の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携方策、児童虐待防止のための保護者への支援等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行い、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

5月30日、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、自殺対策の一層の充実を図るため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、当該調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めようとするものである。

また、同日、**死因究明等推進基本法案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

〔国政調査等〕

第197回国会閉会後の**1月24日**、毎月勤労統計調査に関する件を議題とし、根本厚生労働大臣から報告を聴取した後、特別監察委員会報告書の位置付け及び目的に関する厚労大臣の認識、東京都等自治体職員へのヒアリングを行わなかった理由、高齢者、障害者等雇用保険等の追加給付に関する情報へのアクセスが困難な者への対応策、特別監察委員会の報告書原案を厚労省が作成したことの確認、厚労省の不祥事による事務費を労働保険特別会計から拠出することに対する厚労大臣の認識、特別監察委員会の独立性についての厚労大臣の見解、第三者性を担保し独立した機関が毎月勤労統計調査に係る不適切事案を調査する必要性、雇用保険等の追加給付に伴う事務費を厚労省の人件費削減により確保する必要性、平成30年6月の現金給与総額の前年同月比伸び率が誤りであったことを厚労大臣が認める必要性、厚労省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室の体制強化についての厚労大臣の見解等について質疑を行った。

3月12日、厚生労働行政等の基本施策

について根本国務大臣（厚生労働大臣・働き方改革担当大臣）から所信を、平成31年度厚生労働省関係予算について大口厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月14日、厚生労働行政等の基本施策に関し、改正医療法・医師法施行を踏まえた医師偏在対策等に係る地域の意見の受止め及び対応策、統計不正問題が年金財政検証に及ぼす影響、医薬品等行政評価・監視委員会設置の重要性に関する厚労大臣の見解、毎月勤労統計調査に関する特別監察委員会報告書への厳しい評価に対する厚労大臣の見解、医師による異状死体の届出の徹底に係る平成31年2月8日付け医事課長通知の撤回の必要性、児童養護施設退所者等の実態を国が把握して適切な支援につなげる必要性、介護離職ゼロに向けた取組の成果及び介護離職ゼロの実現可能性、医師の時間外労働規制について結論を出す前に過労死遺族の意見を聴取する必要性、市販薬による依存症対策の現状等について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成31年度厚生労働省関係予算の審査を行い、成育基本法の検討規定の趣旨に基づき子ども家庭庁を設置する必要性、育児の社会化という基本的考え方に立つことに対する厚労大臣の所見、コンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店店長の労働者性の有無、遺族の申出後早期に戦没者遺骨のDNA鑑定ができる制度の創設に係る厚労大臣の所見、平成30年度補正予算で減額した生活保護費を平成31年度予算で増額する理由、障害児及びその家庭への支援のため地方自治体、教育及び福祉が緊密に連携する必要性、地域医療介護総合確保基金の用途を把握する

必要性に対する厚労大臣の所見、65歳に達した障害者が要介護認定等を申請しないことを理由として障害福祉サービスの支給を打ち切ることの妥当性に関する厚労大臣の見解、労災認定基準の在り方の検討に当事者も含める必要性等について質疑を行った。

4月23日、旧優生保護法一時金支給法案の審査に先立ち、優生思想に基づく立法及び行政に対する厚労大臣の見解及び今後に向けた取組の決意、一時金支給に係る都道府県等の窓口対応における障害の特性に応じた配慮の内容、旧優生保護法一時金支給法案が国家賠償請求訴訟に影響を与えないことの確認、優生思想が根強く残る中において一時金を支給する趣旨の理解を広げるための具体的方策、特定の疾病や障害を理由として身体への侵襲を伴う措置を可能とする現行制度の有無、旧優生保護法に基づき行われた優生手術等に関し政府として明確な謝罪を行う時期、一時金支給制度の周知に当たっての当事者団体の協力に対する国の支援の必要性等について質疑を行った。

4月25日、今後の難聴対策に係る厚労大臣の見解、介護納付金算定業務及び統計業務における担当者への教育訓練の必要性、全国的な認知症高齢者数等の調査の必要性、特定技能外国人を東電福島第一原発における廃炉作業に従事させることの妥当性、年次有給休暇付与の義務化に伴う影響と働き方改革関連法の理念との整合性に関する厚労大臣の認識、雇用契約空白期間による厚生年金保険料の未納問題に関する通知について国立大学法人を所管する文科省への周知が不十分であったという指摘、防災と医療・保健・福祉の連携体制を構築する必要性、介護納付金算定に係る事務処理誤りへの対応

に対する厚労大臣の見解、医療費助成対象難病の拡大や低所得者の医療費負担軽減等難病法を抜本的に見直す必要性、中高年のひきこもり支援について新たな観点に立ったガイドラインを策定する必要性等について質疑を行った。

5月14日、薬物乱用防止対策に対する厚労大臣の決意、過労死を無くすため脳・心臓疾患の認定基準を見直す必要性、特定技能外国人を原発廃炉作業等に従事させることの妥当性、女性活躍推進法改正案の新第12条の条文構成上の問題に対する厚労省の対応、死因究明等推進計画における高齢者及び独居高齢者の死因究明の取扱い、歯科保健医療の充実に向けた取組の強化、糖尿病の重症化予防に関する先進的な取組を共有する必要性に対する厚労大臣の見解、放課後児童クラブに係る放課後児童支援員の基準を参酌基準とすることの問題点、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」の結果に対する大臣の所感等について質疑を行った。

5月21日、毎月勤労統計調査等に関する件を議題とし、雇用保険及び労災保険の追加給付のスケジュール、厚労省所管の一般統計調査の86%に問題が見つかったことに対する厚労大臣の認識、阿部、今野両参考人に対し統計の専門家としての統計不正問題に対する認識、毎月勤労統計の改善に関する検討会を利用して調査方法を適正化しようとした意図の有無、全数調査から抽出調査に変更した際の厚労省内におけるルール化された手続の有無、国家公務員災害補償における追加給付の対象者、対象者数、スケジュール及び手続、賃金構造基本統計の調査員調査の予算が郵送調査を前提として計上されていた可能性、デジタル・フォレンジック調査等による毎月勤労統計調査の欠損

データの復旧の必要性、500人以上規模の事業所の全数調査に対応した実施体制強化の必要性等について質疑を行った。

5月28日、臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について、根本厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等及び戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について報告を聴取した後、がんゲノム医療の提供体制構築に対する厚労大臣の見解、各府省において平成31年4月1日に採用された障害者の就労定着状況、副業・兼業を行う者の労働時間管理の在り方、介護職における職業紹介事業の実態に対する厚労大臣の認識、病院勤務の歯科医師の働き方に対する厚労省の支援、医師及び歯科医師と同様に薬剤師についても需給調整を行う必要性、サービス付き高齢者向け住宅での必要以上のサービスが介護保険財政に与える影響、仮放免中の外国人が無料低額診療事業を利用した場合の実施施設への公費補助の必要性、不妊治療と就労の両立に係る環境整備に関する厚労省の取組状況等について質疑を行った。

5月30日、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案に

関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者川合孝典君から説明を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

また、死因究明等推進基本法案に関する件を議題とし、同法案の草案について、提案者川田龍平君から説明を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

6月6日、企業がプッシュして男性の育児休業取得を促すことの義務化に対する厚労大臣の見解、雇用安定措置による派遣労働者の無期雇用化・正社員化等の実態、原爆症の認定拡大に対する厚労大臣の見解、残留農薬と食の安全との関係性に関する関係省庁の見解、コンビニエンスストアの経営者等の労働時間の実態を調査する必要性、う蝕予防についてフロリデーション等ポピュレーションアプローチの効果への見解、障害者雇用における除外率設定業種と法定雇用率達成企業の関係性、福祉・介護職員処遇改善加算の配分について事業所の裁量に委ねる必要性、公務員の労働環境を一般企業と同等に整備するため厚労省と人事院が連携する必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年1月24日(木) (第197回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 毎月勤労統計調査に関する件について根本厚生労働大臣から報告を聴いた後、同大臣、大口厚生労働副大臣、鈴木総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、山本香苗君(公明)、宮崎勝君(公明)、石橋通宏君(立憲)、川合孝典君(民主)、磯崎哲史君(民主)、倉

林明子君(共産)、東徹君(維希)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成31年3月12日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生労働行政等の基本施策に関する件について根本国務大臣から所信を聴いた。
- 平成31年度厚生労働省関係予算に関する件について大口厚生労働副大臣から説明を聴い

た。

○平成31年3月14日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政等の基本施策に関する件について根本厚生労働大臣、大口厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

宮島喜文君(自民)、石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、磯崎哲史君(民主)、足立信也君(民主)、山本香苗君(公明)、東徹君(維希)、倉林明子君(共産)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成31年3月20日(水) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付) 平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付) 平成三十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(厚生労働省所管)について根本厚生労働大臣、高階厚生労働副大臣、大口厚生労働副大臣、新谷厚生労働大臣政務官、伊佐財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、小川克巳君(自民)、福島みずほ君(立憲)、川田龍平君(立憲)、足立信也君(民主)、河野義博君(公明)、東徹君(維希)、倉林明子君(共産)、薬師寺みちよ君(無ク)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成31年4月23日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する件等について根本厚生労働大臣、左藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、福島みずほ君(立憲)、川合孝典君(民主)、山本香苗君(公明)、石井苗子君(維希)、倉林明子君(共産)、薬師寺みちよ君(無ク)

- 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生労働委員長富岡勉君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第1号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、無ク

反対会派 なし

○平成31年4月25日(木) (第5回)

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 難聴対策に関する件、介護納付金算定に係る事務処理誤りへの対応に関する件、認知症施策の推進に関する件、特定技能外国人の原発廃炉作業等への従事の妥当性に関する件、年次有給休暇付与の義務化に伴う課題に関する件、雇用契約空白期間による厚生年金保険料の未納問題に関する件、防災と医療・保健・福祉の連携体制の構築に関する件、難病医療費助成制度の見直しの必要性に関する件、中高年のひきこもり支援方策に関する件等について根本厚生労働大臣、大口厚生労働副大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、川合孝典君(民主)、足立信也君(民主)、山本香苗君(公明)、東徹君(維希)、倉林明子君(共産)、薬師寺みちよ君(無ク)

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について根本厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月25日(木)

内閣委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会連合審査会(第1回)

(内閣委員会を参照)

○令和元年5月7日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について根本厚生労働大臣、高階厚生労働副大臣、大口厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

島村大君(自民)、自見はなこ君(自民)、
宮崎勝君(公明)、山本香苗君(公明)、東
徹君(維希)、薬師寺みちよ君(無ク)

○令和元年5月9日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について根本厚生労働大臣、大口厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人社会保険診療報酬支払基金理事長神田裕二君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

川田龍平君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、
石橋通宏君(立憲)、川合孝典君(民主)、
足立信也君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和元年5月14日(火) (第8回)

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第25号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
無ク

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬物乱用防止対策の推進に関する件、過労死等の労災認定の在り方に関する件、特定技能外国人の原発廃炉作業等への従事の妥当性に

関する件、女性活躍推進法等改正案における条文構成上の問題への対応に関する件、独居高齢者の死因究明に関する件、歯科保健医療の充実に関する件、糖尿病の重症化予防の推進に関する件、放課後児童クラブに係る基準見直しに関する件、ヤングケアラーへの支援方策に関する件等について根本厚生労働大臣、高階厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤井基之君(自民)、石橋通宏君(立憲)、
福島みずほ君(立憲)、川合孝典君(民主)、
足立信也君(民主)、河野義博君(公明)、
東徹君(維希)、倉林明子君(共産)、薬師
寺みちよ君(無ク)

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について根本厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月16日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について根本厚生労働大臣、高階厚生労働副大臣、大口厚生労働副大臣、中村文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、吉良よし子君(共
産)、宮崎勝君(公明)、山本香苗君(公明)、
石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、
磯崎哲史君(民主)、伊藤孝恵君(民主)、
東徹君(維希)、薬師寺みちよ君(無ク)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和元年5月21日(火) (第10回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 毎月勤労統計調査等に関する件について根本厚生労働大臣、高階厚生労働副大臣、政府参考人、参考人毎月勤労統計調査等に関する特

別監察委員会委員長代理荒井史男君、元厚生労働大臣官房統計情報部長姉崎猛君、元毎月勤労統計の改善に関する検討会座長阿部正浩君及び毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会座長今野浩一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

馬場成志君（自民）、石橋通宏君（立憲）、川合孝典君（民主）、足立信也君（民主）、礒崎哲史君（民主）、宮崎勝君（公明）、東徹君（維希）、倉林明子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

○令和元年5月23日(木) (第11回)

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第38号) (衆議院送付) について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

法政大学キャリアデザイン学部教授 武石恵美子君
一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長 輪島忍君
日本労働組合総連合会総合男女・雇用平等局総局長 井上久美枝君
早稲田大学名誉教授 浅倉むつ子君
弁護士 角田由紀子君

[質疑者]

島村大君（自民）、川田龍平君（立憲）、川合孝典君（民主）、高瀬弘美君（公明）、東徹君（維希）、倉林明子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第38号) (衆議院送付) について根本厚生労働大臣、あきもと内閣府副大臣、中根内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

石橋通宏君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、足立信也君（民主）、礒崎哲史君（民主）、東徹君（維希）、倉林明子君（共産）、薬師

寺みちよ君（無ク）

○令和元年5月28日(火) (第12回)

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第38号) (衆議院送付) について討論の後、可決した。(閣法第38号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
無ク

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について根本厚生労働大臣から報告を聴いた後、がん対策の推進に関する件、各府省における障害者の就労状況に関する件、副業・兼業を行う者の労務管理の在り方に関する件、介護職における職業紹介事業の実態に関する件、病院勤務の歯科医師の働き方に関する件、薬剤師の需給調整の必要性に関する件、サービス付き高齢者向け住宅の在り方に関する件、仮放免中の外国人の医療費負担問題に関する件、不妊治療と就労の両立支援に関する件等について根本厚生労働大臣、高階厚生労働副大臣、大口厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

三浦信祐君（公明）、石橋通宏君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、川合孝典君（民主）、島村大君（自民）、自見はなこ君（自民）、東徹君（維希）、倉林明子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

○令和元年5月30日(木) (第13回)

- 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案の草案について提案者川合孝典君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 死因究明等推進基本法案の草案について提案者川田龍平君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を

改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）
について根本厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、高階厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

木村義雄君（自民）、小川克巳君（自民）、石橋通宏君（立憲）、川田龍平君（立憲）、足立信也君（民主）、磯崎哲史君（民主）、山本香苗君（公明）、宮崎勝君（公明）、東徹君（維希）、倉林明子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

また、同法律案について参考人の出席を求め
ることを決定した。

○令和元年6月4日（火）（第14回）

○**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）**
について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

田園調布学園大学人間福祉学部教授 中川正俊君
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長 阿部一彦君
社会福祉法人日本盲人会連合会会長 竹下義樹君
一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長 石野富志三郎君
特定非営利活動法人共同連事務局長
特定非営利活動法人わっぱの会理事長 斎藤藤縣三君

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、福島みずほ君（立憲）、川合孝典君（民主）、宮崎勝君（公明）、東徹君（維希）、倉林明子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

○政府参考人の出席を求め
ることを決定した。

○**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）**
について根本厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

東徹君（維希）、倉林明子君（共産）、薬師

寺みちよ君（無ク）

○令和元年6月6日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求め
ることを決定した。

○**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）**
について根本厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、川合孝典君（民主）、足立信也君（民主）、磯崎哲史君（民主）（閣法第53号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○男性の育児休業取得促進に関する件、派遣労働者の雇用実態に関する件、原爆症認定の在り方に関する件、残留農薬による健康影響に関する件、コンビニエンスストア等における深夜労働の勤務実態に関する件、歯科口腔保健の推進に関する件、障害者雇用における除外率制度の在り方に関する件、障害福祉人材の処遇改善に関する件、公務員の健康・安全管理の実態に関する件等について根本厚生労働大臣、大口厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、石橋通宏君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、川田龍平君（立憲）、川合孝典君（民主）、熊野正士君（公明）、東徹君（維希）、倉林明子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

○**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**
について根本厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員西村智奈美君から説明を聴いた。

○令和元年6月11日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求め
ることを決定した。

○**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福**

祉法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)
(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員西村智奈美君、同岡本充功君、根本厚生労働大臣、高階厚生労働副大臣、田中内閣府副大臣、大口厚生労働副大臣、中根内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、島村大君(自民)、石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、足立信也君(民主)、磯崎哲史君(民主)、河野義博君(公明)、山本香苗君(公明)、東徹君(維希)、倉林明子君(共産)、薬師寺みちよ君(無ク)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和元年6月13日(木)(第17回)

- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

大阪府中央子ども家庭センター所長 江口晋君

前三重県児童相談センター所長 鈴木聡君
アフターケア相談所ゆずりは所長 高橋亜美君

日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長

元岩手県一関児童相談所次長兼上席児童福祉司 佐藤伸一君

一般社団法人日本子ども虐待防止学会理事長

前国立研究開発法人国立成育医療研究センターこころの診療部統括部長 奥山眞紀子君

[質疑者]

小川克巳君(自民)、川田龍平君(立憲)、川合孝典君(民主)、山本香苗君(公明)、東徹君(維希)、倉林明子君(共産)、薬師寺みちよ君(無ク)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福

祉法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)
(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員西村智奈美君、同岡本充功君、根本厚生労働大臣、中村文部科学大臣政務官、門山法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、福島みずほ君(立憲)、石橋通宏君(立憲)、矢田わか子君(民主)、伊藤孝恵君(民主)、宮崎勝君(公明)、東徹君(維希)、倉林明子君(共産)、薬師寺みちよ君(無ク)

○令和元年6月18日(火)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員岡本充功君、安倍内閣総理大臣、根本厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

・質疑

[質疑者]

石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、川合孝典君(民主)、足立信也君(民主)、東徹君(維希)、倉林明子君(共産)、薬師寺みちよ君(無ク)

・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、川田龍平君(立憲)、川合孝典君(民主)、山本香苗君(公明)、東徹君(維希)、倉林明子君(共産)、薬師寺みちよ君(無ク)

(閣法第55号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月26日(水)(第19回)

- 請願第538号外225件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第21号外849件を審査した。

- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続

調査要求書を提出することを決定した。

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	堂故	茂 (自民)	進藤	金日子 (自民)	藤田	幸久 (立憲)
理事	上月	良祐 (自民)	高野	光二郎 (自民)	徳永	エリ (民主)
理事	藤木	眞也 (自民)	野村	哲郎 (自民)	森	ゆうこ (民主)
理事	田名部	匡代 (民主)	平野	達男 (自民)	佐々木	さやか (公明)
理事	紙	智子 (共産)	山田	俊男 (自民)	里見	隆治 (公明)
	磯崎	陽輔 (自民)	小川	勝也 (立憲)	儀間	光男 (維希)
	岩井	茂樹 (自民)	鉢呂	吉雄 (立憲)		(31.3.7 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出4件（うち本院先議1件）及び衆議院提出1件（農林水産委員長）の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類11件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、農産加工品の輸入の増加等、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長しようとするものである。委員会では、法律延長の意義、本制度の実績及び効果、支援措置の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずる

ことができることとする等の措置を講じようとするものである。委員会では、ため池の届出制度を設けた趣旨、地方自治体に対する支援の内容、ため池の防災工事を迅速に実施する必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案は、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化、農用地利用改善事業等による担い手への農地の集約の加速化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等の措置を講じようとするものである。委員会では、参考人から意見を聴取するとともに、担い手への農地集積・集約化の意義、農地や担い手の確保に向けた地域の農業者等による協議を推進する方策、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化する理由及び運用方針等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決さ

れた。なお、附帯決議が付された。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講じようとするものである。委員会では、参考人から意見を聴取するとともに、樹木採取権の設定期間、再造林確保のための方策、国有林野の公益的機能の維持増進等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

棚田地域振興法案は、棚田地域における人口の減少、高齢化の進展等により棚田が荒廢の危機に直面していることに鑑み、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図るため、棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

第197回国会閉会後の12月11日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金の単価設定に係る考え方、小規模な繁殖農家が多いという点を踏まえた肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格の在

り方、現状規模を維持する意向を持つ中小規模の畜産・酪農経営者への支援策、今後の標準的な酪農経営の規模や経営形態等酪農経営に対する考え方、EUの我が国畜産物・乳製品の輸入解禁に向けた具体的な方法及び対策と見通し等について質疑を行うとともに、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

3月7日、平成31年度の農林水産行政の基本施策に関する件について吉川農林水産大臣から所信を聴取した。

3月12日、豚コレラの現状と対策に関する件について農林水産副大臣から説明を聴取するとともに、大臣の所信に対し、国連「家族農業の10年」及び「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」を踏まえた我が国の対応、平成31年1月にTPP11加盟国からの牛肉輸入量が急増した理由及び日米貿易交渉に悪影響を及ぼす懸念、26年ぶりの豚コレラ発生が確認されるまでの経緯及び家畜伝染病の発生を早期に確認できる体制を構築する必要性、アフリカ豚コレラが国内に侵入した場合の対応方針、農林水産業を活用したインバウンド需要拡大に向けた具体的取組、米価安定のため国が米の需給調整に関与していく仕組みの必要性、自然災害により被災した農家への支援策をあらかじめパッケージ化しておくことを検討する必要性、クロマグロの資源管理における留保枠の速やかな配分の必要性等について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成31年度農林水産省所管予算の審査を行い、農林水産省における必要な人員の確保に対する大臣の所感、ドローンによる農薬散布の安全対策、豚コレラ対策としての野生イノシシ侵入防止柵設置等への助成、農林水産業における労働力確保

に向けた取組、自動走行トラクターなどのスマート農業の本格的な導入に向けた他省庁の規制等の課題への対応方針、水産業振興と観光促進の両面から漁港の活性化を推進する必要性等について質疑を行った。

4月9日、平成37年度の食料自給率目標45%に近づけるため国内生産体制を強化する必要性、豚コレラワクチンの豚への接種に関する今後の方針、平成31年度の主食用米の過剰生産を抑止する手段、商業捕鯨再開に向けた我が国の排他的経済水域内の鯨類資源の調査状況及び捕獲枠設定の見通し等について質疑を行った。

政府に対し、豚コレラをはじめとする家畜伝染病対策に関する決議を行った。

4月16日、韓国による日本産水産物等輸入規制に関するWTO上級委員会報告書の受止め及び我が国農林水産物の安全性への国内外の理解を得るための大臣の決意、平成31年2月5日に農林水産省が打ち出した新規の豚コレラ対策の実効性、国産農林業機械の開発支援及び輸出戦略の必要性、シラスウナギの不透明な国際取引の現状等について質疑を行った。

4月23日、農地中間管理事業及び国有林野等に関する実情調査のため、群馬県

及び栃木県に視察を行った。

5月9日、日米貿易交渉において我が国が大幅に譲歩するとの懸念に対する大臣の見解、アフリカ豚コレラ等の水際対策に必要な家畜防疫官等の増員の必要性、農林水産物・食品の輸出における流通業者の知見をいかすための方策、持続可能な農業の実現のために大規模な畜産・酪農家の家畜排せつ物対策を講じる必要性、第3次食育推進基本計画における学校給食の国産農林水産物の使用割合目標の進捗状況及び達成の見込み等について質疑を行った。

6月6日、卸売市場に関する実情調査のため、東京都に視察を行った。

6月11日、ゲノム編集技術が新品種開発に与える影響、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の運営状況と今後の在り方、棚田における農業生産及び棚田地域の振興に向けた施策を拡充する必要性、林業振興に向けた付加価値の高い製品輸出や人材育成、高性能林業機械の整備に係る利便性向上のための取組、沿岸漁業経営に配慮したクロマグロやスルメイカの資源管理の在り方等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年12月11日(火) (第197回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤木真也君(自民)、里見隆治君(公明)、小川勝也君(立憲)、徳永エリ君(民主)、

紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(希会)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成31年3月7日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成31年度の農林水産行政の基本施策に関する件について吉川農林水産大臣から所信を聴

いた。

○平成31年3月12日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 豚コレラの現状と対策に関する件について高鳥農林水産副大臣から説明を聴いた。
- 平成31年度の農林水産行政の基本施策に関する件について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、長尾内閣府大臣政務官、高野農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人日本貿易振興機構副理事長赤星康君に対し質疑を行った。

[質疑者]

岩井茂樹君(自民)、藤木眞也君(自民)、小川勝也君(立憲)、藤田幸久君(立憲)、田名部匡代君(民主)、徳永エリ君(民主)、里見隆治君(公明)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

○平成31年3月20日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管)について吉川農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川勝也君(立憲)、田名部匡代君(民主)、里見隆治君(公明)、佐々木さやか君(公明)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成31年4月9日(火)(第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料自給率に関する件、家畜伝染病対策に関する件、米政策に関する件、商業捕鯨再開に関する件等について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

上月良祐君(自民)、小川勝也君(立憲)、徳永エリ君(民主)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

- 豚コレラをはじめとする家畜伝染病対策に関する決議を行った。

- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)について吉川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月11日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)について吉川農林水産大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

藤木眞也君(自民)、小川勝也君(立憲)、森ゆうこ君(民主)、里見隆治君(公明)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

(閣法第42号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

○平成31年4月16日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTOの紛争解決に関する件、家畜伝染病対策に関する件、国産農林業機械の普及に関する件、シラスウナギの国際取引に関する件等について吉川農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川勝也君(立憲)、田名部匡代君(民主)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について吉川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月18日(木)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、田中内閣府副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、藤田幸久君（立憲）、
森ゆうこ君（民主）、里見隆治君（公明）、
儀間光男君（維希）、紙智子君（共産）

（閣法第29号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○令和元年5月9日（木）（第8回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日米貿易交渉に関する件、家畜伝染病対策に関する件、農林水産物・食品の輸出促進策に関する件、畜産環境対策に関する件、学校給食における国産農林水産物の使用に関する件等について吉川農林水産大臣、高野農林水産大臣政務官、長尾内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、小川勝也君（立憲）、
徳永エリ君（民主）、里見隆治君（公明）、
儀間光男君（維希）、紙智子君（共産）

○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について吉川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和元年5月14日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について吉川農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

平野達男君（自民）、藤田幸久君（立憲）、
森ゆうこ君（民主）、里見隆治君（公明）、
儀間光男君（維希）、紙智子君（共産）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

公益社団法人秋田県農業公社理事長 佐藤博君

紀ノ川農業協同組合組合長理事 宇田篤弘君

東京大学大学院農学生命科学研究科教授
安藤光義君

〔質疑者〕

藤木眞也君（自民）、小川勝也君（立憲）、
田名部匡代君（民主）、佐々木さやか君（公明）、
儀間光男君（維希）、紙智子君（共産）

○令和元年5月16日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岩井茂樹君（自民）、進藤金日子君（自民）、
小川勝也君（立憲）、徳永エリ君（民主）、
里見隆治君（公明）、儀間光男君（維希）、
紙智子君（共産）

（閣法第23号）

賛成会派 自民、公明、維希

反対会派 立憲、民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月23日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について吉川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、鉢呂吉雄君（立憲）、
田名部匡代君（民主）、里見隆治君（公明）、
儀間光男君（維希）、紙智子君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和元年5月28日(火) (第12回)

- 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

信州大学工学部特任教授 鮫島正浩君
全国国有林造林生産業連絡協議会会長 高篠和憲君
愛媛大学名誉教授 泉英二君

[質疑者]

岩井茂樹君(自民)、小川勝也君(立憲)、森ゆうこ君(民主)、里見隆治君(公明)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

○令和元年5月30日(木) (第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

平野達男君(自民)、小川勝也君(立憲)、徳永エリ君(民主)、里見隆治君(公明)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

○令和元年6月4日(火) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考

人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小川勝也君(立憲)、森ゆうこ君(民主)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)(閣法第31号)

賛成会派 自民、民主、公明、維希

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月11日(火) (第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ゲノム編集技術により得られた農林水産物等に関する件、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の運営状況に関する件、棚田地域振興に関する件、林業の振興施策に関する件、水産資源管理に関する件等について吉川農林水産大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川勝也君(立憲)、森ゆうこ君(民主)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

- 棚田地域振興法案(衆第17号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長武藤容治君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第17号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

○令和元年6月26日(水) (第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第22号外10件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国畜産・酪農経営は、飼養戸数が減少する一方、一戸当たり飼養頭羽数は増加を続けているものの、担い手の高齢化、後継者不足は深刻さを増しており、特に経営継続の危機にさらされてい

る中小・家族経営を強力に支援する必要があるとともに、より多くの若手が就農を目指す魅力ある労働環境づくりが課題となっている。また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU経済連携協定）の発効が目前に迫る中、将来への懸念と不安を抱く生産者も多い。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成31年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 地域農業・地域社会を支える家族経営や法人経営といった多様な畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、組織的な生産体制の整備、畜産物の付加価値の向上、良質かつ低廉な飼料等の供給等の取組を通じて、魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、十分な所得を確保し得る実効性のある施策を実施すること。

二 日米物品貿易協定に関しては、適宜適切に国民に情報を開示すること。

また、CPTPP、日EU経済連携協定による我が国農林水産業への定量的影響評価については、他の参加国における試算例や各県の試算例も参考として、より精緻なものとなるよう、見直しに努めること。

三 各般の経営安定・安定供給のための備えを通じて、関税削減等に対する生産者の懸念と不安を払拭し、確実な経営安定を図るとともに、国産チーズ等の競争力強化等の体質強化対策を着実に実施することを通じて、収益力・生産基盤を強化し、我が国の高品質な畜産物の新市場開拓を押し進め、畜産・酪農の競争力の強化を図ること。その際、実施した対策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。また、これらの施策等により、食料自給率の向上を図ること。

四 加工原料乳生産者補給金・集送乳調整金の単価及び総交付対象数量については、中小・家族経営が中心の酪農家の意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、改正畜安法の下、酪農経営の安定と需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保が図られるよう、需給変動等に備え、万全な需給安定対策の在り方についての酪農業界全体での検討を、国は十分に支援すること。

五 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格の算定方式については、中小・家族経営を中心とする現在の経営の実情に即したものとし、繁殖農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に見直すこと。

六 酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入等を強力に支援するとともに、酪農ヘルパーの人材確保・育成、利用拡大に対して支援を行うこと。

七 畜産・酪農の収益力・生産基盤・競争力を強化するため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスター等について、中小・家族経営にも配慮しつつ、地域の実情に合わせた地域が一体となって行う、外部支援組織の活用、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大、畜産環境対策等の多様な展開を強力に支援すること。加えて、肉用牛・乳用牛・豚の改良等を推進する取組や、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産を推進する取組を支援すること。さらに、生産基盤の脆弱化が特に懸念される中小・家族酪農経営については、需要に応じた生乳生産が確保されるよう地域性を踏まえた生産基盤の強化措置等を講ずること。

八 国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大を図り、飼料自給率を向上させるため、草地改良や飼料作物の優良品種利用の取組、ICT等の活用による飼料生産組織等の作業の効率化、放牧、国産濃厚飼料、未利用資源を利用する取組、有機畜産物生産の普及の取組を支援すること。さらに、良好な飼料生産基盤を実現させるため、大型機械体系に対応した草地整備、泥炭地帯におけ

る草地の排水不良の改善等を推進するとともに、酪農経営における環境負荷軽減の取組を支援すること。

また、配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営の安定に資するよう、同制度に係る補填財源の確保及び長期借入金の計画的な返済を促すことにより、制度の安定的な運営を図ること。

九 国産畜産物の輸出に当たっては、オールジャパンでの戦略的で一貫性のあるプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出等に取り組むとともに、輸出拡大に対応できるように国産畜産物の供給力の強化を進めること。また、日本版畜産GAPについては、その取組や認証拡大を加速度的に進展させるため、普及・推進体制の強化の取組等を支援すること。特に、原発事故に伴って導入された諸外国における日本産農林水産物・食品の輸入規制等の緩和・撤廃を図るため、政府間交渉に必要な情報・科学データの収集・分析等を十分に行い、輸出先国への働きかけ・交渉を強力に推進すること。

十 原発事故に伴う放射性物質に汚染された稲わら、牧草及び牛ふん堆肥等の処理を強力に推進するとともに、永年生牧草地の除染対策、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

十一 畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、豚コレラ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底し、農場の飼養衛生管理指導、診断体制の強化、野生動物の監視等の取組を支援すること。また、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図るとともに、家畜の伝染性疾病等に係る風評被害防止等の観点から、国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

十二 多発する自然災害による畜産・酪農の被害への対応に万全を期すこと。特に、北海道胆振東部地震による停電の影響により被害を受けた乳牛に対する乳房炎の治療・予防管理や非常用電源の確保等について強力に支援すること。また、乳業メーカーに対して、自家発電施設の導入など、停電等の非常時への対応を強化するよう指導すること。

右決議する。

—豚コレラをはじめとする家畜伝染病対策に関する決議—

平成30年9月、我が国において26年ぶりに豚コレラの患畜が確認され、その後の感染拡大により、発生農場のみならず、疫学関連農場・施設や発生農場のある地域は深刻な被害を受けている。現在、政府は、豚コレラの発生農場等における防疫措置や経営支援対策を講じているところである。しかしながら、近隣諸国では、畜産業に深刻な影響をもたらす家畜伝染病の発生が多数報告されており、特に、中国、モンゴル、ベトナム等では、病原性が強くワクチンや治療法のないアフリカ豚コレラが発生している。こうした情勢を踏まえ、我が国の畜産業の将来を見据え、早急に飼養衛生管理体制や水際対策を強化することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 発生農場については1日も早く経営を再開することができるよう、また、移動制限区域内・搬出制限区域内の農場や監視対象となった農場の経営が維持できるよう、万全の支援を行うこと。
- 二 今般の発生及び感染拡大の原因を究明・分析した上で、発生予防対策及び防疫対応の改善を図るとともに、飼養衛生管理体制の強化を行うこと。また、あらゆる手段を行使し、一刻も早い事態の終息に努めること。
- 三 豚コレラ等の法定伝染病については、早期の通報と迅速な初動対応の必要性についての認識を

関係者間で共有し、法定伝染病が疑われる患畜についての早期通報の徹底を図ること。また、家畜伝染病の検査・分析を担う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の体制を強化すること。

四 飼養衛生管理の徹底、交差汚染の防止、野生動物からのウイルスの侵入防止等のために必要となる施設・機器等の導入に係る資金について、金利の優遇等の的確な支援を行うこと。

五 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も目前に迫る中、訪日外国人旅行者や邦人海外旅行者等による輸入禁止畜産物の持込み等に対する水際対策の強化が必要であることに鑑み、輸入禁止畜産物の違法な持込みについては、罰則の周知、罰則の厳格な適用、罰金の引上げなど厳罰化の検討を早急に行うこと。また、家畜防疫官の増員や検疫探知犬の増頭を行い、旅行者の携行品、国際郵便物や国際宅配物による輸入禁止畜産物の違法な持込みに対する監視を強化するとともに、各空海港における靴底消毒及び車両消毒を徹底すること。

六 豚コレラの発生により狩猟が禁止されている地域におけるジビエ関係者、関連産業等への影響を早急に把握し、必要な支援策を講じること。

七 家畜伝染病について、風評被害防止等の観点から、各空海港における靴底消毒の重要性や人には感染しないことなど国民に対して正確な情報を分かりやすく迅速に伝えること。

右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	浜野 喜史 (民主)	磯崎 仁彦 (自民)	斎藤 嘉隆 (立憲)
理事	井原 巧 (自民)	北村 経夫 (自民)	真山 勇一 (立憲)
理事	佐藤 啓 (自民)	滝波 宏文 (自民)	石上 俊雄 (民主)
理事	吉川 ゆうみ (自民)	松村 祥史 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	浜口 誠 (民主)	丸川 珠代 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	石井 章 (維希)	宮本 周司 (自民)	岩渕 友 (共産)
	青山 繁晴 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	武田 良介 (共産)

(31. 3. 12 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案4件であり、いずれも可決した。また、本委員会付託の請願13種類100件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

大阪・関西万博推進本部設置及び基本方針の策定等 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案は、平成37年に開催される国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助等の特別の措置を講じようとするものである。

委員会においては、大阪・関西万博開催の意義とその費用負担の見通し、専任の国務大臣が担う役割、SDGs達成に向けた取組方針、万博とIR誘致との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

査証制度の創設、損害賠償額の算定制度の見直し、意匠制度の拡充等 特許法等

の一部を改正する法律案は、知的財産を適切に保護し、その活用を図るため、特許権侵害訴訟について、裁判所が指定する査証人が、侵害立証に必要な証拠の収集を行うための査証を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設するとともに、損害賠償額の算定方法の見直しを行うほか、画像及び建築物を意匠権の保護対象に追加する等の意匠制度の拡充に係る措置等を講じようとするものである。

委員会においては、査証制度創設の効果とその運用の在り方、諸外国の動向を踏まえた損害賠償制度の見直しの必要性、意匠制度拡充の意義と今後の対応、中小・ベンチャー企業に対する知財活用に向けた支援の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

中小企業の事業継続力強化に対する支援、個人事業者の事業承継支援等 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案は、自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の

継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、事業継続力強化計画等の認定制度に期待される効果と実効的な支援措置の必要性、商工会・商工会議所の経営指導員の人員確保等の体制強化の必要性、事業承継問題への政府の対応の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

課徴金適用対象・算定率等の見直し、課徴金減免制度の見直し等 **私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**は、公正取引委員会の機能を強化し、不当な取引制限等の一層の抑止を図るため、新たに事業者が公正取引委員会との合意により事件の解明に資する資料の提出等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度を設けるとともに、課徴金の算定方法について算定基礎額の追加、算定期間の延長等を行うほか、検査妨害等の罪に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、課徴金制度の見直しの意義及びその効果、新たな課徴金減免制度における事業者の調査協力度合いに係る明確な評価方法等の必要性、いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権の対象範囲及びその運用の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

3月12日、経済産業行政等の基本施策に関する件について世耕経済産業大臣・国務大臣（産業競争力担当、国際博覧会担当、ロシア経済分野協力担当、原子力経済被害担当）・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）から所信を、平成30年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

3月14日、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、日本原子力発電東海第二発電所の再稼働に向けた東京電力の資金支援に係る事実関係と支援の妥当性、コンビニエンスストアの24時間365日営業に係る問題に対する経済産業大臣の所見、平成31年度税制改正における車体課税の見直しに対する経済産業大臣の評価、公務部門の障害者雇用に係る事案を受けた採用増が民間企業の障害者雇用に及ぼす影響と対応策の必要性、下請等中小企業の取引適正化に向けた取組の成果と今後の課題、国際データ流通圏の構築に向けて日本が先導的な役割を果たすための戦略に対する経済産業大臣の所見、消費税率引上げ及びキャッシュレス・消費者還元事業に対する政府の対応、基幹統計の点検結果を受けた経済産業省の対応とデジタル経済の把握等に向けた今後の取組、デジタル・プラットフォームに対する規制やルール整備に向けた今後の取組方針、二輪車国内販売台数年間100万台目標に向けた政府の更なる取組の必要性、コンビニエンスストアのフランチャイズ契約に係る問題解決のた

めフランチャイズ法を制定する必要性等について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成31年度経済産業省所管予算等の審査を行い、メタンハイドレート開発についてメタンプルームの研究開発に対する取組強化の必要性、我が国周辺海域における海洋エネルギー・鉱物資源開発の推進による資源外交上のメリット、自動車関係諸税に係る負担の国際比較に対する経済産業大臣の認識、EdTechを活用したSTEAM教育の推進の在り方、生産性向上特別措置法施行後の新技術等実証計画の認定状況、産業革新投資機構における今後の役員体制の立て直しに向けた取組方針、我が国においてキャッシュレス決済の普及が遅れている要因とキャッシュレス・ポイント還元事業の課題、中小企業にお

けるSDGsに対する認知度向上とその取組促進に向けた対策、平成30年7月豪雨によって被害を受けた企業に対するグループ補助金の執行状況、下請等中小企業の取引条件の改善に向けた「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）の浸透状況と今後の取組、FIT法に基づく事業計画の認定に当たり地域との合意を義務付ける必要性、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の正式決定時期等について質疑を行った。

5月16日、コンビニエンスストアの24時間営業に係る問題に関する件、原子力に係る技術開発への対応に関する件、二輪車産業政策への取組に関する件、製造業における特定技能外国人材の受入れに関する件、商工中金の経営改革への取組に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年3月12日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件について世耕国務大臣から所信を聴いた。
- 平成30年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成31年3月14日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について世耕国務大臣、磯崎経済産業副大臣、上野厚生労働大臣政務官、滝波経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人、参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長守谷誠二君及び株式会社商工組合

中央金庫代表取締役社長関根正裕君に対し質疑を行った。

[質疑者]

真山勇一君(立憲)、浜口誠君(民主)、井原巧君(自民)、平木大作君(公明)、石井章君(維希)、辰巳孝太郎君(共産)

○平成31年3月20日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付) 平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付) 平成三十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣府所管(公正取引委員会)及び経済産業省所管)について世耕経済産業大臣及び杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、磯崎経済産業副大臣、中村文部科学大臣政務官、滝波経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力ホールディン

グス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、
浜口誠君（民主）、谷合正明君（公明）、石
井章君（維希）、岩渕友君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成31年4月11日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月16日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣、石川経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、真山勇一君（立憲）、
浜口誠君（民主）、谷合正明君（公明）、石
井章君（維希）、辰巳孝太郎君（共産）

（閣法第11号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成31年4月25日（木）（第6回）

- 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月9日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣、磯崎経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、浜
口誠君（民主）、平木大作君（公明）、石井
章君（維希）、岩渕友君（共産）

（閣法第32号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月16日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- コンビニエンスストアの24時間営業に係る問題に関する件、原子力に係る技術開発への対応に関する件、二輪車産業政策への取組に関する件、製造業における特定技能外国人材の受入れに関する件、商工中金の経営改革への取組に関する件等について世耕経済産業大臣、滝波経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長関根正裕君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

真山勇一君（立憲）、浜口誠君（民主）、石
井章君（維希）、辰巳孝太郎君（共産）

○令和元年5月21日（火）（第9回）

- 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について世耕経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和元年5月23日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

全国商工会連合会会長 森義久君
ヒルタ工業株式会社代表取締役会長

岡山県中小企業団体中央会会長 晝田眞三君

明治大学商学部教授 山本昌弘君

[質疑者]

吉川ゆうみ君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、
浜口誠君(民主)、谷合正明君(公明)、石
井章君(維希)、岩渕友君(共産)

○令和元年5月28日(火)(第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について世耕経済産業大臣、滝波経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

宮本周司君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、
浜口誠君(民主)、平木大作君(公明)、石
井章君(維希)、岩渕友君(共産)

(閣法第26号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月11日(火)(第12回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第44号)(衆議院送付)について宮腰内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

吉川ゆうみ君(自民)、谷合正明君(公明)
また、同法律案について参考人の出席を求め
ることを決定した。

○令和元年6月13日(木)(第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

JXTGホールディングス株式会社取締役
副社長執行役員 川田順一君

一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局
長 浦郷由季君

早稲田大学法学学術院教授 土田和博君

[質疑者]

佐藤啓君(自民)、真山勇一君(立憲)、浜
口誠君(民主)、平木大作君(公明)、石井
章君(維希)、岩渕友君(共産)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第44号)(衆議院送付)について宮腰内閣府特命担当大臣、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

真山勇一君(立憲)、浜口誠君(民主)、石
井章君(維希)、岩渕友君(共産)

○令和元年6月18日(火)(第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第44号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第44号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月26日(水)(第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第147号外99件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	羽田 雄一郎 (民主)	朝日 健太郎 (自民)	増子 輝彦 (民主)
理事	井上 義行 (自民)	大野 泰正 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	酒井 庸行 (自民)	末松 信介 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
理事	中泉 松司 (自民)	塚田 一郎 (自民)	行田 邦子 (維希)
理事	青木 愛 (民主)	中野 正志 (自民)	室井 邦彦 (維希)
理事	三浦 信祐 (公明)	馬場 成志 (自民)	山添 拓 (共産)
	足立 敏之 (自民)	牧野 たかお (自民)	平山 佐知子 (無ク)
	阿達 雅志 (自民)	野田 国義 (立憲)	
	青山 繁晴 (自民)	舟山 康江 (民主)	(31.3.7 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件(うち本院先議1件)、衆議院提出法律案1件(国土交通委員長)及び承認案件1件の合計9件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願11種類243件のうち、1種類11件を採択した。

〔法律案等の審査〕

離島振興 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案は、奄美・小笠原地域における振興開発の成果と今後の取組、両地域における観光振興の在り方及び生態系保護への配慮、奄美群島航空路線の運賃軽減策及び小笠原諸島の航空路開設に向けた取組状況等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

航空・自動車 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案は、新たな国産航空機の安全性の確保策、無人航空機の利活用に資する制度整備の必要性、航空機検査の在り方及び運輸安全

委員会の組織体制の充実方策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

道路運送車両法の一部を改正する法律案は、自動駐車や衝突被害軽減ブレーキの実演等を視察するとともに、自動運転の実現及び国際基準策定に向けた取組、先進技術の普及に対応した自動車整備業の在り方、電子化された自動車検査証の活用策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

アイヌ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案は、アイヌ語を始めとするアイヌ文化の振興に向けた取組、アイヌ施策推進地域計画等においてアイヌの人々の意見を反映させる必要性、先住民の権利に関する国際連合宣言の趣旨を踏まえた施策の在り方、アイヌの人々に対する差別の解消に向けた取組等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

建築・建設業・公共工事 建築物の

エネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るため、建築士に対し小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及びその結果の建築主への説明を義務付けるとともに、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、新築住宅等の省エネ義務化が見送られた理由、建築物の省エネに係る基準及びその評価の在り方、中小建設業者及び建築士の省エネ技術向上に向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、新国立競技場整備事業について工事の進捗状況及び現場における労働環境の改善に向けた取組等を視察するとともに、適正な工期設定等に向けた取組、建設業就業者の賃金上昇のための方策、建設業に係る事業承継の要件等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、法改正の意義及び期待される効果、災害協定に基づく活動における損害の補償の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

船舶油濁・特定船舶 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、保障契約締結義務に係る船舶所有者の負

担と実効性の確保、保険者等への直接請求を可能とすることによる影響、船舶事故における被害者保護の充実の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

3月7日、国土交通行政の基本施策について、石井国土交通大臣から所信を聴取した。

3月12日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、建設業の持続的発展に向けた円滑な施工確保などの環境整備の重要性、共同住宅における界壁等に係る法定仕様不適合事案への対応策、基幹統計に係る不適切処理に対する国土交通大臣の所見、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の具体的内容及び事業選定基準、荒川が決壊した場合の被害想定と被害軽減に資する調節池の整備状況、災害復旧の迅速化に資する地籍調査の実態及び今後の対応策、羽田空港の機能強化に係る横田空域の運用及び同空域の返還への調整状況、緊急輸送道路沿道の無電柱化及び建造物等の耐震化の取組状況、上下水管に係る事故の年間発生件数及び維持管理に対する支援策、海上コンテナ物流の効率化等に資するA Iターミナルの実現に係る経費と今後の見通し、航空機用エンジンに係る不適切事案への対応と国産航空機の商用化に向けた現状認識、海上保安分野などにおける太平洋島嶼国との関係強化に係る国土交通大臣の所見、被災したJ R日高線に係る鉄道護岸の復旧及び同線の存続に關

る国土交通省の見解、北海道新幹線の札幌延伸に係る需要予測や効果の検証の在り方、2019年4月27日からの10連休に係る国土交通省所管分野の対処方針、保安林内における土砂災害防止対策に関し林野庁と十分に連携する必要性などの諸問題が取り上げられた。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成31年度国土交通省予算の審査を行い、石井国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑において、クルーズ船の受入体制の一層の構築に向けた国土交通省の取組、東京オリンピック・パラリンピック時のロードプライシングの検討及び貨物運送事業者への緩和策、無電柱化の推進に関する法律施行後の取組状況及びコスト縮減策、ストック効果を重視した社会資本整備の重要性、建設業の重層下請構造による低賃金問題に対する建設キャリアアップシステムの寄与、個々の駅の事情に配慮してハード・ソフト両面における駅ホームの安全対策を行う必要性、URを中心とした地域医療福祉拠点化の取組に係る評価及び国土交通省の促進策、中国公船の大型化等に対応できる巡視船の整備等海上保安体制の強化策、我が国における今後の造船業の見通し、羽田空港の新飛行経路設定に当たっての大田区との協議、「道の駅」の防災拠点化に資する国土交通省の支援策などの諸問題が取り上げられた。

4月9日、質疑を行い、地域建設業の受注機会の確保等に資する直轄事業の発注の在り方、建設現場における熱中症対策などの安全確保策、医療サービスを目的とする訪日外国人の受入体制の現状と今後の取組方針、下関北九州道路に係る国の直轄調査費計上が事業化に直接至ることへの懸念、建設業など国土交通省関

連5業種における外国人の就労に係る環境整備の在り方、建設業の働き方改革に関する課題に対する国土交通大臣の認識、自家用有償旅客運送制度に係る手続を容易化する法制度整備の検討状況、自治体による災害対応等に資する防災気象情報を活用した気象庁の取組方針、羽田空港における発着便数の増加に向けた受入体制の整備推進、国土交通省における障害者の採用状況並びに採用後の職種及び配属先、建設工事従事者の社会保険加入に資する法定福利費の確保に向けた取組、海峡横断プロジェクトが凍結された経緯及び下関北九州道路の事業化に必要な手続、無電柱化推進に向けた直轄国道における占用料の減額措置及び工事現場の作業環境の整備などの諸問題が取り上げられた。

4月16日、東京都におけるアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進等に関する実情調査のための視察を行った。

4月25日、質疑を行い、海上保安官の処遇改善の必要性、道路構造物の老朽化対策に要する経費の縮減に向けた取組の状況、空港の新たな事業継続計画の早期策定の必要性及び災害対策の在り方、応急仮設住宅の供与期間の延長及び災害時におけるトレーラーハウス等の活用、無人航空機の総重量に応じた規制の在り方を検討する必要性、災害時及び公共施設の管理における無人航空機の利活用の推進、LNGバンカリングの取組状況及びLNG基地の立地自治体に対する支援策、道路の老朽化対策の実施状況及び同対策に今後必要となる予算額、自治体発注工事の施工時期の平準化の推進に向けた取組、水循環施策の取組状況及び地下水の保全・利用に向けた対策、中高層・非住

宅の建築物における木材利用の促進、下関北九州道路に係る国の直轄調査の在り方、トラック運送業における労働環境の改善及び人材確保に向けた取組状況などの諸問題が取り上げられた。

5月21日、質疑を行い、港湾における津波対策の取組状況、南海トラフ地震に係る国土交通省の防災・減災対策、スーパー・メガリージョンの形成による効果の広域的拡大の推進、ライドシェア規制及び自家用有償旅客運送制度の在り方、日本独自の質の高いインフラシステムの海外展開に対する国土交通大臣の見解及び決意、東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働環境の実態把握及び改善策、自動車メーカーが系列ディーラーのみに部品を供給する行為等の独禁法上の問題点、高規格堤防の整備における課題及び今後の取組方針、貨物自動車運送事業における働き方改革の推進方策、ホワイト物流推進運動の今後の展開、非常勤職員や業務委託の実情等を踏まえた地方整備局の定員合理化の在り方、水難・海難事故の防止に向けた取組及び救助活動の連携体制などの諸問題が取り上げられた。

6月6日、質疑を行い、海外で発生した激甚な災害に対する我が国の支援の状況及び今後の対応方針、我が国の高速道路の整備水準の向上に向けた取組、気候変動を踏まえた治水計画の在り方についての検討の必要性、地域における道路整備等の決定過程の在り方、自治体によって異なる津波ハザードマップ等の表示方法の見直しの必要性、建設技能労働者の適切な賃金水準の確保に向けた取組、オートマチック車の急発進・急加速等による事故の防止に向けた対応状況、横浜シーサイドラインの逆走事故の原因究明と再発防止策、ドローン物流の更なる展開に向けた取組の必要性、空き家対策の取組状況及び今後の推進方策、新たな在留資格制度を踏まえた外国人材の住まいの確保に向けた取組、平成30年7月豪雨被害を踏まえたダム操作の課題及び河川改修の必要性、無電柱化推進に向けた地下埋設物の関係者との調整及び情報共有の在り方などの諸問題が取り上げられた。

6月18日、新交通システムにおける自動運転技術等に関する実情調査のため、東京都に視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年3月7日(木) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について石井国土交通大臣から所信を聴いた。

○平成31年3月12日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について石井国土交通大臣、工藤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

足立敏之君(自民)、野田国義君(立憲)、青木愛君(民主)、舟山康江君(民主)、三浦信祐君(公明)、室井邦彦君(維希)、行田邦子君(維希)、山添拓君(共産)、平山佐知子君(無ク)

○平成31年3月20日(水) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付)

平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国土交通省所管）について石井国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

井上義行君（自民）、朝日健太郎君（自民）、野田国義君（立憲）、青木愛君（民主）、舟山康江君（民主）、矢倉克夫君（公明）、室井邦彦君（維希）、山添拓君（共産）、平山佐知子君（無ク）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年3月28日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣、塚田国土交通副大臣、阿達国土交通大臣政務官、田中国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

中泉松司君（自民）、酒井庸行君（自民）、野田国義君（立憲）、青木愛君（民主）、里見隆治君（公明）、室井邦彦君（維希）、山添拓君（共産）、平山佐知子君（無ク）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成31年4月9日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建設業における事業者の労働環境及び処遇の改善に関する件、医療サービスを目的とする訪日外国人の受入体制に関する件、下関北九州道路に係る国の直轄調査の在り方に関する件、国土交通省関連業種における外国人の就

労に関する件、防災気象情報を活用した防災体制の強化に関する件、国土交通省における障害者雇用に関する件、無電柱化の推進に関する件等について石井国土交通大臣、門山法務大臣政務官、上野厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、野田国義君（立憲）、増子輝彦君（民主）、三浦信祐君（公明）、行田邦子君（維希）、山添拓君（共産）、平山佐知子君（無ク）

- 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案（閣法第43号）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月11日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案（閣法第43号）について石井国土交通大臣、高鳥農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

大野泰正君（自民）、野田国義君（立憲）、青木愛君（民主）、三浦信祐君（公明）、行田邦子君（維希）、山添拓君（共産）、平山佐知子君（無ク）

（閣法第43号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、無ク

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成31年4月16日（火）（第7回）

- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について石井国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月18日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について石井国務大臣、牧野国土交通副大臣、阿達国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った

後、可決した。

〔質疑者〕

朝日健太郎君（自民）、紙智子君（共産）、
舟山康江君（民主）、三浦信祐君（公明）、
室井邦彦君（維希）、野田国義君（立憲）、
平山佐知子君（無ク）

（閣法第24号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、共産、
無ク

反対会派 維希

なお、附帯決議を行った。

○平成31年4月25日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海上保安官の処遇改善に関する件、道路の老朽化対策に関する件、応急仮設住宅の供与の在り方に関する件、無人航空機の規制及び利活用に関する件、LNGバンカリングの推進に関する件、公共工事の施工時期の平準化に関する件、水循環施策の推進に関する件、下関北九州道路に係る国の直轄調査の在り方に関する件、トラック運送業における労働環境の改善及び人材確保の取組に関する件等について石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中野正志君（自民）、野田国義君（立憲）、
青木愛君（民主）、三浦信祐君（公明）、行
田邦子君（維希）、山添拓君（共産）、平山
佐知子君（無ク）

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月9日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について石井国務大臣、大塚国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、野田国義君（立憲）、
舟山康江君（民主）、三浦信祐君（公明）、
行田邦子君（維希）、山添拓君（共産）、平
山佐知子君（無ク）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月14日（火）（第11回）

- 道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月16日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、野田国義君（立憲）、
増子輝彦君（民主）、矢倉克夫君（公明）、
室井邦彦君（維希）、山添拓君（共産）、平
山佐知子君（無ク）

（閣法第39号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月21日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 南海トラフ地震に係る防災対策に関する件、スーパー・メガリージョン構想の推進に関する件、ライドシェア規制の在り方に関する件、インフラシステムの海外展開に関する件、2020年東京大会関連工事における労働環境の改善に関する件、輸入自動車の整備用部品供給に係る競争環境の在り方に関する件、高規格堤防の整備の推進に関する件、貨物自動車運送事業における働き方改革に関する件、地方整備局の定員合理化の在り方に関する件、水難・海難事故の防止及び救助活動に関する

件等について石井国土交通大臣、牧野国土交通副大臣、阿達国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、野田国義君（立憲）、青木愛君（民主）、舟山康江君（民主）、矢倉克夫君（公明）、三浦信祐君（公明）、室井邦彦君（維希）、山添拓君（共産）、平山佐知子君（無ク）

- 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月23日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

朝日健太郎君（自民）、山添拓君（共産）、青木愛君（民主）、三浦信祐君（公明）、行田邦子君（維希）、野田国義君（立憲）、平山佐知子君（無ク）

（閣法第40号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、無ク

反対会派 なし

○令和元年5月30日（木）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年6月4日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、野田国義君（立憲）、

増子輝彦君（民主）、矢倉克夫君（公明）、行田邦子君（維希）、山添拓君（共産）、平山佐知子君（無ク）

（閣法第52号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月6日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長谷公一君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理津村啓介君、同盛山正仁君、同森山浩行君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

舟山康江君（民主）、山添拓君（共産）

（衆第11号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 海外で発生した災害に対する支援体制の在り方に関する件、我が国におけるインフラの整備水準の向上に関する件、地域における道路整備の在り方に関する件、建設業就業者の労働環境及び処遇の改善に関する件、横浜シーサイドラインにおける逆走事故に関する件、津波ハザードマップ等の表示方法に関する件、空き家対策の推進に関する件、平成30年7月豪雨被害を踏まえたダム操作等の在り方に関する件、無電柱化の推進に関する件等について石井国土交通大臣、牧野国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、野田国義君（立憲）、舟山康江君（民主）、三浦信祐君（公明）、室井邦彦君（維希）、山添拓君（共産）、平山佐知子君（無ク）

○令和元年6月11日（火）（第18回）

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第2号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産、無ク

反対会派 なし

○令和元年6月26日(水) (第19回)

- 請願第2015号外10件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第47号外231件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	那谷屋 正義 (立憲)	佐藤 信秋 (自民)	芝 博一 (立憲)
理事	滝沢 求 (自民)	弘成 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	森 まさこ (自民)	徳茂 雅之 (自民)	山本 博司 (公明)
理事	宮沢 由佳 (立憲)	中川 雅治 (自民)	市田 忠義 (共産)
理事	片山 大介 (維希)	松山 政司 (自民)	武田 良介 (共産)
	尾辻 秀久 (自民)	宮島 喜文 (自民)	— 欠員1名 —
	大沼 みずほ (自民)	柳田 稔 (民主)	

(31.2.7 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出(環境委員長)3件の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類73件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第33号)は、沖合の海底の自然環境の保全を図るため、沖合海底自然環境保全地域の指定及び当該地域内における海底の形質を変更するおそれがある特定の行為に対する許可制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、海洋保護区設定の在り方、本法律案による規制と沖合の海底の資源開発、利用との調整の在り方、海洋環境の保全に係る監視体制の強化策、沖合域における生物多様性等の調査研究の充実の必要性、外国船舶の違法行為に対する本法律案の抑止効果等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)は、フロン類を冷媒として利用する業務用冷凍空調機器である第一種特定製品について、廃棄等に際してのフロン類の回収率が4割弱にとどまる状況等を踏まえ、第一種特定製品の廃棄や、建築物の解体等に際してのフロン類の回収を確認するための書面の交付、保存等の措置について定めるとともに、フロン類の引渡義務に違反した者への直接罰の創設等の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案の審査に先立ち、委員派遣を行い、フロン回収現場やフロン破壊処理施設等の実情調査を実施した。

委員会においては、フロン類廃棄時回収率低迷の要因及びその向上に向けた方策、機器引取り時の新たな規制の実効性確保の取組、フロン類排出抑制対策における都道府県への国の支援の重要性、グリーン冷媒の安全性確保及び普及の在り方、フロン類の中長期的な廃絶方針の具体化の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決され

た。なお、附帯決議が付された。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第14号）は、最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、第一種動物取扱業の適正化を図るため、登録拒否事由の追加、遵守すべき基準の具体化、出生後56日未満の犬又は猫の引渡し等に関する特例の廃止等により規制を強化するとともに、動物の適正な飼養及び保管を図るため、特定動物の飼養及び保管の目的の限定化、マイクロチップを装着した犬又は猫についての登録制度の創設等を行い、あわせて愛護動物に対する殺傷罪等の罰則を強化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、幼齢の犬猫の販売規制の在り方、マイクロチップ装着義務化に係る制度設計等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

浄化槽法の一部を改正する法律案（衆第16号）は、浄化槽による汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理をより一層促進するため、浄化槽処理促進区域の指定及び公共浄化槽に係る制度を整備するとともに、浄化槽台帳の作成、特定既存単独処理浄化槽に対する措置等を講じようとするものである。

委員会においては、今後の浄化槽の果たす役割、公共浄化槽の整備により市町村の負担が増加する懸念等について質疑が行われ、採決の結果、多数をもって可決された。

愛玩動物看護師法案（衆第18号）は、最近の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の国家資格を創設するとともに、愛玩動物看護師の業務を明確化するなど、その業務が適正に運用されるように規律を定めようとするものであ

る。

委員会においては、国家資格化の意義、愛玩動物看護師の処遇改善の見通し及びその必要性、今後の獣医療体制の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月18日～19日、大阪府、滋賀県及び岡山県の環境及び公害問題に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定されるフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の審査に資するため、大阪府、滋賀県及び岡山県へ委員派遣を行った。

3月12日、環境行政等の基本施策について原田国務大臣から所信を聴くとともに、平成31年度環境省予算及び環境保全経費の概要について城内環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について荒井公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務について更田原子力規制委員会委員長からそれぞれ説明を聴いた。

3月14日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、原子力事故と自然災害との複合災害に対応した避難計画策定の必要性、中国の輸入禁止による廃プラスチックの国内保管量増大への対応策、平成30年7月豪雨による災害廃棄物対策等に係る国庫補助を次年度以降も継続する必要性、食品ロス削減目標に関する環境省の意向、パリ協定実施指針の一部項目で途上国に柔軟性が認められたことへの見解、電気事業分野に係る「平成28年2月合意」の枠組みを見直す必要性等について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成31年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、環境問題解決に向けたESG金融の重要性に対する環境大臣の所見、幼齢犬猫の販売等の制限に関する調査報告書の訂正に対する環境大臣の所感、カーボンプライシング導入の結論を下す時期、国立公園満喫プロジェクトの取組状況及び国際観光旅客税の活用方針、プラスチックごみ対策についてG20の場で日本が各国をリードする方策、水俣病特措法対象外の潜在的被害者の救済策を検討する必要性等について質疑を行った。

5月23日、プラスチックごみの実態把握調査におけるマイクロプラスチックの発

生源調査の有無、海洋プラスチックごみ対策アクションプランの検討状況、G20において食品ロス削減の取組及び情報発信を行う必要性、気候変動の長期戦略策定のための懇談会における実質的議論が非公開となっていることの是非、産業廃棄物である廃プラスチック類の市町村受入れの要請と廃棄物処理ルールとの関係に対する環境省の見解等について質疑を行った。

6月11日、除去土壌の再生利用実証事業に係る住民への事前説明が不十分である懸念、除去土壌の輸送に係る一層の安全確保の必要性、JESCO法に基づく中間貯蔵除去土壌等の最終処分に関する国会報告の在り方に対する認識等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年2月7日(木) (第1回)

- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成31年3月12日(火) (第2回)

- 環境行政等の基本施策に関する件について原田国務大臣から所信を聴いた。
- 平成31年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について城内環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について荒井公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- 原子力規制委員会の業務に関する件について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成31年3月14日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について原田国務大臣、あきもと環境副大臣、城内環境副大臣、舞立内閣府大臣政務官、菅家大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

森まさこ君（自民）、宮沢由佳君（立憲）、柳田稔君（民主）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維希）、武田良介君（共産）

○平成31年3月20日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について原田環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、宮沢由佳君（立憲）、柳田稔君（民主）、山本博司君（公明）、片山大介君（維希）、市田忠義君（共産）
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成31年4月16日（火）（第5回）

○自然環境保全法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について原田環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月23日（火）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○自然環境保全法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について原田環境大臣、城内環境副大臣、勝俣環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

滝沢求君（自民）、宮沢由佳君（立憲）、柳田稔君（民主）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維希）、武田良介君（共産）
（閣法第33号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月23日（木）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○内陸部におけるマイクロプラスチックの発生防止策に関する件、海洋プラスチックごみ対策アクションプランの検討状況に関する件、G20において食品ロス削減の取組及び情報発信を行う必要性に関する件、パリ協定に基づく気候変動の長期戦略の策定に関する件、産業廃棄物である廃プラスチック類の市町村受入れの要請と廃棄物処理ルールとの関係に関する件等について原田環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮沢由佳君（立憲）、柳田稔君（民主）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維希）、

武田良介君（共産）

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について原田環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月28日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について原田環境大臣、城内環境副大臣、勝俣環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大沼みずほ君（自民）、宮沢由佳君（立憲）、柳田稔君（民主）、山本博司君（公明）、片山大介君（維希）、武田良介君（共産）

（閣法第56号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月11日（火）（第9回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○住民の意向を踏まえた福島県内の除去土壌の処理の在り方に関する件、福島県内の除去土壌の中間貯蔵施設搬入に当たっての安全性確保に関する件等について原田環境大臣、あきもと環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福島みずほ君（立憲）、片山大介君（維希）、武田良介君（共産）

○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長秋葉賢也君から趣旨説明を聴き、衆議院環境委員長代理小宮山泰子君、同生方幸夫君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

福島みずほ君（立憲）、武田良介君（共産）
（衆第14号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○浄化槽法の一部を改正する法律案(衆第16号)

(衆議院提出)について提出者衆議院環境委員長秋葉賢也君から趣旨説明を聴き、衆議院環境委員長代理生方幸夫君、同小林鷹之君、同小宮山泰子君、原田環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

宮沢由佳君(立憲)、武田良介君(共産)

(衆第16号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
反対会派 共産

○令和元年6月20日(木)(第10回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○愛玩動物看護師法案(衆第18号)(衆議院提出)

について提出者衆議院環境委員長秋葉賢也君から趣旨説明を聴き、衆議院環境委員長代理生方幸夫君、同鬼木誠君、同高木美智代君、同小宮山泰子君、原田環境大臣、高鳥農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

宮沢由佳君(立憲)、武田良介君(共産)

(衆第18号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月26日(水)(第11回)

○請願第48号外72件を審査した。

○環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○平成31年2月18日(月)、19日(火)

○大阪府、滋賀県及び岡山県の環境及び公害問題に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定されるフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正す

る法律案の審査に資するため

[派遣地]

大阪府、滋賀県、岡山県

[派遣委員]

那谷屋正義君(立憲)、滝沢求君(自民)、

宮沢由佳君(立憲)、片山大介君(維希)、

竹谷とし子君(公明)、武田良介君(共産)

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	鉢呂 吉雄（立憲）	磯崎 仁彦（自民）	大塚 耕平（民主）
理事	岡田 直樹（自民）	古賀 友一郎（自民）	榛葉 賀津也（民主）
理事	岡田 広（自民）	佐藤 正久（自民）	福山 哲郎（立憲）
理事	小川 敏夫（立憲）	高野 光二郎（自民）	西田 実仁（公明）
理事	片山 虎之助（維希）	塚田 一郎（自民）	山口 那津男（公明）
	阿達 雅志（自民）	舞立 昇治（自民）	小池 晃（共産）
	青山 繁晴（自民）	渡辺美知太郎（自民）	(31.2.1 現在)

（1）審議概観

第198回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を1回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、1回開かれ、枝野幸男君、玉木雄一郎君、志位和夫君及び片山虎之助君が発言者となって、安倍内閣総理大臣との間で討議が行なわれた。

6月19日の合同審査会では、佐藤勉衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、年金制度に対する国民の不安に向き合い説明責任を果たすことの重要性、医療・介護・保育・障害者福祉に関する自己負

担合計額に上限を設定する「総合合算制度」導入の提案、介護・医療等従事者の待遇改善・賃金の底上げにより慢性の人手不足の改善を図る必要性、5年前の財政検証時の前提が既に崩れているため年金制度の維持が困難になりつつあるとの指摘に対する見解、国民の年金制度への不信感や将来不安を払拭するため内需とりわけ消費・家計を下支えする経済政策の必要性、公的年金の所得代替率低下を回避するためにマクロ経済スライドを廃止し高額所得者優遇の保険料のあり方を見直す方策の是非、今国会中に内閣不信任案や総理問責決議案が提出された際の対応及び衆議院解散の有無等について討議が行われた。

委員会経過

○平成31年2月1日(金)（第1回）

- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○令和元年6月19日(水)（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○令和元年6月19日(水)（合同審査会第1回）

- 国家の基本政策に関する件について枝野幸男君、玉木雄一郎君、志位和夫君及び片山虎之助君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	金子 原二郎（自民）	太田 房江（自民）	青木 愛（民主）
理事	石井 準一（自民）	こやり 隆史（自民）	大島 九州男（民主）
理事	高橋 克法（自民）	進藤 金日子（自民）	大野 元裕（民主）
理事	二之湯 武史（自民）	滝沢 求（自民）	古賀 之士（民主）
理事	長谷川 岳（自民）	中泉 松司（自民）	田名部 匡代（民主）
理事	山下 雄平（自民）	中西 哲（自民）	熊野 正士（公明）
理事	蓮 舫（立憲）	中野 正志（自民）	平木 大作（公明）
理事	足立 信也（民主）	長峯 誠（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	谷合 正明（公明）	三木 亨（自民）	山本 香苗（公明）
理事	辰巳 孝太郎（共産）	元榮 太一郎（自民）	浅田 均（維希）
	青山 繁晴（自民）	吉川 ゆうみ（自民）	片山 大介（維希）
	朝日 健太郎（自民）	和田 政宗（自民）	藤巻 健史（維希）
	有村 治子（自民）	石橋 通宏（立憲）	岩渕 友（共産）
	宇都 隆史（自民）	杉尾 秀哉（立憲）	大門 実紀史（共産）
	大野 泰正（自民）	野田 国義（立憲）	薬師寺みちよ（無ク）

(31. 2. 6 現在)

（1）審議概観

第198回国会において、本委員会に付託された案件は、平成三十年度第2次補正予算2案、平成三十一年度総予算（3案）であり、いずれも可決された。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

平成三十年度第2次補正予算 平成三十年度補正予算2案（第2号及び特第2号）は、1月28日国会に提出され、2月7日に成立した。

委員会では、衆議院からの送付の後、2月6日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から質疑に入り、翌7日には締めくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、2案は可決された。

委員会の質疑においては、国、地方の財政の現状と課題、災害対策及び国土強

靱化の取組、我が国経済の現状及び賃金の動向、毎月勤労統計調査における不適切な処理に係る問題、日銀の金融緩和と政策の妥当性、農業振興及び食料安定供給の在り方、中小企業支援策の推進、被虐待児童の保護体制強化の必要性、国の機関における障害者雇用への対応、日米地位協定、在日米軍基地の問題点、日ロ外交の進め方、新たな防衛大綱及び防衛予算の問題等が取り上げられた。

平成三十一年度総予算 平成三十一年度総予算（3案）は、1月28日国会に提出され、3月27日に成立した。

委員会では、2月6日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、3月4日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑に加え、3月6日には統計問題・内外の諸情勢に関する集中審議、13

日及び14日には社会保障・内外の諸情勢に関する集中審議、18日には安全保障・内外の諸情勢に関する集中審議、25日には安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議を行った。

3月12日には公聴会を開催し、19日及び20日には各委員会に審査を委嘱（外交防衛委員会については22日を追加）したほか、予備審査中の2月18日及び19日の2日間、長崎県及び佐賀県に委員を派遣して現地調査を行った。

3月27日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、3案は可決され

た。

委員会の質疑においては、財政健全化への取組、日銀の金融緩和政策の妥当性、消費税率引上げ対策の効果と課題、幼児教育、保育の無償化をめぐる諸課題、児童虐待防止対策の強化、辺野古沖埋立事業をめぐる諸問題、日ロ等の外交に取り組む政府の姿勢、農林水産業振興政策の在り方、インフラ整備・維持の重要性、原子力発電所をめぐる諸問題、改元と皇位継承、毎月勤労統計調査における不適切な処理に係る問題等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成31年2月6日(水) (第1回)

― 総括質疑 ―

- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（予）
平成三十一年度特別会計予算（予）
平成三十一年度政府関係機関予算（予）
平成三十年年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）
平成三十年年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）
以上5案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成三十一年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）
平成三十年年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）
以上両案について安倍内閣総理大臣、河野外務大臣、根本厚生労働大臣、茂木内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、岩屋防衛大臣、石田総務大臣、柴山文部科学大臣、吉川農林水

産大臣、片山内閣府特命担当大臣、世耕経済産業大臣、山本内閣府特命担当大臣、原田環境大臣、山下法務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、石井国土交通大臣、政府参考人、参考人日本銀行調査統計局長関根敏隆君及び同銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、大塚耕平君（民主）、石橋通宏君（立憲）、野田国義君（立憲）、長谷川岳君（自民）、山下雄平君（自民）

○平成31年2月7日(木) (第2回)

― 総括質疑・締めくくり質疑 ―

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）
平成三十年年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）
以上両案について安倍内閣総理大臣、石田総務大臣、山本内閣府特命担当大臣、石井国土交通大臣、根本厚生労働大臣、世耕経済産業大臣、山下法務大臣、柴山文部科学大臣、菅内閣官房長官、河野外務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、茂木内閣府特命担当大臣、岩屋防衛大臣、吉川農林水産大臣、平井内閣府特命担当大臣、浮島文部科学副大臣、政府参考人及び会計検査院

当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・ 総括質疑
〔質疑者〕

山本香苗君（公明）、河野義博君（公明）、東徹君（維希）、藤巻健史君（維希）、倉林明子君（共産）、井上哲士君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

・ 締めくり質疑
〔質疑者〕

大野元裕君（民主）、福島みずほ君（立憲）、熊野正士君（公明）、片山大介君（維希）、辰巳孝太郎君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

（平成三十年度第2次補正予算）

賛成会派 自民、公明、維希、無ク

反対会派 民主、立憲、共産

○平成31年3月4日（月）（第3回）

— 基本的質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、根本厚生労働大臣、山本国土大臣、柴山文部科学大臣、麻生財務大臣、渡辺復興大臣、茂木国土大臣、世耕経済産業大臣、吉川農林水産大臣、岩屋防衛大臣、石井国土交通大臣、菅内閣官房長官、河野外務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、片山国土大臣、石田総務大臣、横畠内閣法制局長官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君（民主）、舟山康江君（民主）、森ゆうこ君（民主）、有村治子君（自民）、堀井巖君（自民）

○平成31年3月5日（火）（第4回）

— 基本的質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、岩屋防衛大臣、根本厚生労働大臣、茂木内閣府特命担当大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、麻生国土大臣、石田総務大臣、櫻田国土大臣、河野外務大臣、石井国土大臣、世耕経済産業大臣、柴山文部科学大臣、山本国土大臣、吉川農林水産大臣、菅内閣官房長官、大口厚生労働副大臣、浮島文部科学副大臣、郷原参議院事務総長、政府参考人及び参考人毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会委員長樋口美雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（立憲）、蓮舫君（立憲）、山本博司君（公明）、矢倉克夫君（公明）、清水貴之君（維希）、儀間光男君（維希）、小池晃君（共産）、辰巳孝太郎君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成31年3月6日（水）（第5回）

— 集中審議（統計問題・内外の諸情勢） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、根本厚生労働大臣、岩屋防衛大臣、平井内閣府特命担当大臣、石田総務大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、茂木国土大臣、麻生財務大臣、柴山文部科学大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、浮島文部科学副大臣、横畠内閣法制局長官、政府参考人、参考人毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会委員長樋口美雄君、前内閣総理大臣秘書官中江元哉君及び元厚生労働大臣官房統計情報部長姉崎猛君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、太田房江君（自民）、大塚耕平君（民主）、磯崎哲史君（民主）、小西洋之君（立憲）、杉久武君（公明）、松沢成文君（維希）、辰巳孝太郎君（共産）、吉良よし子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成三十一年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成31年3月7日(木) (第6回)

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岩屋防衛大臣、世耕経済産業大臣、平井国務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、石田総務大臣、根本厚生労働大臣、柴山文部科学大臣、山下法務大臣、菅内閣官房長官、政府参考人、参考人毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会委員長樋口美雄君、元厚生労働大臣官房統計情報部長姉崎猛君及び前内閣総理大臣秘書官中江元哉君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西哲君（自民）、こやり隆史君（自民）、青木愛君（民主）、森ゆうこ君（民主）、石橋通宏君（立憲）

○平成31年3月8日(金) (第7回)

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣官房長官、岩屋防衛大臣、山本内閣府特命担当大臣、世耕経済産業大臣、石田総務大臣、根本厚生労働大臣、柴山文部科学大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、茂木国務大臣、河野外務大臣、渡辺復興大臣、麻生財務大臣、片山内閣府特命担当大臣、塚田国土交通副大臣、中根内閣府副大臣、大口

厚生労働副大臣、横畠内閣法制局長官、一宮人事院総裁、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、最高裁判所当局、参考人毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会委員長樋口美雄君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（立憲）、三浦信祐君（公明）、浅田均君（維希）、岩渕友君（共産）、※武田良介君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

※関連質疑

○平成31年3月12日(火) (公聴会 第1回)

○平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）

平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）

平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

東京大学大学院経済学研究科教授 川口大司君

株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員 河村小百合君

兵庫県立大学理事長

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長 五百旗頭真君

沖縄国際大学大学院教授 前泊博盛君

公益財団法人あすのば代表理事 小河光治君

みらい子育て全国ネットワーク代表

合同会社リスペクトイーター代表 天野妙君

・公述人（川口大司君、河村小百合君）に対する質疑（経済・財政）

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、大島九州男君（民主）、高瀬弘美君（公明）、藤巻健史君（維希）、辰巳孝太郎君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

・公述人（五百旗頭真君、前泊博盛君）に対する質疑（外交・安全保障）

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、小西洋之君（立憲）、大野元裕君（民主）、谷合正明君（公明）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

- ・公述人（小河光治君、天野妙君）に対する質疑（教育・子育て支援）

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、石橋通宏君（立憲）、森ゆうこ君（民主）、宮崎勝君（公明）、高木かおり君（維希）、吉良よし子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成31年3月13日（水）（第8回）

— 集中審議（社会保障・内外の諸情勢） —

- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、根本厚生労働大臣、岩屋防衛大臣、原田環境大臣、世耕経済産業大臣、柴山文部科学大臣、茂木内閣府特命担当大臣、片山内閣府特命担当大臣、山本内閣府特命担当大臣、石井国土交通大臣、浮島文部科学副大臣、大口厚生労働副大臣、中村文部科学大臣政務官、横島内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長浜博行君（立憲）、大島九州男君（民主）、石上俊雄君（民主）、佐々木さやか君（公明）、大沼みずほ君（自民）

○平成31年3月14日（木）（第9回）

— 集中審議（社会保障・内外の諸情勢） —

- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、根本厚生労働大臣、岩屋防衛大臣、石田総務大臣、山下法務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、吉川農林水産大臣、石井国土交通大臣、麻生財務大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参

考人に対し質疑を行った。

以上3案について沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会については3月19日の1日間、内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については3月20日の1日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

〔質疑者〕

大沼みずほ君（自民）、中泉松司君（自民）、片山虎之助君（維希）、山口和之君（維希）、倉林明子君（共産）、紙智子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成31年3月15日（金）（第10回）

— 一般質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について根本厚生労働大臣、石田総務大臣、岩屋防衛大臣、麻生国務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、平井内閣府特命担当大臣、世耕経済産業大臣、山下法務大臣、横島内閣法制局長官、政府参考人及び参考人統計委員会委員長代理北村行伸君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、川合孝典君（民主）、※矢田わか子君（民主）、伊藤孝江君（公明）、片山大介君（維希）、山添拓君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク） ※関連質疑

○平成31年3月18日（月）（第11回）

— 集中審議（安全保障・内外の諸情勢） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、根本厚生労働大臣、石井国土交通大臣、山本内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、片山内閣府特命担当大臣、吉川農林水産大臣、世耕経済産業大臣、岩屋防衛大臣、河野外務大臣、柴山文部科学大臣、茂木国務大臣、原田環境大臣、山下法務大臣、宮腰国務大臣、菅内閣官房長官、鈴木総務副大臣、高野農林水産大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局、参考人統計委員会委員長代理北村行伸君、毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会委員長樋口美雄君、元毎月勤労統計の改善に関する検討会座長阿部正浩君、元厚生労働大臣官房統計情報部長姉崎猛君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、三宅伸吾君（自民）、新妻秀規君（公明）、大野元裕君（民主）、山本太郎君（民主）、石橋通宏君（立憲）、川田龍平君（立憲）、辰巳孝太郎君（共産）、仁比聡平君（共産）、浅田均君（維希）、片山大介君（維希）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成31年3月22日（金）（第12回）

— 一般質疑 —

- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について外交防衛委員会については審査を委嘱する期間に3月22日の1日間を追加することを決定した。

以上3案について参考人の出席を求めらることを決定した後、櫻田国務大臣、世耕経済産業大臣、麻生財務大臣、石田総務大臣、菅内閣官房長官、根本厚生労働大臣、岩屋防衛大臣、山下法務大臣、柴山文部科学大臣、宮腰国務大臣、山本国家公安委員会委員長、茂木内閣府特命担当大臣、佐藤外務副大臣、郷原参議院事務総長、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人株式会社国際協力銀行代表取締役総裁前田匡史君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、白眞勲君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、大野元裕君（民主）、※伊藤孝恵君（民主）、森ゆうこ君（民主）、高瀬弘美君（公明）、竹内真二君（公明）、行田邦子君（維希）、浅田均君（維希）、吉良よし子君（共産）、※田村智子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク） ※関連質疑

○平成31年3月25日（月）（第13回）

— 集中審議（安倍内閣の基本姿勢） —

- 参考人の出席を求めらることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、石井国土交通大臣、吉川農林水産大臣、世耕経済産業大臣、石田総務大臣、岩屋防衛大臣、河野外務大臣、櫻田国務大臣、根本厚生労働大臣、茂木内閣府特命担当大臣、麻生国務大臣、宮腰国務大臣、柴山文部科学大臣、永岡文部科学副大臣、鈴木財務副大臣、郷原参議院事務総長、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び日本放送協会会長上田良一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、有田芳生君（立憲）、吉川沙織君（立憲）、森本真治君（民主）、徳永エリ君（民主）、平木大作君（公明）、藤巻健史君（維希）、儀間光男君（維希）、山下芳生君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

- 各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成31年3月26日（火）（第14回）

— 一般質疑 —

- 参考人の出席を求めらることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について柴山文部科学大臣、櫻田国

務大臣、石井国土交通大臣、菅内閣官房長官、根本厚生労働大臣、山下法務大臣、麻生財務大臣、世耕経済産業大臣、岩屋防衛大臣、渡辺復興大臣、山本国家公安委員会委員長、原田環境大臣、片山内閣府特命担当大臣、吉川農林水産大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、阿達国土交通大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

朝日健太郎君（自民）、小川敏夫君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、浜口誠君（民主）、※木戸口英司君（民主）、大島九州男君（民主）、熊野正士君（公明）、片山大介君（維希）、辰巳孝太郎君（共産）、※田村智子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

※関連質疑

○平成31年3月27日（水）（第15回）

— 締めくくり質疑 —

- 平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、根本厚生労働大臣、菅内閣官房長官、河野外務大臣、岩屋防衛大臣、世耕経済産業大臣、茂木国務大臣、吉川農林水産大臣、柴山文部科学大臣、石田総務大臣、麻生国務大臣、渡辺復興大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、森ゆうこ君（民主）、谷合正明君（公明）、浅田均君（維希）、井上哲士君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

（平成三十一年度総予算）

賛成会派 自民、公明、無ク

反対会派 立憲、民主、維希、共産

○令和元年6月26日（水）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に

一任することに決定した。

委員派遣

○平成31年2月18日（月）、19日（火）

- 平成31年度総予算の審査に資するため

〔派遣地〕

長崎県、佐賀県

〔派遣委員〕

金子原二郎君（自民）、石井準一君（自民）、高橋克法君（自民）、二之湯武史君（自民）、長谷川岳君（自民）、山下雄平君（自民）、谷合正明君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、朝日健太郎君（自民）、小西洋之君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、田名部匡代君（民主）、浅田均君（維希）、薬師寺みちよ君（無ク）

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	石井 みどり (自民)	中西 祐介 (自民)	矢田 わか子 (民主)
理事	岩井 茂樹 (自民)	二之湯 智 (自民)	小川 勝也 (立憲)
理事	豊田 俊郎 (自民)	馬場 成志 (自民)	風間 直樹 (立憲)
理事	西田 昌司 (自民)	福岡 資麿 (自民)	又市 征治 (立憲)
理事	伊藤 孝恵 (民主)	藤井 基之 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	竹谷 とし子 (公明)	藤末 健三 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	仁比 聡平 (共産)	古川 俊治 (自民)	石井 苗子 (維希)
	石井 浩郎 (自民)	松下 新平 (自民)	行田 邦子 (維希)
	島村 大 (自民)	宮本 周司 (自民)	高木 かおり (維希)
	そのだ 修光 (自民)	古賀 之士 (民主)	吉良 よし子 (共産)

(31. 1. 29 現在)

(1) 審議概観

第198回国会における本委員会付託案件は、平成二十九年度決算外2件（第197回国会提出）、平成二十九年度予備費2件（第196回国会提出）である。

なお、平成二十九年度予備費2件は、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）である。

審査の結果、平成二十九年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成二十九年度予備費2件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔平成二十九年度決算の審査〕

平成二十九年度決算外2件は、第197回国会の平成30年11月20日に提出され、今

国会の平成31年1月29日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、4月4日に安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、4月8日の委員会において、1月28日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十八年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、平成28年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成二十八年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
(1) 松山刑務所の開放的施設である大井造船作業場からの受刑者の逃走事件に関	(1) 刑務所の開放的施設における受刑者の逃走事件については、松山刑務所大井

<p>し、法務省は未然に防止できず、身柄が確保されるまでの23日間にわたり、地域住民に多大な不安を生じさせるとともに、検問等により極めて不便な日常生活を強いることとなったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、受刑者の更生に資する開放的施設となるよう適切に運用することを堅持しつつ、開放的施設の保安警備等を早急に見直して再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>造船作業場の事件を受け、法務省内に検討委員会を立ち上げ、再発防止策を策定し、同作業場において、受刑者の心情把握の徹底を進めるほか、開放的施設における処遇の意義と保安警備のバランスを考慮しつつ、防犯カメラの設置等を進めているところである。</p> <p>また、その他の開放的施設における同様の事件の発生を防ぐため、受刑者の更生に資する開放的施設となるよう適切な運用を堅持しつつ、引き続き受刑者の心情把握の徹底及び適切な人的・物的警備の実施により、逃走防止策の有効性の確保に努めてまいる所存である。</p>
<p>(2)学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関し、本院の要請に基づく会計検査院の検査では、十分な根拠が確認できない状況で売却価格等の算定が行われていた事態などが明らかとなった。さらに、財務省が、国会において事実に基づかない答弁を行い、決裁文書の改ざんや交渉記録を廃棄したことなどにより、国会審議の前提が覆され、国民の信頼を著しく失わせたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、財務省の問題行為が、あってはならないことであるとの痛切な反省の上で、国有財産の管理及び処分手続を明確化し、処分価格等の客観性を確保するとともに、合理的な検証を確実に行うことができるよう、適切に行政文書を作成、管理すべきである。</p>	<p>(2)学校法人森友学園に対する国有地売却等に関する決裁文書の改ざん等の一連の問題行為については、真摯に反省し、適正な公文書管理の徹底や組織風土の改革を進めているところである。</p> <p>国有財産の管理処分手続等については、①公共性が高い随意契約において、必ず見積り合せを実施する、②地下埋設物の撤去費用については必ず民間業者が見積もりを行い、更に、地下埋設物による価格の減価が大きい場合には、外部有識者による第三者チェックを行う、③普通財産の売却等に係る決裁について、決裁文書として一体的に管理する書類や調書の記載内容を明確化するなどの見直しを行ったところである。</p> <p>今後とも、国有財産の管理処分や文書管理が適切に行われるよう努めてまいる所存である。</p>
<p>(3)平成28年12月に廃止措置への移行が決定された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅについて、数次にわたる保守管理の不備に対し、保全計画に基づく点検を適切に実施する体制の整備が図られていない</p>	<p>(3)高速増殖原型炉もんじゅの保守管理の不備については、原子力規制委員会の審査により認可した廃止措置計画に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構がもんじゅの廃止措置を安全かつ着実に実施するよう、もんじゅ廃止措置</p>

<p>ど安全が確保されなかったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、機構がもんじゅの廃止措置を安全かつ着実に実施するよう、厳重な監視を続けるとともに、今後の大型研究開発プロジェクトにおいては、もんじゅの反省を踏まえ、安全確保に万全を期すべきである。</p>	<p>安全監視チーム会合を通じ、引き続き安全確保を最優先に厳重な監視を行うとともに、もんじゅ廃止措置現地対策チームを中心として指導・監督を行っているところである。</p> <p>また、関係機関に対して、もんじゅで得られた知見を踏まえた大型研究開発プロジェクトの安全確保について周知徹底を図ったところであり、今後とも、大型研究開発プロジェクトの安全確保に万全を期する所存である。</p>
<p>(4)日本年金機構において、委託業者の入力漏れ等が多数発生したことにより本来支払われるべき年金額が正しく支払われなかったこと、契約に違反して委託業者から中国の関連事業者への再委託が行われていたことなど機構のチェック体制が機能していなかったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、近年、機構において不祥事が頻発し、信頼が大きく揺らいでいることを重く受け止め、機構の調達手続や業務委託管理の抜本的な見直しを早急に進めるとともに、厚生労働省による厳格な指導監督を行うことにより、組織の立て直しと再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(4)日本年金機構の業務委託については、外部の専門家からなる「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」の提言に基づき、同機構が用意した場所で受託者に業務を行わせるインハウス型委託の推進、総合評価落札方式の適用の原則化等の取組みを着実に実行しているところである。</p> <p>また、同機構に対して業務改善命令を行い、その改善状況の報告を受けたところである。</p> <p>今後とも、同機構に対する厳格な指導監督を行うことにより、組織の立て直しと再発防止に万全を期してまいる所存である。</p>
<p>(5)株式会社商工組合中央金庫（商工中金）の危機対応業務における不正行為については、平成29年6月に本院が警告決議を行ったところであるが、全件調査の結果、全国で職員444名が関与し、融資実行額2,646億円を超える不正融資が行われていたことが明らかとなった。その後も新たな不正が多数判明し、商工中金において、組織的な隠蔽や書類のねつ造が常態化していたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、商工中金の在り方と危機対応業務の枠組みを抜本的に見直し、中小企</p>	<p>(5)株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務等における不正行為については、経済産業大臣の指示に基づき設置した「商工中金の在り方検討会」における取りまとめ結果を踏まえ、同社の危機対応業務を抜本的に見直すとともに、政府に「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」を設置し、同社のガバナンスを強化したところである。</p> <p>また、同社は、本委員会の了承を得て、平成30年5月に新たなビジネスモデルを業務改善計画として策定し、同年10月に中期経営計画をとりまとめたところであ</p>

<p>業の経営支援に資するビジネスモデルの再構築やガバナンスの強化を図るとともに、主務官庁による適切な指導監督体制を構築して再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>る。 今後とも、不正行為の再発防止に万全を期することはもとより、同社が解体的出直しを図り、改革を着実に実行していくよう、指導・監督を徹底してまいりたい。</p>
<p>(6) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるスーパーコンピュータの研究開発に係る五助成事業の助成金35億円の一部を、株式会社ページコンピューティングが不正に受給し、同社の代表取締役が詐欺容疑等で起訴されたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、機構が立入検査等を実施したにもかかわらず、不正行為を防止できなかったことを重く受け止め、事業者に対して厳正に対処するとともに、国からの助成に係る研究開発事業の実施に当たっては、事業採択に係る審査過程の透明性の確保や抜き打ち検査の実施等を含めた抜本的な対策を講じるなど再発防止に万全を期し、機構に対し不正に係る助成金の返還請求を行うよう求めるべきである。</p>	<p>(6) スーパーコンピュータの研究開発に係る助成金の不正受給については、不正受給を行った事業者に対し、平成29年12月に補助金交付等停止措置を講じるとともに、平成30年2月に不正が認められている2つの事業の助成金と加算金を合わせた約9.4億円を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に返還させたところである。</p> <p>また、同機構は、採択審査過程の一層の透明性確保に努めるとともに、調査委員会による報告を踏まえ、抜き打ち検査の強化や専門家の同行による調査等の再発防止策に取り組んでいるところである。</p> <p>引き続き、公判の内容等も踏まえつつ、同機構が徹底的な対策を講じるよう対処してまいりたい。</p>
<p>(7) 除染事業における不適切な事案に対し、平成29年6月に本院が警告決議により是正を促したが、除染の請負事業者による宿泊費の水増し請求や、汚染土壌を詰めた汚染袋の不適切な取扱いなど、いまだに除染事業に係る不正や不適切な事案が相次いでいることは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、不適切な事案が後を絶たないことを重く受け止め、建設業界に対して企業統治の強化や法令遵守の徹底を要請し、現場における監督体制を強化するとともに、不適切な行為を行った事業者を指名停止とするなど厳正な措置を講じ、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(7) 福島第一原子力発電所事故の除染事業における相次ぐ不適切事案については、関係者に対して指名停止措置等を行ったところである。</p> <p>また、再発防止策として、環境省福島地方環境事務所における宿泊費の請求内容の確認を強化するとともに、受注業者に対し、汚染土壌収納容器の適正使用を指導したほか、建設業界へ企業統治の強化及び法令遵守の徹底等をあらためて要請しているところである。</p> <p>さらに、平成30年4月には、同事務所の組織を大幅に見直し、監督体制の強化を図っている。</p> <p>引き続き、除染事業の適切な実施及び</p>

<p>(8)陸上自衛隊のイラク日報に関し、平成29年3月に陸上自衛隊研究本部において該当文書が確認されていたにもかかわらず、速やかに防衛大臣等に報告されず、国会に対し結果として虚偽答弁を繰り返してきた。1年以上にわたり組織として対応が不適切であったこと、また、南スーダン日報に関する情報公開請求への対応がずさんであったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、イラク日報に係る事案が防衛省・自衛隊におけるシビリアンコントロールに関わる重大な問題であることを深刻に受け止め、組織文化や職員の意識の改革に全力で取り組むとともに、文書管理や情報公開が適切に行われるよう、再発防止策を徹底して実施すべきである。</p>	<p>再発防止に努めてまいりたい。</p> <p>(8)自衛隊における日報管理等については、イラク日報に係る事案の再発防止策として、防衛大臣の指示・命令を履行する体制の強化を行うとともに、行政文書の電子ファイル化や、行政文書管理・情報公開に関するチェック体制の強化を図ることとしている。</p> <p>また、行政文書管理・情報公開等に関する個々の隊員の意識改革を進め、情報公開等に迅速かつ確実に対応できる組織づくりを進めているところである。</p> <p>今後とも、これらの再発防止策を徹底し、文書管理、情報公開及び国会対応が適切に行われるよう努めてまいりたい。</p>
---	---

その後、令和元年6月3日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月10日には安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。平成二十九年度決算審査における質疑の主な項目は、政府の債務の状況と財政規律の在り方、統計に係る不適切事案の再発防止策、高齢運転者による交通事故防止に向けた方策、和牛遺伝資源及び植物新品種の海外への流出防止策などである。

6月10日の質疑終局の後、委員長より、平成二十九年度決算についての7項目から成る内閣に対する警告案及び17項目から成る平成29年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成二十九年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって

警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①災害関連情報システムの不適切な運用管理について、②平成三十年七月豪雨における情報伝達・発信等の不十分な対応について、③毎月勤労統計調査における不適切な取扱いについて、④外国人留学生の不十分な出入国・在留管理による所在不明等について、⑤公的機関における障害者の法定雇用率未達成について、⑥高速道路における道路構造物の不適切な点検等について、⑦防衛装備品等に係るコストデータベースシステムの不適切な整備についてである。

次に、平成29年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①地方創生先行型交付金の不適切な執行に対する検証について、②災害復旧事業及び耐震補強工事において整

備される施設の安全確保について、③中高年世代を含めた引きこもりの対策強化について、④男性の育児休業の取得推進について、⑤高齢運転者による交通事故の防止に向けた取組について、⑥高齢者等の消費者被害を防ぐ見守りネットワークの構築等について、⑦効果が発現していない政府開発援助事業について、⑧競馬等の高額な払戻金に係る所得に対する課税について、⑨高校生等奨学給付金制度における代理受領の確実な実施について、⑩官民イノベーションプログラムにおける政府出資金等の取扱いについて、⑪労災診療費の算定における労災治療計画加算の見直しについて、⑫地域医療情報連携ネットワークの低調な運用実態について、⑬児童虐待防止対策に取り組む児童相談所等の業務改善について、⑭アスベストによる健康被害の防止について、⑮和牛遺伝資源及び植物新品種の海外への流出防止について、⑯治山事業における不適切な事業実施等について、⑰官民ファンドの運用の在り方についてである。

次に、平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔平成二十九年度予備費の審査〕

平成二十九年度予備費2件のうち、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）は平成30年3月16日、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）は同年5月18日、いずれも第196回国会に提出された。令和元年5月21日に衆議院から受領した後、5月31日に本委員会に付託され、6月3日、

麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

6月3日に討論を行った後、採決の結果、平成二十九年度予備費2件についてはいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

平成31年1月29日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、同日及び令和元年5月20日、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、柳会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、平成31年4月8日、会計検査院における検査体制の強化に関する決議について会計検査院の講じた措置に関する件について、柳会計検査院長から説明を聴取した。

さらに、令和元年6月10日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、①外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について、②高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について、③福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について、④公的統計の整備に関する業務の実施状況等について、⑤政府情報システムの整備、運用、利用等の状況についてである。

(2) 委員会経過

○平成31年1月29日(火) (第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十九年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年度政府関係機関決算書
平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について柳会計検査院長から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について柳会計検査院長から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十九年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成31年4月4日(木) (第2回)

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成二十九年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、河野外務大臣、石井国土交通大臣、山下法務大臣、吉川農林水産大臣、柴山文部科学大臣、世耕経済産業大臣、岩屋防衛大臣、茂木国務大臣、根本厚生労働大臣、山本国務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、渡辺復興大臣、櫻田国務大臣、片山内閣府特命担当大臣、平井国務大臣、石田総務大臣、原田環境大臣、鈴木財務副大臣、塚田国土交通副大臣、あきもと環境副大臣、柳会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君(自民)、※豊田俊郎君(自民)、※吉川ゆうみ君(自民)、又市征治君(立憲)、※小川敏夫君(立憲)、磯崎哲史君(民主)、若松謙維君(公明)、清水貴之君(維希)、※石井苗子君(維希)、仁比聡平君(共産)、※吉良よし子君(共産) ※関連質疑

○平成31年4月8日(月) (第3回)

— 省庁別審査 —

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院における検査体制の強化に関する決議について会計検査院の講じた措置に関する件について柳会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十九年度決算外2件に関し、平成二十八年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成28年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。
- 平成二十九年度決算外2件中、財務省、農林水産省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について麻生国務大臣、世耕経済産業大臣、吉川農林水産大臣、茂木国務大臣、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤末健三君(自民)、藤木眞也君(自民)、小川勝也君(立憲)、又市征治君(立憲)、古賀之士君(民主)、矢田わか子君(民主)、竹谷とし子君(公明)、中山恭子君(維希)、高木かおり君(維希)、大門実紀史君(共産)

○平成31年4月15日(月) (第4回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十九年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、文部科学省及び沖縄振興開発金融公庫関係について柴山文部科学大臣、平井内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、宮腰内閣府特命担当大臣、片山国務大臣、一宮人事院総裁、杉本公正取引委員会委員長及び政

府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古川俊治君（自民）、小野田紀美君（自民）、
風間直樹君（立憲）、小川勝也君（立憲）、
矢田わか子君（民主）、伊藤孝恵君（民主）、
竹谷とし子君（公明）、高木かおり君（維希）、
石井苗子君（維希）、田村智子君（共産）

○平成31年4月22日（月）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十九年度決算外2件中、法務省、国土交通省、警察庁及び裁判所関係について石井国土交通大臣、山下法務大臣、山本内閣大臣、長野参議院法制局長、柳会計検査院長、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、福岡資麿君（自民）、
又市征治君（立憲）、小西洋之君（立憲）、
矢田わか子君（民主）、浜口誠君（民主）、
新妻秀規君（公明）、竹谷とし子君（公明）、
行田邦子君（維希）、石井苗子君（維希）、
仁比聡平君（共産）

○令和元年5月13日（月）（第6回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十九年度決算外2件中、国会、会計検査院、厚生労働省及び消費者庁関係について根本厚生労働大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、大塚国土交通副大臣、勝保環境大臣政務官、松本裁判官弾劾裁判所事務局長、柳会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国立病院機構理事長楠岡英雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、島村大君（自民）、風間直樹君（立憲）、小川勝也君（立憲）、矢田わか子君（民主）、浜口誠君（民主）、新妻秀規君（公明）、竹谷とし子君（公明）、高木かおり君（維希）、行田邦子君（維希）、仁比聡平君（共産）

○令和元年5月20日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する

調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について柳会計検査院長から説明を聞いた。

- 平成二十九年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について河野外務大臣、岩屋防衛大臣、佐藤外務副大臣、鈴木財務副大臣、柳会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構理事植嶋卓巳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松下新平君（自民）、宇都隆史君（自民）、
風間直樹君（立憲）、小西洋之君（立憲）、
古賀之士君（民主）、浜口誠君（民主）、竹谷とし子君（公明）、秋野公造君（公明）、
浅田均君（維希）、石井苗子君（維希）、吉良よし子君（共産）

○令和元年5月22日（水）（第8回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十九年度決算外2件中、復興庁、総務省及び環境省関係について原田環境大臣、渡辺復興大臣、石田内閣大臣、野上内閣官房副長官、高階厚生労働副大臣、安藤復興大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、元榮太一郎君（自民）、
川田龍平君（立憲）、小川勝也君（立憲）、
伊藤孝恵君（民主）、竹谷とし子君（公明）、
秋野公造君（公明）、行田邦子君（維希）、
石井苗子君（維希）、仁比聡平君（共産）

○令和元年6月3日（月）（第9回）

— 准総括質疑 —

- 平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第196回国会提出）（衆議院送付）

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第196回国会提出）（衆議院送付）

以上両件について麻生財務大臣から説明を聞いた。

- 平成二十九年度決算外2件及び予備費2件について茂木内閣府特命担当大臣、麻生財務大

臣、根本厚生労働大臣、片山国務大臣、石田総務大臣、柴山文部科学大臣、宮腰国務大臣、菅内閣官房長官、鈴木国務大臣、岩屋防衛大臣、吉川農林水産大臣、河野外務大臣、山本国務大臣、原田環境大臣、山下法務大臣、世耕経済産業大臣、柳会計検査院長、政府参考人、参考人日本銀行企画局長加藤毅君、同銀行総裁黒田東彦君及び同銀行業務局長林新一郎君に対し質疑を行い、

平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第196回国会提出）（衆議院送付）

平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第196回国会提出）（衆議院送付）

以上両件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、そのだ修光君（自民）、小川勝也君（立憲）、風間直樹君（立憲）、矢田わか子君（民主）、伊藤孝恵君（民主）、秋野公造君（公明）、竹谷とし子君（公明）、仁比聡平君（共産）、高木かおり君（維希）、石井苗子君（維希）

（平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産

（平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2））

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産

○令和元年6月10日（月）（第10回）

— 締めくり総括質疑 —

○平成二十九年決算外2件について安倍内閣総理大臣、根本厚生労働大臣、石田総務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、麻生国務大臣、岩屋防衛大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、原田環境大臣、河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十九年一般会計歳入歳出決算、平成二十九年特別会計歳入歳出決算、平成二十

九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年政府関係機関決算書を議決し、平成29年度決算審査措置要求決議を行い、

平成二十九年国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十九年国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

麻生財務大臣、石田総務大臣、山下法務大臣、河野外務大臣、柴山文部科学大臣、根本厚生労働大臣、吉川農林水産大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、原田環境大臣、岩屋防衛大臣、山本国務大臣、宮腰国務大臣及び片山内閣府特命担当大臣から発言があった。

〔質疑者〕

石井みどり君（委員長質疑）、礮崎陽輔君（自民）、※二之湯武史君（自民）、蓮舫君（立憲）、大塚耕平君（民主）、伊藤孝江君（公明）、東徹君（維希）、小池晃君（共産）

※関連質疑

（平成二十九年一般会計歳入歳出決算、平成二十九年特別会計歳入歳出決算、平成二十九年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維希、共産

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

（平成29年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

（平成二十九年国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維希、共産

（平成二十九年国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 自民、公明、共産

反対会派 立憲、民主、維希

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めるとを決定した。

○令和元年6月26日(水) (第11回)

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する

調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

－平成29年度決算審査措置要求決議－

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 地方創生先行型交付金の不適切な執行に対する検証について

平成27年度限りで内閣府が実施した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業については、会計検査院が18県及び280市町村を対象として検査したところ、28年度決算検査報告において交付対象とは認められない費用を含めるなどした2億2,434万円の不適切な執行が指摘された。その後、同事業について、21道府県及び371市町村を対象として引き続き検査したところ、29年度決算検査報告においても、地方公共団体が実施計画で定めた事業実施期間中に行っていない事業に係る費用を交付対象事業費に含めるなどした2億4,482万円の不適切な執行が指摘された。

政府は、会計検査院から交付金の使途等についての指摘を受けた場合は、同様の事態の有無などについて早急に検証を行い、地方公共団体等における不適切な執行等が確認された場合に、会計検査院の更なる指摘を待つことなく、国庫返納等の措置を講じさせるべきである。

2 災害復旧事業及び耐震補強工事において整備される施設の安全確保について

近年、我が国においては、地震や豪雨等による災害が激甚化しており、被災施設の速やかな復旧とともに、防災及び減災に向け、既存施設においても安全の確保が求められている。会計検査院が検査したところ、地方公共団体が実施した事業において、災害等により被害を受けたため池の堤体や擁壁の復旧工事の設計が不適切な事態や、耐震補強のための橋梁工事の設計が不適切な事態などが明らかとなった。

政府は、地方公共団体に対して、災害復旧事業及び耐震補強工事における設計についての理解を促進するとともに、委託した設計業務の成果品に対する検査が適切に行われるよう指導し、さらに、施設の安全確保を担う人材の育成、組織体制の強化、防災減災技術の活用等の支援を行うべきである。

3 中高年世代を含めた引きこもりの対策強化について

内閣府は、平成31年3月に引きこもり状態にある40歳から64歳の中高年世代が全国で推計61万3千人との調査結果を公表した。厚生労働省では、引きこもり地域支援センターにおいて、相談の実施や就労に向けた支援などを行ってきたが、中高年世代を含めた引きこもりの対策強化が必要な状況となっている。また、引きこもり支援事業者が、高齢の親を狙い著しく高額な料金を要求する事例等も発生していることが報道されている。

政府は、引きこもりの原因や事情が様々であることに鑑み、NPOなどと連携したきめ細かい対応を行うべく、引きこもり状態にある者の実状の把握、中高年世代の引きこもり状態にある者を含め本人や家族が相談しやすい窓口の整備、居場所づくりの支援、専門スタッフの一層の充実等を行うとともに、悪質な支援事業者による被害防止に向けた対策を講じるべきである。

4 男性の育児休業の取得推進について

内閣府は、第四次男女共同参画基本計画を策定し、男性中心の労働慣行等を変革するとともに、男性の育児への参画を進める観点から、男性の育児休業の取得について、令和2年までに取得率を13%とする成果目標を設定し、取得の推進に取り組んでいる。しかしながら、その取得率は国家公務員10.0%（平成29年度）、地方公務員4.4%（29年度）、民間企業5.14%（29年）であり、それぞれ成果目標達成の見通しが立っていない。また、取得期間についても、民間企業においては、1か月未満が83.1%、5日未満が56.9%と極めて短期間の取得が多い状況となっているなど、男性の実質的な育児参画に至っていない。

政府は、女性活躍の推進、子育て支援の観点から、男性の実質的な育児参画の推進に向けて、男性の育児休業取得の促進に係る取組状況等の調査を踏まえ、取得率の向上に向けた実効性のある取組を推進すべきである。

5 高齢運転者による交通事故の防止に向けた取組について

政府は、高齢運転者による交通事故防止のため、免許の更新時において、認知機能の検査とともに運転適性検査や実車による高齢者講習を実施するなど対策を講じてきた。運転免許の自主返納も行われ、返納件数は増加しているが、いまだ悲惨な事故が後を絶たない状況が続いている。事故防止には、日常生活における高齢者の自由な移動手段を確保する必要性にも配慮した上で、高齢運転者をめぐる交通安全対策の更なる充実強化が求められている。

政府は、認知機能等が低下した運転者を的確に把握し、免許の自主返納制度の周知や相談体制の一層の強化を図るとともに、安全運転サポート車限定免許等の高齢運転者の運転能力に応じた免許制度の導入を検討するなど、高齢運転者による事故防止に全力で取り組むべきである。

6 高齢者等の消費者被害を防ぐ見守りネットワークの構築等について

消費者庁は、平成20年度から31年度予算に地方消費者行政に係る交付金597億円を計上し、地方公共団体の取組を支援している。27年度からは地方消費者行政強化作戦に取り組んでおり、高齢者等の消費者被害を防ぐための人口5万人以上の全545市区町への見守りネットワークの構築等の政策目標を設定しているが、31年4月末時点で、見守りネットワークの構築が全体の2割に満たない104市区にとどまるなど、目標の多くが未達成となっている。

政府は、目標が未達成となっている原因の究明と地方公共団体に交付された交付金の活用状況の検証を行い、高齢者等の消費者被害防止に向けた実効性ある取組を強化すべきである。

7 効果が発現していない政府開発援助事業について

効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について、本委員会が平成28年度決算審査措置要求決議を行ったにもかかわらず、平成29年度決算検査報告では、エチオピアの助産院機材整備計画において、在エチオピア大使館が事業計画策定時に開業基準を十分確認していなかったり、ペルーの下水道整備事業において、施工管理を行うコンサルタントへの独立行政法人国際協力機構（JICA）による適切なモニタリングが行われていなかったことなどにより、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、会計検査院から、毎年のように効果が発現していないODA事業に関して指摘されていることを真摯に受け止め、事業実施機関等に対して早急に改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、事業実施機関等と直接交渉やモニタリングを行う在外公館及びJICAの体制強化をより一層図るべきである。

8 競馬等の高額な払戻金に係る所得に対する課税について

競馬等においては払戻金が高額になることがあるが、払戻金の支払における本人確認を行う仕組みは整備されていない。会計検査院が一口1,050万円以上の高額な払戻金について検査したところ、

所得税における申告納税制度の下、平成27年分の払戻金127億4,476万円のうち約8割が申告されていない状況となっていた。また、競馬等の払戻金に係る支払は、支払調書や源泉徴収の対象とされていないため、税務署等は高額な払戻金に関する情報を入手しておらず、税務調査では払戻金の支払を十分捕捉できない状況となっていた。

政府は、競馬等において、高額な払戻金を受けた者が適切に納税するよう、適正な申告を促す広報を充実させるとともに、高額な払戻金を受けた個人を特定するなど適正な課税の確保に資する制度を、関係機関と連携して構築すべきである。

9 高校生等奨学給付金制度における代理受領の確実な実施について

文部科学省の高校生等奨学給付金制度においては、保護者等から高校等に奨学給付金の受給等の委任があった場合、高校等が給付金を代理受領して、保護者等から徴収する授業料以外の教育費と相殺することができることとされている。会計検査院が19府県を検査したところ、12府県では代理受領が制度化されておらず、保護者等の教育費未納により高校等の生徒延べ193人が除籍や出席停止等の学業上の不利益を受けていることが明らかとなった。

政府は、生徒が教育費未納によって学業上の不利益を受けることのないよう、代理受領の実施状況のフォローアップを行うなど、制度の更なる改善に取り組むべきである。

10 官民イノベーションプログラムにおける政府出資金等の取扱いについて

東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学の4国立大学法人は、100%出資の子会社を介し設立したファンドを通じて、各大学法人の研究開発成果を活用する事業者等へ支援を行う官民イノベーションプログラムを実施している。会計検査院が検査したところ、平成28年度末において、事業者等への実支援額は46億円にとどまるなど低調となっていること、政府出資金1,000億円のうち447億円及び運営費交付金200億円のうち187億円の使途が未定となっており、各大学法人において資金が十分に活用されていないことが明らかとなった。

政府は、出資等を行った事業の効果を十分に検証するとともに、有効な活用方法について検討すべきである。

11 労災診療費の算定における労災治療計画加算の見直しについて

厚生労働省は、労災災害を被った労働者の早期の治癒と職場復帰のために、医療機関が労災治療計画書を作成することにより、労災診療費に労災治療計画加算を算定できることとしている。会計検査院が平成28年度の労災治療計画加算に係る労災診療費7万6,714件を検査したところ、労災治療計画書を作成していたのは3.2%にすぎず、入院基本料等に係る入院診療計画書で代用していたり、労災治療計画書と入院診療計画書の記載項目の多くが同一であるなど、加算を設けた趣旨がいかされていないことが明らかとなった。

政府は、労災治療計画加算について、医療機関における運用の実態等を把握するとともに、その趣旨をいかした運用の可能性を改めて検討した上で、廃止を含めて抜本的に見直すべきである。

12 地域医療情報連携ネットワークの低調な運用実態について

厚生労働省は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために平成26年度に創設した地域医療介護総合確保基金等を通じて、医療機関における診療データを共有する地域医療情報連携ネットワークの地方公共団体による整備を支援している。しかしながら、当該補助金等を活用して整備された全国211のネットワークにおける登録患者数は国内人口の1%にとどまるなど、多額な公費を投じながら費用対効果が極めて低い運用の状況等が審査の中で明らかとなった。

政府は、これまで地域医療情報連携ネットワークの整備のために支給された補助金が適切に執行されているかを検証し、その在り方を含め検討すべきである。

13 児童虐待防止対策に取り組む児童相談所等の業務改善について

厚生労働省は、これまでに児童虐待等防止対策に取り組んできたが、悲惨な児童虐待事件は後を絶たず、全国の児童相談所における平成29年度の児童虐待相談対応件数は、過去最高の13万3,778件（速報値）となる一方で、児童福祉司の数は3,240人とどまっている。30年度には政府全体として児童虐待防止対策を強化する必要から、令和4年度までに児童福祉司を5,260人に増加させること等を内容とする児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定されたが、一人当たりの児童福祉司の業務負担は重く、児童相談所等の体制を質・量ともに一層強化することが必要となっている。

政府は、児童相談所の体制整備や関係機関との連携強化の取組がより効率的かつ効果的に実施されるよう努めるべきである。

14 アスベストによる健康被害の防止について

重篤な健康被害を生じるおそれのあるアスベスト（石綿）は、平成18年に全面使用禁止となったが、それ以前に使用された建築物が大量に残っており、今後解体工事が増加する見込みとなっている。また、大規模災害時には建築物の倒壊等により、地域住民に対するアスベストの暴露が懸念される。アスベストの早期除去のためには建築物ごとの使用実態の把握が必要であるが、遅々として進んでいない。

政府は、アスベストに関して専門的な知識を有する資格者の育成に努め、解体工事等に当たり資格者による適切な事前調査が行われる体制を整備するなど、建設労働者のアスベスト暴露防止対策の徹底を図るべきである。また、アスベストの使用実態の把握を一層促進し、災害時も見据えた暴露防止体制を構築するなど、アスベストによる健康被害の防止に全力で取り組むべきである。

15 和牛遺伝資源及び植物新品種の海外への流出防止について

平成31年3月、和牛の精液及び受精卵を一旦海外へ持ち出した者が、家畜伝染病予防法及び関税法違反で逮捕される事案が発生した。また、我が国で開発されたイチゴ等植物の優良新品種の種苗等が無断で海外に持ち出され、我が国の品種を基に開発された品種が販売・輸出されていることなどが明らかとなっている。和牛遺伝資源や植物の優良新品種といった我が国固有の貴重な財産が侵害されることにより、我が国の農畜産物の輸出に係る多額の機会損失が発生する事態に陥っている。

政府は、和牛遺伝資源や植物新品種の種苗等の海外への流出を未然に防止するため、これらの流通管理を強化させ、水際等での流出防止措置を徹底するとともに、我が国の農畜産物に係る権利保護の取組を強化すべきである。

16 治山事業における不適切な事業実施等について

林野庁は、山地災害から国民の生命、財産等を守るため、治山事業を行っている。会計検査院が検査したところ、国有林に対して行う直轄治山事業において、原則5年ごとに行う流域別調査が10年以上行われないうまま治山事業の実施計画が策定され工事が行われている事態、都道府県が民有林に対して行う補助治山事業において、危険地区調査の結果を活用していない実施計画により工事が行われている事態、市町村の地域防災計画における危険地区周知等のソフト対策と連携せずに治山施設の工事が行われている事態等が明らかとなった。

政府は、山地の現況を流域別調査や危険地区調査等により適切に把握し、調査結果を事業実施計画に反映させ、効果的に治山事業を実施するとともに、治山事業と市町村の地域防災計画におけるソフト対策との連携を早急に図り、地域住民の安全を確保すべきである。

17 官民ファンドの運用の在り方について

平成30年9月に発足した株式会社産業革新投資機構は、役員報酬額等をめぐる経済産業省との対立から、同年12月に取締役9人が辞任して事実上の業務停止状態に陥り、他の官民ファンドとの統合や連携の検討が進められない状況となった。また、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）については、26年に出資したシンガポールにおけるジャパンフードタウン事業等の2事

業が収益面では低調に終わったことが明らかとなった。

政府は、官民ファンドの在り方について、多額の損失により政府出資等に重要な悪影響を及ぼすおそれがないのか、総括し検討すべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	中川 雅治 (自民)	江島 潔 (自民)	相原 久美子 (立憲)
理事	青木 一彦 (自民)	小野田 紀美 (自民)	福島 みずほ (立憲)
理事	柘植 芳文 (自民)	自見 はなこ (自民)	宮沢 由佳 (立憲)
理事	難波 奨二 (立憲)	堂故 茂 (自民)	吉川 沙織 (立憲)
理事	若松 謙維 (公明)	野村 哲郎 (自民)	川合 孝典 (民主)
理事	清水 貴之 (維希)	福岡 資麿 (自民)	小林 正夫 (民主)
理事	倉林 明子 (共産)	藤木 眞也 (自民)	森 ゆうこ (民主)
	朝日 健太郎 (自民)	丸山 和也 (自民)	石川 博崇 (公明)
	猪口 邦子 (自民)	三木 亨 (自民)	河野 義博 (公明)
	上野 通子 (自民)	三原じゅん子 (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
			(元. 5. 20 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において、本委員会は、「行政評価等プログラムに関する件」、「政策評価の現状等に関する件」、「行政評価・監視活動実績の概要に関する件」及び「行政の活動状況に関する件」等について調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

5月20日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について石田総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴いた後、行政の活動状況に関する件について石田総務大臣、菅内閣官房長官、山下法務大臣、吉川農林水産大臣、石井国土交通大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、大塚国土交通副大臣、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

質疑では、「地域力強化プラン」を実施していくことについての総務大臣の決意、今後のふるさと納税制度の在り方についての総務大臣の見解、地方が抱える課題に関する行政評価局調査の結果を地方公共団体に周知するための具体的取組、統計不正問題に対する再発防止策の検討の進め方、規制の事前評価の現状と本委員会の「政策評価制度に関する決議」の趣旨も踏まえた改善方策に関する総務大臣の見解、各府省の統計調査実施状況に係る統計委員会の監視機能及び同委員会の補佐体制の強化の必要性に対する総務大臣の所見、近畿管区行政評価局による『道の駅』の機能向上に関する調査』の結果に基づく通知事項を踏まえた国土交通省の改善措置状況、現在の経済状況を踏まえ消費税増税を避ける必要性、戦争の放棄に関する政府の基本的認識、沖縄を訪問し現場を見た上で沖縄の基地問題を解決する必要性、EBPMの実証的共同研究の結果を各府省に広めEBPMを推進するための今後の取組、農林漁業の6次

産業化における総合化事業の進展に向けた今後の農林水産省の検討と改善措置、政策評価においてフルコスト情報の活用を原則化していく必要性、東京福祉大学の多数の留学生が所在不明になっている理由、技能実習生の失踪問題への対応の必要性に対する法務大臣の認識、中山間地を抱える我が国における集落営農組織

の役割の重要性に関する農林水産大臣の所見、集落営農組織の実態把握のため国が悉皆調査を実施する必要性、沖縄県のみ「道路ボランティア・サポート・プログラム」と「沖縄総合事務局管内道路美化活動」の2つの制度がある理由、道路美化活動実施団体の傷害保険加入の必要性などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和元年5月20日(月) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について石田総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聞いた。
- 行政の活動状況に関する件について石田総務大臣、菅内閣官房長官、山下法務大臣、吉川農林水産大臣、石井国土交通大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、大塚国土交通副大臣、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

江島潔君(自民)、吉川沙織君(立憲)、森ゆうこ君(民主)、若松謙維君(公明)、清水貴之君(維希)、倉林明子君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

○令和元年6月26日(水) (第2回)

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	末松	信介 (自民)	今井	絵理子 (自民)	竹内	真二 (公明)
理事	足立	敏之 (自民)	小川	克巳 (自民)	宮崎	勝 (公明)
理事	磯崎	陽輔 (自民)	小野田	紀美 (自民)	石井	章 (維希)
理事	大家	敏志 (自民)	佐藤	啓 (自民)		
理事	磯崎	哲史 (民主)	自見	はなこ (自民)		
理事	櫻井	充 (民主)	進藤	金日子 (自民)		
理事	斎藤	嘉隆 (立憲)	徳茂	雅之 (自民)		
理事	白	眞勲 (立憲)	松川	るい (自民)		
理事	里見	隆治 (公明)	松村	祥史 (自民)		
理事	東	徹 (維希)	浜口	誠 (民主)		
理事	田村	智子 (共産)	真山	勇一 (立憲)		(31.1.28 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	松村	祥史 (自民)	大家	敏志 (自民)	白	眞勲 (立憲)
	足立	敏之 (自民)	進藤	金日子 (自民)	里見	隆治 (公明)
	磯崎	陽輔 (自民)	磯崎	哲史 (民主)	宮崎	勝 (公明)
	今井	絵理子 (自民)	櫻井	充 (民主)	東	徹 (維希)
	小川	克巳 (自民)	斎藤	嘉隆 (立憲)	田村	智子 (共産)

(31.1.28 現在)

図書館運営小委員 (15名)

	足立	敏之 (自民)	自見	はなこ (自民)	真山	勇一 (立憲)
	磯崎	陽輔 (自民)	徳茂	雅之 (自民)	里見	隆治 (公明)
	小野田	紀美 (自民)	磯崎	哲史 (民主)	竹内	真二 (公明)
	大家	敏志 (自民)	櫻井	充 (民主)	東	徹 (維希)
	佐藤	啓 (自民)	白	眞勲 (立憲)	田村	智子 (共産)

(31.1.28 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出の4件であり、このうち1件を可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、参議

院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、令和4年7月31日までの間において、参議院議員の歳費の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととする等により、参議院議員が、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納することができるようにするものである。

本法律案は、5月28日に提出、29日、本委員会に付託され、6月3日に多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成31年1月25日(金)(第197回国会閉会後第1回)

一、参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成31年度(2019年度)予定経費要求及び平成30年度予定経費補正要求(第2号)に関する件について決定した。

○平成31年1月28日(月)(第1回)

一、理事の辞任を許可した。
一、理事の選任及び補欠選任を行った。
一、懲罰委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・国民の声11人、国民民主党・新緑風会3人、立憲民主党・民友会・希望の会及び公明党各2人、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・国民の声11人、国民民主党・新緑風会2人、立憲民主党・民友会・希望の会3人、公明党2人、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・国民の声18人、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会・希望の会及び公明党各4人、日本維新の会・希望の

党及び日本共産党各2人、沖縄の風1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
自由民主党・国民の声11人、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会・希望の会及び公明党各2人、日本維新の会・希望の党、日本共産党及び無所属クラブ各1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声16人、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会・希望の会及び公明党各3人、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各2人、沖縄の風1人 計30人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党・国民の声13人、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会・希望の会及び公明党各3人、日本維新の会・希望の党2人、日本共産党1人 計25人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党・国民の声20人、国民民主党・新緑風会及び立憲民主党・民友会・希望の会各5人、公明党4人、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各3人 計40人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、両小委員及び庶務関係小委員長を選任した。

なお、図書館運営小委員長の選任については、委員長に一任することに決定した。

自由民主党・国民の声7人、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会・希望の会及び公明党各2人、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、情報監視審査会委員の辞任及び補欠選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年1月29日(火) (第2回)

一、本会議における平成二十九年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、国民民主党・新緑風会及び立憲民主党・民友会・希望の会各15分、公明党、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年1月31日(木) (第3回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月31日及び2月1日

ロ、時 間 自由民主党・国民の声60分、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会・希望の会及び公明党各30分、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各20分

ハ、人 数 自由民主党・国民の声及び国民民主党・新緑風会各2人、立憲民主党・民友会・希望の会、公明党、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各1人

ニ、順 序 1国民民主党・新緑風会 2自由民主党・国民の声 3立憲民主党・民友会・希望の会 4公明党 5日本維新の会・希望の党 6日本共産党 7国民民主党・新緑風会 8自由民主党・国民の声

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年2月1日(金) (第4回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年2月7日(木) (第5回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、委員派遣を行うことを決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年2月22日(金) (第6回)

一、次の件について左藤内閣府副大臣、田中内閣府副大臣、佐藤総務副大臣、大口厚生労働副大臣及び塚田国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、総合科学技術・イノベーション会議議員の任命同意に関する件

ロ、預金保険機構理事長、同理事及び同監事の任命同意に関する件

ハ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ニ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ホ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ヘ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ト、中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

チ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

リ、運輸安全委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年3月8日(金) (第7回)

一、理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

一、天皇陛下御即位30年につき賀詞奉呈の件について決定した。

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員鉢呂吉雄君を院議をもって表彰することに決定した。

一、所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主党・民友会・希望の会15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年3月13日(水) (第8回)

一、図書館運営小委員長を選任した。

一、本会議における平成三十一年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主党・民友会・希望の会
15分、国民民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年3月15日(金) (第9回)

一、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声、立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年3月27日(水) (第10回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成31年3月29日(金) (第11回)

一、次の件について野上内閣官房副長官、鈴木総務副大臣、中根内閣府副大臣、左藤内閣府副大臣、田中内閣府副大臣、平口法務副大臣及び城内環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ロ、衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件

ハ、公益認定等委員会委員の任命同意に関する件

ニ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ホ、公認会計士・監査審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

ヘ、行政不服審査会委員の任命同意に関する件

ト、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

チ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

リ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年4月12日(金) (第12回)

一、渡辺美知太郎君の議員辞職を許可することに決定した。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、検察官適格審査会委員予備委員及び国土審議会委員の選任について決定し

た。

- 一、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主党・民友会・希望の会
15分、国民民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成31年4月19日(金) (第13回)

- 一、理事の補欠選任を行った。

- 一、大学等における修学の支援に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主党・民友会・希望の会、
国民民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)、公職選挙法の一部を改正する法律案(参第2号)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成31年4月24日(水) (第14回)

- 一、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主党・民友会・希望の会
及び国民民主党・新緑風会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年5月8日(水) (第15回)

- 一、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主党・民友会・希望の会、
国民民主党・新緑風会、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年5月10日(金) (第16回)

- 一、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主党・民友会・希望の会、
日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

- 一、派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年5月15日(水) (第17回)

- 一、賀詞案起草に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党・国民の声13人、立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会

及び公明党各3人、日本維新の会・希望の党2人、日本共産党1人 計25人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年5月17日(金) (第18回)

一、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年5月22日(水) (第19回)

一、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年5月24日(金) (第20回)

一、本会議において国際経済・外交に関する調査会及び国民生活・経済に関する調査会の報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年5月29日(水) (第21回)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第26号)について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部

を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、検査官の任命同意に関する件について参考人検査官候補者・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部特任教授田中弥生君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君(立憲)、浜口誠君(民主)、東徹君(維希)、田村智子君(共産)、大家敏志君(自民)、竹内真二君(公明)、真山勇一君(立憲)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)について発議者参議院議員藤巻健史君から趣旨説明を聴き、

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第26号)について発議者参議院議員岡田直樹君から趣旨説明を聴いた。

○令和元年5月31日(金) (第22回)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(参第29号)について発議者参議院議員難波奨二君から趣旨説明を聴いた。

○令和元年6月3日(月) (第23回)

一、理事の補欠選任を行った。
一、政府参考人の出席を求めることを決定した。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（参第3号）
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（参第26号）
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第29号）

以上3案について発議者参議院議員岡田直樹君、同堀井巖君、同難波奨二君、同西田実仁君、同藤巻健史君、同薬師寺みちよ君、郷原参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（参第3号）を可決し、
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（参第26号）を可決し、
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第29号）を可決した。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、小西洋之君（立憲）、舟山康江君（民主）、浜口誠君（民主）、宮崎勝君（公明）、東徹君（維希）、井上哲士君（共産）、平山佐知子君（無ク、委員外議員）、伊波洋一君（沖縄、委員外議員）

（参第3号）

賛成会派 維希

反対会派 自民、立憲、民主、公明、共産
（参第26号）

賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 立憲、維希、共産

（参第29号）

賛成会派 立憲、維希

反対会派 自民、民主、公明、共産

○令和元年6月5日（水）（第24回）

一、理事の補欠選任を行った。
一、小委員長の補欠選任を行った。
一、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案について本

会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主党・民友会・希望の会
15分、国民民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議において資源エネルギーに関する調査会の報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年6月7日（金）（第25回）

一、次の件について野上内閣官房副長官、左藤内閣府副大臣、田中内閣府副大臣、佐藤総務副大臣、大口厚生労働副大臣及びあきもと環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、原子力委員会委員の任命同意に関する件
ハ、公認会計士・監査審査会委員の任命同意に関する件

ニ、預金保険機構理事の任命同意に関する件
ホ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ト、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

チ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

リ、原子力規制委員会委員の任命同意に関する件

一、本会議における「平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成三十一年度～平成三十五年度）」に関する国務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主党・民友会・希望の会15分、国民民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・

希望の党及び日本共産党各10分

ロ、人数 各派1人

ハ、順序 大会派順

- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 国民民主党・新緑風会10分

ロ、人数 1人

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年6月12日(水) (第26回)

- 一、理事の補欠選任を行った。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年6月14日(金) (第27回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年6月19日(水) (第28回)

- 一、日本国憲法第八条の規定による議決案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

- 一、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程の一部改正に関する件について決定した。

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年6月21日(金) (第29回)

- 一、予算委員長金子原二郎君解任決議案(小西洋之君外4名発議)及び財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案(蓮舫君外3名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

- 一、参議院規則の一部を改正する規則案(磯崎陽輔君外3名発議)の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年6月24日(月) (第30回)

- 一、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案(福山

哲郎君外3名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年6月26日(水) (第31回)

- 一、井上義行君の議員辞職を許可することに決定した。

- 一、国際労働機関(ILO)創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案(猪口邦子君外7名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

- 一、参議院規則の一部を改正する規則案(磯崎陽輔君外7名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

- 一、参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(磯崎陽輔君外7名発議)及び参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(磯崎陽輔君外7名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○平成31年1月25日(金) (第197回国会閉会後第1回)

- 参議院の平成31年度(2019年度)予定経費要求及び平成30年度予定経費補正要求(第2号)に関する件について協議決定した。

■ 図書館運営小委員会

○平成31年1月25日(金) (第197回国会閉会後第1回)

- 国立国会図書館の平成31年度(2019年度)予定経費要求及び平成30年度予定経費補正要求(第2号)に関する件について協議決定した。

委員派遣

○平成31年2月18日(月)、19日(火)

○国立国会図書館関西館の活動状況等に関する
実情調査

〔派遣地〕

京都府

〔派遣委員〕

末松信介君(自民)、磯崎陽輔君(自民)、
木戸口英司君(民主)、斎藤嘉隆君(立憲)、
白眞勲君(立憲)、里見隆治君(公明)、田
村智子君(共産)

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	室井	邦彦（維希）	溝手	顕正（自民）	魚住	裕一郎（公明）
理事	尾辻	秀久（自民）	吉田	博美（自民）	市田	忠義（共産）
理事	山東	昭子（自民）	舟山	康江（民主）		
	橋本	聖子（自民）	那谷屋	正義（立憲）		(31.1.28 現在)

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	山本 博司（公明）	酒井 庸行（自民）	木戸口 英司（民主）
理事	そのだ 修光（自民）	自見 はなこ（自民）	浜口 誠（民主）
理事	馬場 成志（自民）	藤川 政人（自民）	鉢呂 吉雄（立憲）
理事	小林 正夫（民主）	藤木 眞也（自民）	竹内 眞二（公明）
理事	吉川 沙織（立憲）	堀井 巖（自民）	室井 邦彦（維希）
	佐藤 啓（自民）	牧野 たかお（自民）	武田 良介（共産）
	佐藤 信秋（自民）	山田 修路（自民）	

(31. 1. 28 現在)

（1）審議概観

第198回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（災害対策特別委員長）であり、これを可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類61件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

災害援護資金 **災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案**は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

4月17日、災害対策の基本施策について山本内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から所信を、また、平成31年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

4月24日、質疑を行い、災害に対し強靱な国づくりに向けた国土強靱化担当大臣の決意、災害時の避難行動に資する防災情報の提供の在り方、奈良県における大規模な河道閉塞箇所への再度災害防止対策の進捗状況及び今後の取組、南海トラフ地震に備えた住民への避難方法の周知及び訓練の必要性、応急仮設住宅の供与

期間の延長の必要性、熊本地震の被災者支援及びインフラ復旧の取組状況、グループ補助金による被災事業者の支援の在り方、北海道胆振東部地震に係る復興基金の創設の必要性、被災家屋における解体費用の補助の在り方、防災行政無線の活用に係る実態把握の必要性、地方公共団体における業務継続計画の実施体制の確保、倉敷市真備地区における水害の再度災害防止対策及び防災担当大臣の現地訪問の必要性、公共施設等における耐震化の取組状況、首都直下地震に備えた密集市街地の改善・感震ブレイカーの普及・帰宅困難者対策、大規模災害に備え民間団体によるキャンピングカー等を活用した支援のシステムの必要性、平成30年7月豪雨の被害等を踏まえた上下水道の取組方針、災害時に互いに助け合う共助を国民運動として高めるための政府の取組、高梁川水系小田川の河川氾濫の原因及び今後の治水対策の在り方などの諸問題が取り上げられた。

5月29日、質疑を行い、北海道胆振東部地震で被災した山林に係る治山事業及び森林整備事業に対する支援策、同地震における半壊家屋の解体費に対する国の

助成の必要性、自然災害発生時等における原子力災害に係る実効性ある避難の在り方、現実的な避難計画の策定を前提とせずに原発再稼働の議論を進めることの是非、主体的な避難行動に向けた情報伝達の在り方、避難所外被災者への支援の

ための取組方針、災害援護資金の償還状況及び免除の有無、平成30年7月豪雨に係る初動対応の検証を踏まえた支援助物資の供給体制の在り方などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成31年1月28日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成31年4月17日(水) (第2回)

○災害対策の基本施策に関する件について山本内閣府副大臣から所信を聴いた。

○平成31年度防災関係予算に関する件について中根内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成31年4月24日(水) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○災害に対し強靱な国づくりに関する件、災害時の避難行動に資する情報の提供及び伝達に関する件、南海トラフ地震及び首都直下地震等の大規模地震対策に関する件、応急仮設住宅の供与期間の延長に関する件、熊本地震の被災者支援及びインフラ復旧に関する件、グループ補助金による被災事業者の支援に関する件、北海道胆振東部地震に係る復興基金の必要性に関する件、地方公共団体の業務継続計画に関する件、平成30年7月豪雨による被害を踏まえた災害対策の在り方に関する件、公共施設等における耐震化の推進に関する件等について山本内閣府副大臣、あきもと環境副大臣、大塚国土交通副大臣、古賀総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君(自民)、馬場成志君(自民)、鉢呂吉雄君(立憲)、吉川沙織君(立憲)、浜口誠君(民主)、竹内真二君(公明)、室井邦彦君(維希)、武田良介君(共産)

○令和元年5月29日(水) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○北海道胆振東部地震の復旧・復興に関する

件、自然災害発生時等における原子力災害に係る避難の在り方に関する件、避難所外被災者への支援のための取組方針に関する件、主体的な避難行動に向けた情報伝達の在り方に関する件、災害援護資金の償還免除に関する件等について山本内閣府特命担当大臣、あきもと内閣府副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

鉢呂吉雄君(立憲)、武田良介君(共産)、室井邦彦君(維希)、小林正夫君(民主)

○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第12号)(衆議院提出)について提出者衆議院災害対策特別委員長望月義夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。(衆第12号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

○令和元年6月26日(水) (第5回)

○請願第175号外60件を審査した。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	石橋	通宏（立憲）	今井	絵理子（自民）	藤田	幸久（民主）
理事	長谷川	岳（自民）	大沼	みずほ（自民）	芝	博一（立憲）
理事	宮島	喜文（自民）	橋本	聖子（自民）	秋野	公造（公明）
理事	浜口	誠（民主）	藤井	基之（自民）	高瀬	弘美（公明）
理事	江崎	孝（立憲）	松川	るい（自民）	儀間	光男（維希）
	石田	昌宏（自民）	山田	宏（自民）	紙	智子（共産）
	猪口	邦子（自民）	山本	一太（自民）		(31.1.28 現在)

（1）審議概観

第198回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

第197回国会閉会後の1月21日及び22日、沖縄の振興開発問題等に関する実情調査のため、沖縄県に委員を派遣した。

3月11日、沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について、宮腰内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び河野外務大臣から所信を聴いたほか、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

3月19日、予算委員会から委嘱された平成31年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、平成31年度沖縄振興予算の基本的な考え方、北部地域における地域医療の在り方や医師偏在の解消に向けた政府の取組、駐留軍用地跡地利用のモデルケースとしての西普天間住宅地区における沖縄健康医療拠点の意義、若年妊産婦に対する支援、平成31年3月18日に今帰仁村に漂着したジュゴンの死骸と普天間飛行場代替施設建設による影響の有

無、現在交渉中の日豪訪問部隊地位協定と国内法との関係、沖縄県の埋立承認撤回についての国の評価、大浦湾側の軟弱地盤についての政府の認識、普天間飛行場の返還条件、沖縄県民投票の結果への大臣の受け止め方と工事停止に対する大臣の見解、沖縄振興一括交付金が5年連続で減額となった理由及び背景、沖縄振興特定事業推進費の目的及び規模の根拠、沖縄の防災体制及び沖縄観光防災力強化支援事業における強化ポイント、沖縄の人材育成事業の内容、沖縄における自動車整備士を巡る状況、沖縄の離島・過疎地域におけるバス路線維持の必要性、沖縄自動車道における割引制度継続の見通し及び定額プラン導入の可能性、沖縄での遺骨収容に当たり遺骨の保存性を高める対策及び専門家との連携の重要性、大麻由来のてんかん治療薬導入の可否、沖縄型神経原性筋萎縮症患者への後押しの必要性、セーフティネット住宅への取組状況、共同浄化槽普及に向けた取組、琉球泡盛の原料となる米の国産化推進に向けた取組、軟弱地盤による普天間返還時期への影響及び県民への説明責任、共同経済活動の早期実現が困難となっている

現状等についての大臣の認識等について質疑を行った。

5月15日、沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件を議題とし、沖縄の米軍基地問題に対する負担軽減に向けた取組の現状、沖縄の子どもの貧困に関する過去の取組実績と今年度の取組、沖縄の子どもの貧困問題への取組に向けた宮腰沖縄北方担当大臣の決意、内閣府における政務三役の在京当番に関する運用の在り方、日米地位協定と他国の地位協定を比較することに対する外務大臣の認識、日米合同委員会の日本側代表が外務省北米局長である理由と政務レベルへの報告体制、合意事項の公表など委員会の在り方を見直す必要性、例外的な場合に限り嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練が許されるとする日米合同委員会合意と日米間の協議状況、北谷町における米兵による殺人事件を踏まえ、米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム（CWT）で防止策を検討する必要性、普天間飛行場の5年以内運用停止について日本政府が米政府に要請した実績の有無、本年5月に四島交流事業に参加した衆議院議員の北方領土問題に関する発言に対する宮腰沖縄北方担当大臣及び河野外務大臣の認識、5月10日の日露外相会談の目的、内容及び北方四島における共同経済活動に必要とされるビザの免除制度に関する協議の有無、4月22日の日露外務次官級協議で合意された課長級作業部会の設置目的及び今後の活動予定、北方四島における共同経済活動の現時点での進捗状況、8項目の対露経済協力プランに関する具体的な取組内容、今後の課題及び対応方針、2019年版外交青書で北方領土に関する記

述を変更した理由・背景、沖縄への製造業誘致が苦戦している理由と今後の取組、沖縄県が要望する鉄軌道の導入に対する政府の見解、那覇港湾施設内の国有地部分における国際物流拠点用地の確保に関する政府の見解、国際クルーズ拠点整備事業における那覇港整備に関する具体的内容と国際クルーズ船による観光客誘致に関する計画の内容、沖縄の北部振興事業のうち非公共事業における取組の内容、沖縄に特区を設け子育て支援策の実証実験を行う提案に対する政府の見解、久米島固有種であるクメジマボタルの生育環境保全に取り組む必要性、久米島町における海洋深層水を用いた海洋温度差発電の意義と課題、海外で未承認段階の大麻由来のてんかん治療薬物の国内における治験実施の可否及び実施上の課題、高校の専攻科に係る教育費支援の必要性、通信制高校と技能教育施設が連携する際の取決め等に関する制度の内容、障害者の就労支援メニューとしての洋裁・和裁の可能性と技能検定試験の内容における配慮の必要性、久米島町の鳥島における米軍の劣化ウラン弾誤射後の環境調査の実施状況と劣化ウラン弾の回収状況、日露平和条約締結交渉における日本政府の方針、サケ・マス流し網漁法の代替漁法に関する検討状況と安定的な漁業経営に向けた対策の内容、日ロ地先沖合漁業交渉の適切な時期での妥結による漁業者の操業機会の確保及び北方領土隣接地域におけるマダラ、サケ・マス、サンマの沖合漁業サイクルの重要性、北方領土返還運動の原点の地である北方領土隣接地域の経済振興の重要性に関する宮腰沖縄北方担当大臣の認識等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年1月28日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成31年3月11日(月) (第2回)

- 沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について宮腰内閣府特命担当大臣及び河野外務大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成31年3月19日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について宮腰内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、原田防衛副大臣、佐藤外務副大臣、山田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

宮島喜文君(自民)、藤田幸久君(立憲)、
浜口誠君(民主)、秋野公造君(公明)、儀
間光男君(維希)、紙智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和元年5月15日(水) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について宮腰内閣府特命担当大臣、河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

今井絵理子君(自民)、藤田幸久君(立憲)、
浜口誠君(民主)、秋野公造君(公明)、儀
間光男君(維希)、紙智子君(共産)

○令和元年6月26日(水) (第5回)

- 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○平成31年1月21日(月)、22日(火)

- 沖縄の振興開発問題等に関する実情調査

[派遣地]

沖縄県

[派遣委員]

石橋通宏君(立憲)、長谷川岳君(自民)、
宮島喜文君(自民)、高瀬弘美君(公明)、
江崎孝君(立憲)、浜口誠君(民主)、儀間
光男君(維新)、糸数慶子君(沖縄)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	渡辺 猛之（自民）	こやり 隆史（自民）	小川 勝也（立憲）
理事	岡田 直樹（自民）	佐藤 啓（自民）	小西 洋之（立憲）
理事	松村 祥史（自民）	山東 昭子（自民）	那谷屋 正義（立憲）
理事	森屋 宏（自民）	徳茂 雅之（自民）	河野 義博（公明）
理事	山本 一太（自民）	中西 健治（自民）	新妻 秀規（公明）
理事	足立 信也（民主）	中西 哲（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	難波 奨二（立憲）	二之湯 智（自民）	石井 章（維希）
理事	西田 実仁（公明）	西田 昌司（自民）	中山 恭子（維希）
理事	足立 敏之（自民）	舞立 昇治（自民）	井上 哲士（共産）
理事	石井 準一（自民）	青木 愛（民主）	山下 芳生（共産）
理事	石井 浩郎（自民）	羽田 雄一郎（民主）	伊波 洋一（沖縄）
理事	石井 正弘（自民）	浜野 喜史（民主）	

(31. 1. 28 現在)

（1）審議概観

第198回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び本院議員提出2件の合計3件であり、そのうち内閣提出1件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類33件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、選挙等

の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、最近の選挙の実情に対応し、天災等の場合における安全かつ迅速な開票に向けた規定の整備などを行おうとするものである。

委員会においては、公職選挙法等の今後の改正の在り方、投票機会・投票環境の向上策等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

（2）委員会経過

○平成31年1月28日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成31年4月17日（水）（第2回）

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について石田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月24日（水）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について石田総務大臣、鈴木総務副大臣、宮島財務大臣政務官、政府参考人、参議院法制局当局及び参議院事務局当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、足立信也君（民主）、
山口和之君（維希）、井上哲士君（共産）、
伊波洋一君（沖縄）

（閣法第17号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産、沖縄

反対会派 なし

○令和元年6月26日（水）（第4回）

- 請願第189号外32件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の
継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	山谷 えり子（自民）	井上 義行（自民）	白 眞勲（立憲）
理事	北村 経夫（自民）	衛藤 晟一（自民）	宮崎 勝（公明）
理事	山田 俊男（自民）	小川 克巳（自民）	横山 信一（公明）
理事	川合 孝典（民主）	島村 大（自民）	高木 かおり（維希）
理事	有田 芳生（立憲）	藤末 健三（自民）	武田 良介（共産）
	青山 繁晴（自民）	山崎 正昭（自民）	薬師寺みちよ（無ク）
	赤池 誠章（自民）	柳田 稔（民主）	(31.1.28 現在)

（1）審議概観

第198回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

安倍内閣総理大臣は、第198回国会の施政方針演説において、北朝鮮の核、ミサイル、最も重要な拉致問題の解決に向けて、相互不信の殻を破り、安倍総理自身が金正恩委員長と直接向き合い、あらゆるチャンスを逃すことなく、果敢に行動

するとの決意を表明した。

5月17日、北朝鮮をめぐる最近の状況について河野外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について菅国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

5月29日、北朝鮮のミサイル発射、拉致問題解決に向けた国際的連携、日朝交渉、国連における北朝鮮人権状況決議、朝鮮半島の非核化、拉致問題の啓発・広報等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成31年1月28日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和元年5月17日（金）（第2回）

○理事の補欠選任を行った。

○北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について河野外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について菅国務大臣から説明を聴いた。

○令和元年5月29日（水）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○北朝鮮のミサイル発射に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、日朝交渉に関する件、国連における北朝鮮人権状況決議に関する件、朝鮮半島の非核化に関する

件、拉致問題の啓発・広報に関する件等について河野外務大臣、菅国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、青山繁晴君（自民）、有田芳生君（立憲）、大野元裕君（民主）、横山信一君（公明）、高木かおり君（維希）、武田良介君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）

○令和元年6月26日（水）（第4回）

○北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	松山	政司 (自民)	石井	準一 (自民)	小林	正夫 (民主)
理事	宇都	隆史 (自民)	岩井	茂樹 (自民)	小川	敏夫 (立憲)
理事	大野	泰正 (自民)	大家	敏志 (自民)	又市	征治 (立憲)
理事	松下	新平 (自民)	木村	義雄 (自民)	矢倉	克夫 (公明)
理事	古賀	之士 (民主)	中西	祐介 (自民)	山本	香苗 (公明)
理事	相原	久美子 (立憲)	野村	哲郎 (自民)	藤巻	健史 (維希)
理事	里見	隆治 (公明)	丸川	珠代 (自民)	松沢	成文 (維希)
理事	朝日	健太郎 (自民)	三宅	伸吾 (自民)	井上	哲士 (共産)
	有村	治子 (自民)	元榮	太一郎 (自民)	辰巳	孝太郎 (共産)
	井原	巧 (自民)	石上	俊雄 (民主)	糸数	慶子 (沖縄)
						(31. 1. 28 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

なお、G20大阪サミット及び第七回アフリカ開発会議（TICAD7）に向けた我が国の開発政策並びに参議院における国際的議会活動に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月14日、参議院政府開発援助調査に関する件について、平成30年度政府開発援助調査派遣団の参加議員からの意見表明を踏まえ、技能実習生の日本における処遇についての情報の入手先とそれに対するベトナムの評価、青年海外協力隊員の帰国後における就業支援の必要性と在り方、日本のODAの優位性についての援助相手国への広報活動の現状とその在り方、NGOへの予算の増額及びNGOの情報発信・政策提言を活かす体制構築の必要性、ベトナムにおける支払い遅延等のODAの執行上の問題に関する派遣団訪問後の進捗状況、モン巴萨港等の運営権がケニアの中国への債務返済の担保

とされているとの報道を踏まえた政府の対応、サモアにおける沖縄県の水道事業者による支援の現状と課題、海外で理解されにくい参議院の英語での呼称を見直す必要性等について意見交換を行った。

2月28日、我が国のODAをめぐる諸課題と今後の取組の在り方に関する件について、参考人明治大学特任教授・アセアンセンター長小沼廣幸君、日東建設株式会社技術開発部取締役部長久保元樹君、一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク業務執行理事稲場雅紀君及び北九州市副市長梅本和秀君から意見を聴いた後、中小企業が海外でシェアを獲得していく上で日本政府、ジェトロ、JICAに期待する支援策、SDGs達成の観点からの人口政策の在り方、日本が水、インフラ、農業分野等で世界の援助政策をリードするための方策、SDGsに関する取組や表彰制度を政府主導から民間中心に変えていく必要性、青年海外協力隊の質・量を増やすための方策及び隊員の安全確保の在り方、SDGsにおいて「共

通だが差異のある責任」がMDGsよりも後退し、「全体の共有された責任」に変わったことの影響、自治体の水道分野の海外支援における中国など新興ドナーとの競合状況等について質疑を行った。

3月19日、予算委員会から委嘱された平成31年度政府開発援助関係経費の審査を行い、UNRWAの活動に対する評価と今後の支援方針、2018年大統領選挙に関しベネズエラが説明責任を果たしていないとの日本の主張の根拠、第6回アフリカ開発会議で表明された官民総額300億ドル投資の現状、対中ODAの実績、意

義、効果に対する評価、2016年度以降ODA予算を増額させていることの是非、プロサバンナ事業の再開条件である反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実施状況、島嶼国への支援に関し沖縄県の知見や経験を一層活用する必要性等について質疑を行った。

5月15日、G20大阪サミット及び第七回アフリカ開発会議（TICAD7）に向けた我が国の開発政策並びに参議院における国際的議会活動に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年1月28日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成31年2月14日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

○平成31年2月28日(木) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国のODAをめぐる諸課題と今後の取組の在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

明治大学特任教授・アセアンセンター長
小沼廣幸君
日東建設株式会社技術開発部取締役部長
久保元樹君
一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク業務執行理事 稲場雅紀君
北九州市副市長 梅本和秀君

[質疑者]

朝日健太郎君(自民)、古賀之士君(民主)、小川敏夫君(立憲)、里見隆治君(公明)、

松沢成文君(維希)、辰巳孝太郎君(共産)、糸数慶子君(沖縄)

○平成31年3月19日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(政府開発援助関係経費)について河野外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構副理事長越川和彦君及び同機構理事本清耕造君に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、又市征治君(立憲)、古賀之士君(民主)、里見隆治君(公明)、藤巻健史君(維希)、井上哲士君(共産)、糸数慶子君(沖縄)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和元年5月15日(水) (第5回)

- G20大阪サミット及び第七回アフリカ開発会議(TICAD7)に向けた我が国の開発政策並びに参議院における国際的議会活動に関する決議を行った。

○令和元年6月26日(水)(第6回)

○理事の補欠選任を行った。

○政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 委員会決議

—G20大阪サミット及び第七回アフリカ開発会議(TICAD7)に向けた我が国の開発政策並びに参議院における国際的議会活動に関する決議—

平成27年9月の国連総会で、2030年までの開発目標として持続可能な開発目標(SDGs)が採択されてから既に3年が経過し、目標達成に向けての具体的な取組が問われる時期に差し掛かっている。こうした中で、本年6月には、国内で開催する国際会議としては史上最大規模となるG20サミットが大阪市で開催され、また、8月には、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)が横浜市で開催される。

我が国は、主要な政府開発援助(ODA)供与国の一つとしての長い経験や知見を有し、「人間の安全保障」の理念に基づく特色ある援助を通じて、国際社会の平和、安定と繁栄に取り組んできた。我が国が、こうした重要な国際会議において、議長国としてSDGs達成を始め、開発問題を積極的に取り上げ、議論を主導するとともに、効果の高い取組を自ら実践していくことにより、本年9月に国連において予定されている初のSDGs首脳級会合に向けても大きな弾みとなることが期待される。

このような中、参議院が行っている政府開発援助調査派遣や国際会議への出席などの国際的議会活動は、ODAを始めとする政府の取組に対し、立法府として行政執行の適切性の監視や我が国の支援に対する理解増進を図る上で大きな役割を果たすものであり、その機会や重要性は年々増大している。国際的にも政府の取組に加え多様な主体が相互補完的に外交的役割を担っていく動きが広がりを見せる中で、いわゆる議員外交はますます重要性を増している。これに関し、現在、我が国の参議院の英語表記として「House of Councillors」を用いていることから、派遣訪問先等において参議院が日本国会の一院であることが十分に理解されず、活動を行う上で支障となるとの指摘が一部の政府開発援助調査派遣団の報告においてなされている。

ついては、参議院においては、参議院及び参議院議員の英語表記の在り方について、国際社会の状況、これまでの歴史的経緯、仮に変更する場合に社会に与える影響等を慎重に勘案しつつ検討を行うべきである。

また、政府においては、この機会を捉え、我が国の開発協力及び国内諸施策に関し、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、格差・貧困、テロ、難民・避難民、気候変動、海洋プラスチックゴミ問題など、様々な社会・経済・環境問題が相互に絡み合い地球規模で広がる現状を踏まえ、「誰一人取り残さない」持続可能性、多様性、包摂性を有する社会の形成に向け、途上国だけでなく先進国を含む全ての国際社会が取り組むべき目標であるSDGs達成のため、国際会議等においてリーダーシップを発揮すること。特に、「質の高い成長」の重要性に関する認識が共有され、それに向けた国際協調が実現するよう国際的議論を主導すること。

二、開発途上国における「質の高い成長」による自立的発展を実現するため、日本の強みである技術移転や雇用創出、さらには開放性、透明性、経済性及び債務持続可能性などに配慮した「質の高いインフラ」の優位性についてさらに積極的にアピールし、その国際スタンダード化に向けて

国際社会における議論を主導すること。その際、「パリ協定」に基づく温室効果ガスの排出実質ゼロの達成に資するよう取り組むこと。また、他の先進国のODAの状況を踏まえ、教育、保健、上下水道など社会セクターへの支援を拡大し、後発開発途上国（LDCs）への援助の比重を高めること。

三、アフリカは、貧困や飢餓等の根本的な開発課題において最も深刻な状況に置かれており、SDGs達成に向けても最大の鍵となる地域であるが、「質の高い成長」の前提となる基礎的条件が整っていない状況を踏まえ、民間投資の増加のための一層の環境整備に取り組むとともに、従来以上に開発支援を重点化すること。また、我が国はアフリカ諸国の誠実なパートナーとして、TICAD等を通じて現地のニーズをよく把握し、非政府組織（NGO）との連携を一層密にして、真の自立と貧困の解消に向け一層効果的な支援を、引き続き、展開していくこと。

四、インド洋及び太平洋が全ての国々に安定と繁栄をもたらす自由で開かれた海洋となるよう、アジア太平洋から中東・アフリカに至る地域の国々がハード・ソフトの両面で相互に連結性を強化していく取組を、我が国が積み重ねた経験や知見を提供しつつ、積極的に推進すること。その際、新興国の果たす役割の重要性を踏まえつつ、他国への開発協力の進め方、更なる成長に向けた「中進国の罅」など新たな問題への取組など、積極的な対話を通じ、認識の共有が図られるように協力していくこと。

五、貧困の削減はSDGsの中で最も重要な目標の一つである。世界の貧困の更なる削減のため、産業の振興、ジェンダー平等の実現、公平な社会の実現、社会保障制度の充実などの取組を一層促進すること。また、今後、世界人口の一層の増加に伴い食料の不足が深刻なものとなることが懸念される。食糧問題は国際社会の平和と安定に大きな影響を及ぼすものであり、その解決は喫緊の課題である。食料の多くを輸入に依存する我が国は、稲作やバイオテクノロジーなどの高度な先端技術や経験をいかし、食糧問題の解決のため、食料増産など農業分野へのODAの増加に努めること。

六、膨大かつ多様化するニーズに対し、効率的かつ効果的な支援を展開していくには、政府だけではなく、NGO、民間企業、地方自治体、大学等の多様な主体の草の根参加の下での、よく連携の取れた戦略的な取組が不可欠である。このため、各主体の特性を踏まえた役割分担を明確化し、各主体が官民の開発協力の全体像を共有しつつ、より効果的な取組が行えるような体制の構築に向けて十分な支援を行うこと。また、NGOがしかるべき役割を果たしていくためには能力の高いNGOを育てることが重要であるが、その財政基盤の強化は喫緊の課題であり、NGO側の自助努力や透明性確保を前提に、必要な予算措置を行うこと。

七、アフリカ諸国を始めとした開発途上国に、中小企業を含む民間企業がより積極的に進出し、開発途上国の持続的成長に貢献するとともに、我が国の成長にも寄与し得るよう、その環境整備に努めること。また、民間企業の海外展開に対する支援については、その活動が労働条件等人権を尊重したものであることを十分確認しつつ行うこと。

八、地域レベルでの国際的な協力は、途上国の課題解決のみならず、我が国に対する理解の促進、さらには地方創生の観点からも大きな効果が期待されるものであり、地方自治体がより積極的に取り組めるよう支援を強化すること。また、今後我が国において一層の多文化共生への取組が求められていることも踏まえ、海外における日本語教育基盤の充実を図ることも必要であり、相手国の理解を得た上で、国際交流基金及び開発協力の一環としてのJICA事業なども活用して、日本語教育支援も充実させていくこと。

九、世界で活躍するJICA海外協力隊員は我が国の「顔の見える援助」を担う大きな力であるが、応募者は減少傾向が続いている。教育機関と連携した効果的な募集活動等に加え、安心して参加

できる環境の更なる整備に向け、安全確保対策の強化や帰国後の進路支援、現職参加制度の周知・充実等に一層積極的に取り組むこと。

十、SDGs達成に向けては、あらゆる主体を巻き込み、強い連携の下で取り組む必要があり、その中でODAが果たすべき役割等に関する国民全体の理解が必要である。SDGsやODAの意義等に関する理解がさらに進むよう、広報活動のみならず、学校教育における学習等も含め施策の拡充を図ること。

十一、非常に厳しい財政状況の中、政府は、限られたODA予算が適切かつ効果的に執行されるよう、各ODAプロジェクト等の評価をしっかりと行うとともに、それを次年度以降の事業実施に反映するよう努めること。また、平成29年度にJICAの予算執行管理等の問題が生じたことに鑑み、十分な原因分析を行い、それを基に再発防止に向けた対策を徹底すること。

十二、SDGs達成に向け、財政の健全性に留意しつつ、対国民総所得（GNI）比でODAを0.7%とする国際的目標の実現に取り組むほか、国際連帯税等の革新的資金調達メカニズムの検討において、我が国が議長国を務めるG20や「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ」の機会も活用し、議論が行われるよう努めること。

右決議する。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	宮沢 洋一 (自民)	島田 三郎 (自民)	宮沢 由佳 (立憲)
理事	太田 房江 (自民)	柘植 芳文 (自民)	熊野 正士 (公明)
理事	徳茂 雅之 (自民)	堂故 茂 (自民)	佐々木 さやか (公明)
理事	三原 じゅん子 (自民)	中川 雅治 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	田名部 匡代 (民主)	福岡 資麿 (自民)	片山 大介 (維希)
理事	斎藤 嘉隆 (立憲)	渡邊 美樹 (自民)	山口 和之 (維希)
	青木 一彦 (自民)	大野 元裕 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	小野田 紀美 (自民)	森本 真治 (民主)	
	尾辻 秀久 (自民)	福島 みずほ (立憲)	(31.1.28 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（消費者問題に関する特別委員長提出）であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

食品ロスの削減の推進に関する法律案は、食品ロスの削減を総合的に推進するため、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院消費者問題に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月19日、消費者行政の基本施策について宮腰内閣府特命担当大臣から所信を聴取した。また、予算委員会から委嘱さ

れた平成31年度内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、地方消費者行政強化交付金の減額が地方消費者行政の推進に与える影響、公益通報者保護制度の見直し、食品中の放射性物質や風評被害の防止等に関する情報発信の必要性、食品ロス削減に係る推進会議への厚生労働大臣の参加の必要性、地方消費者行政の自主財源を増大させるための方策、エレベーターの安全確保に向けた取組を継続する必要性等の諸問題について質疑を行った。

5月22日、大臣の所信に対し、消費者政策の推進における事業者・消費者・行政の連携及び協働の在り方、日本放送協会の受信契約等に関する指導・相談体制を改善する必要性、柔軟仕上げ剤等の香料による健康被害の実態把握及び対策の必要性、農薬グリホサートの食品中の残留基準緩和の問題性、子どもの事故防止に係る消費者庁のシンボルキャラクター「アブナイカモ」の使用の取りやめに至る経緯、消費者の目線に立った消費者行政の推進に向けた大臣の決意、高齢者の

消費者被害に対する政府の取組、P I O - N E Tの更新に向けたA Iの活用等の検討状況、福島県産食品に関する風評被害の払拭に向けた大臣の決意、保健機能食品制度の現状と今後の機能表示等の在り方、既に公的支援の対象となっている子ども食堂を休眠預金等の活用事業の対象とすることの可否等の諸問題について質疑を行った。

5月29日、訪問購入（訪問買取り）に関する消費生活相談の実態、ゲノム編集技術応用食品及び食品添加物に係る表示の在り方、食品安全におけるリスクコミュニケーションの在り方、食品ロス削減に向けた取組への支援策、消費者行政新未来創造オフィスの今後の在り方、預託商法に係る法制度等見直しの必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成31年1月28日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成31年3月19日(火) (第2回)

○消費者行政の基本施策に関する件について宮腰内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成三十一年度一般会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度特別会計予算（衆議院送付）
平成三十一年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁））について宮腰内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、左藤内閣府副大臣、向大野衆議院事務総長、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、福島みずほ君（立憲）、田名部匡代君（民主）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維希）、大門実紀史君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和元年5月22日(水) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○消費者行政の基本施策に関する件について宮腰内閣府特命担当大臣、左藤内閣府副大臣、安藤内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国民生活センター理事丸山達

也君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、小野田紀美君（自民）、福島みずほ君（立憲）、田名部匡代君（民主）、熊野正士君（公明）、山口和之君（維希）、大門実紀史君（共産）

○食品ロスの削減の推進に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）について提出者衆議院消費者問題に関する特別委員長土屋品子君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第8号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

○令和元年5月29日(水) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○訪問購入（訪問買取り）に関する消費生活相談の実態に関する件、ゲノム編集技術応用食品及び食品添加物に係る表示に関する件、食品安全におけるリスクコミュニケーションに関する件、食品ロス削減に向けた取組への支援策に関する件、消費者行政新未来創造オフィスの今後の在り方に関する件、預託商法に係る法制度等見直しの必要性に関する件等について宮腰内閣府特命担当大臣、左藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国民生活センター理事宗林さおり君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮沢由佳君（立憲）、森ゆうこ君（民主）、
熊野正士君（公明）、竹谷とし子君（公明）、
片山大介君（維希）、大門実紀史君（共産）

○令和元年6月26日(水)（第5回）

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	徳永	エリ	（民主）	こやり	隆史	（自民）	神本	美恵子	（立憲）
理事	岡田	広	（自民）	上月	良祐	（自民）	川田	龍平	（立憲）
理事	進藤	金日子	（自民）	高橋	克法	（自民）	真山	勇一	（立憲）
理事	平野	達男	（自民）	滝波	宏文	（自民）	牧山	ひろえ	（立憲）
理事	藤木	眞也	（自民）	中西	哲	（自民）	浜田	昌良	（公明）
理事	伊藤	孝恵	（民主）	中野	正志	（自民）	平木	大作	（公明）
理事	杉尾	秀哉	（立憲）	羽生田	俊	（自民）	若松	謙維	（公明）
理事	谷合	正明	（公明）	宮本	周司	（自民）	行田	邦子	（維希）
理事	石井	苗子	（維希）	森	まさこ	（自民）	清水	貴之	（維新）
	阿達	雅志	（自民）	和田	政宗	（自民）	岩渕	友	（共産）
	愛知	治郎	（自民）	渡辺美知太郎	（自民）		紙	智子	（共産）
	江島	潔	（自民）	増子	輝彦	（民主）	山添	拓	（共産）
	大沼	みずほ	（自民）	矢田	わか子	（民主）			
	太田	房江	（自民）	山本	太郎	（民主）			

（31. 1. 28 現在）

（1）審議概観

第198回国会において本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願2種類31件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

2月25日～26日、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、岩手県に委員派遣を行った。

3月13日、東日本大震災復興の基本施策について渡辺復興大臣から所信を、また、平成31年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月19日、予算委員会から委嘱された平成31年度予算中、東日本大震災復興についての審査・質疑を行い、人口減少下における東日本大震災からの復興に係る復興大臣の見解、東日本大震災に関する初期対応や復興施策などを様々な観点か

ら総括する必要性、復興庁の後継組織についての復興大臣の見解、風評被害を根拠とする土地改良事業の償還金に関する救済措置を行う必要性、被災者支援総合交付金に係る効果的な心の復興とコミュニティの再生に資する取組、災害公営住宅において増加する孤独死の現状及びソフト対策、三陸沿岸部における水産業等の現状及び早期回復に向けた取組、風化問題に係る被災地の声に対する復興大臣の認識、震災関連死の認定基準やガイドラインを国として作成する必要性、福島・宮城両県における復興道路及び復興支援道路の開通の見通し、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水の海洋放出に関する復興大臣の見解、復興期間後の復興財源の在り方に係る復興大臣の所見、東日本大震災の経験・教訓等を後世に伝承する必要性、福島で製造された水素の東京オリンピック・パラリンピック競技大会での活用、大槌町の特産であるシイタケ

の生産に対する支援の必要性、富岡町における地域医療再生基金を活用した医療機関の整備の在り方、福島第一原発事故による避難指示区域外避難者の住まいの確保、福島県内の除染汚染土の公共事業への再生利用を行う政府方針撤回の必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月10日、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、復興庁の後継組織の在り方及び今後の検討予定、海外における日本産水産物の輸入規制撤廃に向けた取組、岩手県の水産業の復旧状況に対する評価と今後の対策、避難区域外避難者に係る生活実態の調査と調査を踏まえた支援の必要性、福島県における甲状腺検査の受診促進に係る取組、子ども・被災者支援法に規定された個別施策を実施するための法律制定の必要性、被災者支援総合交付金を活用した取組及び長期的な被災者支援に対する復興大臣の所見、避難指示解除後の大熊町におけるコミュニティの再構築の重要性、産業となりわいの再生が進まない要因及び今後の取組方針、被災地における産業人材及び外国人材の確保策、福島県における教育旅行の誘致の意義、復興特区における税制上の特例措置の延長に係る検討の重要性、風評払拭に向けた情報発信に係る取組の実施状況、在京外交団・外務省招聘事業等による被災地訪問の促進、中間貯蔵施設への除去土壌の運搬に関する規制の在り方及び経路公表の考えの有無、同施設予定地における所有者不明土地の地権者の調査方法、南相馬市における除去土壌の再生利用実証事業の実施状況、災害援護資金の償還状況及び償還免除が可能と

なる時期を見直す必要性、在宅被災者に係る実態把握及び支援の在り方、復興関連施策の実施状況を総括し検証する必要性などの諸問題が取り上げられた。

5月29日、質疑を行い、復興・創生期間中の岩手県及び宮城県における仮設生活の解消の見通し、被災自治体における地域コミュニティ形成に向けた支援策、水産加工業における販路回復・新規開拓など水産業の再生に向けた取組の強化、福島第一原発の汚染処理水の取扱いに係る国の小委員会における検討状況と今後の見通し、漁業者を始めとする懸念の声を踏まえた汚染処理水の取扱いに係る復興大臣の見解、帰還困難区域における除染の在り方及び除去土壌等の再生利用を推進することの妥当性、汚染処理水の取扱いに関し住民との合意形成に向けた議論の場を設置する必要性、福島第一・第二原発の廃炉に向けた具体的なスケジュールに係る検討状況、福島第一原発以外の原子力発電所への特定技能外国人労働者の就労可否、原発避難者向け復興公営住宅の空き室を一般公営住宅としても活用することの是非、Jヴィレッジの利活用の推進に係る復興大臣の見解、「心の復興」事業の目的及び具体的な取組、被災した児童・生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）に係る学校における相談体制、集団で申し立てられたADRにおいて示された和解案を東京電力が尊重する必要性、原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針及び同指針の下での東京電力の対応の在り方などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成31年1月28日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 平成31年3月13日(水) (第2回)
- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について渡辺復興大臣から所信を聴いた。
- 平成31年度復興庁関係予算に関する件について橋復興副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

- 平成31年3月19日(火) (第3回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (東日本大震災復興)について渡辺復興大臣、浜田復興副大臣、あきもと環境副大臣、白須賀内閣府大臣政務官、鈴木外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

平野達男君(自民)、森まさこ君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、増子輝彦君(民主)、若松謙維君(公明)、石井苗子君(維希)、岩渕友君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 平成31年4月10日(水) (第4回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について渡辺復興大臣、磯崎経済産業副大臣、浜田復興副大臣、あべ外務副大臣、滝波経済産業大臣政務官、菅家環境大臣政務官、濱村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

愛知治郎君(自民)、進藤金日子君(自民)、川田龍平君(立憲)、真山勇一君(立憲)、矢田わか子君(民主)、伊藤孝恵君(民主)、谷合正明君(公明)、石井苗子君(維希)、紙智子君(共産)

- 令和元年5月29日(水) (第5回)
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興の総合的対策に関する件について渡辺復興大臣、浜田復興副大臣、浮島文部科学副大臣、永岡文部科学副大臣、安藤

復興大臣政務官、新谷厚生労働大臣政務官、滝波経済産業大臣政務官、上野厚生労働大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡田広君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、増子輝彦君(民主)、若松謙維君(公明)、石井苗子君(維希)、山添拓君(共産)

- 令和元年6月26日(水) (第6回)
- 請願第1130号外30件を審査した。
- 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

- 平成31年2月25日(月)、26日(火)
- 東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査
- [派遣地]
岩手県
- [派遣委員]
徳永エリ君(民主)、岡田広君(自民)、進藤金日子君(自民)、平野達男君(自民)、藤木真也君(自民)、伊藤孝恵君(民主)、杉尾秀哉君(立憲)、石井苗子君(維希)、若松謙維君(公明)、岩渕友君(共産)

賀詞案起草に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	末松	信介 (自民)	進藤	金日子 (自民)	浜口	誠 (民主)
	足立	敏之 (自民)	徳茂	雅之 (自民)	里見	隆治 (公明)
	磯崎	陽輔 (自民)	松川	るい (自民)	竹内	真二 (公明)
	今井	絵理子 (自民)	松村	祥史 (自民)	宮崎	勝 (公明)
	小川	克巳 (自民)	斎藤	嘉隆 (立憲)	東	徹 (維希)
	小野田	紀美 (自民)	白	眞勲 (立憲)	石井	章 (維希)
	大家	敏志 (自民)	真山	勇一 (立憲)	田村	智子 (共産)
	佐藤	啓 (自民)	木戸口	英司 (民主)		
	自見	はなこ (自民)	櫻井	充 (民主)		(元. 5. 15 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において、本特別委員会は、御即位につき天皇陛下に奉呈する賀詞案を起草した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

(2) 委員会経過

○令和元年5月15日(水) (第1回)

- 特別委員長を選任した。
- 賀詞案を起草した。

2 調査会審議経過

国際経済・外交に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	水落 敏栄 (自民)	朝日 健太郎 (自民)	伊藤 孝恵 (民主)
理事	小野田 紀美 (自民)	猪口 邦子 (自民)	木戸口 英司 (民主)
理事	堀井 巖 (自民)	今井 絵理子 (自民)	小川 勝也 (立憲)
理事	丸山 和也 (自民)	岩井 茂樹 (自民)	川田 龍平 (立憲)
理事	古賀 之士 (民主)	上月 良祐 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理事	牧山 ひろえ (立憲)	酒井 庸行 (自民)	横山 信一 (公明)
理事	三浦 信祐 (公明)	藤川 政人 (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
理事	石井 苗子 (維希)	三木 亨 (自民)	
理事	武田 良介 (共産)	宮島 喜文 (自民)	(31.2.7 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置された。

その後、3年間の調査テーマを「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」と決定し、具体的な調査項目として、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」、「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」、「外交能力及び戦略を向上させるための取組の課題」、「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」について、調査を行うこととした。

今国会においては、5つの調査項目のうち、「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs、パリ協定などの国際公約を

推進、実施する国内体制構築への課題」について調査を行った。

2月27日には、「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」について、参考人一般社団法人イマジンワンワールド代表理事高倉慶応君、近藤文化・外交研究所代表、元文化庁長官近藤誠一君及び東京外国語大学大学院教授渡邊啓貴君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月17日には、「SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」について、参考人独立行政法人国際協力機構理事長、東京大学名誉教授北岡伸一君、慶應義塾大学特任教授、国際連合食糧農業機関（FAO）親善大使国谷裕子君及び特定非営利活動法人気候ネットワーク理事長、弁護士浅岡美恵君から意見を聴取した後、質疑を行った。また同日、2月20日及び21日に行われた「文化、人的交流などソフトパワーの活用に向けた取組と課題及び国際的の

事の開催を通じたSDGsなど国際公約の推進に向けた取組等に関する実情調査」のための大阪府及び京都府への委員派遣について、派遣委員からの報告を聴取した。さらに、同日、「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」等について、委員間の意見交換を行った。

5月22日には、3年間の調査を踏まえ、8項目の提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

【調査の概要】

2月27日の調査会では、3名の参考人から、それぞれ実際の文化交流の取組を通じた日本文化の発信に係る現状、国際関係における文化の意義と文化交流において国や市民社会等が果たす役割、文化外交戦略の必要性等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、文化の輸出の在り方と難しさ、日本のソフトパワーを日本人自身が再認識するための仕組み、民間主導の国際交流を一層活性化させていくために必要な国の支援の在り方、様々な交流の深化と政治的対立が併存する中で、良好な日韓関係のために日本側として必要な事柄、日本のソフトパワーの源泉と通商国家である日本外交の基軸、日韓関係における市民社会の役割とその展望、沖縄県の対外文化外交の在り方、海外における日本文化発信のための拠点及び日本語普及に向けた国の支援の必要性、和食文化の普及に向けた方策、対日理解促進交流プログラムにおけるアジェンダ設定の在り方等について質疑を行った。

4月17日の調査会では、3名の参考人

から、それぞれSDGs及びパリ協定の実現に向けたJICAなど我が国政府の取組と課題、国内におけるSDGsの浸透度及び推進体制の強化に向けた課題、石炭火力発電の取扱い等から見たパリ協定実施に向けた日本の課題等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、SDGsに関する問題解決のためのソリューションと研究との関連性、日本国民の間でSDGsやパリ協定などの地球規模課題に対する意識が低い理由、SDGsの目標を日本版のしっかりした課題に置き換えていくために必要な作業、SDGsやパリ協定に対する民間の取組にインセンティブを与える政策の必要性及び具体策、SDGs達成に向け企業の力を取り込むためのビジネスチャンス創造の必要性とJICAの取組、経済と環境の好循環といった表現が両者の対立部分を覆い隠し、パリ協定への取組を遅らせてしまう可能性についての認識、地方の衰退を食い止め、支えるためのSDGs活用策に関する具体的なアイデア、SDGs推進に関する基本法の制定に向け国会で決議を行うことの有効性、カーボンプライシングの導入やCO2削減へのシグナル発信に関する具体策等について質疑を行った。その後、派遣委員からの報告を聴取した。

また、「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」等について委員間の意見交換を行い、委員から、諸外国からの評価やSDGs推進の観点も踏まえた質量の両面におけるODA拡充の必要性、アジア各国との単位互換制度に基づく大学、大学院プログラムを盛んにする必要性、文化を活用

する上で、日本人自身が日本文化をよく知り、理解し、学校教育などで伝えていく必要性、平和主義や人間の安全保障の推進を外交の基軸とする日本がSDGsの推進で率先してリーダーシップを発揮する必要性、メディア、企業、自治体等、対象に応じたアプローチにより国民一人一人がSDGsを自分事と捉えるようにしていく必要性、アジアにおいて国際交流や信頼醸成を進める上で、政治的対立

に左右されずに民間交流を継続するように政府がはっきり促し、国は前面に出ず文化交流の環境整備に徹するという観点で踏まえる必要性、対中、対韓外交においてソフトパワーを活用するため、過去の侵略や植民地支配の被害や感情を直視・理解した上で、文化交流や人的交流を支援する必要性等について意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成31年2月7日(木) (第1回)

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成31年2月27日(水) (第2回)

- 国際経済・外交に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

一般社団法人イマジンワンワールド代表理事 高倉慶応君
近藤文化・外交研究所代表
元文化庁長官 近藤誠一君
東京外国語大学大学院教授 渡邊啓貴君

[質疑者]

小野田紀美君(自民)、古賀之士君(民主)、
牧山ひろえ君(立憲)、横山信一君(公明)、
石井苗子君(維希)、武田良介君(共産)、
糸数慶子君(沖縄)、川田龍平君(立憲)、
上月良祐君(自民)、伊藤孝恵君(民主)

○平成31年4月17日(水) (第3回)

- 「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題について次の参考人から

意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

独立行政法人国際協力機構理事長
東京大学名誉教授 北岡伸一君
慶應義塾大学特任教授
国際連合食糧農業機関(FAO)親善大使
国谷裕子君
特定非営利活動法人気候ネットワーク理事長
弁護士 浅岡美恵君

[質疑者]

猪口邦子君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、
伊藤孝恵君(民主)、高瀬弘美君(公明)、
石井苗子君(維希)、武田良介君(共産)、
伊波洋一君(沖縄)、川田龍平君(立憲)、
木戸口英司君(民主)

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題及びSDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題等について意見の交換を行った。

○令和元年5月22日(水) (第4回)

- 国際経済・外交に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国際経済・外交に関する調査の報告を申し出

ることを決定した。

委員派遣

- 平成31年2月20日(水)、21日(木)
- 文化、人的交流などソフトパワーの活用に向けた取組と課題及び国際的行事の開催を通じたSDGsなど国際公約の推進に向けた取組等に関する実情調査

〔派遣地〕

大阪府、京都府

〔派遣委員〕

水落敏栄君(自民)、小野田紀美君(自民)、堀井巖君(自民)、丸山和也君(自民)、古賀之士君(民主)、牧山ひろえ君(立憲)、三浦信祐君(公明)、石井苗子君(維希)、武田良介君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(3) 調査会報告要旨

国際経済・外交に関する調査報告書

【要旨】

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成28年9月26日に設置され、調査テーマを「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」と決定し、3年間活動を行ってきた。

3年目においては、「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」について、参考人からの意見聴取・質疑のほか、大阪府及び京都府への委員派遣及び委員間の意見交換を行うなど調査を進め、5月22日、提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。その提言の主な内容は次のとおりである。

一、我が国のパブリックディプロマシーに関する基本的な考え方

我が国は安定した平和国家というイメージを広げていくことを文化外交の基本に据えていくべきである。文化外交に当たっては、ベースとなる共通規範を踏まえた取組が求められ、きめ細かく対象を検討し、評価や反応をしっかりと検証しつつ行っていく必要がある。さらに、社会科学分野等での知的交流も推進すべきである。加えて、相手国の人々に直接働き掛ける上での日本語普及の重要性を踏まえ、外国の地方における普及活動等の取組を更に強化すべきである。

二、平和の基礎となる信頼醸成に向けた人的交流の促進

対立と排除を乗り越え、平和を実現する上で、市民社会等が潜在力を発揮するため、文化交流を草の根レベルで促進すべきである。国は、交流促進の環境づくり等の後方支援を中心に役割を果たすとともに、政治問題と区別して、民間交流を継続することの重要性について発信していくべきである。

三、ソフトパワーとしての文化の活用に向けた取組

ソフトパワーの源泉としての文化の価値が高まっていることを踏まえ、異なる文化を背景として持つ人ととが、共同で行う取組を通じて、深い信頼関係を構築できる民間レベルの交流を後押しするとともに、そうした取組が持続できるよう、公的支援の仕組みを整えていくべきである。また、日本人自身が自国の文化を見つめ直し、文化の担い手に対して敬意を表することも重要であり、教育等を通じて国民レベルでの意識の涵養に一層努めるべきである。

四、インバウンドをいかにするための取組

全国の国際空港や港湾等におけるCIQ体制の整備等の取組を強化すべきである。また、自治体等は、観光地等において、外国人の増加が日本人の減少等につながらないよう、魅力的な交流行事の開催やマナーなどの日本文化を外国人に周知する取組を進めるべきである。さらに、各地域社会の特性をいかした多様性のある多文化共生社会の実現に向けて、政府においても、必要な

支援を強化すべきである。

五、国際的行事の開催を通じた発信、外交力の強化

G20大阪サミット等の国際会議では、我が国の問題意識や価値観などを世界に問う重要な場となることを踏まえ、我が国が知見や経験を有する問題を中心に、関連する国際会議を積極的に主催し、問題解決に向けてリーダーシップを発揮すべきである。また、オリンピック・パラリンピックや万博のような機会をいかし、歴史、文化などの我が国の魅力を発信していけるよう、日本人自身はその価値をしっかりと理解するとともに、学校教育などでの更なる取組のほか、来日する外国人を通じ、日本に対する具体的な興味や関心を把握し、今後の文化外交等にかかしていくための取組が必要である。

六、グローバルな課題解決に向けて我が国が果たすべき役割

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、我が国が知見と強みを有する国際協力の分野の取組を進めていくために、質及び量の両面からODAの拡充を図っていくとともに、ジェンダー平等等の我が国自身による取組が十分でなかった分野についても、取組を促進していくべきである。また、パリ協定が求める長期戦略を早期に策定するとともに、省エネ・再エネ技術等を国際協力を通じて開発途上国とも共有することにより、アジア太平洋地域におけるパリ協定の目標実現に向けた牽引役となるべきである。

七、持続可能な開発目標の推進に向けた国内体制の構築

SDGsやパリ協定に対する幅広い理解や支持を広げていくため、一般国民、教育機関、企業、地方自治体等、対象に応じた目的やアプローチの仕方を検討するとともに、国家戦略としてのSDGsの具体策について、国会で活発に議論し、SDGs推進基本法の制定や決議等について、検討を行うべきである。

八、NGOなど多様な主体との効果的な連携に向けた取組

深刻化する国際的な課題の解決に不可欠となっているNGOなどの多様な主体との連携等を効果的に進めるため、政策立案を見据えたNGO等との協議の質量両面での充実、外務省を始めとする政府機関とNGOとの間の人材交流やNGOへの資金提供の柔軟化等に加えて、議会とNGOとの間の交流を活性化させ、NGOの意見を議会の中にも取り入れていく仕組み等について、検討を進めていくべきである。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	増子 輝彦 (民主)	朝日 健太郎 (自民)	元榮 太一郎 (自民)
理事	小川 克巳 (自民)	上野 通子 (自民)	森屋 宏 (自民)
理事	松下 新平 (自民)	こやり 隆史 (自民)	斎藤 嘉隆 (立憲)
理事	山田 修路 (自民)	自見 はなこ (自民)	難波 奨二 (立憲)
理事	川合 孝典 (民主)	徳茂 雅之 (自民)	秋野 公造 (公明)
理事	真山 勇一 (立憲)	豊田 俊郎 (自民)	宮崎 勝 (公明)
理事	伊藤 孝江 (公明)	中泉 松司 (自民)	アントニオ猪木 (無ク)
理事	藤巻 健史 (維希)	中西 健治 (自民)	
理事	岩渕 友 (共産)	中野 正志 (自民)	(31.2.20 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置され、3年間の調査テーマを「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」と決定した。

最終年に当たる今国会においては、「豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備」について調査を行った。

2月20日、「住まいの確保」について、神戸大学大学院教授平山洋介君、立教大学コミュニティ福祉学部所属日本学術振興会R P D研究員葛西リサ君及びN P O法人H E L L O l i f e代表理事塩山諒君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月27日、「地域コミュニティの充実」について、日本福祉大学大学院特別任用教授野口定久君、社会福祉法人佛子園理事長・公益社団法人青年海外協力協会会長・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会会長雄谷良成君及び特定非営利活動法人チュラキューブ代表理事中川悠君の

各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月3日、「経済・生活環境をめぐる課題と展望」について、みずほ総合研究所株式会社副理事長エグゼクティブエコノミスト高田創君、甲南大学教授阿部真大君及び東京大学大学院人文社会系研究科教授白波瀬佐和子君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。続いて、調査報告書を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を行った。

5月22日、3年間の調査を踏まえ、経済・生活環境をめぐる課題の解決、子どもの貧困の解消、住まいの確保及び地域コミュニティの活性化についての提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月20日の調査会では、参考人から、住まいの安定と住居費負担の軽減が社会的に重要な課題であること、母子世帯に対する住宅整備や家賃補助の充実が重要であること、非正規雇用で低所得の若者

に住宅と就労支援を併せて提供する取組等について意見が述べられた。その後、母子世帯向けシェアハウスに対する支援策、日本の住環境を改善するために国が取り組むべき最優先の課題、住宅整備に対する公的資金投入の費用対効果、住宅セーフティネット制度の活用を促進するための方策、公営住宅への財政支出と所得税負担のバランスの在り方、就労支援に当たっての住まい確保の重要性、災害時に安定した住まいを確保するために必要な行政の役割等について質疑を行った。

2月27日の調査会では、参考人から、社会的脆弱層に対するソーシャルワーク支援の必要性、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人が「ごちゃまぜ」になる場所づくりに取り組むことの意義、社会の様々なニーズに対応する担い手として障害者に活躍してもらう取組等について意見が述べられた。その後、地域コミュニティの充実に必要な視点、住宅地におけるコミュニティづくりに必要な配慮、障害者就労支援事業の問題点、障害者雇用における雇用者側の配慮、介護分野におけるAIの活用に対する認識、被災地の復興にコミュニティが果たす役割、「ごちゃまぜ」のコミュニティを中山間地域でつくるための方策、障害者に対する理解の促進のために国が採るべき対策、外国人材の受入れに対する期待と課題等について質疑を行った。

4月3日の調査会では、参考人から、

所得の底上げによる成長力向上の重要性、キャリアアップと賃金の上昇を伴うキャリアシステムの整備の重要性、日本の未来を構想する上で多様性について考えることの必要性等について意見が述べられた。その後、増加する単独世帯に向けた施策、社会保障の観点からの若者向け教育の重要性、求職活動をしない無業者への対策、格差の許容範囲の判断基準、格差是正のために経済規模を拡大する必要性、多様性確保と女性が働き続けることができる環境の整備、格差に対する認識と実態の乖離によって生じる問題への対策等について質疑を行った。

続いて、委員間の意見交換が行われ、低所得層の貧困化と子どもの貧困への対応、支援を必要としている人の立場に立った相談支援体制づくり、人口減少社会に適合した経済・労働政策を講ずる必要性、格差解消に向けた最低賃金の引上げ等による所得の底上げの必要性、日本と他の先進国との格差要因の違いを踏まえた施策の重要性、生活の土台としての住まいの確保に向けた支援の重要性、あらゆる人々が地域で支え合うことができる仕組みへの転換等について意見が述べられた。

5月22日、3年間の活動を踏まえ、経済・生活環境をめぐる課題の解決、子どもの貧困の解消、住まいの確保及び地域コミュニティの活性化についての提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○平成31年2月20日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のうち、豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備(住まいの確保)について次の参

考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

神戸大学大学院教授 平山洋介君
立教大学コミュニティ福祉学部所属日本学
術振興会RPD研究員 葛西リサ君
NPO法人HELLOlife代表理事
塩山諒君

[質疑者]

小川克巳君（自民）、真山勇一君（立憲）、
川合孝典君（民主）、秋野公造君（公明）、
藤巻健史君（維希）、岩渕友君（共産）、ア
ントニオ猪木君（無ク）、森屋宏君（自民）

○平成31年2月27日(水) (第2回)

○「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のうち、豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備（地域コミュニティの充実）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

日本福祉大学大学院特別任用教授 野口定久君
社会福祉法人佛子園理事長
公益社団法人青年海外協力協会会長
一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会会長 雄谷良成君
特定非営利活動法人チュラキューブ代表理事 中川悠君

[質疑者]

山田修路君（自民）、川合孝典君（民主）、

難波奨二君（立憲）、宮崎勝君（公明）、藤巻健史君（維希）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無ク）、伊藤孝江君（公明）、松下新平君（自民）

○平成31年4月3日(水) (第3回)

○「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のうち、豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備（経済・生活環境をめぐる課題と展望）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

みずほ総合研究所株式会社副理事長エグゼクティブエコノミスト 高田創君
甲南大学教授 阿部真大君
東京大学大学院人文社会系研究科教授 白波瀬佐和子君

[質疑者]

朝日健太郎君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、川合孝典君（民主）、伊藤孝江君（公明）、藤巻健史君（維希）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無ク）

○「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のうち、豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備について意見の交換を行った。

○令和元年5月22日(水) (第4回)

○国民生活・経済に関する調査報告書を提出することを決定した。

○国民生活・経済に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告書

【要旨】

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置され、3年間を通じた調査テーマを「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」と決定した。1年目は、調査テーマのうち、「経済・生活不安の解消」について、2年目は、「豊かな国民生活の実現」についてそれぞれ調査を行った。

3年目は、「豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備」について調査を行うこととし、「住まいの確保」、「地域コミュニティの充実」及び「経済・生活環境をめぐる課題と展望」の各調査項目について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を、4つの柱から成る提言を含む調査報告書として取りまとめ、去る5月22日、議長に提出

した。

提言の主な内容は次のとおりである。

一 経済・生活環境をめぐる課題の解決

格差問題に対する基本的な考え方、世帯構造の変化に対応した政策への転換、最低賃金の引上げ、非正規雇用を固定化しないための取組、長時間労働の解消、労働に関する教育の推進、地域活性化に向けた取組について提言を行った。

二 子どもの貧困の解消

子どもの貧困対策についての基本的な考え方、子どもの貧困対策法等の見直し、子どもの貧困に関する指標の在り方、学校給食の全校実施等、子どもが学習できる住環境の整備、教育支援の充実について提言を行った。

三 住まいの確保

福祉政策と住宅政策の融合、住まいの実情調査と政策効果の検証、住宅セーフティネット法の運用の改善、民間賃貸住宅への入居円滑化に向けた対応、ひとり親世帯の住まいの確保について提言を行った。

四 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティにおけるネットワークの構築、支援につなぐための環境整備、住み慣れた地域で安心して暮らすための取組、地域における障害者の生活・就労支援、地域コミュニティにおける外国人の受入れ、災害後の地域コミュニティの再建について提言を行った。

資源エネルギーに関する調査会

委員一覧（25名）

会長	鶴保 庸介（自民）	井原 巧（自民）	浜野 喜史（民主）
理事	青山 繁晴（自民）	石井 みどり（自民）	山本 太郎（民主）
理事	赤池 誠章（自民）	石田 昌宏（自民）	鉢呂 吉雄（立憲）
理事	石井 浩郎（自民）	金子 原二郎（自民）	竹内 真二（公明）
理事	矢田 わか子（民主）	そのだ 修光（自民）	片山 大介（維希）
理事	江崎 孝（立憲）	松山 政司（自民）	中山 恭子（維希）
理事	熊野 正士（公明）	森 まさこ（自民）	市田 忠義（共産）
理事	儀間 光男（維希）	渡辺 猛之（自民）	
理事	山添 拓（共産）	渡邊 美樹（自民）	

(31.2.13 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置された。3年間の調査テーマを「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」とし、1年目は「資源エネルギー情勢と我が国の対応」を調査項目として取り上げ、第193回国会の平成29年5月31日に調査報告書（中間報告）を議長に提出した。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

調査の2年目は「我が国の資源エネルギー戦略」を調査項目として取り上げ、第196回国会の平成30年6月6日に調査報告書（中間報告）を議長に提出した。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

調査の最終年に当たる3年目は、「我が国資源エネルギーの展望」を調査項目として取り上げて調査を行った。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

今国会においては、2月13日、「我が国

資源エネルギーの展望」のうち、気候変動と資源エネルギーについて、参考人公益財団法人地球環境産業技術研究機構システム研究グループグループリーダー・主席研究員秋元圭吾君、東京大学公共政策大学院教授有馬純君及び特定非営利活動法人気候ネットワーク理事平田仁子君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月14日、資源エネルギーに関する実情調査のため、茨城県において視察を行った。

2月20日、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴取した。また、「原子力問題に関する件」について、磯崎経済産業副大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

2月27日、「我が国資源エネルギーの展望」のうち、資源エネルギーの安定供給について、参考人九州大学大学院工学研究院准教授渡邊裕章君、横浜国立大学大学院工学研究院教授大山力君及び京都大学大学院経済学研究科特任教授安田陽君

から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月24日、「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」についてのこれまで3年間の調査を踏まえ、磯崎経済産業副大臣及び城内環境副大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴取し、両副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、調査報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

5月31日、技術革新の実現に向けて強化すべき研究開発に関する提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月13日の調査会では、「我が国資源エネルギーの展望」のうち、気候変動と資源エネルギーについて、参考人から①経済自律的なCO₂排出量削減が可能となる技術革新の重要性、②産業革命以前から気温上昇を2℃以内に抑えるというパリ協定目標の達成の困難性、③パリ協定の実施と世界の脱化石燃料の流れ等について意見を聴取し、第5次エネルギー基本計画への評価及び原発再稼働の意義、パリ協定に合意した日本が自ら掲げた目標に合わせ石炭火力に係る政策を改める必要性、技術革新に向けた研究開発投資が困難という個別企業の現状と国の支援策の在り方、災害が多い日本は安全対策等で高コストとなる原発は安定的に持てないとの考えへの見解、再エネの電源構成比率はその必要性和コストとのバランスを踏まえ検討することの重要性、各電源のCO₂削減効果や経済効果等の特性を踏まえたエネルギーミックスの在り方、カーボンプライシングへの賛否及びその理由、現在のエネルギーミックスを前提とした2050年の排出80%削減の実現可能性等について質疑を行った。

2月20日の調査会では、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について原子力規制委員会委員長から説明を聴取し、「原子力問題に関する件」について、東電福島第一原発における処理済水の海洋放出に係る規制委員会委員長の見解、効果的な新規規制基準適合性審査に向けた規制委員会の取組状況、加圧水型軽水炉（PWR）のフィルターベント設置状況及び5年の猶予期間の理由、甲状腺がん発生リスク抑制に重要な安定ヨウ素剤の配布・服用に係る原子力災害対策指針、新検査制度の導入により変化する検査の在り方及び規制監視体制への影響に関する見解、原発再稼働はコストが安いとする政府試算の有無等について質疑を行った。

2月27日の調査会では、「我が国資源エネルギーの展望」のうち、資源エネルギーの安定供給について、参考人から①メタンブルームを国産資源として利用していくために必要な検討事項、②再エネの出力変動に応じて調整を行う別電源の必要性、③エネルギー問題は外部コストを含むコストと便益とを分析し国レベルで取り組む必要性等について意見を聴取し、2030年エネルギーミックスに関する所見と追加すべきと考える事項、経済性・安全性・環境保全等の観点からの分散型エネルギーシステムの有効性の有無、再エネの出力抑制に関して国民に詳しい説明を行う必要性、メタンブルームの早期実用化に向けて重点化すべき政府支援の内容、風力発電に係る国内メーカーがほぼ全部撤退する状況下でのインフラ輸出可能性の有無、電力安定供給のため課題のある大規模集中発電から分散型へ転換する必要性及び有効性等について質疑を行った。

4月24日の調査会では、「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」について、政府から、エネルギー基本計画・エネルギーミックス、再エネ、火力発電の現状、エネルギーをめぐる国際情勢と我が国の安定確保策、地球温暖化関連政策の概要、温室効果ガス排出削減に関する各国の目標及び我が国の対外アプローチの在り方等について説明を聴取し、技術の進展に伴う消費電力の増加といった変動リスクを考える必要性、パリ協定長期成長戦略懇談会の提言取りまとめの経緯を示す議事録の有無、地中熱・雪氷熱・太陽熱といった未利用エネルギーの更なる活用等に係る認識及び取組、2017年にエネルギー消費が増加に転じたことへの省エネの観点からの見解、原子力の長期的位置付けについての国論統一の時期が来始めているとの考えに対する見解、現時点では原発の新增設等は検討していないとの政府答弁と小型モジュール炉開発等を進めることとの整合性についての見解等について質疑を行った。

また、調査報告の取りまとめに向けて、エネルギー選択に当たり複数のエネルギーを組み合わせることの重要性、地球温暖化対策の観点から原発の可能性を残しておく必要性、パリ協定長期成長戦略案の作成経緯の不透明性、ダムにおける

水力発電の活用及び地域における再エネ導入促進の必要性、地球温暖化対策と経済成長の両立における技術革新の不可欠性、政府の原子力の発電コスト試算への疑義及び現実的なコストの再検証の必要性、再エネ普及や脱炭素化のための技術革新に国を挙げて取り組む必要性、エネルギー政策に対する国民の理解が深まるような発信の重要性、最重要課題としてエネルギー自給率の向上に取り組む必要性、再エネの主力電源化を図るべく課題克服のための官民一体となった取組の加速の必要性、大規模集中電源である原発の安定供給の点における非優位性、石炭火力発電所の新設計画を抑止する措置を講じる必要性、技術の進展によるエネルギー消費増加の側面への配慮の必要性、原発の是非等を議論するに当たりテロ対策の側面からも考える必要性等について委員から意見が述べられた。

5月31日の調査会では、パリ協定長期成長戦略懇談会における議論の経緯について、城内環境副大臣から報告を聴取した。

その後、これまで3年間の調査を踏まえ、技術革新の実現に向けて強化すべき研究開発に関する提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○平成31年2月13日(水) (第1回)

- 原子力等エネルギー・資源に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」のうち、我が国資源エネルギーの展望(気候変動と資源エネルギー)について次

の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

公益財団法人地球環境産業技術研究機構システム研究グループグループリーダー・主席研究員 秋元圭吾君
東京大学公共政策大学院教授 有馬純君
特定非営利活動法人気候ネットワーク理事

平田仁子君

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、山添拓君（共産）、矢田わか子君（民主）、鉢呂吉雄君（立憲）、竹内真二君（公明）、儀間光男君（維希）、浜野喜史君（民主）、片山大介君（維希）

○平成31年2月20日（水）（第2回）

○「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

○原子力問題に関する件について磯崎経済産業副大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、浜野喜史君（民主）、江崎孝君（立憲）、熊野正士君（公明）、中山恭子君（維希）、山添拓君（共産）

○平成31年2月27日（水）（第3回）

○「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」のうち、我が国資源エネルギーの展望（資源エネルギーの安定供給）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

九州大学大学院工学研究院准教授 渡邊裕章君

横浜国立大学大学院工学研究院教授 大山力君

京都大学大学院経済学研究科特任教授 安田陽君

〔質疑者〕

井原巧君（自民）、矢田わか子君（民主）、江崎孝君（立憲）、竹内真二君（公明）、片山大介君（維希）、山添拓君（共産）

○平成31年4月24日（水）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像について磯崎経済産業副大臣及び城内環境副大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴き、磯崎経済産業副大臣、城内環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、江崎孝君（立憲）、舟山康江君（民主）、熊野正士君（公明）、片山大介君（維希）、山添拓君（共産）

○令和元年5月31日（金）（第5回）

○原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書を提出することを決定した。

○原子力等エネルギー・資源に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（3）調査会報告要旨

原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書

【要旨】

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成28年9月26日に設置され、3年間の調査テーマを「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」とし、このうち、1年目は「資源エネルギー情勢と我が国の対応」、2年目は「我が国の資源エネルギー戦略」を調査項目として取り上げ、調査を行ってきた。

最終年に当たる3年目においては、「我が国資源エネルギーの展望」を調査項目として、「気候変動と資源エネルギー」及び「資源エネルギーの安定供給」について、参考人から意見を聴取し質疑を行った。また、メタンハイドレートの調査研究等に関する視察を行った。次いで、この3年間の調査を踏まえ、政府から説明を聴取し質疑を行うとともに、委員間の意見交換を行った後、調査報告書を取りまとめ、5月31日、議長に提出した。

本報告書においては、我が国のエネルギー政策、地球温暖化対策、技術革新、再生可能エネルギー、メタンハイドレート等に関する議論の概要を記すとともに、技術革新の実現に向けて強化すべき研究開発に関し、経済発展と温室効果ガス排出量削減の両立、エネルギー分野における I o T や A I

等新技術の更なる活用、地域における再生可能エネルギー導入、水力発電の更なる活用、海洋資源エネルギー開発を主な項目とする提言を行っている。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	柳本 卓治（自民）	今井 絵理子（自民）	風間 直樹（立憲）
幹事	石井 準一（自民）	宇都 隆史（自民）	小西 洋之（立憲）
幹事	岡田 直樹（自民）	北村 経夫（自民）	福島 みずほ（立憲）
幹事	中西 祐介（自民）	古賀 友一郎（自民）	大野 元裕（民主）
幹事	二之湯 武史（自民）	進藤 金日子（自民）	木戸口 英司（民主）
幹事	西田 昌司（自民）	滝波 宏文（自民）	徳永 エリ（民主）
幹事	白 眞勲（立憲）	中曽根 弘文（自民）	増子 輝彦（民主）
幹事	大島 九州男（民主）	長峯 誠（自民）	伊藤 孝江（公明）
幹事	西田 実仁（公明）	二之湯 智（自民）	矢倉 克夫（公明）
幹事	浅田 均（維希）	林 芳正（自民）	山本 香苗（公明）
幹事	仁比 聡平（共産）	藤末 健三（自民）	山本 博司（公明）
	足立 敏之（自民）	松川 るい（自民）	東 徹（維希）
	阿達 雅志（自民）	山下 雄平（自民）	松沢 成文（維希）
	愛知 治郎（自民）	山谷 えり子（自民）	吉良 よし子（共産）
	有村 治子（自民）	小川 敏夫（立憲）	山添 拓（共産）
			（元. 6. 26 現在）

（1）活動概観

第198回国会において本審査会に付託された議案はなく、付託された請願8種類140件は、いずれも保留とした。

（2）審査会経過

○令和元年6月26日（水）（第1回）

○請願第2号外139件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	中曾根 弘文（自民）	江島 潔（自民）	谷合 正明（公明）
	井原 巧（自民）	大野 元裕（民主）	石井 章（維希）
	猪口 邦子（自民）	杉尾 秀哉（立憲）	(31. 1. 31 現在)

（1）活動概観

平成31年1月28日の本会議で1名の委員の辞任が許可された後、新たに1名の委員が選任された。同日、選任された1名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われた。

〔調査の経過〕

今国会においては、個別の行政機関の特定秘密の指定の状況について、説明を聴き、質疑を行った。さらに、内閣官房、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁の特定秘密の提示要求をし、提示された特定秘密について、政府参考人から説明を聴き、質疑を行った。その後、宮腰国務大臣及び政府参考人に対して締めくくり的な質疑を行った。

このほか、立憲、民主及び維希の委員から、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の提示要求の動議が提出されたが、同動議は否決された。

〔調査の概要〕

1月31日、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する調査のため、内閣総理大臣

及び警察庁長官に対する特定秘密の提示要求を議決した。また、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密の指定の状況について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

2月14日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、内閣官房及び警察庁から提示された特定秘密について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

3月1日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の指定の状況について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

5月31日、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する調査のため、公安調査庁長官及び海上保安庁長官に対する特定秘密の提示要求を議決した。また、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、各行政

機関の特定秘密の指定の状況について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

6月19日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、公安調査庁及び海上保安庁から提示された特定秘密について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。また、立憲、民主及び維希の委員から、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の提示要求の動

議が提出され、討論が行われた後、採決の結果、同動議は否決された。

6月26日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について、宮腰国務大臣に対し質疑を行った。また、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について、政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 審査会経過

○平成31年1月31日(木) (第1回)

- 特定秘密の提示を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成31年2月14日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、内閣官房及び警察庁から提示された特定秘密について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成31年3月1日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和元年5月31日(金) (第4回)

- 特定秘密の提示を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和元年6月19日(水) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、公安調査庁及び海上保安庁から提示された特定秘密について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密提示要求の動議を否決した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和元年6月26日(水) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について宮腰国務大臣に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政

文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。

- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

5 政治倫理審査会

委員一覧 (15名)

会 長	吉田	博美 (自民)	橋本	聖子 (自民)	有田	芳生 (立憲)
幹 事	岡田	直樹 (自民)	福岡	資麿 (自民)	那谷屋	正義 (立憲)
幹 事	西田	昌司 (自民)	山本	一太 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
	関口	昌一 (自民)	舟山	康江 (民主)	清水	貴之 (維希)
	二之湯	智 (自民)	森	ゆうこ (民主)	山下	芳生 (共産)
						(31. 1. 28 現在)

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、3,095件（186種類）であり、このうち件数の多かったものは、「障害福祉についての法制度拡充に関する請願」135件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」95件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」88件、「二〇一九年十月からの消費税一〇%中止を求めることに関する請願」及び「憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願」各77件、「七十五歳以上の医療費負担の原則二割化反対に関する請願」75件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣364件、法務186件、外交防衛175件、財政金融359件、文教科学243件、厚生労働1,076件、農林水産11件、経済産業100件、国土交通243件、環境73件、災害対策61件、倫理選挙33件、震災復興31件、憲法140件であった。

請願者の総数は971万3,348人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、6月12日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同19日までと決定された。

6月26日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、4委員会において293件（8種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において「学童保育（放課後児童健全育成事業）を拡充し、子育て支援の充実を求めることに関する請願」外292件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は9.5%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は4.3%であった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備考
委員会等名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	364	10	0	354	10	
法務	186	46	0	140	46	
外交防衛	175	0	0	175	0	
財政金融	359	0	0	359	0	
文教科学	243	0	0	243	0	
厚生労働	1,076	226	0	850	226	
農林水産	11	0	0	11	0	
経済産業	100	0	0	100	0	
国土交通	243	11	0	232	11	
環境	73	0	0	73	0	
災害対策	61	0	0	61	0	
倫理選挙	33	0	0	33	0	
震災復興	31	0	0	31	0	
憲法	140	0	0	140	0	
計	3,095	293	0	2,802	293	提出総数 3,095件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 内閣委員会……………10件
学童保育（放課後児童健全育成事業）を拡充し、子育て支援の充実を求めることに
関する請願（第1183号外9件）
- 法務委員会……………46件
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第1656
号外20件）
裁判所の人的・物的充実に関する請願（第2036号外24件）
- 厚生労働委員会……………226件
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第538号外94件）
難病・長期慢性疾患・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（第1518号
外60件）
ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者の支援と治療薬開発、肝炎ウイルス検診促
進に関する請願（第1871号外23件）
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第2177号外45件）
- 国土交通委員会……………11件
精神障害者の交通運賃に関する請願（第2015号外10件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答 書 受 領 日	掲載 会議録
1	拉致問題対策本部の活動状況と役割に関する質問主意書	有田 芳生君	31. 1.28	31. 1.30	31. 2. 5	31. 2. 7 第5号
2	「拉致」の定義等に関する質問主意書	有田 芳生君	1.28	1.30	2. 5	2. 7 第5号
3	日本海沿岸部に漂着する船舶に関する質問主意書	有田 芳生君	1.28	1.30	2. 5	2. 7 第5号
4	日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに関する質問主意書	小西 洋之君	1.31	2. 4	2. 8	2.22 第6号
5	北方四島を日本固有の領土と明言しない安倍内閣によるいわゆる売国行為に関する質問主意書	小西 洋之君	1.31	2. 4	2. 8	2.22 第6号
6	平成三十年一月分以降の毎月勤労統計調査を用いたアベノミクスの効果偽装に関する質問主意書	小西 洋之君	1.31	2. 4	2. 8	2.22 第6号
7	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の実施する医薬品、医療機器等の審査にかかる手数料の引き上げに関する質問主意書	川田 龍平君	2. 5	2.12	2.15	2.22 第6号
8	応募者に金銭を供与する旨のツイッター上の発言に関する質問主意書	杉尾 秀哉君	2. 5	2.12	2.15	2.22 第6号
9	中央社会保険医療協議会で議論された費用対効果評価に関する質問主意書	川田 龍平君	2. 5	2.12	2.15	2.22 第6号
10	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などが検討している大会開催期間中の法外な首都高通行料に関する質問主意書	川田 龍平君	2. 5	2.12	2.15	2.22 第6号
11	内閣官房長官の定例記者会見における特定の記者の質問を制限する発声等に関する質問主意書	山本 太郎君	2. 6	2.12	2.15	2.22 第6号
12	昭和四十七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」の文言の理解に関する質問主意書	小西 洋之君	2.14	2.18	2.22	3. 8 第7号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答書 受領 日	掲載 会議録
13	政府の法令解釈に関する考え方における「議論の積み重ね」等の文言の趣旨に関する質問主意書	小西 洋之君	31. 2.14	31. 2.18	31. 2.22	31. 3. 8 第7号
14	「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	2.14	2.18	2.22	3. 8 第7号
15	宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問主意書	小西 洋之君	2.14	2.18	2.22	3. 8 第7号
16	企業主導型保育事業に関する質問主意書	伊藤 孝恵君	2.20	2.25	3. 1	3. 8 第7号
17	ODAによるインドネシア・インドラマユ石炭火力発電所事業に係る人権侵害事案等に関する質問主意書	井上 哲士君	2.21	2.25	3. 1	3. 8 第7号
18	田中実氏の生存情報に関する質問主意書	有田 芳生君	2.21	2.25	3. 1	3. 8 第7号
19	在日米軍多摩サービス補助施設に関する質問主意書	伊波 洋一君	2.21	2.25	3. 1	3. 8 第7号
20	関東大震災時における朝鮮人等虐殺事件に関する質問主意書	有田 芳生君	2.26	3. 4	3. 8	3.13 第8号
21	地方自治法第一条の二第二項の地方公共団体の自主性及び自立性の趣旨に関する質問主意書	小西 洋之君	3. 7	3.11	3.15	3.27 第10号
22	D V被害者の参政権の行使に関する質問主意書	福山 哲郎君	3.13	3.18	3.22	3.27 第10号
23	防衛省内の普天間飛行場代替施設建設事業推進チームと国土交通省水管理・国土保全局との人事交流に関する質問主意書	伊波 洋一君	3.14	3.18	3.22	3.27 第10号
24	外国の裁判所における「共同親権」判決に関する質問主意書	真山 勇一君	3.19	3.25	3.29	
25	「拉致」の定義等に関する再質問主意書	有田 芳生君	3.20	3.25	3.29	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答 書 受 領 日	掲載 会議録
26	厚生労働省関連の束ね法案に関する質問主意書	吉川 沙織君	31. 3.25	31. 3.27	31. 4. 2	
27	包括委任規定を設けようとする内閣提出法律案に関する質問主意書	吉川 沙織君	3.25	3.27	4. 2	
28	児童福祉法二十八条事件に係る保護者指導勧告の統計に関する質問主意書	吉川 沙織君	4. 5	4.10	4.16	
29	女性の職業生活における活躍の飛躍的な推進の実現に関する質問主意書	石上 俊雄君	4. 8	4.10	4.16	
30	コネクテッド・インダストリーズ税制の連結法人への適用に関する質問主意書	石上 俊雄君	4. 8	4.10	4.16	
31	未成年者の難民認定申請及び入国管理局の収容施設の被収容者等に関する質問主意書	糸数 慶子君	4. 9	4.15	4.19	
32	ワーク・ライフ・バランス施策が企業に生産性向上をもたらすことを解明する調査研究への包括的支援の必要性に関する質問主意書	石上 俊雄君	4.10	4.15	4.19	
33	産業の国際競争力強化に資する欠損金の繰越控除制度の見直しに関する質問主意書	石上 俊雄君	4.10	4.15	4.19	
34	政府の「可能な限り原発依存度を低減する」方針における「原発」の定義に関する質問主意書	石上 俊雄君	4.11	4.15	4.19	
35	新しい日本銀行券の素材に関する質問主意書	古賀 之士君	4.12	4.17	4.23	
36	ペイモンに関する質問主意書	古賀 之士君	4.12	4.17	4.23	
37	ペトロに関する質問主意書	古賀 之士君	4.12	4.17	4.23	
38	ベネズエラ国債等に関する質問主意書	古賀 之士君	4.12	4.17	4.23	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答復 受領日	掲載 会議録
39	我が国の高レベル放射性廃棄物の地層処分と「オンカロのパラドックス」, 「ユッカマウンテンの正論」に関する質問主意書	石上 俊雄君	31. 4.15	31. 4.17	31. 4.23	
40	平成「過ち」の財政史を教訓とする「令和」のあるべき財政運営の構想に関する質問主意書	石上 俊雄君	4.15	4.17	4.23	
41	元号を「令和」と改める政令の閣議決定及び公布に関する質問主意書	小西 洋之君	4.15	4.17	4.23	
42	児童福祉法二十八条事件に係る保護者指導勧告の統計に関する再質問主意書	吉川 沙織君	4.18	4.22	4.26	
43	日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに関する再質問主意書	小西 洋之君	4.18	4.22	4.26	
44	個々の国会議員と国会の内閣監督機能の関係に関する質問主意書	小西 洋之君	4.18	4.22	4.26	
45	横畠内閣法制局長官による三権分立を侵害する等の違憲かつ違法な暴言に関する質問主意書	小西 洋之君	4.19	4.24	元. 5. 7	
46	道路交通法改正に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4.23	元. 5. 7	5.10	
47	第百九十八回国会への提出が見送られた著作権法等改正案に関する質問主意書	大島 九州男君	4.24	5. 7	5.10	
48	国際協力銀行が融資を決定したベトナム・バンフォン第一石炭火力発電事業に係る国際ルール違反等に関する質問主意書	川田 龍平君	4.26	5. 8	5.14	
49	長時間労働の是正及びワーク・ライフ・バランス実現の推進に関する質問主意書	石上 俊雄君	元. 5. 7	5.13	5.17	
50	子どもたち全員が健やかに育ち、公平に学べる社会の構築に関する質問主意書	石上 俊雄君	5. 8	5.13	5.17	
51	我が国産業界の飛躍・発展を支える人材育成に関する質問主意書	石上 俊雄君	5. 9	5.13	5.17	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答復 受領 月日	掲載 会議録
52	少子高齢化・人口減少の深刻化を踏まえた持続可能な社会保障制度の確立に関する質問主意書	石上 俊雄君	元. 5.10	元. 5.15	元. 5.21	
53	付加価値の適正循環による我が国産業界の持続的発展に関する質問主意書	石上 俊雄君	5.10	5.15	5.21	
54	オープンイノベーションと未来投資の促進・加速による我が国産業界の成長の後押しに関する質問主意書	石上 俊雄君	5.13	5.15	5.21	
55	誰もが活躍し、働き続けられる社会・職場づくりの促進・推進に関する質問主意書	石上 俊雄君	5.14	5.20	5.24	
56	雇用形態にかかわらず、全ての労働者が安心・安定して働ける環境づくりの推進に関する質問主意書	石上 俊雄君	5.15	5.20	5.24	
57	誰もが将来にわたり安心して暮らせる「ひとが中心」のまちづくりの促進・推進に関する質問主意書	石上 俊雄君	5.16	5.20	5.24	
58	我が国電機産業が開発・保有する技術やソリューションの利活用による社会的課題の解決に関する質問主意書	石上 俊雄君	5.16	5.20	5.24	
59	いわゆるホロコースト及び南京大虐殺に関する質問主意書	小西 洋之君	5.20	5.22	5.28	
60	北方四島交流訪問事業における国会議員の「戦争」発言に関する質問主意書	小西 洋之君	5.20	5.22	5.28	
61	「海洋建築物の取扱いについて」に関する質問主意書	又市 征治君	5.23	5.27	5.31	
62	あはき法に関する質問主意書	櫻井 充君	5.23	5.27	5.31	
63	インドネシア共和国におけるチレボン石炭火力発電所拡張事業に係る関係者による不正行為と国際協力銀行による公的融資の貸付実行等に関する質問主意書	石橋 通宏君	5.29	6.3	6.7	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答書 受領 月日	掲載 会議録
64	我が国における難民認定の状況に関する質問主意書	石橋 通宏君	元. 5.29	元. 6.3	元. 6.7	
65	長崎大学で進められているBSL4施設の建設に関する質問主意書	川田 龍平君	5.31	6.5	6.11	
66	陸上自衛隊オスプレイの今後の取扱いに関する質問主意書	青木 愛君	5.31	6.5	6.11	
67	生活保護世帯の子どもが大学・専門学校等に進学した場合に世帯分離をする取り扱いの法的根拠に関する質問主意書	山本 太郎君	6.6	6.10	6.14	
68	山口県岩国市にある愛宕山運動施設等の警察権及び管理権の考え方に関する質問主意書	仁比 聡平君	6.7	6.12	6.18	
69	公務員の定年延長に関する質問主意書	斎藤 嘉隆君	6.10	6.12	6.18	
70	審議会等の答申や報告書等の受領拒否に関する質問主意書	吉川 沙織君	6.12	6.17	6.21	
71	高速道路料金の引き下げに関する質問主意書	浜口 誠君	6.18	6.24		
72	公職選挙立候補者の個人情報に関する質問主意書	伊藤 孝恵君	6.21	6.26		
73	読み書き障がいに関する質問主意書	伊藤 孝恵君	6.21	6.26		
74	審議会等の答申や報告書等の受領拒否に関する再質問主意書	吉川 沙織君	6.24	6.26		
75	陸上自衛隊オスプレイの今後の取扱いに関する再質問主意書	青木 愛君	6.25	6.26		
76	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律と在留外国人の子どもとの関係に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.26	6.26		

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答 書 受 領 日	掲載 会議録
77	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律と病児保育との関係に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	元. 6.26	元. 6.26		
78	改正後の子ども・子育て支援法第五十八条の九及び第五十八条の十に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.26	6.26		
79	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の提案理由として述べられた「幼児教育の重要性」に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.26	6.26		
80	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律と無償化の対象となる年齢との関係に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.26	6.26		
81	六ヶ所再処理工場や東海再処理工場に貯蔵されている高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書	川田 龍平君	6.26	6.26		
82	内閣府の共生社会政策に関する質問主意書	川田 龍平君	6.26	6.26		
83	二〇二〇年のオリンピック・パラリンピックに向けた障害者の受け入れに関する質問主意書	川田 龍平君	6.26	6.26		
84	北方四島交流訪問事業における国会議員の「戦争」発言に関する再質問主意書	小西 洋之君	6.26	6.26		
85	元号を「令和」と改める政令の閣議決定及び公布に関する再質問主意書	小西 洋之君	6.26	6.26		
86	「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」の成立を受けての心臓病対策等に関する質問主意書	小西 洋之君	6.26	6.26		
87	「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する再質問主意書	小西 洋之君	6.26	6.26		
88	個々の国会議員と国会の内閣監督機能の関係に関する再質問主意書	小西 洋之君	6.26	6.26		

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答 書 受 領 日	掲載 会議録
89	国家安全保障戦略における「積極的平和主義」、「国際協調主義」の意味に関する質問主意書	小西 洋之君	元. 6.26	元. 6.26		
90	いじめ防止対策推進法の運用の徹底確保に関する質問主意書	小西 洋之君	6.26	6.26		
91	首相面談記録の未作成に関する質問主意書	小西 洋之君	6.26	6.26		
92	金融審議会会長らが作成した市場ワーキング・グループ報告書を受け取らないとすることが支離滅裂かつ法律違反であること等に関する質問主意書	小西 洋之君	6.26	6.26		
93	トランプ大統領の日米安保条約に関する発言に関する質問主意書	小西 洋之君	6.26	6.26		

令和元年6月27日現在

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第184回 (臨時会)	25. 8. 2(金)	25. 8. 2(金)	25. 8. 7(水)	6		6
第185回 (臨時会)	25.10.15(火)	25.10.15(火)	25.12. 8(日)	53	2	55
第186回 (常会)	26. 1.24(金)	26. 1.24(金)	26. 6.22(日)	150		150
第187回 (臨時会)	26. 9.29(月)	26. 9.29(月)	26.11.21(金) 衆議院解散	63		54
第188回 (特別会)	26.12.24(水)	26.12.26(金)	26.12.26(金)	3		3
第189回 (常会)	27. 1.26(月)	27. 1.26(月)	27. 9.27(日)	150	95	245
第190回 (常会)	28. 1. 4(月)	28. 1. 4(月)	28. 6. 1(水)	150		150
第191回 (臨時会)	28. 8. 1(月)	28. 8. 1(月)	28. 8. 3(水)	3		3
第192回 (臨時会)	28. 9.26(月)	28. 9.26(月)	28.12.17(土)	66	17	83
第193回 (常会)	29. 1.20(金)	29. 1.20(金)	29. 6.18(日)	150		150
第194回 (臨時会)	29. 9.28(木)		29. 9.28(木) 衆議院解散			1
第195回 (特別会)	29.11. 1(水)	29.11. 8(水)	29.12. 9(土)	39		39
第196回 (常会)	30. 1.22(月)	30. 1.22(月)	30. 7.22(日)	150	32	182
第197回 (臨時会)	30.10.24(水)	30.10.24(水)	30.12.10(月)	48		48
第198回 (常会)	31. 1.28(月)	31. 1.28(月)	元. 6.26(水)	150		150

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4.20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5.20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7.12(水)
第3回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5.18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31.11.12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6.22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7.22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7.14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7.24(水)
第11回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7.27(水)
第12回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7.17(木)
第13回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7.18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7.22(火)
第15回	平成 元. 7.23(日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第143回(臨時会)	10. 7.30(木)
第19回	13. 7.29(日)	13. 7.29	19. 7.28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7.11(日)	16. 7.26	22. 7.25	第160回(臨時会)	16. 7.30(金)
第21回	19. 7.29(日)	19. 7.29	25. 7.28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7.11(日)	22. 7.26	28. 7.25	第175回(臨時会)	22. 7.30(金)
第23回	25. 7.21(日)	25. 7.29	令和 元. 7.28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7.10(日)	28. 7.26	4. 7.25	第191回(臨時会)	28. 8. 1(月)

任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成31年4月11日現在)

第4次安倍改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三(衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(金融))

麻生 太郎(衆・自民)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))

石田 真敏(衆・自民)

法務大臣

山下 貴司(衆・自民)

外務大臣

河野 太郎(衆・自民)

文部科学大臣

柴山 昌彦(衆・自民)

厚生労働大臣

根本 匠(衆・自民)

農林水産大臣

吉川 貴盛(衆・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

世耕 弘成(参・自民)

国土交通大臣

石井 啓一(衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(原子力防災))

原田 義昭(衆・自民)

防衛大臣

岩屋 毅(衆・自民)

国務大臣(内閣官房長官)

菅 義偉(衆・自民)

国務大臣(復興大臣)

渡辺 博道(衆・自民)

国務大臣(国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣(防災))

山本 順三(参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(経済財政政策))

茂木 敏充(衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、少子化対策、海洋政策))

宮腰 光寛(衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策))

平井 卓也(衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(規制改革、地方創生、男女共同参画))

片山 さつき(参・自民)

国務大臣

鈴木 俊一(衆・自民)

内閣官房副長官

西村 康稔(衆・自民)

野上 浩太郎(参・自民)

杉田 和博

副大臣

復興副大臣

浜田 昌良(参・公明)

橘 慶一郎(衆・自民)

内閣府副大臣

田中 良生(衆・自民)

左藤 章(衆・自民)

中根 一幸(衆・自民)

総務副大臣

鈴木 淳司(衆・自民)

総務副大臣

内閣府副大臣

佐藤 ゆかり(衆・自民)

法務副大臣

平口 洋(衆・自民)

外務副大臣

佐藤 正久(参・自民)

あべ 俊子(衆・自民)

財務副大臣

うえの 賢一郎(衆・自民)

鈴木 馨祐(衆・自民)

文部科学副大臣

永岡 桂子(衆・自民)

文部科学副大臣

内閣府副大臣

浮島 智子(衆・公明)

厚生労働副大臣

大口 善徳(衆・公明)

高階 恵美子(参・自民)

農林水産副大臣

小里 泰弘(衆・自民)

高鳥 修一(衆・自民)

経済産業副大臣

関 芳弘(衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

磯崎 仁彦(参・自民)

国土交通副大臣

大塚 高司(衆・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

牧野 たかお(参・自民)

環境副大臣

城内 実(衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

あきもと 司(衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

原田 憲治(衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

長尾 敬(衆・自民)

舞立 昇治(参・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

安藤 裕(衆・自民)

総務大臣政務官

大西 英男(衆・自民)

國重 徹(衆・公明)

総務大臣政務官

内閣府大臣政務官

古賀 友一郎(参・自民)

法務大臣政務官

門山 宏哲(衆・自民)

外務大臣政務官

鈴木 憲和(衆・自民)

辻 清人(衆・自民)

山田 賢司(衆・自民)

財務大臣政務官

伊佐 進一(衆・公明)

宮島 喜文(参・自民)

文部科学大臣政務官

中村 裕之(衆・自民)

文部科学大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

白須賀 貴樹(衆・自民)

厚生労働大臣政務官

上野 宏史(衆・自民)

新谷 正義(衆・自民)

農林水産大臣政務官

濱村 進(衆・公明)

高野 光二郎(参・自民)

経済産業大臣政務官

滝波 宏文(参・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

石川 昭政(衆・自民)

国土交通大臣政務官

工藤 彰三(衆・自民)

田中 英之(衆・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

阿達 雅志(参・自民)

環境大臣政務官

勝俣 孝明(衆・自民)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

菅家 一郎(衆・自民)

防衛大臣政務官

鈴木 貴子(衆・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

山田 宏(参・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁

公正取引委員会委員長

公害等調整委員会委員長

一宮 なほみ

杉本 和行

荒井 勉

内閣法制局長官

原子力規制委員会委員長

横畠

更田

裕介

豊志

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成22年	174 (常会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180 (常会)	5,466	1,518	3,948
	181 (臨時会)	227	174	53
	182 (特別会)	46	44	2
25年	183 (常会)	5,580	1,780	3,800
	184 (臨時会)	138	138	0
	185 (臨時会)	3,089	1,143	1,946
26年	186 (常会)	7,236	1,878	5,358
	187 (臨時会)	1,649	484	1,165
	188 (特別会)	26	22	4
27年	189 (常会)	8,409	1,447	6,962
28年	190 (常会)	4,697	1,003	3,694
	191 (臨時会)	60	53	7
	192 (臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193 (常会)	5,814	1,005	4,809
	194 (臨時会)	13	13	0
	195 (特別会)	719	241	478
30年	196 (常会)	5,696	1,000	4,696
	197 (臨時会)	1,507	329	1,178
令和元年	198 (常会)	3,409	774	2,635

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	14,829	283,234	55,172	160,834	50,495	14,644	2,089	190
令和 元年	6,453	145,044	23,167	81,062	35,055	4,758	1,002	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。
令和元年の数は、第198回国会終了日(6月26日)現在。

6 参议院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,025	861	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度	94,435	1,351	1,183	135	33
令和元年度 4月	1,631	28	9	18	1
5月	5,202	86	41	44	1
6月	10,427	123	103	19	1
(年度途中計)	17,260	237	153	81	3

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
イラン・イスラム共和国 議会議長一行 (30.12.20 招待状発送)	団長 議会議長 アリー・ラリジャーニ君	31. 2.12 ～ 2.13
	団員 議会議員 アリーレザー・ラヒーミー君	
	同 議会議員 セイエド・ガーセム・ジャーセミー君	
	同 議会議員 ハサン・ハステバンド君	
	同 議会議員 アサドッラー・ガレハーニー・アルヴェスターニー君	
	同 議会議員 シャーバズ・ハサンプール・ビーグラリー君	
	同 議会議長室室長 モハンマド・ジャアフアリー君	
	同 議会議長特別補佐官 ホセイン・アミール・アブドッラーヒヤーン君	
	同 外務事務次官 ホセイン・パナーヒー・アーザル君	
	同 国会儀典局長 セイエド・モハンマド・ヤスレビー君	
	同 外務大臣特別補佐官兼アジア太平洋局長 マハムード・ファラーザンデ君	
インド上院副議長一行 (31. 2.14 招待状発送)	団長 上院副議長 ハリワンシュ・ナラヤン・シン君	31. 3.16 ～ 3.20
	団員 上院議員 シャムシェル・シン・マンハス君	
	同 上院議員 バンダ・プラカシュ君	
	随員 上院事務総長 デーシュ・ディーパク・ヴァルマ君	
	同 上院議長担当調整官 K.S.C.S.V.P ガンディー君	
	同 副議長秘書官 N.K.シン君	
	同 上院儀典課長補佐 プラヴィーン・クマール君	

8 参議院議員海外派遣一覧

ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
インド及びネパール連邦民主共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (30.10.2 議長決定)	インド ネパール	30.12.15 ～ 12.22	宇都 隆史君(自民) 小川 克巳君(自民) 三浦 信祐君(公明) 白 眞勲君(立憲) 浜口 誠君(民主)	元. 5. 8 議院運営委員会 に報告書を提出
ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (30.11.22 議長決定)	ベトナム ラオス	31. 1. 6 ～ 1.12	岩井 茂樹君(自民) 大野 泰正君(自民) 秋野 公造君(公明) 斎藤 嘉隆君(立憲) 矢田 わか子君(民主)	元. 5. 8 議院運営委員会 に報告書を提出

国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第27回アジア・太平洋議員フォーラム(A P P F)総会出席 (30.11.22 議長決定)	カンボジア	31. 1.13 ～ 1.17	柳本 卓治君(自民) 福島 みずほ君(希会)	元. 5. 8 議院運営委員会 に報告書を提出
第140回 I P U 会議出席 (31. 3.14 議長決定)	カタール	31. 4. 6 ～ 4.11	中野 正志君(自民) 相原 久美子君(立憲)	元. 6.19 議院運営委員会 に報告書を提出

議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
フィリピン共和国上院議長、インド連邦議会上院議長及びシンガポール共和国会議長の招待による各国公式訪問 (30.12.11 議長決定)	フィリピン インド シンガポール	31. 1. 8 ～ 1.15	(議長) 伊達 忠一君(無) 同夫人 吉田 博美君(自民) 魚住 裕一郎君(公明) 那谷屋 正義君(立憲) 山下 芳生君(共産) 儀間 光男君(維新)	元. 6.19 議院運営委員会 に報告書を提出
第8回日中議員会議出席 (31. 1.31 議長決定)	中国	31. 2.17 ～ 2.19	二之湯 智君(自民) こやり 隆史君(自民) 自見 はなこ君(自民) 進藤 金日子君(自民) そのだ 修光君(自民) 伊藤 孝恵君(民主) 小川 敏夫君(立憲) 竹内 真二君(公明) 藤巻 健史君(維希) 山添 拓君(共産)	元. 6.19 議院運営委員会 に報告書を提出

重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ベトナム社会主義共和国及びタイ王国における経済連携・地域協力の動向等(東南アジア地域の成長を取り込んだ日本の経済力の強化策の検討を含む)に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (30.11. 2 議長決定)	ベトナム タイ	30.12.16 ～ 12.22	福岡 資麿君(自民) 宮島 喜文君(自民) 難波 奨二君(立憲) 田村 智子君(共産)	元. 5. 8 議院運営委員会 に報告書を提出

9 国会に対する報告等 (30.12.11～元.6.26)

第197回国会閉会後から第198回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成30年	
12. 11(火)	○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書外13件
14(金)	○ 通貨及び金融の調節に関する報告書
18(火)	○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
21(金)	○ 「平成29年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告 ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について」の報告
平成31年	
1. 22(火)	○ 平成30年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書 ○ 郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見についての報告 ○ 国と地方の協議の場(平成30年度第3回)における協議の概要に関する報告書
25(金)	○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
28(月)	○ 平成28年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告
29(火)	○ 平成29年度特別会計財務書類 ○ 平成30年10月24日から平成31年1月27日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
2. 5(火)	○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
8(金)	○ 平成29年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告 ○ 平成29年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 ○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 ○ 平成31年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
15(金)	○ 平成30年における通信傍受等に関する報告
3. 5(火)	○ 平成30年度第3・四半期における国庫の状況の報告 ○ 平成30年度第3・四半期における予算使用の状況の報告
15(金)	○ 地方財政の状況の報告
19(火)	○ 平成31年行政執行法人の常勤職員数に関する報告
27(水)	○ 平成30年官民人事交流に関する年次報告
29(金)	○ 平成30年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
4. 2(火)	○ シナイ半島国際平和協力業務実施計画の報告
12(金)	○ 調達価格等に関する報告

- 19(金) ○ ギャンブル等依存症対策推進基本計画の報告
- 24(水) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について」の報告
- 26(金) ○ 「平成30年度小規模企業の動向」に関する報告及び「平成31年度小規模企業施策」についての文書
- 「平成30年度中小企業の動向」に関する報告及び「平成31年度中小企業施策」についての文書

令和元年

- 5. 17(金) ○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
- 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
- 28(火) ○ 「平成30年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び「令和元年度食料・農業・農村施策」についての文書
- 平成30年度科学技術の振興に関する年次報告
- 31(金) ○ 「平成30年度水産の動向」に関する報告及び「令和元年度水産施策」についての文書
- 平成30年団体規制状況の年次報告
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況の報告
- 6. 4(火) ○ 平成30年度原子力規制委員会年次報告書
- 「平成30年度食育推進施策」に関する報告
- 7(金) ○ 『「平成30年度環境の状況」に関する報告及び「令和元年度環境の保全に関する施策」についての文書』、『「平成30年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び「令和元年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書』、『「平成30年度生物の多様性の状況」に関する報告及び「令和元年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書』
- 平成30年度エネルギーに関する年次報告
- 「平成30年度森林及び林業の動向」に関する報告及び「令和元年度森林及び林業施策」についての文書
- 平成30年度公害等調整委員会年次報告書
- 平成30年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告
- 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告
- 11(火) ○ 「平成30年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
- 平成30年度個人情報保護委員会年次報告書
- 14(金) ○ 平成30年度の人事院の業務状況報告書
- 「平成30年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告
- 「平成30年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び「令和元年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書
- 「防災に関してとった措置の概況」及び「令和元年度の防災に関する計画」についての報告
- 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更の報告
- 18(火) ○ 小規模企業振興基本計画の変更の報告
- 『「平成30年度消費者政策の実施の状況」に関する報告』及び『平成30年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告』

- 「平成30年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告
- 「平成30年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び「令和元年度高齢社会対策」についての文書
- 「平成30年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告
- 21(金) ○ 平成30年度革新的事業活動実行計画の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関する報告
- 「平成30年度観光の状況」に関する報告及び「令和元年度観光施策」についての文書
- 「平成30年度土地に関する動向」に関する報告及び「令和元年度土地に関する基本的施策」についての文書
- 通貨及び金融の調節に関する報告書
- 平成30年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
- 「平成30年度犯罪被害者等施策」に関する報告
- 平成30年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告
- 「平成30年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和元年度交通安全施策に関する計画」についての報告
- 「平成30年度障害者施策の概況」に関する報告
- 25(火) ○ 「平成30年度交通の動向」に関する報告及び「令和元年度交通施策」についての文書
- 平成30年度首都圏整備に関する年次報告
- 「平成30年度水循環施策」に関する報告

10 国会関係日誌 (30.12.11～元.6.26)

年月日	事 項
【第197回国会(臨時会)閉会后】	
平成30年	
12. 11(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・農林水産委(農林水産関係の基本施策(畜産問題等)について質疑、平成三十一年度畜産物価格等に関する決議) ○ 参・農林水産委(畜産物等の価格安定等について質疑、畜産物価格等に関する決議)
15(土)	○ 参議院ODA調査派遣第2班(インド、ネパール、～22日)
16(日)	○ 佐賀県知事選、山口祥義氏再選
23(日)	○ 宮崎県知事選、河野俊嗣氏3選
25(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長浜博行参議院議員、立憲民主党・民友会へ入会 ○ 鴻池祥肇参議院議員(元防災相、元衆議院議員)逝去
26(水)	○ 北川知克衆議院議員逝去
平成31年	
1. 6(日)	○ 参議院ODA調査派遣第1班(ベトナム、ラオス、～12日)
9(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安倍総理、オランダ、英国訪問(～11日) ○ 青山丘元衆議院議員逝去
15(火)	○ 山口和之参議院議員、日本維新の会へ入会
16(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安住淳衆議院議員外8名、無所属の会を退会 ○ 衆・「無所属の会」、「社会保障を立て直す国民会議」に会派名変更 ○ 衆・「立憲民主党・市民クラブ」、「立憲民主党・無所属フォーラム」に会派名変更 ○ 井出庸生衆議院議員外2名、社会保障を立て直す国民会議へ入会 ○ 安住淳衆議院議員外8名、立憲民主党・無所属フォーラムへ入会
18(金)	○ 常会召集を閣議決定
19(土)	○ 月原茂皓元参議院議員(元衆議院議員)逝去
21(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・沖縄・北方特別委委員派遣(沖縄県、～22日) ○ 安倍総理、ロシア、スイス訪問(ダボス会議出席、～24日)
23(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・法務委(裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護について質疑) ○ 参・「希望の党」解散 ○ 参・「日本維新の会」、「日本維新の会・希望の党」に会派名変更 ○ 行田邦子参議院議員外2名、日本維新の会・希望の党へ入会
24(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・厚生労働委(厚生労働関係の基本施策(毎月勤労統計調査)について質疑) ○ 参・法務委(新たな外国人材の受入れ等について質疑) ○ 参・厚生労働委(毎月勤労統計調査について報告聴取、質疑) ○ 青木愛参議院議員外3名、希望の会(自由・社民)を退会、国民民主党・新緑風会へ入会 ○ 参・「希望の会(自由・社民)」、「希望の会」に会派名変更 ○ 参・「立憲民主党・民友会」、「立憲民主党・民友会・希望の会」に会派名変更 ○ 参・「希望の会」解散 ○ 福島みずほ参議院議員、又市征治参議院議員、立憲民主党・民友会・希望の会へ入会 ○ 衆・「自由党」解散 ○ 小沢一郎衆議院議員、日吉雄太衆議院議員、国民民主党・無所属クラブへ入会

- 伊藤俊輔衆議院議員、国民民主党・無所属クラブを退会、立憲民主党・無所属フォーラムへ入会
- 27(日) ○ 大見正衆議院議員、公職選挙法第90条により退職
- 山梨県知事選、長崎幸太郎氏当選

【第198回国会(常会)】

- 28(月) ○ 参・本会議(懲罰委員長辞任・選挙、7特別委員会設置、情報監視審査会委員辞任・選任、政府4演説)
- 衆・本会議(9特別委員会設置、樽床伸二君辞職許可、政府4演説)
- 開会式
- 29(火) ○ 参・本会議(平成29年度決算の概要報告・質疑)
- 参・決算委(平成29年度決算概要説明)
- 30(水) ○ 衆・本会議(代表質問1日目)
- 31(木) ○ 参・本会議(代表質問1日目)
- 衆・本会議(代表質問2日目)
- 参・情報監視審査会
- 2. 1(金) ○ 参・本会議(代表質問2日目)
- 衆・予算委(平成31年度総予算、平成30年度第2次補正予算提案理由説明)
- 3(日) ○ 愛知県知事選、大村秀章氏3選
- 4(月) ○ 衆・予算委(平成30年度第2次補正予算基本的質疑)
- 5(火) ○ 衆・予算委(平成30年度第2次補正予算基本的質疑、締めくくり質疑、平成30年度第2次補正予算可決)
- 衆・本会議(平成30年度第2次補正予算可決)
- 衆議院東海選挙区、青山周平氏繰上補充当選(大見正君の補欠)、自由民主党に入会
- 衆議院近畿選挙区、馬淵澄夫氏繰上補充当選(樽床伸二君の補欠)
- 6(水) ○ 参・予算委(平成31年度総予算、平成30年度第2次補正予算趣旨説明、平成30年度第2次補正予算総括質疑)
- 7(木) ○ 参・予算委(平成30年度第2次補正予算総括質疑、締めくくり質疑、平成30年度第2次補正予算可決)
- 参・本会議(平成30年度第2次補正予算可決)
- 8(金) ○ 衆・予算委(平成31年度総予算基本的質疑)
- 11(月) ○ 田中美智子元衆議院議員逝去
- 12(火) ○ 衆・予算委(平成31年度総予算基本的質疑)
- イラン・イスラム共和国・ラリジャーニ国会議長一行(参議院招待)、伊達議長訪問
- 13(水) ○ 衆・予算委(平成31年度総予算基本的質疑)
- 14(木) ○ 衆・予算委
- 衆・本会議(所得税法案趣旨説明・質疑)
- 参・情報監視審査会
- 15(金) ○ 衆・予算委
- 衆・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、特別法人事業税法案、森林環境税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
- 18(月) ○ 衆・予算委(平成31年度総予算集中審議「統計問題等」)
- 参・法務委委員派遣(京都府、～19日)
- 参・文教科学委委員派遣(栃木県、茨城県、～19日)
- 参・環境委委員派遣(大阪府、滋賀県、岡山県、～19日)
- 参・予算委委員派遣(長崎県、佐賀県、～19日)
- 参・議院運営委委員派遣(京都府、～19日)

- 第8回日中議員会議
- 20(水) ○ 衆・予算委(平成31年度総予算集中審議「外交・防衛・内外の諸情勢」)
- 参・国際経済調査会委員派遣(大阪府、京都府、～21日)
- 21(木) ○ 衆・予算委
- 田畑毅衆議院議員、自由民主党を退会
- 井上哲夫元参議院議員逝去
- 22(金) ○ 衆・予算委
- 参・本会議
- 24(日) ○ 天皇陛下御在位30年記念式典、伊達議長出席
- 25(月) ○ 衆・予算委(平成31年度総予算集中審議「社会保障政策・内外の諸情勢」)
- 平山佐知子参議院議員、無所属クラブへ入会
- アントニオ猪木参議院議員、無所属クラブを退会、国民民主党・新緑風会へ入会
- 参・震災復興特別委員会派遣(岩手県、～26日)
- 26(火) ○ 衆・予算委公聴会
- 衆・本会議(天皇陛下御即位30年に当たり賀詞奉呈の件)
- 参・外交防衛委員会派遣(兵庫県、大阪府、愛知県、～27日)
- 27(水) ○ 衆・予算委分科会
- 28(木) ○ 衆・予算委(平成31年度総予算集中審議「統計問題・諸課題」)
- 3. 1(金) ○ 衆・本会議(田畑毅君辞職許可、厚生労働大臣根本匠君不信任決議案否決)
- 参・情報監視審査会
- 衆・予算委(平成31年度総予算締めくくり質疑、平成31年度総予算可決)
- 佐藤公治衆議院議員、国民民主党・無所属クラブへ入会
- 2(土) ○ 衆・本会議(1日の延会)(平成31年度総予算可決、地方税法案可決、特別法人事業税法案可決、森林環境税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
- 4(月) ○ 参・予算委(平成31年度総予算基本的質疑)
- 5(火) ○ 参・予算委(平成31年度総予算基本的質疑)
- 衆・情報監視審査会
- 6(水) ○ 参・予算委(平成31年度総予算集中審議「統計問題・内外の諸情勢」)
- 鍛冶清元衆議院議員逝去
- 7(木) ○ 参・予算委
- 衆・本会議(賀詞奉呈報告、もとむら賢太郎君辞職許可、特定防衛調達特措法案趣旨説明・質疑)
- 藤田幸久参議院議員、国民民主党・新緑風会を退会、立憲民主党・民友会・希望の会へ入会
- 8(金) ○ 参・本会議(天皇陛下御即位30年につき慶賀の意を表する件、所得税法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 11(月) ○ 東日本大震災8周年追悼式、伊達議長出席
- 12(火) ○ 参・予算委公聴会
- 衆・本会議(特定防衛調達特措法案可決、子ども・子育て支援法案趣旨説明・質疑)
- 13(水) ○ 参・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、特別法人事業税法案、森林環境税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委(平成31年度総予算集中審議「社会保障・内外の諸情勢」)
- 衆議院東海選挙区、吉川赳氏繰上補充当選(田畑毅君の補欠)、自由民主党に入会
- 14(木) ○ 参・予算委(平成31年度総予算集中審議「社会保障・内外の諸情勢」)
- 衆・本会議(大学等修学支援法案、学校教育法案趣旨説明・質疑)

- 衆議院南関東選挙区、谷田川元氏繰上補充当選(もとむら賢太郎君の補欠)、国民民主党・無所属クラブに入会
- 目黒吉之助元衆議院議員逝去
- 15(金) ○ 参・本会議(賀詞奉呈報告(開会前)、特定防衛調達特措法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 檜崎欣弥元衆議院議員逝去
- 18(月) ○ 参・予算委(平成31年度総予算集中審議「安全保障・内外の諸情勢」)
- 19(火) ○ 衆・本会議(民事執行法案趣旨説明・質疑)
- インド・ハリワンシュ上院副議長一行(参議院招待)、伊達議長訪問
- 22(金) ○ 参・予算委
- 鷲尾英一郎衆議院議員、自由民主党へ入会
- 25(月) ○ 参・予算委(平成31年度総予算集中審議「安倍内閣の基本姿勢」)
- 26(火) ○ 参・予算委
- 衆・情報監視審査会(平成30年年次報告書提出)
- 衆・本会議
- 小山峰元参議院議員逝去
- 27(水) ○ 参・予算委(平成31年度総予算締めくくり質疑、平成31年度総予算可決)
- 参・総務委(地方税法案可決、特別法人事業税法案可決、森林環境税法案可決、地方交付税法案可決)
- 参・外交防衛委(特定防衛調達特措法案可決)
- 参・財政金融委(所得税法案可決)
- 参・本会議(平成31年度総予算可決、地方税法案可決、特別法人事業税法案可決、森林環境税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決、特定防衛調達特措法案可決)
- 29(金) ○ 参・本会議
- 4. 2(火) ○ 衆・本会議(情報監視審査会報告(情報監視審査会平成30年年次報告書について)、建築物省エネ法案趣旨説明・質疑)
- 4(木) ○ 参・決算委(平成29年度決算全般質疑)
- 相沢英之元衆議院議員(元金融再生委員長)逝去
- 7(日) ○ 北海道知事選、鈴木直道氏当選
- 神奈川県知事選、黒岩祐治氏3選
- 三重県知事選、鈴木英敬氏3選
- 福井県知事選、杉本達治氏当選
- 大阪府知事選、吉村洋文氏当選
- 奈良県知事選、荒井正吾氏4選
- 鳥取県知事選、平井伸治氏4選
- 島根県知事選、丸山達也氏当選
- 徳島県知事選、飯泉嘉門氏5選
- 福岡県知事選、小川洋氏3選
- 大分県知事選、広瀬勝貞氏5選
- 8(月) ○ 参・決算委
- 9(火) ○ 衆・本会議(子ども・子育て支援法案可決、金融機能早期健全化法案趣旨説明・質疑)
- 宮本岳志衆議院議員、公職選挙法第90条により退職
- 11(木) ○ 衆・本会議(大学等修学支援法案可決、学校教育法案可決、電波法案、電気通信事業法案趣旨説明・質疑)
- 12(金) ○ 参・本会議(渡辺美知太郎君辞職許可、子ども・子育て支援法案趣旨説明・質疑)

- 衆・本会議(女性活躍推進法案、対案(衆第2号～第4号)趣旨説明・質疑)
- 15(月) ○ 参・決算委
- 16(火) ○ 衆・本会議(民事執行法案修正議決、中小企業等経営強化法案趣旨説明・質疑)
- 17(水) ○ 衆議院近畿選挙区、清水忠史氏繰上補充当選(宮本岳志君の補欠)、日本共産党に入会
- 19(金) ○ 参・本会議(大学等修学支援法案趣旨説明・質疑)
- 保岡興治元衆議院議員(元法相)逝去
- 21(日) ○ 衆議院大阪府12区補選、藤田文武氏当選
- 衆議院沖縄県3区補選、屋良朝博氏当選
- 22(月) ○ 参・決算委
- 藤田文武衆議院議員、日本維新の会へ入会
- 安倍総理、フランス、イタリア、スロバキア、ベルギー、米国、カナダ訪問(～29日)
- 23(火) ○ 衆・本会議(金融機能早期健全化法案可決、建築物省エネ法案可決、電波法案可決、電気通信事業法案可決、障害者雇用促進法案趣旨説明・質疑)
- 24(水) ○ 参・本会議(建築物省エネ法案趣旨説明・質疑)
- 屋良朝博衆議院議員、国民民主党・無所属クラブへ入会
- 25(木) ○ 衆・本会議(女性活躍推進法案可決、国有林野管理経営法案趣旨説明・質疑)
- 参・内閣、文教科学、厚生労働連合審査会(子ども・子育て支援法案質疑)
- 30(火) ○ 退位礼正殿の儀、伊達議長出席
- 天皇陛下御退位

令和元年

- 5. 1(水) ○ 天皇陛下御即位
- 剣璽等承継の儀、即位後朝見の儀、伊達議長出席
- 7(火) ○ 柿沢未途衆議院議員、松原仁衆議院議員、社会保障を立て直す国民会議へ入会
- 8(水) ○ 参・本会議(女性活躍推進法案趣旨説明・質疑)
- 島田三郎参議院議員逝去
- 9(木) ○ 衆・憲法審査会(憲法改正国民投票に係る有料広告の自主規制の検討状況について参考人質疑)
- 参・内閣委(子ども・子育て支援法案可決)
- 参・文教科学委(大学等修学支援法案可決)
- 参・国土交通委(建築物省エネ法案可決)
- 衆・本会議(天皇陛下御即位に当たり賀詞奉呈の件(賀詞起草委設置)、賀詞案議決)
- 10(金) ○ 参・本会議(金融機能早期健全化法案趣旨説明・質疑、建築物省エネ法案可決、大学等修学支援法案可決、子ども・子育て支援法案可決)
- 衆・本会議(児童福祉法案、児童福祉法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 13(月) ○ 参・決算委
- 14(火) ○ 衆・情報監視審査会
- 丸山穂高衆議院議員、日本維新の会を退会
- 15(水) ○ 参・本会議(天皇陛下御即位につき慶賀の意を表する件(賀詞案起草特別委設置)、賀詞案議決)
- 亀井郁夫元参議院議員逝去
- 16(木) ○ 参・財政金融委(金融機能早期健全化法案可決)
- 衆・本会議(賀詞奉呈報告、障害者雇用促進法案可決、中小企業等経営強化法案可決、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」報告・質疑)
- 17(金) ○ 参・本会議(賀詞奉呈報告(開会前)、中小企業等経営強化法案趣旨説明・質疑、金融機能早期健全化法案可決)

- 20(月) ○ 参・決算委
- 衆・情報監視審査会
- 21(火) ○ 衆・本会議(国有林野管理経営法案可決)
- 22(水) ○ 参・本会議(国有林野管理経営法案趣旨説明・質疑)
- 参・決算委
- 23(木) ○ 野呂田芳成元参議院議員(元防衛庁長官、元衆議院議員)逝去
- 24(金) ○ 参・本会議(2調査会報告)
- 28(火) ○ 参・厚生労働委(女性活躍推進法案可決)
- 参・経済産業委(中小企業等経営強化法案可決)
- 衆・本会議(児童福祉法案修正議決)
- 29(水) ○ 参・本会議(障害者雇用促進法案趣旨説明・質疑、女性活躍推進法案可決、中小企業等経営強化法案可決)
- 30(木) ○ 衆・本会議
- 階猛衆議院議員、国民民主党・無所属クラブを退会
- 31(金) ○ 参・本会議
- 参・情報監視審査会
- 6. 2(日) ○ 鹿熊安正元参議院議員逝去
- 青森県知事選、三村申吾氏5選
- 3(月) ○ 参・決算委(平成29年度決算准総括質疑)
- 4(火) ○ 参・農林水産委(国有林野管理経営法案可決)
- 5(水) ○ 参・本会議(児童福祉法案趣旨説明・質疑、国有林野管理経営法案可決、資源調査会報告)
- 6(木) ○ 参・厚生労働委(障害者雇用促進法案可決)
- 衆・本会議(議員丸山穂高君糾弾決議案可決)
- 7(金) ○ 参・本会議(「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」報告・質疑、独占禁止法案趣旨説明・質疑、障害者雇用促進法案可決)
- 10(月) ○ 参・決算委(平成29年度決算議決、措置要求議決)
- 12(水) ○ 参・本会議
- 安倍総理、イラン訪問(～14日)
- 13(木) ○ 衆・本会議
- 14(金) ○ 参・本会議(平成29年度決算議決)
- 18(火) ○ 参・厚生労働委(児童福祉法案可決)
- 参・経済産業委(独占禁止法案可決)
- 衆・本会議
- 衆・情報監視審査会
- 19(水) ○ 参・本会議(独占禁止法案可決、児童福祉法案可決)
- 参・情報監視審査会
- 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
- 21(金) ○ 参・本会議(予算委員長金子原二郎君解任決議案否決、財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案否決)
- 衆・本会議(財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君不信任決議案否決)
- 23(日) ○ 沖縄全戦没者追悼式、伊達議長出席
- 24(月) ○ 参・本会議(内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案否決)
- 松本善明元衆議院議員逝去
- 25(火) ○ 衆・本会議(安倍内閣不信任決議案否決)

- | | |
|-------|---|
| 26(水) | <ul style="list-style-type: none">○ 参・本会議(井上義行君辞職許可、国際労働機関(ILO)創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案可決)○ 参・情報監視審査会○ 衆・本会議(国際労働機関(ILO)創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案可決、事務総長辞任・選挙)○ 菅原喜重郎元衆議院議員逝去○ 第198回国会閉会 |
|-------|---|